

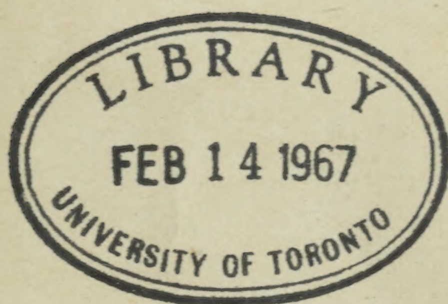


Hōgen monogatari
Hōgen monogatari shinshaku

保元物語新釋

吉村重德著

東京神田
大同館藏版


LIBRARY
FEB 1 4 1967
UNIVERSITY OF TORONTO


UNIVERSITY OF TORONTO
FEB 18 1964
East Asiatic Studies Library

保元物語新釋

目次

卷之一

卷之二

卷之三

―（目次終り）―

保元物語解說

一　作者及び著作の時代

保元物語は平治物語と其の事實が類似してゐて、文章體裁も亦似てゐるので、昔から同一人の手になつたものであらうと言はれてゐる。然らば作者は誰であるかといふと、昔から種々の說があつて確定しない。民部權少輔時長卽葉室時長であるといひ、或は中原師梁であるといひ、又は多武峰の僧源喩（又は公喩）だとも言つてゐるが、皆推察で確かな事はわからない。

本書著作の年代も亦不明で、唯元曆元年四月十五日白河殿址に崇德院廟を造營した事が書いてあるから、その後に出來たものである事は確だが、それ以外に何等の確證

もない。まづ文章の上から推して、鎌倉時代の中頃に出來たものであらうと思はれる。

二　内容及文章

本書の記實は保元元年七月二日鳥羽院の崩御に始まり、元暦元年四月十五日白河殿址に崇德院廟を造營して遷宮を行ふに至る、二十八年間に亘つてゐるが、大部分は戰亂を中心として、前後一ヶ月間の出來事である。大體史實によつて書いたものではあるが、中には誇張に失する處もあり、或は事實に反する處もあつて、其の儘を信ずる事は出來ない。

抑保元の亂は我が國史上稀に見る慘劇で、人倫全く地に墮ち、新井白石の所謂、父父たらず、兄兄たらず、君君たらず、臣臣たらざる有樣である。父子兄弟叔甥が敵味方に別れて、鎬を削るさへ歎はしいのに、其の終局の成敗を骨肉の間に於てするとい

ふのは何たる事であらう。此の世ながらの修羅道で、本書を一讀する者は誰か面を掩はない者があらうか。此の如き事實を眺めて筆を執る者は、自然王道の陵夷人倫の頽廢を痛嘆せざるを得まい。特に本書の著者は四書、六經、史傳に通じ、佛典にも明であつたやうだから、其の豐富なる智識を以て事件を縱横に批評論議し、王道論、后妃論、義朝論の如き堂々たる名議論文が出來たのである。

本書中の人物に於て、最も著者が筆力を勞してゐるのは爲朝である。著者は彼を理想的英雄として示さうとした結果、大分誇張して書いてあるやうである。彼の智謀にすぐれ、勇氣に富み、尙德操の見るべきものがあるのは、全く十七八歲の青年とは思はれぬ程である。彼が强弓であつた事は東鑑にも傳へられてゐて、少しも疑ふべき處はないが、それにしても本書に書いてある程の事はなかつたのであらう。然し著者が力を入れてゐるだけあつて、何にしても爲朝は仲々よく描けてゐる。殊に白河殿夜討に於ける彼の武者振の如きは痛快淋漓其の風貌を眼前に見るやうである。

新院讃岐遷幸及同御經沈の事の段なども、非常によい文章で、後世の文學に影響したところが多い。

凡保元物語の文章は簡素遒勁で、眞に和漢混淆體の開始として屈指の名文であるが、剛健なる文章の反面として、餘韻餘情に闕ぐる處があり、詩的情趣の乏しいのは遺憾の至である。

三　異本及び註釋書

保元物語は昔から多く平治物語と併せて刊行されてゐる。そして片假名本三冊と平假名本三冊との二種がある。片假名本の方は古くより傳り、平假名本の方はそれより後に出來て、一般世間に流布したものであらう。尚異本としては、京師本、杉原本、鎌倉本、半井本、岡崎本の五種がある。本書の註釋書としては左の如きものがある。

一、參考保元物語　九冊今井弘濟内藤貞顯著　一、頭書保元物語一冊中根淑氏著

一、保元物語講義　二冊　三木五百枝氏著

保元物語新釋

吉村重德 著

後白河院御即位の事

爰に鳥羽禪定法皇と申し奉るは、天照大神四十六世の御末、神武天皇より七十四代の帝なり。堀河天皇第一の皇子、御母は贈皇太后宮藤苡子、閑院大納言實季卿の御女なり。康和五年正月十六日に御誕生、同じき年の八月十七日皇太子に立たせ給ふ。嘉承二年七月十九日堀河院隱れさせ給ひしかば、太子五歲にて踐祚あり。御在位十六箇年が間、海內靜にして天下穩なり。寒暑も節を過たず。民屋も誠に豐なり。保安四年正月二十八日御歲二十一にして御位をのがれて、第一の宮崇德院に讓り給ふ。大治四年七月七日白河院隱れさせ給ひてより後は、鳥羽院天下の事をしろし召して政を行ひ給ふ。忠ある

者を賞しおはしますこと、聖代聖主の先規に違はず。罪あるものをも赦し給ふこと、大慈大悲の本誓にかなひおはします。されば恩光に照らされ德澤に潤ひて、國も富み民も安かりき。

【語釋】【禪定法皇】禪定とは佛門に歸依して一心に其の道を修める者をいふ。又法皇に冠して其の尊稱とする。法皇は太上天皇の佛道に入らせられたのをいふ。【世】世は父子の續きを數へる稱、代は帝王即位の續きを數へる稱。【贈皇太后宮】薨後皇太后宮の尊號を贈られたのをいふ。【藤苡子】藤原苡子の略。【大納言】太政官の次官。其の職掌は天皇に侍從し、大臣と共に天下の政事を議し、又天皇の仰の可なるを薦め、否なるを止め、下言を奏上し、上の言を傳達する。【踐祚】神器を傳承して天皇とならせられるのをいふ。尙即位は御即位の大禮を行はせられた時をいふ。【崇德院】崇德天皇の御事。院は上皇、法皇の御所をいひ、轉じて上皇若しくは法皇を申し奉る。一時に二人以上います時には、第一の上皇を一院又は本院、次を中院、其の次を新院と申し奉る。【聖代聖主の先規】治まれる御代に聖天子の定められた先例。【大慈大悲】廣大無邊なる慈悲。特に觀世音の慈悲をいふ。【本誓】本來の誓をいふ。

【通釋】ここに鳥羽禪定法皇と申し奉るのは、天照大神から四十六世の御末に當らせられる神武天皇から、七十四代の天皇である。堀河天皇の第一の皇子で、御母は贈皇太后宮藤原苡子、即閑院大納言實季卿の御女である。康和五年正月十六日に御誕生遊ばされ、同年八月十七日に皇太子に立た

せらる。嘉承二年七月十九日に堀河院が御崩去になつたから、太子は五歳で御踐祚になり、御在位十六年間は、國内も靜かで、天下も穩である。寒さ暑さも時節を違へず、民家も誠に豐かな生活をしてゐる。保安四年正月廿八日御歳二十一になられて、御位を去つて、第一の皇子崇德天皇に御讓位になる。大治四年七月七日白河院が御崩御になられて後は、鳥羽院が天下を治められて、政を行はせらる。忠義の臣を賞せられることは、治まれる御代に聖天子の定められた先例に違はない。又罪のある者を赦される事は、廣大無邊なる慈悲をあらはさんとする、佛の本來の誓に叶はせられる。故に恩の光に照され、德の惠に潤うて、國も富み民も安らかであつた。

保延五年五月十八日美福門院の御腹に皇子御誕生ありしかば、上皇殊に悅び思し召して何しか春宮に立て給ふ。永治元年十二月二十七日三歳にて御即位あり。依て先帝をば新院とぞまうしける。先帝異る御恙もわたらせ給はぬに、押し下し給ひけるこそあさましけれ。依て一院、新院父子の御中快からずとぞ聞えし。誠に御心ならず御位を去らせ給へり。復り即かせ給ふべき御志にや、又一の宮重仁親王を位に即け奉らんとや思し召しけん。叡慮はかり難し。永治元年三月十日鳥羽院御餝おろさせ給ふ。御年三十九。御齡も未だ盛なるに玉體も恙なくおはしませども、宿善内に催し、善緣外に顯れて、眞實

報恩の道に入らせ給ふぞめでたき。然るに久壽二年の夏の比より近衞院御惱おはしましゝが、七月下旬にははや憑み少き御事にて　清涼殿の庇の間にうつし奉る。されば御心細くや思し召しけん、御製に斯くぞ、

　　蟲の音の弱るのみかは過ぐる秋を
　　　惜しむ我が身ぞまづ消えぬべき

終に七月二十三日に隱れさせ給ふ。御年十七、近衞院是なり、最惜しき御齡なり。法皇女院の御歎理にも過ぎたり。


【美福門院】藤原得子の院號。得子は中納言藤原長實の女で、鳥羽天皇薙髮の後、其の美を聞かれて之を納れられた。近衞天皇が生れ給ふに及んで女御とせられ、近衞天皇御卽位の後は尊んで皇后とせられた。【春宮】皇太子をいふ。【御恙】御病氣。【押し下し。】無理に御位を去らしめる。【あさまし。】意外の事で驚く。【一院】鳥羽院。【新院】崇德院。【復り卽かせ給ふ。】再び天皇の御位につかせられること。【一宮】第一の皇子。【御飾おろさせ給ふ】髮をおろして僧とならせらる。【宿善內に催し】宿善は前世に行つた善事である。內は心中、催すはきざし起ることである。卽前世に於ける善行の結果により、佛道に入らうとする願が御心の中にきざし起つたのをいふ。【善緣外に顯れ】善緣は佛と善い緣を結ぶのをいふ。卽佛と善い緣を結ばれた事が、外形に顯れたといふので、御落飾せられたのをいふ。【眞實報恩の道】眞に佛恩に報ずる道。【御惱】御病氣。【清涼殿】天皇の常に

御起居あらせられる御殿。九間四面ある。【庇の間】中古の寢殿造に於て、中央の間を母屋といひ、その四面にある細長い間を庇の間といふ。【蟲の音の云々。】蟲の音が弱るばかりか、さらでない、暮れ行く秋を惜しむこの身がその蟲よりも先に消えてしまひさうである。【法皇】鳥羽法皇。【女院】美福門院。【理にも過ぎたり】普通あるべきことの以上になるのをいふ。

通釋 保延五年五月十八日に美福門院の御腹から皇子が御生れ遊ばされたので、鳥羽上皇は殊にお悅び遊ばされて、いつか早くと待ちかねられ、直に皇太子に立てらる。永治元年十二月二十七日に三歲で御卽位になる。依つて先帝を新院と申し上げた。先帝は格別御病氣でもあらせられぬのに、無理に御位を去らしめられたのは、あきれ入つた次第である。だから、鳥羽院と崇德院との御中はよろしくなかつたと云ふことである。誠に崇德院は御意志に反して御位を去られたのである。再び天皇の御位につかせられようとの御心であつたのか、又一の宮重仁親王を位に卽け奉らうとの思し召しであつたのか、御心中は推察しかねる次第である。永治元年三月十日に鳥羽院は御髮をおろして佛門に入らせられる。御年は三十九である。御年齡も未だ盛んで、御體も御壯健であらせられるけれども、前世に於ける善行の結果により、佛道に入らうとの御願が、今更に御心中に萠え出でて、佛との善き緣を結ばれた事は外形に顯れ、眞に佛恩に報ずる道に入られたのはめでたい事である。ところで久壽二年の夏の頃から近衞天皇が御病氣であらせられたが、七月下旬には最早絕望

に近い御狀態になつたので、清涼殿の庇の間に御うつし申し上げる。それで天皇は御心細く思し召されたのであらう、御製にかくの如く遊ばされた。

　蟲の音の弱るのみかは過ぐる秋を
　　惜しむ我が身ぞまづ消えぬべき

終に七月二十三日に御崩御になる。御年十七で、近衞天皇と申上げるのが、この御方樣である。まことに惜しい御齡である。鳥羽法皇や美福門院の御歎は非常なものであつた。

新院この時を得て、わが身こそ位に復り卽かずとも、重仁親王は一定今度は位に卽かせ給はんと待ち請けさせおはしませり。天下の諸人も皆斯く存じける處に、思の外に美福門院の御計にて、後白河院その時は四の宮とて打籠められておはせしを、御位に卽け奉り給ひしかば、高きも賤しきも思の外の事に思ひけり。この四の宮も故待賢門院の御腹にて、新院と御一腹なれば、女院の御爲には共に御繼子なれども、美福門院の御心には重仁親王の位に卽かせ給はんことを猜み奉らせ給ひて、この宮を女院もてなしまゐらせ給ひて、法皇にも內々申させ給ひけるなり。その故は近衞院世を早くせさせ給ふことは、新院呪咀し奉り給ふとなん思し召しけり。是に依て新院の御恨ひとしほ増さらせ給

で、幹の高さは數丈に達する。葉は對生、橢圓形又は卵形で、平行脈を有し强靭で光澤がある。【翳さんと】冠に揷さうと。【三つの山】熊野三山のことで、本宮、新宮、那智をいふ。【奉幣】神に幣帛と奉るのをいふ。幣帛は神に奉るものの總稱であるから、金錢、布帛、紙類でも禽獸でもいふ。【眞言妙典】眞言は梵語、陀羅尼の譯で、眞實で虛妄のないのをいふ。佛菩薩の說いた呪語で、この經文は漢譯せずして原語のまゝに誦するのである。【御法樂】正式の祭が終つて後、神佛を慰める爲に行ふ舞樂などをいふ。【臨終生念、往生極樂】死に臨んで一心に佛を念ずることによつて、極樂に往生することを得るのをいふ。

通釋 巫も身を投げ伏し、一所懸命に祈つたので、人々は目をすまして見てゐると、權現は既に巫にのりうつられたのであらう、種々不思議な神業を現はされて後、巫が法皇の方に向いて、右の手をさしあげて、打返し〳〵して、「これはどうか。」といふ。法皇は誠に權現の御告げだと思し召して、御座を下りて、御手を合せ、「そのことで御座います。さてどうなることでございませう。」と申されると、「明年の秋の頃必ず崩御になるであらう。その後の世の中は、手の裏を返す樣にならうぞ。」と御告げがあつたから、法皇を始め奉り、御伴の人々皆淚を流して、「さてどうしたら、御命を延べられる事が出來ませう。」とお尋ねすると、「前世より定まつた運は限があるから、我が力に及ばない。」といつて、權現は天へ上つてしまはれた。參集した貴賤上下の人々は各頭を地につけて拜み奉つた。法皇の御心の中はどれ程か御心細く思はれたのであらう。何時も御參詣なされては、帝の御壽

を天地の長久なるに准へて、切目の王子の梛の葉を百度千度も冠に挿さうと思はれてゐたのに、今は熊野三山の御奉幣も、これが最後であると御心細く、眞言妙典を誦して、佛を慰め奉るにも、死に臨んで一心に佛を念じ、極樂往生が出來るやうにと、御祈念になつた。すべて御還幸の御樣子はまことにあはれである。

鳥羽院崩御の事

斯くて今年は暮れにけり。明くる四月二十七日改元あつて保元とぞ申しける。この比より法皇御不豫の事あり、偏に去年の秋近衞院先立たせ給ひし御歎の積にやと、世の人申しけれども、業病請けさせ給ひけるなり。日にしたがつて重らせ給へば、月を追うてたのみ少く見えさせおはしませば、同六月十二日美福門院鳥羽の成菩提院の御所にて御飾下させ給ひ、現世後生をたのみまゐらせ給ふ。近衞院も先立ち給ひぬ。又偕老同穴の御契淺からざりし法皇も、御惱重らせ給ふ御歎の餘に思し召し立つとぞ聞えし。御戒の師には三瀧上人觀空ぞ參られける。あはれなりし事どもなり。法皇は權現御託宣の事なれば、御祈もなく御療治もなし。只一向御菩提の御勤のみなり。七月二日終に一ノ院隱れ

本地垂跡の神を尊稱する號となつた。【勸請】神を乞ひ下すこと。【まさしき】正しき。行の確な。【巫】神に仕へて祈禱をし、又神降しなどする女。【おろしまゐらする】神の靈を巫の身によらしめて、託宣を承ること。【午の時】正午。【古老の山伏】古老は年寄で、修驗の効を積んだ者をいふ。山伏は山中に起臥して佛道を修行する者。特に修驗者をいふ。【般若妙典】般若經。妙典は非常に勝れた經文の義。

通釋 ここに久壽二年の冬の頃に、鳥羽法皇は熊野へ御參詣になつた。本宮證誠殿の御前で、現世未來の御祈りをなされると、夢ともなく、現ともなく、御寶殿の中から、童子があらはれて、手を差し出して、裏返し裏返しせられるやうに見えた。法皇は大いに驚かれて、先達や御伴の人々を召し、不思議なお告げがある、權現を勸請し奉らうと思はれて、「しつかりした巫があるか。」と仰せられたので、熊野山中第一の巫を召し出す。「御不審の事がある、占ひ奉れ。」と命ぜられたので、朝から權現を下し奉るけれども、正午頃までお降りにならないので、老巧な山伏八十餘人が大般若經を讀んで、久しい間祈り奉る。

巫も五體を地に投げ、肝膽を碎きければ、諸人目をすまして見る處に、權現既に下りさせ給ひけるにや、種々の神變を現じて後、巫法皇に向ひまゐらせて、右の手をさしあげて打返し〳〵「是は如何に」と申す。誠に權現の御託宣なりと思し召して、御座をすべらせ給ひて、御手を合はせ、「申す所是なり。さて如何すべく候」と申させ給へば、「明年

の秋の比必崩御なるべし。その後世の中手の裏を反す如くならんずるぞ」と御託宣ありければ、法皇を始めまゐらせ、供奉の人々皆涙を流して「さて如何なる事ありてか、御命延びさせ給ふべき」と問ひ奉れば、「定業限あれば力に及ばす」とて、權現は上らせ給ひぬ。參り集りたる貴賤上下、各頭を地につけて拜み奉りけり。法皇の御心の中如何ばかりか御心細く思し召しけん。日比の御參詣には天長地久に事寄せて、切目王子の梛の葉を百度千度翳さんとこそ思し召すに、今は三つの山の御奉幣も、これを限と御心細く、眞言妙典の御法樂にも、臨終生念往生極樂とのみぞ御祈念ありける。すべて還御の體あはれなりし御有樣なり。


【肝膽を碎きければ】出來るだけの力をつくすことで、こゝでは熱心に祈禱すること。【神變を現じ】神靈が巫にのりうつて、種々異樣な動作をする。【託宣】神が人について其の意志を宣べ傳へること。【御座をすべらせ給ひて】御座を下りて下手にゆかれる。【申す所是なり】今お伺ひ申すのはこの事の爲である。【手の裏を反す如く】事の反對になるのをいふ。卽今の治世が忽ちにして亂世となるのをいふ。【定業】前世より定まつてゐる運。【上らせ給ひぬ】巫の身を離れて天へ上らせられたのをいふ。【天長地久に事寄せて】天地の長久なるに准へて。【切目王子】熊野の末社。京都から熊野へ參詣する道筋に九十九の王子といふ神社があつて遙拜をしたり禊祓を行つたりした。これも其の一つである。【梛の葉】梛は竹柏とも書く。一位科羅漢松屬の常綠喬木

ふも理なり。

〔語釋〕【一定】必ず。【打籠められて】世にもてはやされずのけものにせられて。【待賢門院】大納言藤原公實の女璋子。【御一腹】御同腹。【もてなし】よくとりもつ。【咒咀】のろひ。神佛に祈つて他人の災禍を蒙らしむること。

〔通釋〕新院はこの機會を得て、我が身こそ重祚することが出來ずとも、重仁親王は必ず位に即かせられるであらうと待つて居られた。天下の人々も皆この樣に思つて居つた處が、意外にも、美福門院の御計で、後白河天皇、その當時は四の宮といつて、世にもてはやされずのけ者にせられてゐた方を、御位に御卽け申したから、上下共に意外の事に思つた。この四の宮も故待賢門院の御腹で、新院とは御同腹であるから、美福門院の御爲には共に御繼子であるけれども、女院は御心中に重仁親王の御位に御卽きになることを、やはりいやに思はれて、この四の宮をよくとりもたれ、鳥羽法皇にも內々推擧せられたのである。そのわけは、近衞天皇が御早世遊ばされたのは、新院がのろはれたのだと思はれてゐたのである。かういふわけで新院の御恨が一層深くなられるのも尤もなことである。

法皇熊野御參詣竝御託宣の事

爰に久壽二年の冬の比、熊野へ御參詣あり。本宮證誠殿の御前にて、現當二世の御祈念ありしに、夢現ともあらず、御寶殿の中より童子の御手をさし出して、打返し〳〵せさせ給ふ。法皇大きに驚き思し召して先達竝に供奉の人々を召して、不思議の瑞相あり、權現を勸請し奉らばやと思召して「まさしき巫やある」と仰せければ、山中無雙の巫を召し出す。「御不審のことあり、占ひ申せ」と仰せければ、朝より權現をおろしまゐらするに、午の時までおりさせ給はねば、古老の山伏八十餘人、般若妙典を讀誦して祈誓やゝ久し。

語釋　【熊野】紀伊國熊野權現のこと。【本宮證誠殿】熊野權現は本宮、新宮、那智の三つに分れてゐて、これを合せて三所權現と云ふ。又熊野三山ともいふ。證誠殿は本宮の名。中古以來僧徒等が當宮を掌るやうになつて、本地垂跡の說を唱へ、熊野本宮の本地は藥師佛であるとし、之を證誠大菩薩と號した。それによつて證誠殿と名づけたものである。【現當】現在と未來【夢現ともあらず】現は現在をいふ。夢のやうでもなく、現在のやうでもないといふので、極めておぼろげなのにいふ。「御寶殿」神寶又は奉納の物を納めて置く殿をいふ。けれども後世は御神體を奉安する神殿をも言つた。こゝは後の方である。【先達】勤行を積んで、峰入の時などに、同行の先導となる修驗者。【供奉の人】お伴の人。【瑞相】めでたきしるしの意であるが、ここはお告げの意にとればよい。【權現】佛家で佛などが衆生を濟度する爲に身を變じて此の世に現れるのをいふ。それによつて

させ給ひぬ。御年五十四、未だ六十にも滿たせ給はねば、猶惜しかるべき御命なり。有爲無常の習、生者必滅の掟、始めて驚くべきにあらねども、一天暮れて日月の光を失へるが如く、萬人歎きて父母の喪に逢ふに過ぎたり。釋迦如來生者必滅の理を示さんとて、娑羅雙樹の下にてかりに滅度を唱へ給ひしかば、人天共に悲みき。

【語釋】【今年】久壽三年。【改元】年號を改めること。元年を改める義である。昔は卽位、災異、祥瑞などある每に改められたが、明治天皇の御代に一世一元の制に定められた。【御不豫】不豫はタノシマズと訓じ、病氣のことで、帝王の御病氣の場合にいふ。【御歎の積にやと】御歎が積み重なつて、このやうに御病氣になられたのであらうかと。【業病】惡業の報によつて受けるといふ死病。【鳥羽】京都の南。山城國紀伊郡。上鳥羽村に鳥羽殿の舊趾がある。【成菩提院】御所の名。【現世後生をたのみまゐらせ給ふ】此の世に於ても幸福を得、死後も極樂往生が出來るやうに祈禱せられる。【偕老同穴】偕老は夫婦共に老年まで親しくするをいひ、同穴は死後墓を同一にするのをいふ。それで夫婦の中が極めて親密であるのにいふ。【御戒の師】佛道に入る時、戒を授ける僧をいふ。戒は人を戒めて非を防ぎ、過ちを止むるおきてをいふ。【一向】ひたすら。【菩提】佛語で道又は覺と譯する。無上の正覺をいふ。又佛果を得ることをもいふ。菩提の御勤とは佛果を得る爲のつとめである。【一院】鳥羽法皇。【有爲無常の習】世上の事物は變轉して、暫くもそのまゝではゐないといふならはし。【生者必滅の掟】生命あるものは必ず滅亡するといふ法則。【娑羅雙樹】娑羅は堅固又は高遠の義である。夏冬葉が凋まぬ故にいつ

たのだといふ。この林中に二本づつ八本四方に雙生した大木があつたので雙樹といふ。釋迦如來がこの樹の下で入滅したので、佛教に有名な樹になつた。【滅度】佛果を得て、永く生死の患へを脱すると。又入滅すること一特に釋迦の涅槃に入つたのをいふ。【人天】人類と天神。

【通釋】かうして今年は暮れた。明くる年の四月廿七日に年號が改まつて、保元といふことになつた。この時分から鳥羽法皇が御病氣になり、專ら去年の秋近衛天皇が崩御になつた御歎の積つたためであらうかと。世間の人々は言つたけれども、業病をうけさせられたのである。日一日と重らせられるので、月の立つにつれてたのみ少なくなられるから、同年六月十二日に美福門院は鳥羽の成菩提院の御所で、御髮を落されて、現世及び後世をお祈りになる。近衛天皇も崩御になられたし、又老の後まで互に親しくして、死後は同じ墓にと深く契つた法皇も御病が重らせられた御歎のあまりに、思立たれたといふ事である。御戒を授ける導師には三瀧上人觀空が參られた。哀なことどもである。法皇は熊野權現の御託宣があつた事であるから、別に御祈もなく、御療治もせられない。只ひたすら佛果を得るやうにとの御勤をなされるばかりである。七月二日に終に鳥羽法皇は御崩御になつた。御年五十四、未だ六十にもおなりにならないのであるから、猶惜しいと申上げねばならん御命である。世上の事物は變轉して暫くも其のままではゐないならはしであり、生命ある者は必ず滅亡するといふ法則であるから、今更驚くべき事ではないけれども、一天暮れて日月は光を失つた如く、

萬人は歎いて、父母の死に逢つた以上であつた。釋迦如來は生者必滅の道理を示さうとして、娑羅雙樹の下で、かりに入滅せられたから、人類も天神も共に悲しんだ。

彼の二月中の五日入滅には五十二類愁の色を顯し、この七月二日の崩御には、九重の上下悲みを含めり。心無き草木も愁へたる色あり。況んや年來近く召し使はれし人々、如何計の事をか思ひけん。況して女院の御歎、申すもなか〳〵愚なり。玉簾の内に龍顏に向ひ奉り、金臺の上に王體に雙び給ひしに、今は燈の下には伴ふ影もおはしまさず、枕の許には古を戀ふる御涙のみぞ積りける。古き御衾空しき床に殘りて、御心を碎く種と爲り、古の面影は常に御身に立ち添ひて、忘れ給へる御事ぞなき。有待の御身は、貴賤も高卑も異ることなく、無常の境界は、刹利も首陀もかはらねば、妙覺の如來猶因果の理を示し、大智舍利弗、又先業を顯すことなれば、凡下の驚くべきはあらねども、去年の御歎に今年の御悲みの重りけるを、如何せんとど思し召しける。

語釋 【彼の二月中の五日】釋迦の入滅した時をいふ。中の五日は十五日。【入滅】滅度に入ること。釋迦の涅槃に入ること。又僧の死すること。【五十二類】人間から、禽獸、蟲魚、草木に至るまでの種類。【九重】皇居は奥深い所にあるから、九重といふ。【なか〳〵愚なり】なか〳〵は却つて。愚は疎略の意。御歎の深いことを申上げるのも却つて疎かなことであるといふことで、言葉に盡し難いのを言つたのである。【玉簾】玉などを飾つた

簾で、御立派な簾の意。【龍顔】天皇の御顔。【金臺】金で装飾した臺。叉美しく飾つた臺。【玉體】帝王及貴人の身體の敬稱。【伴ふ影もおはしまさず】燈火にうつる影も女院御一人で、他に伴ふ影のないのをいふ。【御衾】衾はねる時身を被ふ夜具。【御心を碎く種】御哀悼の本【有待】物によつて形をなすものの稱、佛に對して凡夫をいふ。【無常の境界】無常の疆域。【刹利】刹帝利で印度四姓中の第二位をいふ。即王種及武士の階級である。四姓は婆羅門、即僧侶。刹帝利即王種及武士。毘舍、即商賈。會首即農民をいふ、【首陀】前刹利の解にある。【妙覺】悟を開いて、天地の眞理を極める。【因果】原因と結果で、總ての事は因緣があつて結果があること。【舍利弗】釋迦の十大弟子中の一人。【先業を顯すことなれば】智の優れた舍利弗も、前世の宿業を顯はして、入滅したことであるから。業は因があつて、それが緣となつて得る結果をいふ。【凡下】普通の人【去年の御歎に今年の御悲しみ】近衞天皇の崩御と鳥羽法皇の崩御をさしていふ。

【通釋】　あの二月十五日の如來入滅の時には、五十二類のものが憂の色を顯し、今年の七月二日の御崩御には禁中の上下悲を含んだ。心なき草木も愁へた樣子である。ましてや年來召し使はれた人々はどんなに悲しく思つたことであらう。況して美福門院の御歎の深いことは申上げやうとしても言葉に盡し難いのである。昨日までは玉の簾の內に天皇の御顏に向ひ奉り、黃金の臺の上に玉體と並んで居らせられたのに、今は燈火にうつる影も女院一人で、他に伴ふ御影もなく、枕のもとには古を戀ふる御淚のみ積つたのである。古き御衾は空しく床に殘つて、御哀悼のもととなり、昔の君の御面影は常に幻に浮んで忘れられる時はない。凡夫である我々は貴いも賤しいも、高いも卑しいも死の

道にはかはりなく、無常の疆域に至れば、帝王も農民もかはる事はないから、悟を開かれて釋迦如來も因緣果報の理を示して入滅せられ、大智者の舍利弗さへも、又前世の宿業を顯し入滅したことであるから、普通の人に死が來たとて、驚くに足らぬ事ではあるけれども、去年の御歎に今年の御悲の重なつた事であるから、どうしようかと思はれたのである。

新院御謀反の事

かゝる御愁の折節。新院の御心中覺束なしとぞ人申しける、されば仙洞も騷がしく禁裏も靜ならざるに、新院の御方の武士、東三條に籠り居て、或は山の上に登り木の枝に居て、姉小路西洞院の內裏高松殿を窺ひ見る由聞えしかば、保元元年七月三日、下野守義朝に仰せて、東三條の留守に候ふ少監物藤原光貞幷に武士二人召し、捕つて仔細を問はる。一院御不豫の間、去んぬるころより御謀叛の聞あるのみならず、軍兵東西より參り集り、兵具を馬に負はせ車に積んで持ち運び、その外怪しき事多かり。新院日比思し召しけるは、「昔より位を繼ぎ禪を受くること必嫡孫にはよらねども、その器をえらび、外戚の高卑をも尋ねらるゝにてこそあれ。これは只當腹の寵愛と云ふばかりを以て近衞

院に位をおし取られて、恨深くて過ぎし處に、先帝隱れ給ひぬる上は、重仁親王こそ帝位にそなはり給ふべきに、思の外に又四の宮に越えられぬるこそ口惜しけれ」と、御憤ありければ、御心のゆかせ給ふ事とては、近習の人々に「如何にせんずるぞ」と常に御談合ありけり。

語釋　【覺束なし】明かならずして疑はしい。【仙洞】上皇のまします御所。ここは崇德上皇のまします御所を指す。【禁裏】皇居。ここは後白河天皇のまします高松殿を指す。【東三條】崇德上皇の御居所。三條の北、東洞院の西、烏丸の東にあつた。但しこの時上皇は鳥羽の田中殿におはせられた。【姉小路西洞院の內裏】高松殿は姉小路と西洞院とにまたがつてゐたからかくいふのである。姉小路は三條と二條との間にある東西の通。西洞院は大內裏の東方にある南北に通ずる道。內裏は皇居のこと。【留守に候】御留守居役をしてゐた。【少監物】中務省の役人で、大中の監物とともに、監察、出納、及び庫藏の管鑰と請け進める事を掌つた。【器をえらび】器量のあるかしこい者をえらぶ。【外戚の高卑】外戚は母方の親戚をいふ。外戚の高卑とはその皇子の御母后の御里方の御身分の高いと卑しいと。【當腹】今の本妻の腹に生れたこと、又其の人をいふのであるが。こゝは御腹樣の意で、近衞天皇をうまれた美福門院をさす。【先帝】近衞天皇。【四の宮】鳥羽院の第四の皇子後白河天皇。【御心のゆかせ給ふ事】心のゆくは氣が晴れることで、御院の御氣晴らしになること。【近習】おそばに仕へて居る人。【如何せんずるぞ】せんずるぞは、せんとするぞを略したもので、どうすればよいかの意。



かうした御愁の折から、新院の御心中が疑はしいとの噂が立つた。それは仙洞御所も騷がしく、宮中も靜にならない中に、崇德上皇の御方の武士が東三條に籠つて居て、或は山の上に登り、木の枝に居て、姉小路と西洞院の間にある內裏高松殿を窺つてゐる由が聞えたから、保元元年七月三日に下野守義朝に仰せつけられて、東三條の留守番をしてゐる少監物藤原光貞及び武士二人とを召し捕つて委細の事情を訊問せられる。一院が御病氣中に、先達つてから新院御謀叛の噂があるばかりでなく、軍兵が東西より集つて來て、武器を馬に負はせ、車に積んで持ち運び、其の外怪しい事が多かつた。新院は常々思はれるのに「昔から帝位をつぎ、禪讓をうけることは必らず嫡孫にきまつてゐるわけではないけども、その器量のあるかしこい者をえらび、御母后の御里方の御身分の高下を御詮議せられるのである。この度は只の御腹樣の御寵愛になる御子であるといふばかりで、近衞院に位を奪はれて、恨深く過してゐた處に、先帝が崩御になつた上は、重仁親王こそ帝位につけらるべきであるのに、意外にも又四の宮に越えられたことは口惜しい事である。」と、御腹が立つて居られたから、氣晴しになることとては、おそばに仕へて居る人々に「どうすればよいのか。」と常に御相談になつてゐた。

宇治左大臣賴長と申すは、知足院禪閤殿下忠實公の三男にておはします。入道殿の公達の御中に殊更愛子にておはしましけり。人柄も左右に及ばぬ上、和漢共に人に勝れ禮

儀を訓へ、自他の記錄に暗からず、文才世に知られ、諸道に淺深を探る朝家の重臣攝籙の器量なり。されば御兄の法性寺殿の詩歌に巧にて、御手跡の美しくおはしますをばそしり申させ給ひて「詩歌は閑中の弄なり、朝家の要事に非ず、手跡は一旦の興なり、賢臣必しも是を好むべからず」とて、わが身は主と全經を學び、信西を師として、とこしなへに學窻に籠りて、仁義禮智信を正しくし、賞罰勳功を分ち、政務をきりとほしにして、上下の善惡をたゞされければ、時の人惡左大臣とぞ申しける。


【宇治】賴長は宇治に居たのでいふ。【左大臣】太政官の長官で、天下の政務を統領する役。【知足院】忠實の出家した後の號。【禪閤】大閤の佛門に入つた者をいふ。大閤は關白を辭して、其の子が關白になつた時前の關白を大閤といふ。【殿下】今は直族方に限つて用ゐるけれども、此時代は攝政關白なども殿下と稱した。中古以前は矢張り皇族方に用ゐてゐた。【入道殿】忠實をいふ。【公達】貴族の子息をいふ。【左右に及ばぬ】とやかくといふに及ばぬ程立派な。【禮儀を訓へ】朝廷の儀式や故實作法に關することを取調べる。【自他の記錄】日本支那の書物。〔諸道に淺深を探る〕萬の學問に奧深く通じてゐる。【攝籙】攝政。【法性寺殿】藤原忠通。【閑中の弄】ひまな時にする遊びごと。【全經】五經、十三經等の經書。【信西】藤原通憲。藤原實兼の子で、才學雙びなく、出家して信西と號し、平治の亂に殺された。【分つ】大小輕重を判定する。【政務をきりとほしにして】政務によく通じて居ること。【惡左大臣】惡は猛く恐るべき意に用ゐたものである。



宇治左大臣頼長と申すは、知足院禪閤殿下忠實公の三男であらせらる。入道殿の御子息達の中で、殊に愛せられた御子であらせられた。人柄もとやかくと言ふに及ばぬ程立派である上に、和漢の學共に人に勝れ、朝廷の儀式や故實作法をよく調べて通曉し、日本支那の書物にも通じ、文才も世に知られ、萬の學問に奥深く通じてゐた。朝廷の重要な臣であり、攝政ともなり得る器量である。故に御兄の法性寺殿が詩歌に巧で、御筆跡の美しいのをそしられて、「詩歌はひまな時にする遊びごとである。朝廷に於ける重要事でない。筆蹟などは一時の興味をひく位のものである。賢臣なるものは必ずしも是を好むに及ばない。」といつて、自分は專ら全經を學び、信西を師として、どこまでも學問に耽つて、仁義禮智信をし正くし、賞罰勳功を判定して、政務によく通じ、上下の罪惡を糺斷せられたから、當時の人が惡左大臣といつた。

諸人かやうに恐れ奉りしかども、眞實の御心向は極めてうるはしくおはしまして、性の舍人牛飼なれども、御勘當を蒙る時、道理を立て申せば、細々と聞し召して、罪なれば御後悔ありき。又禁中陣頭にて公事を行はせ給ふ時、外記官史等を諫めさせ給ふに、過たぬ次第を辨へ申せば、わが僻事と思し召す時は、忽に折れさせ給ひて、御怠狀をあそばして彼等に賜ぶ。恐をなして賜はらざる時は「わが能く思し召す怠狀なり、只賜は

り候へ、一の上の怠狀を以下の臣下取り傳ふる事、家の面目にあらずや」と仰せられければ、畏りて賜はりけるとかや。誠に是非明察に善惡無二におはします故なり。世も是をもてなし奉り、禪閤殿下も大切の人に思し召しけり。久安六年九月二十六日、氏長に補し、同じき七年正月十日、內覽の宣旨を蒙らせ給ふ。「攝政關白を閣きて三公內覽の宣旨是ぞ始めなる」と、人々かたぶけ申されけれども、父の殿下の御計の上は、君も強ちに仰せらるる仔細もなし、この大臣とても必しも世をしろし召すまじきにもなければ、諸臣も是を許し給ひけり。

語釋　【心向】心ざま。【怪し】賤しい。【舍人】昔天皇又は皇族などに近侍した雜掌をいつた。臣下にも賜つた者は之を具した。御牛車の牛飼や、馬の口取りなども稱したので、こゝは後者の方である。【牛飼】牛車をひかしめる牛を取扱ふ下人。【御勘當を蒙る】罰せられる。勘は考へることで、勘當とは刑律を勘へて罪を當てることをいふ。【陣頭】大臣公卿などが朝廷に出仕して列坐する所。【公事】朝廷で行はれる政事、及諸儀式。【外記】太政官の役人で、大外記小外記各二人あり、その職掌は詔勅及上奏文の起草、記錄等を掌り、除目、叙位等の公事を奉行する役である。【官史】太政官の役人で、大小の二史左右に分れ、諸司、諸國の庶務を記錄する。【僻事】間違つた事。【怠狀】謝罪狀。【恐をなして賜はざる時は】おそろしく思つて、謝罪狀を受取らざる時は。【わが能く思し召す怠狀】自分に人に與へるのがよいと思つて與へる謝罪狀。即與へんと欲して與へるもの。【賜り

候へ】受取れ。【一の上】左大臣をいふ。【善惡無二】善と善とし、惡を惡とすることはならびがない。【久安六年】近衞天皇の御代の年號。【氏長者】氏族中の長で、宗家から出て一族を統括する。【內覽】太政官並に殿上より奏上の文書を、前に內見して萬機を宣行する重職。攝關は必ず內覽する者であるから、攝關のある時には、此の職を置かれないのが通則である。【三公】太政大臣、左大臣、右大臣。【かたぶけ申されけれども】首を傾けて、同意しかねる樣子であつたけれども。【世をしろし召すまじきにもなければ云々】しろし召すは政事を執るをいふ。今こそ關白ではないけれども、後には關白になつて天下の政をとられるかも知れないから、下々の群臣もあまり內覽の事を非難しなかつたのである。

通釋　諸人はこのやうにお恐れ申したけれども、本當の御心ざまは極めて美しくて、賤しい舍人や牛飼であつても、お叱を受ける時、道理を立てて申譯をすると、仔細に御聽聞あつて、罪がないことがわかれば、御後悔になつた。又禁中の陣頭で政事を行はせられる時、外記官吏等を御訓戒になる場合、間違つてゐない理由を明に申し上げると、自分が間違つてゐたと御考へになれば、直にされて謝罪狀を認めて彼等に賜る。彼等が恐縮して戴かない時には、「これは自分がよいと思つて與へる謝罪狀である。そのまゝ受取るがよい。左大臣の謝罪狀をそれ以下の臣下が持つてゐる事は、家の名譽ではないか。」と仰せられたので、恐入つて頂戴したといふことである。これは誠に物の是非を明に察し、善を善とし、惡を惡とすることはならびなくあらせられるからである。世間の人も

これをほめ奉り、禪閤殿下も大切な人であると思はれた。久安六年九月廿六日に氏長者に補せられ、同七年正月十日に、內覽の宣旨を蒙られる。「攝政關白を擱いて、三公が內覽の宣旨を受ける事は是が始めてだ。」と、人々は首を傾け同意しかねる樣子であつたけれども、父殿下の御計である上は、君も强いて反對せられるわけもない。この大臣とても、必ずしも關白となつて政事をとられる事がないとも限らないから、諸臣もこれをとがめずにゐた。

法性寺殿は只關白の御名ばかりにて、よその事の如く、天下の事に於いていろはせ給ふ事もなかりしかば、殊に御憤深くて「當今位に卽かせ給ひて世淳素に復るべくは、關白の辭表をさまるか、又內覽氏長者關白につけらるるか、兩樣共に天裁に在り」と、頻に申させ給ひけり。この關白殿は萬なだらかにおはしませば、人皆譽め奉りけり。關白殿と左大臣とは御兄弟の上、父子の御契約にて禮儀深くおはしましけれども、後には御中惡しくぞ聞えし。されば左大臣殿思し召しけるは、一院隱れさせ給ひぬ。今新院の一の宮重仁親王を位に卽け奉りて、天下をわがまゝに取り行はばやと思ひ立ち給ひければ、常に新院へ參り御宿直ありければ、上皇もこの大臣を深く御憑みありて仰せ合はせらるゝこと懇なり。或る夜新院左大臣殿に仰られけるは「抑昔を以て今を思ふに、天

智は舒明の太子なり。孝徳天皇の皇子その數おはしましゝかども、位に卽き給ひき。仁明は嵯峨第二の皇子、淳和天皇の御子達を擱きて祚を踐み給ひき。花山は一條に先立ち、三條は後朱雀に進み給ひき。わが身徳行なしと雖、十善の餘薰に應へて先帝の太子と生れ、世澆薄なりと雖、萬乘の寶位を忝くす。上皇の尊號に連るべくは重仁こそ人數に入るべき處に、文にもあらず武にもあらぬ四の宮に位を越えられて、父子共に憂に沈む。然りと雖故院おはしましつる程は力なく二年の春秋を送れり。今舊院登遐の後は、われ天下を奪はん事何の憚かあるべき。定めて神慮にも叶ひ人望にも背かじものを」と仰せられければ、左府、もとよりこの君代を取らせ給はば、わが身攝籙に於ては疑ひなしと悅びて、「尤も思し召し立つ處然るべし」とぞ勸め申されける。

語釋　【いろはせ】關係して取扱ふ。【當今】今の天皇を申す。こゝは後白河天皇。【淳素】淳厚素朴で、すなほでかざりけのないこと。【關白の辭表をさまるか】關白の辭表を天皇が御受納になるか。【天裁】天皇の御裁斷。【萬なだらか】萬事おだやか。【父子の契約】養子となつて父子となるべき約束。【御宿直】守護の爲宿直する。【孝徳天皇の皇子】天皇の皇子は有間皇子御一人であつた。本文は誤つゐる。【祚を踐み】天皇にならせられる。【十善の餘薰に應へて】十善は不殺生、不偸盜、不邪婬、不妄語、不兩舌、不惡口、不綺語、不貪欲、不瞋恚、不邪見をいふ。この十の善事を前世に於て行はれたによつて、この世にて帝王の御身分に生れられたのである。餘薰

は殘つた薫で、前世の善事が現世までも及んだのをいふ。【澆薄】世が衰へて、人情の薄くなつたをいふ。【萬乘】萬乘の君の略で、天子のことをいふ。支那では天子は兵車萬乘を出すべき畿內方千里の地を領するといふ。【人數に入る】天皇の位を繼がれる御方の中に入る。【文にもあらず】文學にも通ぜず。【登遐】天皇上皇などの崩御といふ。遐は遙な義で、遙に天上に登られる意。【左府】左大臣賴長。

通釋　法性寺殿は只關白といふ御名があるばかりで、天下の事に於ては、餘所事の如く、關係して取扱はれることもなかつたから、殊に御憤も深くて「今上陛下が御卽位になつて、世の中が淳厚素朴に立かへるならば、關白の辭表を御受納になるか、又は內覽氏長者は關白がなるやうにせられるか、兩樣何れか天皇の御裁斷を仰ぐ。」と頻に仰せられた。この關白殿は萬事ゆるやかであられるから、人は皆ほめ奉つた。關白殿と左大臣とは御兄弟である上に、父子の御契約があつて、禮義を正しくせられてゐたけれども、後には御中が惡くなつたといふことである。そこで左大臣殿が思はれるには、一院は崩御になつた。今こそ新院の一の宮重仁親王を位に卽け奉つて、天下を自分の意のままに取扱つてみたいものだと思ひ立たれたから、常に新院へ參つて宿直をせられたので、上皇もこの大臣を深く御たのみになつて、胸襟を開いて御談合になつた。或夜新院が左大臣殿に仰せられたのには、「いつたい昔の例を以て今の事を考へてみるに、天智天皇は舒明天皇の太子である。孝德天皇の皇子は數多くあらせられたけれども、それをさし措いて位に卽かれた。仁明天皇は嵯峨天

皇の第二皇子であるが、淳和天皇の御子達を擱いて御踐祚になつた。花山天皇は一條天皇に先立ち、三條天皇は後朱雀天皇に先を越して位につかれた。朕は德行がないといつても、十善を行つた餘薫によつて、先帝の太子と生れ、世は衰へて、人情は輕薄になつたとはいへ、天子の位を恭うした。朕が上皇の尊號に列することが出來るならば、重仁こそは天皇の位につくべきであるのに、文學にも通せず、武藝にも秀でない四の宮に位を越えられて、父子共に憂に沈んでゐる。しかし故院御在世中はどうする事も出來ないで、二年の春秋を送つた。今や舊院崩御の後は自分が天下を奪つたとて、何の不都合があらう。定めて神の御心にも叶ひ、人民の望にも背かないだらうに。」と仰せられたから、左大臣はもとよりこの君が代を取らせられたならば、自分は攝政になれる事は疑ひないと悦んで、「御思し召し立たれた所は御尤千萬、至極結構であります。」とお勸め申しあげた。

新院この御企なりければ、鳥羽の田中殿を出でさせ給ふべき由を仰せられけるに、何と聞き分けたる事はなけれども、いかさま事の出でくべきにこそとて、京中の貴賤上下、資財雜具を西東へ運び隱す。門戸を閉ぢ、人々は兵具を集めければ「こは如何に、縱令新院國を奪はせ給ふとも、仙院晏駕の後、僅に十箇日の中にこの御企、宗廟の御はからひも計り難く、凡慮の推す所然るべからず。この程は雲の上には星の位靜に、境の

の中には波風も收りたる御代に、斯く切つて續いたる樣に騷がしく亂るゝことの悲しさよ」と人々歎き合へり。

語釋　【鳥羽の田中殿】鳥羽の離宮の一御殿。【何と聞き分けたる事】何事と確にききとりたること。【いかさま】何にしても。【仙院】仙洞に同じく、太上皇をいふ。ここは鳥羽法皇を指す。【晏駕】崩御。天子は早く起きて政を見られるのが常であるけれども、崩じて出られぬのを、臣下の心としては、宮車晏（オソ）く駕して出られる爲であらうといふやうに取りなして云ふ語。【宗廟】伊勢大廟。【凡慮】凡人のかんがへ。【雲の上】朝廷。【星の位】もと三公のことであるが、公卿殿上人などをも廣くいふ。【切つて續いだる樣に】うつてかはつた樣に。

通釋　新院がかういふ御考であつたので、鳥羽の田中殿を出られる由を仰せられると、何事と確にききとつたのではないけれども、何にしても一事件起るにちがひないと、京中の貴賤上下、資財や雜具を西や東へ運んで隱す。門や戸を閉ぢ、人々は武具を集めたので、「これはどうした事だ、縱令新院が國を奪はせられるとも、鳥羽法皇が崩御になつてから後、十日もたたぬ中にこんな御企をなさるとは、伊勢大廟の御考もどうだか計り難く、吾々凡人が考へてもよくないと思ふ。近來は朝廷に於ても官臣所を得て安らけく、國内は戰亂絶えて平靜な御代であつたのに、かううつてかはつた樣に騷亂の起るとはなさけない事だ。」と人々歎き合つた。

官軍方々手分の事

内裏にもこの由聞えければ、同じき五日召されて參る武士は誰々ぞ。先づ下野守義朝、陸奥新判官義康、安藝判官基盛、周防判官季實、隱岐判官維繁、平判官實俊、新藤判官助經、軍兵雲霞の如く召し具して、高松殿に參しけり。彼等を南庭に召されて、少納言入道を以て、去んぬる二日、一院崩御の後、武士兵具を調へて東西より都へ入り集ること、道も去りあへず、以ての外の狼藉なり。弓箭を帶せん輩をば、一々召し捕つて參上すべき由仰せ下さる。各庭上に跪いてこれを承る。「義朝義康は內裏に候ひて、君を守護し奉れ、その外の檢非違使は皆關々へ向ふべし」とて、宇治路へは安藝判官基盛、淀路へは周防判官季實、粟田口へは隱岐判官維繁、久々目路へは平判官實俊、大江山へは新藤判官助經承つて向ひけり。

【語釋】【同じき五日】保元元年七月五日。【下野守】下野の國守である。古は其の國に下つて政務を執つたけれども、この頃は都にあつて、ただその待遇を受けるばかりである。【新判官】新になつた檢非違使の尉をいふ。檢非違使は嵯峨天皇の時創めて京都に置かれ、後文德天皇の頃から諸國にも置かれた。司法、警察の職權を持

つたもので、長官は別當、次官は佐、判官は尉、主典は志である。【新藤判官】藤原氏で、新になつた判官。【少納言入道】信西。【道も去りあへず】多くて道を避けることも出來ない。【狼藉】亂暴。【關々】關所關所をいふ。關所は諸國の要路に役人を置いて、旅人を檢し、又事ある時には之を固めて、非常に備へる場所をいふ。【宇治】山城國久世郡にある。京都の南方。【淀】同じく久世郡。京都の西南。【粟田口】山城國愛宕郡。京都の東北。【久々目路】東山阿彌陀峰の北麓を廻つて山科に通ずる路。【大江山】山城國乙訓郡。京都の西方。いまの老の坂といふ地。

【通釋】禁中にもこのことが聞えたから、同じ五日に召されて參る武士は誰々ぞといへば、先づ下野守義朝、陸奥新判官義康、安藝判官基盛、周防判官季實、隱岐判官維繁、平判官實俊、新藤判官助經等で、軍兵を夥しく召しつれて、高松殿に參集した。君には彼等を清涼殿の廣庭に召されて、少納言入道信西を以て、去る二日一院が崩御せられた後で、武士が武具を調へて東西より都へ入り來る有樣、道を避ける事も出來ない程である。これは以ての外の亂暴だ。弓箭を持つて居る者共をば一々召し捕つて參上せよとの趣を仰せ下される。各は庭上に跪いてこれを承る。「義朝義康は內裏にゐて、君を守護し奉れ。その外の檢非違使は皆關所々々へ向へ。」といつて、宇治路へは安藝判官基盛、淀路へは周防判官季實、粟田口へは隱岐判官維繁、久々目路へは平判官實俊、大江山へは新藤判官助經が承つて向つた。

今夜關白殿並に大宮大納言伊通卿以下公卿參じて議定ありて、謀叛の輩皆召し捕つて流罪すべき由宣下せらる。春宮大夫宗能卿は鳥羽殿に候はれけるを召されければ、風氣とて參內せられず。明くれば六日、檢非違使共關々へ越えけるに、基盛宇治へ向ふに、白青の狩衣に、淺黃絲の鎧に、上折したる烏帽子の上に白星の冑を著、切文の矢に二所藤の弓持ち、黑馬は黑鞍置いてぞ乘つたりける。その勢百騎ばかりにて基盛大和を南へ發向するに、法性寺の一の橋の邊にて、馬上十騎ばかり直冑にて物具したる兵上下二十餘人、都へ打つてぞ上りける。

語釋 【公卿】公は攝政關白大臣をいひ、卿は大納言、中納言三位以上の人をいひ、參議は四位でも其の中に入る。【流罪】罪人を遠方の地に放遣する刑で、遠流、中流、近流の三等があつた。延喜式によると、遠流は安房、常陸、佐渡、隱岐、土佐、中流は信濃、伊豫、近流は越前安藝に配することになつてゐる。しかし後多少變還があつて、配流の地も右の諸國に限らず、其他の國へも流された。【春宮大夫】春宮職の長官。【風氣】風邪。【白青の狩衣】水色の狩衣。もと鷹狩の時などに著用した略服であつたが、後世は武家の正服として用ゐられた。ここは直垂の代りに鎧下に著用したのである。【淺黃糸の鎧】淺黃色の絲でをどした鎧。【上折したる烏帽子】冑をかぶる便利の爲に立烏帽子の上を折るのをいふ。この種のものを揉（モミ）烏帽子といふ。【白星の冑】冑の鉢にある凸形の鋲を星といひ、白星とは銀色をした星をいふ。【切文の矢】白と黑と切りわかれた鷹の

羽矢の。【二所籐の弓】籐を二箇所づつ寄せつけて卷いてある弓。【黒鞍】黒塗の鞍。【法性寺の一の橋】法性寺は藤原忠平の建立した寺で、京都鴨川から東、九條の南にあつた。一の橋は大和の方から一番目の橋。【直冑】一組の人々が皆冑をきてゐるのをいふ。【物具したる】鎧などをつけるをいふ。

【通釋】今夜關白殿并に大宮大納言伊通卿以下の公卿が集つて相談して定め、謀叛に加つた人々は皆召し捕つて流罪にせよといふ勅を下された。春宮大夫宗能卿は鳥羽殿に居られた時に、召されたので、風邪だといつて參內せられない。翌六日檢非違使共は關々へ向つたが、平基盛は宇治へ向ふに、白青の狩衣の上に、淺黄絲の鎧をつけ、揉烏帽子の上に白星の冑を著、切文の矢に二所籐の弓を持つて、黒馬に黒鞍を置いて乘つてゐた。その軍勢百騎程で、基盛は大和路を南へ進んでゐたところが、法性寺の一の橋の邊で、馬に乘つたのが十人ばかり、直冑に武裝した兵が騎馬と徒歩で二十餘人、都へ上つてゐるのにあつた。

基盛(もともり)「是は何れの國より何方(いづかた)へ參ずる人ぞ」と問ひければ、「この程京中物騷(きやうちうぶつさう)の由承る間その仔細を承らんとて、近國に候ふ者の上洛(じやうらく)仕るにて候ふ」と答ふ。基盛打ち向つて申しけるは、「一院崩御の後武士入洛の由叡聞に及ぶ間、關々を固(かた)めに罷り向ふなり。內裏へ參る人ならば、宣旨の御使に打ち進つて參じ給へ、然らずんば得こそ通し申すまじけれ。斯く申すは桓武天皇十三代の御末刑部卿忠盛(おんすゑぎやうぶきやうただもり)が孫、安藝守清盛が次男安藝判官基盛、

十七歳」とぞ名のつたる。

【語釋】【上洛】京都に上ること。【叡聞】天子の御耳に入ること。叡は明であり、通である。通明な知識の意で天子のことに用ゐる。【宣旨の御使】宣旨を奉じて行く御使。こゝは安藝判官基盛自身をさす。【之こそ通すまじけれ】容易にこゝは通し申すまい。【生年】生れた時からの年といふ義で、年齢といふに同じい。

【通釋】基盛が「これは何處の國からどちらへいらつしやる方々ですか。」と問ふと、「この頃京中が物騒しいといふ事をききましたから、その様子を承らうと思つて、近國に居るものですが、上洛してゐるところです。」と答へる。基盛が向つて言ふには、「一院崩御の後、武士共が入洛するとの事が、君の御耳に達したので、勅命によつて關々を守護する爲に、向ふところです。內裏へ参る人であるなら、宣旨の御使と一緒においでなさい。でなければ容易にここは通しません。かう申すのは桓武天皇十三代の御末刑部卿忠盛の孫で、安藝守清盛の次男安藝判官基盛と申すもので、十七歳になります。」と名のつたのである。

大將と思しき者、褐の直衣に藍白地を黄に返したる鎧著て、黑羽の矢負ひ、塗籠藤の弓を持ち、黄土器毛なる馬に貝鞍置いて乘つたりけるが進み出で、「身不肖に候へども、形の如く系圖なきにしも候はず。清和天皇十代の御末、六孫王七代の末孫攝津守頼光が舍弟大和守頼親が四代の後胤、中務丞頼治が孫、下野權守親弘が子に宇野七郎源親治と

て、大和國奥郡に久しく住して、未だ武勇の名を落さず、左大臣殿の召に依つて新院の御方に參ずるなり。源氏は二人の主取ることなければ、宣旨なりともえこそ內裏へは參るまじけれ」とてうち過ぎければ、基盛百餘騎の中に取り籠めて討たんとしけるを、親治ちとも騷がず、弓取り直して散々に射るに、平氏の郎等矢場に射落されてひるむ處を、得たりやおゝとて、十騎の兵轡を雙べて驅けたりければ、平家の兵叶はじとや思ひけん、法性寺の北の端まで引いたりける。

語釋　【褐】藍を濃く染めたもの。【直衣】襟を胸で合せて、左右に長い紐がある。袖にも同じく紐があつてくくる樣にし、胸のあたりに飾がある。もとは地下人や無位無官の者の服であつたが、後には官位ある者も着るやうになつた。特に鎧の下に着る爲に作つたのを、鎧直垂といひ、普通の直垂よりも幅を狹くし、長を短くしてある【藍白地を黃に返したる鎧】地の白い革に藍の紋を出し、其の上を黃に染めた革で縅した鎧。返すとは一度染めた上をまた他の色で染めるのをいふ。【黒羽の矢】鷹の羽の黒い部分の多い矢。【塗籠籐の弓】弓に繁く籐を卷きつけて、其の上を漆で塗つたもの。【黃土器毛】馬の毛色で、かはらげの黃色の勝つたもの。かはらげは黃紅色である。【具鞍】青貝を塗りこんだ鞍。【形の如く】人並々の如く。【六孫王】源經基。【中務丞】中務省の丞。中務省は詔勅、宣命その他宮中諸國の帳簿に關する事を掌る役所。丞は部下の官員の成績及才能操行等を調査し、又貢人の學藝を試驗して等級を定めるなどの事を掌つた。【權守】守の次で、多くは遙任といつて、京

に居て、其の國の實務は扱はない。【奥郡】郡の名でない。奥深い地の意である。【矢場】たちまち。【ひるむ】よわる。【得たりやおお】おゝうまくやつたの意をあらはすかけごゑ【轡】口輪の義で馬の口にはめた金具の名。

【通釋】向うでは大將らしい者で、褐の直衣に藍白地を黄を返した鎧を著て、黑羽の矢を負ひ、塗籠籐の弓を持ち、黄土器毛の馬に貝鞍を置いて乘つたのが進み出て、「私はつまらん者ですけれども、人並の如く系圖がないでもありません。淸和天皇よりは十代の末で、六孫王經基よりは七代の末孫にあたり、攝津守賴光の舍弟大和守賴親の四代の後胤に當る中務丞賴治の孫で、下野權守親弘の子宇野七郎源親治と申しまして、大和國奥郡に久しく住して、まだ武勇の名を落しません。左大臣殿の召によつて、新院の御方に參るのであります。源氏は二人の主を取ることはないから、宣旨でも內裏へは參られません。」といつて通りすぎたから、基盛は百餘騎の中に取り圍んで討取らうとしたが、親治は少しも騷がず、弓を直して散々に射たので、平氏の家來等はたちまち射落されてよわる所を、「よし、占めた。」と十騎の兵が轡をならべて突撃したから、平家の兵は叶はぬと思つただらう、法性寺の北の端まで退却した。

親治等生捕らるゝ事

さる程に高松殿には基盛既に兇徒と合戰すと聞えければ、兵(つはもの)我も〳〵と馳せ來る。基

盛高き所にうち上つて下知せられけるは「敵は只その勢につゞく者もなし、御方多勢なれば、各組んで一々に搦め捕つて見參に入れよ、伊賀伊勢の者共」と申されければ、伊藤、齋藤弓手馬手より馳せ寄つて、一騎が上に五六騎七八騎落ち重れば、親治武く思へども力なく、自害にも及ばず生捕られにけり。誠に王事盬きことなきいはれにや。宗徒の者共十六人搦め捕つて、基盛射向の袖にたちたる矢共折り懸け、郎等數多手を負ふせ、我が身も朱になつて參内仕り、この由を奏聞して、又宇治路へぞ向はれける。親治をば北の陣を渡して、西の獄にぞ入れられける。主上御感の餘にその夜除目行はれて、正下の四位に成されけり。聞書には宇野七郎親治以下十六人の兇徒、搦めまゐらする賞なりとぞ註されける。

【語釋】【我も〳〵】我も行かん我も行かんと。【下知】指圖。【只その勢】只眼前に見えるだけの兵士。【搦め捕つて】生捕にして。【見參に入れよ】天皇に御覽に入れよ。【伊賀伊勢の者共】平氏はもとこの二國を領地にしてゐたから、この國人には特に權威が行はれた。故に殊更二國の兵士に命令を下したのである。【弓手】左の手。弓を持つ方の手であるからいふ。【馬手】右の手。馬の手綱を執る方の手である。【王事盬きことなきいはれにや】王室の事は堅牢で破れ難い理由によつてでだらうか。盬きは堅牢でないこと。こゝは基盛が帝の命によつて敵を討ち成就したのをいふ。王事靡レ盬は詩經唐風の中に王事靡レ盬、不レ能レ蓺二黍稷一と出てゐる。【宗徒の者】お

もだちたる者。「射向の袖」鎧の左の袖、弓を射る時、敵の方へ向く袖であるからいふ。「折り懸け」ぬかずにそのまま折る。「手を負ふせ」傷をつけられるをいふ「北の陣を渡して」北の武士の溜り所を引きまはして「西の獄」王朝時代には京都に獄舍が二つあつて、左獄右獄といつた。左獄は左京桃花坊近衛の南、西洞院の西に置いた囚獄で、右獄は右京銅駝坊中御門の北、堀川の西に置いた囚獄である。右獄は西の方であるから西の獄ともいつた。「除目」敍任の式をいふ。前官を除し、新たに目録に記する義であると。普通除目は春秋二期に行はれて、春の除目は地方官の敍任で縣召（アガタメシ）の除目といひ、秋の除目は京官の敍任で司召（ツカサメシ）の除目といふ。この外又臨時の除目もある。こゝは臨時の除目である。「正下四位」正四位下。「聞書」除目の時その官位昇せらるる理由を述べられるのを、側で聞いて書きとつたもの。

通釋 その中に、高松殿へ基盛が既に兇徒と戰つてゐると報告があつたから、そこの兵士はわれも〳〵と馳せつけて來る。基盛は高い所に上つて指圖をしたのには「敵は見えるだけの兵士で援兵はない。御方は多勢であるから、銘々組んで一人々々生捕にして、陛下に御覽に入れよ。伊賀伊勢の者共。」といつたので、伊藤、齋藤等が左右から馳せ寄つて、敵一騎の上へ、味方は五六騎、七八騎落ち重なつたので、親治は心はたけく思つたけれど力及ばず、自害さへも出來ず生捕られた。誠に王事鹽きことなしの理由によつてでだらうか。なほおもだつた者十六人を生捕つて、基盛は鎧の左の袖に立つた矢をぬかず其のまま折り、家來は數多傷を負ひ、自分も血みどろになつて參内して、

この由を奏上し、又宇治路へ向つて行つた。親治をば北の陣を引き廻して、西の獄へ入れた。主上は御感の餘に其の夜任官式を行はれて、基盛を正四位下に成せされた。理由書には宇野七郎親治以下十六人の兇徒を生捕つて差出した賞であると書いてあつた。

新院御謀叛露顯幷調伏附內府實能意見の事

去程に同じき八日關白殿下、大宮大納言伊通卿、春宮大夫宗能卿參內して、來る十一日左大臣流罪の由定め申さる。謀叛の事既に露顯に依つてなり。その故は左府、東三條にある僧を籠めて祕法を行はせ、內裏を咒咀し奉らるる由聞えて、下野守義朝に仰せて、その身を召されければ、東三條殿に行き向つて見るに、門戶を閉ぢて敲けども開けず。依つて西表の南の小門を打ち破つて入りぬ。角振、隼の社の前を過ぎて、千卷の泉の前に壇を立て行ふ僧あり。相摸阿闍梨勝尊とて、三井寺の住侶なり。「宣旨ぞ參れ」と云へども音もせず、兵二人よつて左右の手を引つ立つれども、肘を屈めて延べず、恰も力士の如くなり。「その儀ならば法に任せよ」と、云ふ程こそあれ、兵數多寄り、取つて伏せて是を搦め、本尊並に左大臣の書狀等相具して將て參る。藏人治部大雅賴、一臈判官

俊成(としなり)承つて、仔細(しさい)を問ふに別の儀なし。關白殿と左大臣殿との御中(おんなか)和平の由を祈禱申すと云々されども左府の書狀顯然(けんぜん)なり。

語釋 【調伏】眞言宗天台宗などで、佛力を頼み禱つて、仇を降伏せしめること。【左府】左大臣【東三條】前の東三條の內裏とは異り、三條の南町の西、にあつたと。もと重仁親王の第であつたが、後藤原氏が傳領した。【秘法】佛法上の祈禱の秘事とするもの。【角振、隼の社】春日の攝社に海本門とあるが、隼明神で、椿明神とあるが角振明神である。二社東三條殿內にあつて、藤原氏の尊信した神。【千卷の泉】千卷の井。【壇】祭壇で土を高くもり、上を、平にしたもの。【阿闍梨】僧の官名。【三井寺】近江國大津にある。園城寺の一名。天武天皇二年、弘文天皇の皇子大友與多王が天皇の遺詔によつて、奏請して天皇の舊御所に寺を建て御井寺と號し、氏寺として子孫に傳へられた。御井とは此地の東方に一つの井があつて、天智、天武、持統三天皇の御降誕の時、御產湯としてこの井水を用ひた故だといふ。後天安二年延曆寺の僧圓珍が唐より歸朝して園城寺を修造した時、三天皇浴井の義をとつて、御井寺を三井寺と改めたといふ。【住侶】住僧に同じ。【宣旨ぞ參れ】勅命だぞ、內裏へ參れの意。【力士】金剛力士のこと。金剛力士は佛法守護の神で、佛寺の門に其の像を立てる。仁王尊。【法に任せよ】規則通りにして捕へよ。【程こそあれ】直に。【本尊】寺院に主として祭つてる佛像、こゝは勝尊が主として祈禱してゐたもの。【藏人治部大輔】藏人で治部大輔の役をしてゐるもの。藏人は嵯峨天皇の弘仁元年創めて置かれた。最初は機密の文書及訴訟の事を掌つたが、後には天皇の御衣、御膳其他すべての御起居に供奉し、傳宣進奏及除目諸節會の儀式等殿上一切の事務を掌るやうになつた。治部大輔は治部省の次官であ

る。次部省は儀制、婚姻、祥瑞、諸蕃の朝聘、雅樂、僧尼の度緣、陵墓等の事を掌つた。【一﨟判官】第一位の藏人で判官を兼ねてゐるもの。一﨟は年功を積んで藏人の第一位になつたものをいひ、判官は檢非違使の尉をいふ。【顯然たり】呪咀の事は明白である意

通釋　さうしてゐる中に七月八日には、關白殿下、大宮大納言伊通卿、春宮大夫宗能卿が參內して、來る十一日に左大臣賴長を流罪にするといふことに議定せられる。謀叛の事が旣にばれたからである。そのわけは左大臣が東三條に或僧を籠めて、祕密の法を行はせ、內裏をのろつてゐるとの事が聞え、下野守義朝に仰せて其の僧を連れてくるやうにと命ぜられたから、義朝は東三條殿に行つて見ると、門の戶をたてて敲いても開けない。それで西表の南の小門を打ち破つて入つた。角振、隼の社の前を通つて、千卷の泉の前に行くと、壇を立てて修法を行つてゐる僧がある。相撲阿闍梨勝尊といつて、三井寺の住僧である。「勅命だぞ、來い。」と言つたけれども音もしない。兵士が二人よつて左右の手を引立てるけれども、肘を屈めて延べない。丁度金剛力士のやうである。「そんなにするなら、規則通りにして捕へよ。」といふや否や、兵が數多寄つてねぢ伏せてしばり上げ、本尊及左大臣賴長の手紙等も一緒にして、引つぱつて來る。藏人治部大輔雅賴と一﨟判官俊成とが、命を承けて、詳細に訊問したところが、格別のことはない。ただ關白殿と左大臣との御仲が直るやうにと祈禱をして居ります云々と答へた。しかし左大臣の手紙で、呪咀の事は明白である。

その狀に曰はく、

御撫物事承候畢。誓天感地。應曜宿良辰。於賞罰嚴重。冥衆影向地。被修無雙深秘法事。尤以神妙之由。御氣色所候也。我聞惠亮碎頭腦。備清和帝祚。尊意振智劍。加刑罰將門。不及人力所。冥顯之擁護如此。然者發猛利誠心。致丁寧懇志。何不成就素意哉。爰以歸伏怨敵。相從群臣謀。奈何背禮法乎。早慰欝念此時也。再耀映光禪房事。更不可有疑者也。恐々謹言。

七月二日　　賴長

明王院相摸横阿闍梨御房　　御返事

【語釋】【御撫物】紙で人形を造り、それで人の身體を撫でて、それに災を移すやうにしたもの。【曜宿】七曜星と廿八宿星。【良辰】吉日。【賞罰嚴重】佛神の賞も罰も嚴重なるをいふ。【冥衆影向】目に見えぬ諸神佛の加護を垂れさせ給ふこと。影向は影を此方に向けられることで、加護を垂れさせられる意となる。【御氣色所候也】崇德院の仰であるとの意。【惠亮】清和天皇の御即位を祈つた比叡山の僧【尊意】比叡山の僧【振智劍】利刀の如き大智を以て將門と調伏したのをいふ。【冥顯之擁護】幽冥と現世との二方向より守護せられること。【猛利誠心】猛く利き誠心。卽誠心誠意と同じい。【素意】かねてよりの願。崇德帝重祚の願をさす。【耀映光禪房】佛德に報いる爲、阿闍梨の寺院を取りたてつかはすといふ意。

通釋　その手紙にはから書いてあつた。「御撫物の事は承治しました。天に誓ひ地に占つて、七曜星廿八宿の吉日を選び、賞罰も嚴重で、諸神佛の加護を垂れさせられる地に於て、此の上もない深甚なる秘密の法を修して下さる事は、至極結構なことであると、御歡びであります。私は聞いて居ります。惠亮が頭腦を碎きますと、清和天皇が御卽位になり、尊意が利刀の如き大智をふるひますと、刑罰が將門に加はるやうになつたと。人力の及ばない所に、幽冥と現世より神佛の加護を受けることはこのやうであります。故に私等も誠心誠意を以て、丁寧に懇な志のあるところを申上げたならば、どうしてかねてよりの願が成就しない事がありませう。それで怨ある敵を調伏し、皆の者の謀に從ふのは、なんで禮や法に背くことがありませう。早く積る怨をはらすのは此の時です。再びあなたの御寺に光が耀くやうになることは疑ありません。」恐々謹言。

件の法は烏瑟沙魔金剛童子、聖天供とぞ聞えし。さてこそ新院御謀叛の事顯れけり。その上平馬助忠正、故佐渡前司行國が子多田藏人賴憲等を軍の大將軍の爲に左府語らはるる由聞えければ、主上、治部大夫雅賴に仰せて、彼等を召されければ、卽ち大夫史師經やがて忠正賴憲が許に行き向つて召すに、「この程は宇治殿に候ふ」とて參らず。鳥羽殿には今日故院の七日に當り給ひければ、大夫史師經に仰せ附けて、田中殿にて御佛事行

はる。新院は一所に渡らせ給ひながら御幸もなければ、人彌怪をなす所に、剩へ都へ御出あるべき由仰せ下されければ、左京大夫教長卿申されけるは、「舊院晏駕の御中陰をだに過ぎさせ給はで御出の條、世以て怪をなすべし、且は冥の照覽をも如何か御憚なかるべき」と諫め申されけれども、叶ふまじき御氣色なりしかば、教長卿思ふばかりなくて、德大寺內大臣實能公の許に行き「斯かる御はからひこそ候へ」と聞えしかば、內府大に驚かせ給ひて、

「左府の申し勸めらるゝ由內々聞えしかども、誠しからず侍りしに、あはれ詮なき御企かな。末代といひながらさすが天子の御運は凡夫の思ふ處に非ず、天照太神正八幡宮の御はからひなり。吾が國邊地粟散の堺と雖、神國たるに依つて、總じては七千餘座の神、殊には三十番神朝家を守り奉り給ふ。歷代の先朝皆弟甥を卑しと思し召せども、位を越えられ給ふこと、今に始めぬ例なり。御運をば天に任せて御覽ぜんに、猶心行かせ給はずは、恐らくは御出家などもありてこそ傍に引き籠らせ給はめ。就中一院崩御の御中陰をだに、過ぎさせ給はずして出御ならんこと素意及び難し。定めて御後悔あるべし」と、內々御氣色を伺ひて洩らし奏聞仕らるべき由申されければ、教長歸參してこの旨披

露ありければ、院「それはさる事なれども、われこの所に在りては事に逢ふべき由、女房兵衛佐が告げ知らする子細ある間、その難を遁れん爲に出づるなり、全く別の意趣に非ず」とて、敢て御承引もなければ、重ねて申すに及ばず。七月十日大夫史師經、平忠正、源賴憲二人召しまゐらすべき由の宣旨を官使に持たせて、宇治へ行き向つて左大臣殿に告げ奉れば、卽時に召し具し參るべき由、御返事申され給ひけり。新院は十一月の如法夜更けて、田中殿より白河の前齋院の御所へ御幸なる。依つて齋院の行啓とぞ披露ありける。御供には左京大夫敎長卿、左馬權頭實淸、山城前司賴輔、左衞門大夫家弘、その子光弘などぞ候ひける。

【語釋】【烏瑟沙魔】不動明王の化身と云ふ。よく其の神咒を持すれば、怨敵降伏の驗があるといふ。【金剛童子】童起の忿怒尊で魔を降す。【聖天供】聖天は大聖歡喜天といふ天部の神。供は物を供へて祈ることで、上の諸佛を本尊として祈禱したのである。【平馬助忠正】平正盛の子で、淸盛の叔父。【故佐渡前司行國】今は故人となつた。もと佐渡の守であつた源行國。前司は前任の國守。【語はるる】誘つて身方に引き入れられる。【大夫史】大夫は五位の人をいひ、史は太政官の書記をいふ。【宇治殿】山城宇治にある藤原忠實の邸。【御幸】中古以來上皇法皇女院の出御をいふ。【左京大夫】左京職の長官。京都を治める役。【御中陰】中陰は人死して未だ未來の生を受けざる四十九日間をいふ。【冥の照覽】闇冥の中から神佛の見給ふこと。【御氣色】御樣子。【思ふ計なく

て】よい分別もなくて。【內大臣】始めは內臣ともいふ。中臣鎌足が始めて此の官に任ぜられた時は、其の權勢は後世の關白のやうであつたが、光仁天皇以後は左右大臣の下に列するに至り、掌る所は略左右大臣に同じい。【實能】藤原公實の子で、崇德天皇の母兄に當られる。【あはれ】嗚呼と同じい。感歎詞。【詮なき】無益な。【末代】代の末。【凡夫の思ふ處に非ず】普通の人の考へ奉ることの出來るものでない。【正八幡宮】正眞の八幡宮の意。八幡宮は豐前國宇佐郡宇佐にあるが本宮で、山城綴喜郡男山にも祀るやうになつた。祭神は譽田別尊、比賣神、息長帶姫命の三柱である。【邊地】片方によつた地。【粟散の堺】粟をまきちらしたやうな小國をいふ。【三十番神】一ヶ月三十日を分番して守護する三十柱の神。【御心ゆかせ給はずば】御思し召し通にならなければ。【素意及び難し】かねての望を成し遂げえまい。【御氣色を伺ひて】新院の御樣子を見て。【女房兵衞佐】女房は宮中に仕へる女をいひ、兵衞佐は宮中に於ける呼名で、これは重仁親王の御母である。【官使】太政官の使。【如法】いふまでなく。もとより。【白河】京都の東に位した地で鳥羽へ近い所にある。【前齋院】齋院は賀茂神社に奉仕せられる皇女をいひ、其の御所は賀茂川の東にある。當時の前齋院には堀河の皇女悰子內親王と鳥羽の皇女恂子內親王との御二人がある。いづれであるか詳でない。【行啓】行啓は太皇太后、皇太后、皇后、皇太子のお出ましをいふのであるが、齋院は親王であるから、それに准じていつたものである。

【通釋】その修法は鳥瑟沙魔金剛童子及び聖天供であつたといふ。それでこそ新院御謀叛の事が顯れた。其上平馬助忠正や故佐渡前司行國の子多田藏人賴憲等を軍の大將軍にする爲に左大臣が引き入れられるとの事が聞えたから、主上は治部大夫雅賴に仰せつけて、彼等を召させられたので、直

ちに大夫史師經が忠正及び頼憲の家に行つて呼び出すと、「この頃は宇治の御殿にゐます。」といつて參內しない。又鳥羽殿に於ては今日は故院の初七日に當つてゐられたから、大夫史師經にいひつけて田中殿で御佛事が行はれる。新院は一所に田中殿に居られるのに出御もないから、人々がいよいよ不審に思つて居る所へ、なほ其の上都へ御出になると仰せ出されたから、左京太夫敎長が申上げるには「故院崩御の後四十九日も過されないで、御出京になる事は、世間の人が怪しみませう。なほ又幽冥の中から神佛の御覽になるのに對しても、どうして御遠慮なされないでよう御座いませう。」と御諫め申したけれども、おきき入れにならないやうな御樣子であつたから、敎長卿もよい分別もなく、德大寺內大臣實能公の許に行つて、「かういふ御考であります。」と申上げたから、內大臣は大いに驚かれて、「左大臣がお勸めしてゐるといふ事は、內々聞いてゐたけれども、虛だらうと思つてゐたのに、まあ無益な御企をなされてたものですね。代の末だとは申しながら、さすが天子の御運は普通の人の考へ奉る事の出來ないもので、天照大神正八幡宮の御はからひであります。吾が國は片寄つた地で、粟をまき散らしたやうな小國であるとはいへ、神國であるから、一たいには七千餘座の神、特に三十番の神が朝家を守護せられてゐるのです。歷代の先朝皆弟や甥を自分より卑しいと思つて居られても、位を越えられたといふことは今に始まつた例でありません。御運を天に任せて見ていらつしやつて、猶御思し召し通にならないならば、まあ御出家などなされて、浮世の外

に引籠つて居られるがよいのです。とりわけ一院崩御の四十九日すら過させ給はないで、出御になることは、かねての御望を成し遂げられる事は出來にくう御座います。定めて御後悔なされる事でせう。」といつて、內々新院の御樣子を伺つて、右の旨を穩に申上げて下さいと申されたから、敎長は歸つて來て、この事を申上げると、院は「それは尤もな事であるけれども、自分がここに居ては、ひどい目に逢ふといふ事を女房の兵衞佐が告げ知らせてくれたこともあるから、この難を遁れる爲に出るのである。全く別の考があつてではない。」と仰せられて、敢て御きき入れがないから、重ねて申上げることもしない。七月十日に大夫史師經が、平忠正と源賴憲と二人を召し出すやうにとの勅を太政官の使に持たせて、宇治へ行つて、左大臣殿に告げると、直に召しつれて參內するとの御返事があつた。新院は十一日のもとより夜更けから、田中殿より白河の前齋院の御所へ御幸になる。それで齋院の行啓であると披露せられてあつた。御供には左京大夫敎長卿、左馬權頭實淸、山城前司賴輔、左衞門大夫家弘、その子の光弘などが居た。

新院爲義を召す事附鵜丸の事

このころ六條判官爲義と申すは、六孫王より六代の後胤、伊豫ノ入道賴義が孫、八幡太

郎義家が四男なり。内裏より召されけれども、如何思ひけん參らざりしかば、まして上皇の召にも從はずしてありしが、餘に白河殿より度々召されければ、參るべき由申しながら未だ參らず。依つて敎長卿、六條堀河の家に行き向ひて、院宣の趣を宣ひければ、忽に變改し申しけるは「爲義、義家が跡を繼いで、朝家の御守にて候へば、君心にく思し召さるるは理にて侍れども、われと手を下したる合戰未だ仕らず。但し十四の年叔父美濃前司義綱が謀叛を起し、近江國甲賀山に立て籠り候ひしを、承つて發向し侍りしかば、子供は皆自害し、郎等共は落ち失せて、義綱は出家仕りしを搦め進じ候ひき。又十八歲の時、南都の大衆朝家を恨み奉る事ありて、都へ攻め上る由聞えしかば、罷り向つて防げと仰せ下さるゝ間、俄事にて侍る上、折節無勢にて僅に十七騎にて、栗栖山に馳せ向つて、數萬騎の大衆を追ひ返し候ひき。その後は自然の事出で來る時も、冠者ばらを差し遣はして靜め候ひき。これ爲義が高名に非ず。されば合戰の道無調錬なる上、齡七旬に及び候ふ間、物の用にも立ち難く候ふ。依つてこの程內裏より頻りに召され候ひつれども、所勞の由を僞り申して參ぜず。都て今度の大將軍痛み存ずる仔細多く侍り。聊か宿願の事ありて、八幡に參籠仕りて候ふに諭し侍りき。又過ぐる夜の夢に、重代相

傳仕つて候ふ月數、日數、源太が產衣、八龍、澤瀉、薄金、楯無、膝丸と申して、八領の鎧候ふが、辻風に吹かれて四方へ散ると見て侍る間、旁憚り存じ候ふ。枉げて今度の大將をば餘人に仰せ附けられ候へ」とぞ申されける。

【評釋】〔六條判官爲義〕爲義は義家の孫で、義親の子であるが、義家が子として養育し、其の後を繼がしめた。六條堀川に居住して、檢非違使の尉になつてゐた事があるから、六條判官といふ。〔八幡太郎〕義家は男山八幡宮の祠前で元服したのでかくいふ。〔院宣〕上皇の命令。〔變改〕變心に同じい。卽今までは參るといつてゐて、今度は參ることが出來ぬといふ〔朝家の御守り〕朝廷の御守護。〔心にくく〕賴もしく。〔われと手を下したる合戰〕自分が直接手を下した戰。〔義綱〕義家の弟。始め義家の子義忠が郎從の爲に殺された嫌疑で、義綱の三男義明等が追討せられたので、義綱は怒つて甲賀山に籠つて謀叛をした。〔南都の大衆〕奈良の大勢の僧徒。鳥羽天皇の永久元年に興福寺の僧徒が延曆寺の僧と恨を結んで、朝廷の制止をもきかず、上洛したことがあつた。〔佛事〕突然の出來事。〔栗栖山〕山城國久世郡にある。〔冠者ばら〕若者共。〔無調錬〕ふなれ。〔七旬〕旬は十であるから、七十歲。〔所勞〕病氣。〔痛み存ずる仔細〕氣掛りに思ふ仔細。〔宿願〕かねてよりの望〔參籠〕御願成就の爲に神社佛閣に籠ること。〔諭し侍りき〕八幡よりお諭しがあつた。〔辻風〕旋風。つむじかぜ。〔旁憚り存じ候〕いろ〳〵心配して居ります。〔枉げて〕是非に。

【通釋】此頃六條判官爲義といふ者があつたが、六孫王より六代の後胤で、伊豫入道賴義の孫、八

幡太郎義家の四男である。內裏から召されたけれども、どう思つたか參らなかつた程だから、まして上皇の御召にも從はずに居たが、餘に白河殿から度々召されたので、參上致しますとは申上げたものの、まだ參らない。それで敎長卿が六條堀河の家に行つて、上皇よりの御命令を傳へられると、急に變心して申し上げるには、「私は義家の跡を繼いで、朝廷の御守護をしてゐますので、上皇が賴もしく思し召されるのは御尤なことではありますが、自分で手を下した合戰はまだした事がありません。但し十四の年に叔父美濃前司義綱が謀叛を起して、近江國甲賀山に立て籠りましたのを、征伐せよとの御命令をうけてまゐりますと、義綱の子供等は皆自害し、家來等は逃げ失せて、義綱は出家しましたので生捕つて差出しました。又十八歲の時に、奈良の大勢の僧徒が朝廷を恨み奉る事があつて、都へ攻め上るとの報知がありましたから、出向つて防げとの御命令を下されましたので、突然の出來事ではあり、折から無勢で僅に十七騎でしたが、栗栖山に馳せ向つて、數萬騎の大衆を追ひ返しました。その後は何か事變がありました時も、若者共を遣はし取鎭めました。これは私の高名ではありません。それで私は合戰の道にはふなれである上に、年齡も七十歲になりましたから、何の役にも立ちません。ですからこの頃內裏から頻りに召されましたけれども、病氣と僞つて參上致しません。いつたい今度の總大將になれとの御命令は、氣掛りに思ふ仔細が澤山あります。少々かねてよりの望がありまして、八幡宮に參籠して居りましたところが、神樣から御諭しがあり

ました。又先夜の夢に、代々相傳へて居ります、月數、日數、源太が產衣、八龍、澤瀉、薄金、楯無、膝丸と申して八領の鎧がありますが、それが辻風に吹かれて、四方へ散るといふ夢を見ましたから、いろ／＼心配をして居ります。是非に今度の大將は他の人に仰せつけられて下さいませ。」と申上げた。

敎長重ねて宣ひけるは、「如夢幻泡影は金剛般若の名文なれば、夢ははかなき事なり。其上武將の身として、夢見物忌など餘におめたり。披露に附いても憚あり、爭か參られざらん。」と申されければ、「さ候はゞ爲義が子供の中には、義朝こそ坂東育の者にて、合戰に調練仕り、其道賢く候ふ上、屬從ふ處の兵共皆然るべき者共にて候へども、それは內裏へ召され參り候ふ。其外の奴原は勢なども候はぬ上、大將など仰せ附けらるべき者とも覺え候はず。八郎爲朝冠者こそ力も人に勝れ、弓も普通に越えて、餘に不用に候ひしかば、幼少より西國の方へ追ひ下して候ふが、この程罷り上りて候ふ。これを召されて軍のやうをも仰せ下され候へ」と申されけるを、「その樣をも參じてこそ申し上げらるべきに、居ながら院宣の御返事は如何あらん、然るべからず」と宣ひければ、誠にその義ありとてうち立ちければ、四郎左衞門賴賢、五郎掃部助賴仲、賀茂六郎爲宗、七郎爲成、

鎭西八郎爲朝、源九郎爲仲以下六人の子供相具して、白河殿へぞ參りける。

語釋　【如夢幻泡影】ゆめまぼろしや水の泡、物の影の如しといふので、はかなきものの喩にいふ。金剛般若經の偈に「如二夢幻泡影一、如レ露亦如レ電。應レ作二如レ是觀一」とある。【物忌】中古陰陽家の說によつて行はれた事で、夢見の惡いか、又何か怪しい事があつて、氣に懸る時は陰陽師に占はすのである。其の時是は大事の事である。幾日間愼み給へといふ時は、其の間他所へも行かず、室内に引籠つて、人にも逢はず謹愼して居るのである。そして家には簾をかけ、柳の木を三分程に削つて作つた小札に物忌と書いて緖をつけて、しのぶ草の莖に結びつけて冠に挿し、又家の簾にも挿しておくのである。【おめたり】おそれること、臆病。【坂東育ち】碓氷峠の坂から東を坂東といふ。卽坂東の地に生育したもの。【その道】戰術のこと。【不用】物事に頓著せず、一向に構はぬことをいふ。卽亂暴の意。【軍のやう】戰の仕方。【居ながら院宣の御返事は如何あらん】參上もせず家に居て、院宣の御返答をするのはどうだらう。御無禮ではあるまいか。【その義あり】いはるゝところ道理がある。【以下六人の子供】以下は爲仲より以下六人でなく、賴賢より以下六人である。

通釋　敎長が重ねて申されるのには、「ゆめまぼろしか、水の泡、物の影の如しとは金剛般若經にある名高い文で、卽夢ははかないものであります。其の上武將たる身を以て、夢見や物忌などをいふのはあまりに臆病すぎる。そんな事は上皇へ申上げられないではありませんか。是非おいでなさい。」と申されたので、「左樣でございますれば誰か差上ぐべきではありますが、爲義の子供の中で

は、義朝こそ坂東育ちの者で、合戰にもなれて、戰術にもすぐれて居りまする上に、つき從ふ兵ども皆相當な者共でありますけれども、それは內裏へ召されて參りました。其他のやつらは兵などもございません上に、大將などを仰せつけられる程の器量のある者とも思はれません。八男の爲朝といふ若者こそ力も人に勝れ、弓も普通以上に引きますが、餘に亂暴者でありましたから、幼少の時から西國の方へ追ひ下してございましたが、此頃上京してゐます。これをお召しになつて、戰の仕方をもお尋ね下さいませ。」と申されると、「その樣な事をも、院へ參つて申上げられるのが當然であるのに、參上もせず家に居て、院宣の御返答をするのはどうでせう。御無禮ではありますまいか。」と言はれると、まことに其の通りだといつて立出でたから、四郞左衞門賴賢、五郞掃部助賴仲、賀茂六郞爲宗、七郞爲成、鎭西八郞爲朝、源九郞爲仲まで六人の子供が附從つて白河殿へ參つた。

新院御感の餘に、近江國伊庭の莊、美濃國青柳の莊二箇所を賜つて、卽ち判官代に補して上北面に候すべき由能登守家長して仰せられ、鵜丸と云ふ御劒をぞ下されける。この御佩刀を鵜丸と名けらるゝ事は、白河院神泉苑に御幸成つて、御遊のついでに鵜を使はせて御覽じけるに、殊に逸物と聞えし鵜が二三尺ばかりなる物を被きあげては落し、被きあげては落し、度々しければ、人々怪みをなしけるに、四五度に終に啣ひて上りた

るを見れば、長覆輪の太刀なり。諸人奇異の思をなし、上皇も不思議に思し召し、定めて靈劍なるべし、これ天下の珍寶たるべしとて、鵜丸と附けられて御秘藏ありけり。

語釋　【莊】勢力ある寺社、公卿などの私有地をいふ。莊園。【判官代】院中の職員で、五位六位の人の中から任じた。院の廳內を糺判し、文案を署し、稽失を勘へる事を掌る。【上北面】北面は院中を守護する武官で、上下の別があり、上北面は四五位、下北面は六位の者を以て補す。當時爲義は五位であつた。【はかせ】はくといふ語の延びたもの。劍は腰に佩く物であるから、貴人の劍をかくいふのである。【神泉苑】二條南大宮西八町、三條北壬生東にあり、東西二町、南北四丁を占めて居た。桓武天皇の遷都の時に創設せられ、天子の御遊覽場で、その中に池があり、風色が非常に優れてゐた。【逸物】群にすぐれたもの。【被きあげ】頭にのせてあがる。【長覆輪】覆輪は鞘の緣に長く金物の飾をつけるのをいふ。普通のは峯に當る方は上から中央まで、刄に當る方は下から中程まで覆輪があるのであるが、これは刄の側から峯の側まで長くかけたのをいふ。

通釋　新院は御歡びのあまりに、近江國伊庭の莊と、美濃國靑柳の莊とを二箇所賜り、直に判官代に任命して、上北面に伺候せよとの趣を能登守家長を以て仰せられ、鵜丸といふ御劍を下さつた。此の御刀を鵜丸と名づけられた事は、白河院が神泉苑に御幸になつて、御遊のついでに鵜を使はせて御覽になつたところが、殊に逸物と言はれてゐた鵜が二三尺程な物を、被きあげては落し、被きあけては落し、度々したから、人々が不思議に思つて見てゐたが、四五度目に終に喰へて上つ

たのを見ると、長覆輪の太刀である。人々も奇異の思をなし、上皇も不思議に思し召して、定めてこれは靈劍だらう、これこそ天下の珍寶であらうと仰せられて、鵜丸と名をつけられて御祕藏になつた。

鳥羽院傳へさせ給ひけるを、故院又新院へまゐらせられたりしを今爲義にぞ賜はりける。誠に面目の至なり。爲義今度は最後の合戰と思ひければ、重代の鎧を一領づつ五人の子供に著せ、わが身は薄金をぞ著たりける。源太が産衣と膝丸とは、嫡々に傳ふる事なれば、雜色花澤して下野守の許へぞ遣はしける。爲朝冠者は器量人に勝れて、常の鎧は身に合はざりければ著ざりけり。この膝丸と申すは、牛千頭が膝の皮を取り縅したりければ、牛の精や入りけん、常に現じて主を嫌ひけるなり。されば塵などを拂はんとても精進潔齋して取り出しけるとなり。斯かる希代の重寶を敵となる子の許へ遣はしける親の心ぞあはれなる。

〔語釋〕【嫡々に傳ふ】嫡子から嫡子へと順次に傳へる。【雜色】召使の家來。【下野守】爲義の嫡子義朝。【器量】こゝは體格のこと。【牛千頭が膝の皮】千頭の牛の膝の皮。【縅す】鎧の小札をとぢ合すこと。【牛の精や入りけん】牛の靈魂が籠つてゐるのであらうか。【主を嫌ひける】着る主人を嫌つた。卽ち常の鎧の如く自分の自由に

ならなかつた。【精進潔齋】身をきよめてものいみすること。

【通釋】鳥羽院へ傳つてゐたのを、故院が又新院へ與へられたのだが、今爲義に賜つたのである。誠に名譽至極である。爲義は今度は最後の合戰だと思つたから、重代の鎧を一領づつ五人の子供に著せ、自分は薄金を著た。源太が産衣と膝丸とは、嫡子から嫡子へと傳へる定めになつてゐるから、召使の家來花澤といふ者に持たせて、下野守義朝の許へ送つた。爲朝は體格が人並以上で、普通の鎧は身に合はなかつたから著なかつた。此の膝丸といふのは、牛千頭の膝の皮を取つて縅したものであるから、牛の靈魂が籠つてゐるのであらうか、いつも出て來て着る主人を嫌つた。故に塵などを拂ふのにも、身をきよめものいみをして取出したといふことである。かほどの世にも稀なる貴い寳を敵となる子の許へ送つてやつた親の心はあはれである。

左府頼長上洛附著到の事

さる程に左大臣殿は、御輿にて醍醐路を經て、白河殿へ入らせ給ふ。御供には式部大ノ輔盛憲、弟の藏人大夫經憲、前瀧口秦助安等なり。御車には、山城前司重綱、菅給料業宣二人を乘せられて、御出の體にて宇治より入り給へば、夜半ばかりに基盛が陣の前を

ぞ通り通しける。重綱、業宣、白河殿に參著して、「あな恐し鬼の打ち飼に成りたりつる」とて、悸いてぞ下りたりける。漢の紀信、高祖の車に乘つて敵陣へ入りし心には、似も似ざりけりとぞ人々申しける。去んぬる九日田中殿より內裏へ御書あり。御使は武者所の近尙なり。これは伶人の近方が子なり。

【語釋】【醍醐路】山城國東宇治郡。これは本道でなく、間道である。【式部大輔】式部省の次官。式部省は朝廷の禮儀、及內外文官の勤怠品行等を調査する事を掌り、又官を授け位を叙する事をも掌る。尙大學寮も支配した。【藏人大夫】五位の藏人。【瀧口】藏人所に屬し、禁中を守護する武士をいふ。その詰所が淸涼殿の東北方、御溝水の落口にあるので、其所に候する武士を瀧口いふ。【山城前司】以前山城守たりし人。【菅給料】菅原氏の學生で、學問料を給せられる者をいふ。【鬼の打ち飼】鬼の餌食の意。うちかひは犬又は鷹の餌を入れる袋をいふ。【悸いて】ふるへて。【漢の紀信】漢の高祖の臣。高祖が項羽の爲に滎陽で圍まれた時、僞つて高祖は糧食が盡きて降るといつて、楚軍に投じ、其の間に高祖を逃れしめた。項羽はこれを知つて大いに怒り、紀信を焚き殺した。【武者所】北面の武士の伺候する所。【伶人】音樂を職とする者。樂人。

【通釋】そのうちに左大臣賴長は、御輿で醍醐路を經て白河殿へ入らせられた。御供には式部大輔盛憲、弟の藏人大夫經憲、前瀧口泰助安等が從つた。左大臣の乘るべき御車には、山城前司重綱、菅給料の業宣二人を乘せられて、左大臣が出京する樣子にしたてて、宇治から入京せられると、夜

中頃に基盛が守つてゐる陣の前を通過した。重綱、業宣は白河殿に參りついて「あゝ恐しい、鬼の餌食にされてゐた。」といつて、ふるへながら車から下りた。漢の紀信が高祖の車に乘つて敵陣に入つた心とは全く違ふと人々が言つた。去る九日に田中殿から、內裏へ御手紙が行つた。御使には武者所の近侍が行つた。これは伶人の近方の子である。

その御文に曰く、

御晏駕之後者。抛萬事致追善孝志。改舊儀陵廢。可有政道之處。路次噭噭闘戰。洛陽騷々爭競。彼併似不顧尊意。猶歎燕巢幕上。如何早爇折伏攝取之新儀被致仁德。天下靜謐而無爲無事。就冥顯可有加護歟。不宣謹言。

七月九日

【語釋】【致追善孝志】追善供養して、孝行の志を致すこと。追善は死者の爲めに追ひて善事を修する義で、死者の冥福を祈る爲、忌日などに佛事供養を營むこと。【改舊儀陵廢】宮中に於ける舊い儀式の廢れたのを改める。【噭々】さわがしいこと。【洛陽】京都。【併】全くの意。【尊意】他人の意思または意見の敬稱で、こゝは後白河天皇の叡慮をさす。【燕巢幕上】幕の上に燕が巢を作る如く、危險な事にいふ。【折伏】威力を以て人を服すること。【攝取】慈悲を以て人を服すること。折伏、攝取ともに佛經の語である。【爇】廻らすと同じく、折伏攝取の新儀を行ふをいふ。【新儀】新しい事がら。卽新政。【冥顯】幽冥と顯世。【不宣】宣は述べる。述べる事の十分

でないといふ意を謙遜していふ詞。

【通釋】その御手紙の文面にはかう書いてあつた。「故院が崩御になつた後は萬事をさしおいても追善供養して、孝行の志をつくされ、宮中に於ける舊い儀式の廢れたのを改め、政道を正しくなさるべきでありますのに、路々でさわがしく戰をし、京都の中は騷しくあらそひあつて居ります。彼等は全く陛下の叡慮をも考へないやうであります。これは此上もない危險なことであると心配致しますので、どうか一日も早く威力と慈悲を以て民衆を服從せしめる新政を行はれ、仁德をしかれたいものであります。天下がしづまつて、平穩無事となつたならば、幽冥顯世の神佛が加護して下さいませう。不宣謹言。」

即ち内裏より御返事あり。

禪札以令拜見之處。尋事之濫觴。佞人不敵之結構歟。古人云。德尊時者治天下亂時者取之。佞者亡國利也。如何非筆所宣。謹言。

七月九日

この御返事を今夜左大臣殿に見せ申し給ふと云々。

【語釋】【禪札】佛門に入られた法皇の御書面。【濫觴】物のはじまり　濫は泛ぶで、觴は盃である。孔子家語に「江は始泯山より出づ、其源は以て觴を濫ぶべし。」とあるのから出て、物の始の義となつた。【佞人】邪曲の人。

【不敵】大膽で物事を愼まないこと。【佞者亡國利】佞人は禍亂を起して、國利を害する。【非筆所宣】筆でのべつくし難い。

通釋　そこで內裏から御返事がある。「御手紙を拜見しましたが、事の起りを尋ねてみまするに、邪曲な者が不敵な事を構へたからだらうと思ひます。古の人が言ひました。德の高い時には天下を治め天下が亂れる時は天子の位を權力で以て取ると、佞人は禍亂を起して、國利を害する者でありませす。何とも筆でのべつくす事は出來ません。」この御返事を今夜左大臣殿にお見せ申したといふことである。

新院の御方へ參りける人々には、左大臣賴長公、左京大夫敎長卿、近江中將成雅、四位少納言成隆、山城前司賴資、美濃前司保成、備後權守俊通、皇后宮權大夫師光、右馬權頭實淸、式部大輔盛憲、藏人大夫經憲、皇后宮亮憲親、能登守家長、信濃守行通、左衞門佐宗康、勘解由次官助憲、桃園藏人賴綱、下野判官代正弘、その子左衞門大夫家弘、右衞門大夫賴弘、大炊助度弘、右兵衞尉時弘、文章生安弘、中宮侍長光弘、左衞門尉盛弘、平馬助忠正、その子院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三男左大臣勾當正綱、四男平九郞通正、村上判官代基國、六條判官爲義、左衞門尉賴賢を始として父子七

人、都合その勢一千餘騎とぞ註しける。

【語釋】【四位小納言】小納言は從五位下であるべきだが、四位であるから特に斷つたものである。【皇后宮權大夫】皇后宮職の長官大夫の次。皇后宮職は皇后宮に關する種々の事を掌る。【右馬權頭】右馬寮の長官頭の次。馬寮は左右にあつて、馬の調習、飼養、乘具などの事を掌る。【式部大輔】式部省の次官。【皇后宮亮】皇后宮職の次官。【勘解由次官】勘解由使の次官。國司の任期が滿ちて交替の時に、在官中に取扱つた事務會計等を整理して、新任者に引渡し、新任者は少しも懈怠のなかつた由をしるして前任者に渡す、これを解由狀といふ。使は其の狀に不正なことや相違して居る事はないかを檢査する役所である。【大炊助】宮内省中の大炊寮の次官。大炊寮は諸國の搗米、雜穀のことを司り、神事、佛事に之を供給することを司る。【文章生】式部省で行はれる一定の試驗に及第した者の稱。【中宮】上古は皇后、太皇后、太皇太后の總稱であつたが、醍醐天皇の頃から皇后の別名となつた。一條天皇の朝に藤原道長が女彰子を入れて中宮とするに及び、當時すでに道隆の女定子が天皇の中宮であつたから、定子を改めて皇后と稱した。これから後皇后以外の御嫡妻を中宮と稱するやうになつた。【侍長】お付の侍の長。【左大臣の勾當】勾當は專ら其の職に當る者の稱。こゝは左大臣家の侍所の長。

官軍召し集めらるゝ事

さる程に内裏より左大將公敎卿、藤宰相光賴卿二人御使にて、八條烏丸美福門院へ參

り、權右少辨惟方を以て、故院の御遺誡を申し出さる。この兵亂の出で來らんずる事をば、かねて知し召しけるにや、内裏へ召さるべき武士の交名を註し置かせ給へるなり。義朝、義康、賴政、季實、重成、維繁、實俊、助經、信兼、光信等なり。安藝守清盛は多勢の者なれば、尤も召さるべけれども、一の宮重仁親王は、故刑部卿忠盛の養君にてましませば、淸盛は御傅子なれば、故院御心を置かせ給ひて、御遺誡にも入れ給はざりしを、女院御謀を以て「故院の御遺誡に任せて内裏を守護し奉るべし」と御使ありければ、淸盛舍弟子供引き具して參りけり。諸國の宰吏、諸衞官人、六府判官、各兵仗を帶して候ひけり。公家には關白殿下、内大臣實能、左衞門督基實、伏見源中將師仲などぞ參られける。

【語釋】　【左大將】左近衞大將。【公教】太政大臣藤原實行の子。【宰相】參議の唐名。【光賴】權中納言藤原顯賴の子。【八條烏丸】八條は東西の通で、烏丸は南北の通である。皇居の東南方に當る。【權右少辨】權は右少辨の次階である。右少辨は太政官に屬し、八省を分擔して其の文書の受附け及び國司の朝集等のことを掌る。【惟方】光賴の弟。【故院】鳥羽院。【交名】名をつらねて書くこと。【重成】源重實の子。【信兼】平盛兼の子。【光信】源光國の子。【多勢の者】軍兵を多く蓄へてゐる者。【刑部卿】刑部省の長官。刑部省は斷獄刑法訴訟等の事を掌る。【養君】守りたてる君。【御傅子】守役の子。めのとは乳母である。元來子供に乳を呑ませて養育する女をいふの

であるが、この頃は守役の男をもいつた。【御心を置かせ給ひて】御遠慮遊ばされて。【宰吏】地方の役人。【諸衞の官人】左近衞、右近衞、左兵衞、右兵衞、左衞門、右衞門の六衞府、に屬する武官の人々。【六府判官】六衞府の官人で、檢非違使の尉を兼ねたもの。【兵仗】武器。【公家】公卿。

通釋 さうして居る中に、內裏より左大將公教卿と參議藤原光賴公の二人が使者となつて、八條烏丸の美福門院へ參り、權右少辨惟方を以て、故鳥羽院の御遺言を公にせられる。この戰亂の出てくるであらうといふことを、豫知せられてゐただらうか。內裏へ召される筈である武士の名を列ねて書いて置かれてあつた。義朝、義康、賴政、季實、重成、實俊、助經、信兼、光信等である。安藝守淸盛は軍兵を多く蓄へてゐる者であるから、勿論召されねばならん筈であるけれども、一の宮重仁親王は故刑部卿忠盛が守りたて奉つた君であらせられるので、淸盛は守役の子であるから、故院は御遠慮遊ばされて入れて置かれなかつたのを、女院が御謀を以て、「故院の御遺言によつて、內裏を守護し奉れ。」と御使を差出されたから、淸盛は弟や子供を引きつれて參內した。諸國の地方官や六衞府の武人、六府判官なども各武器を携へて伺候した。公卿には關白殿下、內大臣實能、左衞門督基實、伏見源中將師仲などが參られた。

新院御所各門々固軍評定の事

新院は齋院の御所より北殿へ遷らせ給ふ。左府は車にて參り給ふ。白河殿より北、河原より東、春日の末に在りければ、北殿とぞ申しける。南の大炊御門表に東西に門二つあり。東の門をば平馬助忠正承つて、父子五人幷に多田藏人大夫賴憲都合二百餘騎にて固めたり。西の門をば六條判官爲義承つて、父子六人して固めたり。その勢百騎ばかりには過ぎざりけり。これこそ猛勢なるべきが、嫡子義朝に附いて多分は內裏へ參りけり。

語釋　【新院】崇德上皇。【左府】左大臣賴長。【河原より東】賀茂の河原より東。【春日の末】春日通の町はづれ。【大炊御門表】宮城の東面郁芳門の一名を大炊御門と云ひ、それに向ふ通路を大炊御門通と云ふ。それに面した所に二門あつたのである。【父子六人】前には父子七人とあつて、ここに六人とあるは爲朝一人を除いたのである。【これこそ猛勢なるべきが】爲義は源家の嫡流であるから、彼に屬する者が、大勢であるべき筈であるのに。【內裏】後白河天皇の御方を甲す。

通釋　新院は齋院の御所から北殿へ遷らせられる。左大臣賴長は車で參られる。白河殿から北、賀茂河原より東、春日通りの町はづれに在つたから、北殿といつたのである。南の大炊御門表に東西に門が二つある。東の門をば平馬助忠正が仰を承けて、父子五人並に多田藏人大夫賴憲と都合二百餘騎で固めた。西の門をば六條判官爲義が承つて、父子六人で固めた。その軍勢は百騎位しかな

かつた。この方こそ大勢であるべき筈であるのに、多くの家來は嫡子義朝に附いて內裏へ參つたのであつた。

爰に鎭西八郞爲朝は、「我は親にも連れまじ、兄にも具すまじ。高名不覺も紛れぬ樣に、只一人如何にも强からん方へ差し向け給へ。縱令千騎もあれ萬騎もあれ、一方は射拂はんずるなり」とぞ申しける。依りて西河原表の門をぞ固めける。北の春日表の門をば、左衞門大夫家弘承りて、子供具して固めたり。其の勢百五十騎とぞ聞えし。抑も爲朝一人として、殊更大事の門を固めたる事、武勇天下に許されし故なり。件の男器量人に越え、心𢙣くまで剛にして、大刀の强弓、矢次早の手ききなり。弓手の肘、馬手に四寸伸びて、矢束を引く事世に越えたり。幼少より不敵にして、兄にも所をおかず、傍若無人なりしかば、身に添へて都に置きなば、惡しかりなんとて、父不孝して、十三歲より鎭西の方へ追ひ下すに、豐後の國に居住し、尾張權守家遠を傅とし、肥後の國阿曾平四郞忠景が子に、三郞忠國が婿になりて、君よりも賜はらぬ九國の總追捕使と號して、筑紫を從へんとしければ、菊地原田を始として、所々に城を構へて楯籠れば、「其の儀ならば、いで落して見せん」とて、いまだ勢もつかざるに、忠國ばかりを案內者として、十

三の歳の三月の末より、十五の歳の十月まで、大事の軍をする事二十餘度、城を落す事數十箇所なり。

語釋　【親にも連れまじ】親にも連れられまじで親の手にも從ふまい。【高名不覺も紛れぬ樣に】手柄をしてもおくれを取つても、他人と間違へられぬ樣に。【如何にも強からん方へ】最強い方へ。【件の男】爲朝をさす。【矢次早】矢を弓弦にあてくはすことが非常に早いのをいふ。【手きき】名人。【矢束を引く】長い矢を引く。束とは手で握る事で、すべて矢の長さは手で握つて、其の握り數ではかるのである。【所を置かず】所をゆづらぬことで、傲慢なこと。【身に添へて】我が身のそばにおいて。【不孝】勘當すること。親に不孝であるからいふ。【總追捕使】追捕使は諸國にあつて、非違を正し、罪人を追捕する職。之を總括するを總追捕使といふ。【その儀ならば】さういふ事をして敵對するならば。【いで】さあ。【勢もつかざるに】味方につく兵もないのに。【大事の戰】大戰爭。

通釋　ここに鎭西八郎爲朝は、「自分は親にも連れられまい。兄にも從ふまい。手柄をしても、おくれを取つても他人と間違へられぬ樣に、ただ一人最敵の強い方へ、さし向けて下さい。たとい敵が千騎あらうと萬騎あらうと、一方は射拂ひます。」と申した。よつて西河原表の門を固めたのである。北の春日表の門をば、左衞門大夫家弘が承つて、子供を引つれて守つた。その軍勢は百五十騎といふ事であつた。抑も爲朝一人で、殊更大事の門を守護したといふ事は、彼の武勇が天下に認め

られてゐたからである。その男伎倆は衆にすぐれ、心は此上もなく剛强であり、大力の强弓ひきで、矢をつがへることがすこぶる早く、弓の名人である。左手の肘が右手よりも四寸長くて、長い矢をひくことは天下無類であつた。幼い時から大膽であつて、兄に對しても傲慢であり、傍に人もない様に振舞つたから、父も我が身のそばに置いて都に住まはせたならば、よい結果はあるまいと思つて、勘當を申しつけ、十三の歳から九州の方へ追ひ下すと、豐後の國に住居して、尾張權守家遠を傅とし、肥後の國の阿曾平四郎忠景が子の三郎忠國といふものの婿になつて、天皇から賜りもしない、九州の總追捕だと名乘り、筑紫を從へようとしたから、菊地原田を始として、其他の武士共所々に城を構へてたて籠ると「さういふ事をするなら、さあ落してやらう。」といつて、まだ味方につく兵もないのに、忠國ばかりを案内者として、十三歳の三月の末から、十五歳の十月まで、大戰爭をやる事が二十度、城を落す事は數十箇所である。

城を攻むる謀、敵を討つ術、人に勝れて、三年が内に九國を皆攻め落して、自ら總追捕使に押し成つて、惡行多かりけるにや、香椎宮の神人等都に上り訴へ申す間、往にし久壽元年十一月廿六日、徳大寺中納言公能卿を上卿として、外記に仰せて宣旨を下さる。

源爲朝久住宰府。忽諸朝憲。咸背綸言。梟惡頻聞。狼藉尤甚。早可令禁進其身。依宣旨執達如件。

然れども爲朝猶參洛せざりければ、同じき二年四月三日、父爲義を解官せられて、前檢非違使に成されけり。

語釋　【押し成って】許もないのに無理になること。【香椎宮】筑前國糟屋郡香椎村にある。官幣大社。祭神は神功皇后。或は仲哀天皇と神功皇后の二座ともいふ。【神人】神官。【上卿】朝庭に公事あるとき、其の長となつて事を取扱ふもの。【外記】大政官に屬し、詔を吟味し、奏文を作る事を掌つた。【宣旨】天皇の口勅を宣べ傳へる公文書。內侍が勅旨を承つて藏人に傳へ、藏人は之を上卿に告げ、上卿は外記に命じて其の旨を記さしめ宣下せられるのが常である。【宰府】大宰府。【忽諸】蔑視すること。【朝憲】朝廷のきそく。【綸言】詔勅。【梟惡】暴惡。梟は夜中出でて小鳥を取り食ひ、其の爲す所甚だ殘酷であるから、たけくつよいのに用ふる。【禁進】暴惡を禁じ、身を搦めて、朝廷にさし出すをいふ。【執達】文書を取次ぐこと。【如件】かくの如し。【參洛】上京。【解官】免職。

通釋　城を攻める謀略や敵を討つ技術は人に勝れて、三年の間に九箇國を皆攻め落し、自ら無理に總追捕使になつて、亂暴な振舞が多かつたのか、香椎宮の神官等が都に上つて訴へ出たので、去る久壽元年十一月廿六日に德太寺中納言公能卿を上卿として、外記に命じて宣旨を下された「源爲

朝事、久しく太宰府に居住して、朝廷の規則を蔑視し、ことごとく勅に背き、暴惡が甚しいといふことがしきりに聞えてくる。甚だ不都合の至である。早く其の身を搦めて、朝廷にさし出させよ。勅命によつて、右申し達する。然し爲朝は猶上京しなかつたから、同二年四月三日、父爲義を免職せられて、前検非違使にしてしまはれた。

爲朝これを聞きて、「親の科に當り給ふらんこそあさましけれ。その儀ならば我こそ如何なる罪科にも行はれんず」とて、急ぎ上りければ、國人共も上洛すべき由申しけれども、「大勢にて罷り上らんこと上聞穩便ならず」とて、形の如くに附き從ふ兵ばかり召し具しけり。傅子の箭前拂の須藤九郎家季、その兄隙間數の惡七別當、手取の與次、同じき與三郎、三町礫の紀平次大夫、大矢の新三郎、越矢の源太、松浦二郎左中次、吉田兵衞、打手の紀八、高間三郎、同じき四郎を始めとして、二十八騎をぞ具したりける。依つて去年より在京したりしを、父不孝を赦して今度の御大事に召し具しけるなり。



「あさましけれ」あきれ入つたことである。「上聞穩便ならず」上への聞えがおだやかでない。「形の如く」ほんの形式だけに。「箭前拂」あだ名。敵の矢を巧に拂ひのける意である。「隙間數」あだ名。敵の甲冑の透間をさがしねらつて射ることの名人の意。「手取」あだ名。敵と組打つて生捕ることの名人。「三町礫」あだ名。礫を三町程も投げる意。「大矢」あだ名。大きな矢を射る意。「越矢」あだ名。遠矢などいふと同じい。「打手」あ

だな。敵を打つた上手の意。

通釋　爲朝がこれを聞いて「親が罰を受けられることは、あきれ入つた次第である。さういふ事なら、自分がどんな罰でも受けよう。」と、急いで上つたから、九州の者共もお供をして上京しませうと言つたけれども「大勢で上ることは上への聞へもおだやかでない。」といつて、ほんの形式だけに常に附き從つてゐる兵ばかりを引きつれて行つた。守役の子の箭前拂の須藤九郎家季、其の兄の隙間數の惡七別當、手取の與次、同じき與三郎、三町礫の紀平次大夫、大矢の新三郎、越矢の源太、椽浦二郎左中次、吉田兵衞、打手の紀八、高間三郎、同しき四郎を始めとして、二十八騎引きつれたのである。それで去年以來在京してゐたのを、父が勘當をゆるして今度の戰につれてきたのである。

爲朝は七尺ばかりなる男の目角二つ切れたるが、紺地に色々の絲を以て獅子の丸を縫つたる直衣に、八龍と云ふ鎧を似せて、白き唐綾を以て縅したる大荒目の鎧、同じき獅子の金物打つたるを著るまゝに、三尺五寸の太刀に熊の皮の尻鞘入れ、五人張の弓長さ七尺五寸にて銕打つたるに、三十六差したる黑羽の矢負ひ、冑をば郎等に持たせて歩み出でたる體、樊噲も斯くやと覺えてゆゆしかりき。謀は張良にも劣らず、されば堅き

陣を破る事、呉子孫子が難しとする處を得、弓は養由をも耻ぢざれば、天を翔る鳥、地を走る獸恐れずと云ふ事なし。上皇を始めまゐらせて有らゆる人々、音に聞ゆる爲朝見んとて擧り給ふ。

語釋【目角二つ切れたる】目尻と目頭との二所が、かど立つてゐるのをいふ。【獅子の丸】獅子の形を丸くしたもの。【八龍】源家重代の鎧の一。【唐綾】綾は薄いものであるから、それを厚く革ほどにたたんで緘すのであるといふ。【大荒目の鎧】鎧の札を大にして、其の間を荒く緘した鎧。【金物】裾金物のこと。裾金物は鎧の草摺、袖などの菱縫の板に打つ金物をいふ。【着るままに】着ながら。【尻鞘】毛皮で作り、鞘の上にかぶせるもの。雨露を防ぐためのものである。【五人張の弓】四人して弓をため、一人は弦をかけるのである。非常な强弓である。【鈨】矢のはづれて落ちるのを防ぐために、握の所にうつてある折釘。【樊噲】漢高祖の臣で、非常な勇者である。【ゆゆしかりき】勇ましかつた。【張良】漢高祖の臣で、智謀のすぐれた人である。【呉子】呉起は衞の國の人で兵法にすぐれ、て魯の君に事へて、齊軍を敗つた。【孫子】齊の人で、兵を用ふるに巧であつた。呉王闔廬に事へて將となり、楚を破り、齊晉を威して、呉王の名を天下に顯はした。【養由】養由基。楚の恭王の將で、射に巧であつた。百歩をへだてて柳の葉を射、百發百中であつたといふ。【音に聞ゆる】評判の高い。【擧り給ふ】皆集つて來られた。

通釋 爲朝は七尺程の男で、目角が二つ切れてゐるが、紺地に色々の絲を以て獅子の丸を縫つた

直垂の上に、八龍と云ふ鎧に似せて、白い唐綾を以て縅した大荒目の鎧で同じく獅子の金物を打つたのを著ながら、三尺五寸の太刀を熊の皮の尻鞘に入れ、五人張の弓の長さ七尺五寸あるのに鈨を打つたのを持ち、三十六差した黒羽の矢を負ひ、兜をば家來に持たせて歩み出來た有様は、樊噲もこんなにあつたらうかと思はれて勇ましかつた。謀に於ては張良にも劣らないから、呉子孫子でも破り難いと思はれるやうな堅い陣を容易に破り、弓は養由にも耻ぢない程上手だから、天を翔る鳥も、地を走る獸も恐れないものはない。上皇を始め奉りあらゆる人々が、評判の高い爲朝を見ようと皆集つて來られた。

左府卽ち「合戰の趣計らひ申せ」と宣ひければ、畏つて「爲朝久しく鎭西に居住仕つて、九國の者共從へ候ふに附いて、大小の合戰數を知らず。中にも折角の合戰二十餘箇度なり。或は敵に圍まれて強陣(がうぢん)を破り、或は城を攻めて敵を亡すにも、皆利を得ること夜討に如(し)くことと侍らず。然れば只今高松殿に押し寄せ、三方に火を懸け、一方にて支(さゝ)へ候はんに、火を遁れん者は矢を免るべからず、矢を恐れん者は火を遁るべからず。主上の御方心にくくも候はず。但し兄にて候ふ義朝などこそ驅け出(いで)んずらめ、それも眞中(まんなか)さして射通し候ひなん。況(ま)して清盛などがへろ／＼矢何程の事か候ふべき、鎧の袖にて

拂ひ、蹴散らして捨てなん。行幸他所へ成らば、御赦を蒙つて、御供の者少々射らんずるほどならば、定めて駕輿丁も御輿を捨てて逃げ去り候はんずらん。その時爲朝參り向ひ、行幸をこの御所へ成し奉り、君を御位に卽けまゐらせん事、掌を返す如くに候ふべし。主上を迎へまゐらせん事、爲朝矢二つ三つ放さんするばかりにて、未だ天の明けざらん前に勝負を決せん條何の疑か候ふべき」と、憚る所もなく申したりければ、

語釋 【左府】左大臣頼長。【合戰の趣計らひ申せ】合戰の仕方をいかにすべきか陳述せよ。【折角の合戰】殊更に骨を折つた合戰。【心にくくも候はず】さ程強い武士は居りません。心にくくは奧ゆかしいの意。【眞中さして】胸のまん中をめざして。【へろへろ矢】極めて弱い矢をいふ。【御赦を蒙つて】御免を蒙つて。【駕輿丁】御輿をかつぐ人夫。【この御所】北殿をさす。【君】崇德上皇。【掌を反す】容易なことにいふ。

通釋 左大臣頼長はそこで「合戰の仕方をいかにしてよいか陳述せよ。」と仰しやつたから、畏つて、「私は久しく鎭西に居りまして、九國の者共を討ちしたがへますについて、大小の合戰は數がわかりません。中にも殊更骨を折つた合戰を二十餘度致しました。或は敵に圍まれて强陣を破り、或は城を攻めて敵を亡すにも、皆勝利を得ること、夜討に及ぶものはありません。ですから只今から高松殿に押し寄せて、三方に火を懸け、一方を開いて待ち受けてゐたならば、火を遁れようとする者は、矢を免れる事は出來ません。矢を恐れる者は火を遁れる事は出來ません。天皇の御味方には

さ程強い武士は居りません。但し兄の義朝などが飛び出しませうが、それも胸の眞中をめざして射通しませう。まして淸盛などのへろ／＼矢は何程の事がありませう。鎧の袖で拂ひのけ、蹴散らして捨てませう。天皇が他所へ行幸せられるやうになれば、御免を蒙つて、御供の者を少しばかり射ませうものなら、定めて駕輿丁も御輿を捨てて逃げ去りませう。其の時私が參り向ひまして、行幸を此方へお迎へ申し、君を御位におつけ申す事は掌を返す如く容易な事でありませう。天皇をお迎へ申す事は、爲朝が矢を二つ三つ放つ位のことで、未だ夜の明けない中に勝負を決する事は少しも疑ふ所がありません。」と憚る所もなく言つたので、

左府「爲朝が申すやう以の外の荒儀なり。歳の若きが致す所か、夜討など云ふ事、汝等が同士軍十騎二十騎の私事なり。さすが主上上皇の御國爭に、源平數を盡して兩方に在つて勝負を決せんに、無下に然るべからず。その上南都の衆徒を召さるる事あり。興福寺の信實、玄實等、吉野十津河の指矢三町、遠矢八町と云ふ者共を召し具して、千餘騎にて參るが、今夜は宇治に著き富家殿の見參に入り、曉これへ參るべし。彼等を待ち調へて合戰をば致すべし。又明日院司公卿殿上人を催さんに、參らざる者共をば死罪に行ふべし、首を刎ぬること兩三人に及はゞ、殘はなどか參らざるべき」と、仰せられ

ければ、爲朝上には承伏申して、御前を罷り立ちて呟きけるは「和漢の先蹤朝廷の禮節には似も似ぬ事なれば、合戰の道をば武士にこそ任せらるべきに、道にもあらぬ御はからひ如何あらん。義朝は武略の奧義を究めたる者なれば、定めて今夜寄せんとぞ仕り候ふらん。明日までも延べばこそ吉野法師も奈良大衆も入るべけれ。只今押し寄せて風上に火を懸けたらんには、戰ふとも爭か利あらんや。敵勝に乘る程ならば、誰か一人安穩なるべき、口惜しき事かな」とぞ申しける。

語釋 【荒儀】淺慮で荒々しいこと。【歲の若きが致す所か】歲が若い爲に、こんな事をいふのであるか。【同士軍】同輩と同輩との戰爭。【數を盡して】總勢がかかつて。【無下に然るべからず】全くそんなことは出來ない。【南都】奈良。【衆徒】多數の僧徒卽僧兵。【興福寺】藤原氏の氏寺で、奈良七大寺の一、奈良市の中央にある。齊明天皇の三年に藤原鎌足が山城國山科の陶原に造立して、丈六の釋迦像を造り安置せんとして、未成のままで薨じた。後天智天皇の時夫人鏡女王が請うて寺を造り佛像を安置せられた。天武天皇の朝には、之を大和國高市郡廐坂に移して廐坂寺と名づけられたが、元明天皇の朝に至つて、不比等は之を今の地に遷し、興福寺と名づけて藤原氏の氏寺とした。【信實、玄實】信實は源賴安の子、玄實は信實の子。【吉野、十津川】何れも大和國吉野郡にある。【指矢三町】あだ名である。指矢とは、節の所を少し焦して色をつけた矢竹に、鴨の第二の羽をはぎ、根を木で作つた矢をいふ。これは輕くて遠くはとばないものであるが、これを三町も射るといふ程の名

人である。【遠矢八町】あだ名。八町も遠く射るのをいふ。【富家殿】宇治の平等院の西方にある藤原氏の別業。當時頼長の父忠實が居たので、こゝは忠實をさす。【見參に入り】お目にかかる。【待ち調へて】待ち受け兵士をそろへて。【院司】院の御所の事を司る者。即院の職員。【公卿】公は攝政、關白、大臣をいひ、卿は大納言、中納言、三位以上の者をいふ、即參議は四位でもこの部に入る。【殿上人】四位五位及藏人の六位で昇殿を許された者の總稱。【催さんに】出仕を促すに於て。【などか參らざるべき】どうして味方をしない者があらうかの意。【承伏】承知して從ふこと。【呟く】ひとりでブツ〳〵いふ。【先蹤】先例。【朝廷の禮節】朝廷で行はれる儀式の故實作法。【似も似ぬ事なれば】によりもつかない事であるから。【道にもあらぬ御計らひ】道理にかなはぬ御計略。【誰か一人安穩なるべき】誰一人無事に逃れる事が出來よう。

【通釋】　左大臣は「爲朝が言ふところのものは、意外に荒々しい事である。歳が若い爲に左樣な事を申すのか。夜討などいふ事は、お前等が同士軍の十騎二十騎の私事だ。さすがに主上と上皇の御國爭に、源平の總勢がかゝつて兩方に分れ、勝負を決しようとしてゐるのに、全くそんな事は出來ない。その上奈良の僧兵を召されるのだ。興福寺の信實、玄實等が吉野十津河の指矢三町、遠矢八町と云ふ者共を引きつれて、千餘騎で參るのだが、今夜は宇治に到着して父忠實公にお目にかかり、明早朝こゝへ來る筈である。彼等を待ち受け兵士をそろへて合戰をせよ。又明日院司の公卿殿上人に出仕を促すに於て、來ない者共は死罪に行ふであらう。首を刎ねることが二三人に及んだな

らば、殘りの者はなんで來ない事があらう。」と仰しやつたので、爲朝は上邊には承知して服從し、御前をさがつて、ひとりでブツ〳〵言つたのには「和漢の先例とか、朝廷で行ふ儀式の故實作法などとは似寄りもつかない事であるから、戰爭の事は武士に任せられるのが當然だのに、道理に叶はぬ御計略をなさつてどうか知らんて。義朝は武略の奧儀を極めた者であるから、きつと今夜攻め寄せようとするだらう。明日までも延びたなら、吉野の僧兵も奈良の大勢の僧徒も來ようが、只今直に押し寄せて、風上に火をかけた時には、戰つたつてどうしても勝利が得られようか。敵が勝に乘るが最後、誰一人無事に逃れる事は出來まい。殘念な事だ。」と言つた。

將軍塚鳴動附彗星出づる事

さる程に鳥羽殿には、故院の舊臣左大將公教卿、藤宰相光賴卿、右大辨顯時朝臣など籠居し給ひけるが、「去んぬる八日より彗星東方に出で、將軍塚頻に鳴動す。天變地妖、占文の指す所、愼さらに輕からず。新院の御所には軍兵數千騎參り集りて『公卿殿上人を召すに、參らざる者をば死罪に行ふべし』と左府議せらるるなれば、我等とてもその難を遁るべからず。その上『京中を燒き拂ひ、內裏にも火を懸けて攻めんに、行幸他所へ

成らば、御輿にも矢をまゐらせん。』などと爲朝とかやが申すなれば、君とても安穩に渡らせ給はんや。一院隱れさせ給ひて十箇日の内に、かゝる不思議の出で來ぬるこそあさましけれ。内裏にも仙洞にも、御追善の營の外は他事おはすまじきに、こは如何になりぬる世の中ぞや。天照太神は百王を守らんとの御誓も盡きぬらん」と申されける。

【語釋】【將軍塚】桓武天皇が平安に奠都せられた際、王城鎭護の爲、八尺の人形に甲冑を著せ、東山に埋めて將軍塚と稱せられた。これから國に兵亂が起らうとする時にはこの塚が鳴動するといひ傳へられて居る。【故院】鳥羽法皇。【籠居】故院崩御後日が立たないから、まだ引籠つて居たのである。【天變地妖】天災地變。【占文】陰陽師の占に現れた文。【矢をまゐらせん】矢を射かけ申さん。【一院】鳥羽上皇。【追善】死者の冥福を祈るために、佛事を營むこと。【如何になりぬる世の中ぞや】どうしてこんな世の中になつたのだらう。【百王】代々の天皇。【御誓】御約束。寶祚の隆えまさんこと天壤とともに窮りなかるべしと仰せられたのをさす。

【通釋】その中に鳥羽殿には故鳥羽法皇の舊臣左大將公教卿、藤宰相光頼卿、右大辨顯時朝臣などが引籠つて居られたが、「去る七月八日から彗星が東の方に出て、將軍塚が頻に鳴動する。天災地變があると占文の示すところで、餘程謹愼をせねばならぬ場合です。新院の御所には軍兵が數千騎集つて、『公卿殿上人を召すのに、參らない者をば死罪に行ふがよい。』と左大臣がいふのだから、自分等とても其の難をのがれる事は出來ない。その上『京中を燒き拂ひ、内裏にも火をかけて攻めるに於

て、他所へ行幸になるならば、御輿にも矢を射かけよう。』などと、爲朝とかいふ者が言つてゐるのだから、主上とても御無事ではゐられますまい。一院が崩御になつて後十日位の內に、こんな不思議な事が起るとはあきれ入つた次第です。內裏でも仙洞御所でも、故院の御冥福を祈られる外は、他の事をなされる御ひまもない筈であるのに、どうしてこんな世の中になつたのでせう。天照太神はいつ迄も代々の天皇をお守り遊ばさうとの御誓も盡きてしまつたのだらう。」と申された。

光賴卿つら〳〵事の心を思ふに、「日本はこれ神國なり。されば御裳濯河の流絶えずして、既に七十七代の天津日嗣を受け給ふ。昔崇神天皇の御時、天津社、國津社を定め置かれてより以來、神事事繁き國の營、たゞ寶祚長久の爲なり。七千餘座の神祇、夜の守り晝の守り、なじかは怠り給ふべき。就中推古天皇の御時、上宮太子世に出でて、守屋の逆臣を亡して佛法を弘め、四天王寺を建てて國家を祈り、聖武天皇は東大寺を建てゝ、大神宮の御本地を顯して、帝運を祈誓し給ふ。行基菩薩は河洲石河郡に四十九院を建て初め給ひて、寶祚を鎮護し給ひしより、傳敎大師は比叡山を開基して、一乘妙典を崇め、弘法大師は高野山を建立して、眞言の秘法を修行して、專ら天下の護持を致す。殊に白河鳥羽の兩院佛法に歸しおはしまして、國郡數神に裁きたり。田園多く佛聖に寄せら

る。依つて三寶も國家を守り給ふべし、神明も帝祚を捨て給はんや、その上にこの京は桓武天皇の御宇延曆十三年十月廿一日、長岡の京より遷されて後、弘仁元年九月十日、平城の先帝世を亂り給ひしかども、この京は無爲なり。その後帝王二十七代、星霜三百四十八年の春秋を送れり。その間にも朱雀院の御宇には、將門、純友、東西に亂逆をなし、後冷泉院の御世には、貞任、宗任兄弟謀叛を企て、或は八箇國を從へて、八箇年合戰し、或は陸奧に支へて、十二年まで防ぎ戰ひしかども、敢て都の亂にならず、終に皇化に隨ひき。されば今も誰人かこの京を滅し、何者かわが君を傾けん。南には正八幡大菩薩、男山に跡を垂れて京都を守り、北には賀茂大明神、天滿天神、東西には稻荷、祇園、松尾、大原野等光を雙べて日夜に結番し、禁闈を守り給ふ。縱令逆臣亂をなすとも、爭か靈神の助なかるべき」と、たのもしげにぞ宣ひける。

語釋　【事の心】天照大神御誓の御精神。【御裳濯川】大神宮の傍を流れる五十鈴川のことで、皇統に喩へる。【天津日嗣】天皇の御位。【天津社】天上の神を祀つた社。【國津社】國土を守護する神を祀つた社。【神事】神を祭ること。【國の營】祭事は一人のする事でなく、國として神を祭る故かくいつたものである。【寶祚】皇位。【座】神佛を數へる詞。【上宮太子】聖德太子の御事。【守屋】物部守屋。尾輿の子。【四天王寺】聖德太子の創建で、

大阪市天王寺町にある。聖德太子が物部守屋の一族を討たれた時、白膠木を取つて、四天王卽多聞天、持國天、增長天、廣目天の像を作り、之を結髮中に置き、事平いで後、崇峻天皇の元年、今の地に創建せられたものである。【太神宮の御本地を顯し】奈良朝の頃から、僧侶が神佛の調和を圖る爲に、我が國の諸神は印度の佛が跡を此の國に垂れて顯れ給ふたものであるとの說を出した。これを本地垂跡說といふ。卽某神の本地は天竺の何佛であるなどいふ。天照太神の御本地は大日如來とし、大日如來は東大寺の大佛、盧舍那佛であるから、天照太神の御本體をこゝはあらはしたといふのである。【行基】和泉國大島郡の人で、姓は高志氏である。天智天皇の七年に生れ、十五歲で出家した。當時第一の名僧で、聖武天皇は非常に敬重せられた。行基は諸國を廻つて敎を弘める旁ら、橋を架し、道を開き、池溝を掘りなどして、大いに公益を圖つた。【菩薩】菩提薩埵の略。大覺有情と譯し、佛につぐ位置である。卽勇猛心を以て菩提を求め、大慈悲を以て衆生を濟ひ、巳に妙覺の果に近づいた人である。古朝廷から高德の僧にこの號を賜つた。【四十九院】四十九ケ寺。【傳敎大師】最澄。延曆七年比叡山を開き根本中堂をはじめた。同二十三年に勅を奉じて入唐し、翌年歸朝して天台宗を弘めた。【開基】始めて寺を作ること。【一乘妙典】法華經。佛法の最上を一乘法といひ、妙典は經文の尊稱。【弘法大師】讃岐の人。空海といひ。最澄と同時に入唐して、長安青龍寺に於て眞言宗を學び、歸朝の後法を諸國に說き、深く嵯峨天皇の御信任を得た。【高野山】紀伊郡伊都郡にある。金剛峯寺と稱し、嵯峨天皇弘仁七年の開基である。【眞言の秘密】眞言秘密の法。【國郡數神に裁きたり】國郡をさいて多くの神社に寄進した。【佛聖】佛と僧。【三寶】佛と法と僧。【この京】平安京。【御宇】御代。【長岡】山城國乙訓郡にあつて、一時都であつた。【弘仁】嵯峨

天皇の時の年號。【平城の先帝世を亂り給ひしかども】平城天皇は嵯峨天皇に讓位の後、尙侍藤原藥子の勸によつて、重祚せられんとしたが、事敗れて出家せられ、藥子は藥を飮んで死し、兄仲成は誅せられた。このことをいつたものである。【星霜】年月。【將門】平姓。初め京都に出て攝政藤原忠平に仕へ檢非違使たらんとして得ず、東國に歸り、伯父常陸大掾平國香と爭つて之を殺し、朱雀天皇天慶二年に下總の猿島に據つて叛したが、遂に國香の子貞盛藤原秀鄕の爲に滅された。【純友】藤原姓。伊豫掾となつて赴任し、任滿ちても京都に歸らず、海賊を率ゐて瀨戶內海を橫行し、掠奪を恣にしたが、天慶四年遂に小野好古、源經基の爲に滅された。【貞任、宗任】安倍賴時の子。後冷泉天皇の御代安倍賴時が衣川に據つて叛いたので、朝廷は源賴義をして之を討たしめられた。賴時は間もなく誅に伏したけれども、子貞任、宗任は勇敢に戰つて降らず、遂に賴義は淸原武則の援を得て滅すことを得た。【八箇國】關東八箇國。【八箇年】將門が兵をあげて滅亡するまで實は六箇年である。【十二年】前九年と後三年と合したものである。【跡を垂れ】佛の神として顯れ給ふのをいふ。【男山】山城國綴喜郡。【賀茂大明神】上賀茂下賀茂の二社がある。上賀茂神社は山城國愛宕郡上賀茂村鴨山の麓にあつて、賀茂別雷神を祀る。下賀茂神社は京都市上京區下鴨町にあり、賀茂別雷命の御母玉依媛及外祖父加茂建角身命を祀る。孰も官幣大社で、祭祀行幸凡て二社同日に行はれる。【稻荷】山城國紀伊郡深草村稻荷山の麓にある。二十二社の一で、倉稻魂命、素盞嗚尊、大市姬命を祀る。官幣大社。【祇園】京都四條賀茂河の東にある。現今八阪神社と稱し、素盞嗚命を祀り、五男三女の八柱の命及櫛稻田媛命を合祀してある。官幣中社。【松尾】山城國葛野郡松尾村字上山田にある。大山咋神及市杵島姬神を祀る。官幣大社。【大原野】山城國乙訓郡大原野村にあ

る。建甕槌命、任波比主命、天兒屋根命、比賣神の四坐を祀る。官幣中社。【結番】組を設け、順番を定めて事に當ること。【禁闕】皇居。

【通釋】光賴卿がよく〳〵事の仔細を考へて「日本はこれ神國であります。ですから皇統連綿として既に七十七代の皇位を受けて居られるのです。昔崇神天皇の御時に、天津社、國津社を定め置かれてから以來、神の祭を頻繁に國家が行ふのは、ただ寶祚長久のためであります。七千餘座の天神地祇は夜晝守護せられて、どうして怠られる事がありませう。とりわけ推古天皇の御時、聖德太子が世に出て、守屋といふ逆臣を亡して佛法を弘め、四天王寺を建てて、國家の安泰を祈り、聖武天皇は東大寺を建てて、天照大神の御本體を顯し、帝運の隆昌を祈られたのです。又行基菩薩は河內國石河郡に四十九の寺院を建て始めて、天皇の御位を鎭め護られてから、傳敎大師は比叡山を開いて、法華經を尊崇して、國の鎭となし、弘法大師は高野山に金剛峯寺を建立して、眞言秘密の法を修行し、專ら天下の太平を護持してゐます。殊に白河鳥羽の兩院は佛法に歸依せられて、國や郡をさいて多くの神社に寄進せられました。田園も數多寺院や僧に寄附なされてゐます。それで三寶も國家を守られるだらうし、神明も天位をお見すてになる事はありません。その上この都は桓武天皇の御代延曆十三年十月廿一日、長岡の都から遷されて以來、弘仁元年九月十日に平城天皇が世を亂されたけれども、この都は無事です。其の後天皇は二十七代、歲月は三百四十八年の春秋を送

りました。其の間にも朱雀院の御代には、將門と純友が東西に於て叛逆をなし、後冷泉天皇の御代には貞任宗任兄弟が謀叛を企て、將門は八箇國を從へて、八箇年も合戰をなし、或は奥羽の亂には共所に立籠つて、十二年も防戰をしたけれども、決して都の亂にはならず、終に皇化に隨ひました。故に今とても誰かこの京を滅し、何者かわが君の御位を傾け奉ることが出來ませう。南には正八幡大菩薩が男山に跡を垂れて京都を守られ、北には賀茂大明神、天滿天神、東には稻荷祇園、西には松尾、大原野等の神々が、光をならべて、日夜の別なく紐を設け順番を定めて、皇居を守つて居られます。縱令逆臣が起つて亂をなしても、どうして神の冥助がないことがありませうか。」とたのもしげに仰せられた。

主上三條殿行幸附官軍勢ぞろへの事

さる程に內裏は高松殿なりしかば、分內狹くて便宜惡しかりなんとて、俄に東三條殿へ行幸成る。主上は御引直衣にて、腰輿に召さる。神璽寶劍を取りて、御輿に入れ進らせらる。御供の人々には、關白殿、內大臣實能、左衞門督基實、右衞門督公能、頭中將公親朝臣、左中將光忠、藏人少將忠親、藏人右少辨資長、右少將實定、少納言入道信

西、春宮學士俊憲、藏人治部大輔雅頼、大外記師業等なり。武士の名字は註すに及ばず。

【語釋】【分内】區域内。【東三條殿】三條の北、東洞院の西、烏丸の東にある。【引直衣】天子の常の御服。その製通常の直衣のやうであるが長い裾があつて後方に引く。故にこの名がある。【腰輿】の高さまで手で持ち行く輿。【神璽】八坂瓊曲玉。【關白殿】藤原忠通。頼長の兄。【頭中將】藏人頭と近衛中將とを兼ねたもの。【朝臣】尸の一種で、天武天皇詔して八色の姓を定めれらるに及んで、朝臣は第二に位した。後世に至り位署の法が定まつて、名字朝臣、姓朝臣などの稱があつた。中古に於ては郡臣の名を呼ぶに位の差別によつて異り、三位以上は藤原朝臣、橘朝臣などいつて名をいはない。四位の人には業平朝臣など名を先にして朝臣を後につける。五位はこれと反對に藤原朝臣某の如く姓を先に名を後にした。【左中將光忠】公卿補任によると、この時光忠は右中將であつた。【藏人少將】近衛の少將で藏人を兼ねたもの。【春宮學士】今の東宮侍講の如き役。

【通釋】さて内裏は高松殿であつたから、區域が狹くて便利が惡いだらうといふので、俄に東三條殿へ行幸になる。主上は御引直衣で、腰輿に召される。神璽や寶劍を取つて、御輿にお入れ遊される。御供の人々は關白殿、内大臣實能、左衛門督基實、右衛門督公能、頭中將公親朝臣、左中將光忠、藏人少將忠親、藏人右少辨資長、右少將實定、少納言入道信西、春宮學士俊憲、藏人治部大輔雅頼、大外記師業等である。武士の名は書かずに置く。

其の時義朝を御前に召さる。赤地の錦の直垂に、折烏帽子引き立て、脇立ばかりに太刀帶きたり。小納言入道を以て、軍の様を召し問はる。義朝畏りて申しけるは、「合戰の術様々に候へども、卽時に敵を從へ、立所に利を得る事、夜討に過ぎたる事候はず。就中南都より衆徒大勢にて、吉野十津河の者共を召し具して、千餘騎にて今夜宇治に著き、明朝入洛仕る由聞え候。敵に勢の屬かぬ前に押し寄せ候はん。內裏をば清盛などに守護せさせられ候へ。義朝は罷り向ひて、忽ちに勝負を決し候はん」とぞ進みける。

語釋　【赤地の錦の直垂】赤い織地の錦を以て作つた直垂。【折烏帽子引き立て】兜を脫いで、その下にかぶつてゐた烏帽子のたたまつたのを引立て直すのである。【脇立】鎧を着る前に右脇にあてる具である。札の上を染革で包み、草摺は一枚である。これは鎧は右脇で引き合すものであるから、其の合せ目を塞ぐ料である。こゝはまだ鎧をつけない前である。【少納言入道】信西。【進みける】謀を申上げた。

通釋　其の時義朝を陛下の御前に召される。赤地の錦の直垂に、折烏帽子を引立て、脇立ばかりつけて太刀を佩いてゐた。少納言入道に命じて、合戰の仕方をお尋ねになる。義朝が謹んで申上げるには「合戰の方法はいろ／＼ありますけれども、直に敵を討ちしたがへ、立所に勝利を得ますには夜討に越した事はありません。とりわけ奈良から僧兵が大勢で、吉野十津河の者共を引きつれて、千餘騎を以て進み來り、今夜宇治に着き、明朝入京するさうであります。敵に軍勢のつかない前に

押し寄せませう。內裏をば清盛などに守護させなさいませ。義朝は出向ひまして、忽ちに勝負を決しませう。」と謀を申上げた。

信西御前の床に候ひけるが、殿下の御氣色を奉りて申しけるは、「此の儀尤も然るべし。詩歌管絃は臣家の翫ぶ所なりといへども、それ猶昧し。況や武藝の道に於てをや。一向汝が計ひたるべし。誠に先んずる時は人を制す、後にする時は人に制せらるといへば、今夜の發向尤もなり。然らば清盛を留めん事も然るべからず、武士は皆々罷り向ふべし。朝威を輕しめ奉る者、豈天命に背かざらんや。早く凶徒を追討して、逆鱗を休め奉らば、先づ日來申す處の昇殿に於ては疑あるべからず」と申されければ、義朝「合戰の場に罷り出でて、何ぞ餘命を存せん。只今昇殿仕りて、冥途の思出にせん」とて、押して階上へ上りければ、信西「こは如何」と制しけり。主上之を御覽じて、御入興ありけるとなり。

語釋 【御前の床】清涼殿の大床。【殿下】關白忠通。【御氣色】御氣色は御樣子の意であるが、こゝは仰せの意である。【臣家の翫ぶ所なりといへども】文官たる吾々の家に於て樂とするところであるけれども。【それ猶昧し】それでも猶くはしくはない。【一向】專ら。【計ひたるべし】計らひに任せるであらう。【先んずる時は云々】

先に此方から攻め寄せたならば敵に勝ち、後れた時は敵に破られるの意で、史記項羽本記にある。【逆鱗】帝王の怒。韓非子に龍は溫和なる獸なれども、其の喉下に徑尺の逆鱗あつて、之に觸るれば怒つて必づ其の人を殺す。人主にも亦逆鱗あり。とある。【昇殿】殿上へ昇る事をゆるされるをいふ。【押して】無理に。【階上】殿上に同じい。【御入興ありけるとなり】面白い事に思し召されたとの事である。

通釋　信西は御前にある緣に伺候してゐたが、關白忠通公の仰せを承りて言つたのには「この計略は至極よかららう。詩歌や音樂は吾々の家に於て常に樂しんで居るところであるけれども、それでもくはしくはない。まして武藝の道に於てはとてもわからない。專らお前の計らひに任せるであらう。ほんとに先に此方から攻め寄せたならば敵に勝ち、後れた時は敵に破られるといふことがあるから、今夜攻め寄せるのは至極よい。それなら淸盛を殘して置くのもよろしくない。武士は皆行け。朝廷の御威光を輕んじ奉る者は、皆天命に背く者である。早く惡者等を追討して、陛下の御怒をお休め申上ぐれば、日頃お前の望んで居る昇殿もお許しになる事は疑ない。」と申されたから、義朝は「戰場に出ますならば、何で生きて歸る事がありませう。只今昇殿致しまして、冥途の思出にしませう。」といつて、無理に殿上に上つたので、信西は「これはどうした事だ。」ととがめた。主上はこれを御覽になつて、面白い事に思し召されたとの事である。

十一日寅の刻、官軍既に院の御所へ押し寄す。折節東國より軍勢上り合ひて、義朝に

相從ふ兵多かりけり。先づ鎌田次郎正清を始として、後藤兵衛實基、近江の國には佐々木源三、八島冠者、美濃の國には平野大夫、吉野太郎、尾張の國には舅熱田大宮司が奉る家子郎等、三河の國には志多良、中條、遠江の國には横地、勝俣、井八郎、駿河國には入江右馬允、高階十郎、興津四郎、蒲原五郎、伊豆には狩野工藤四郎親光、同じき五郎親成、相模には大庭平太景吉、同じき三郎景親、山内須藤刑部丞俊通、其の子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野次郎延景、荻野四郎忠義、安房には安西、金餘、沼平太、丸九郎武藏には豐島四郎、中條新五、新六、成田太郎、箱田次郎、河上三郎、別府次郎、奈良三郎、玉井四郎、長井齋藤別當實盛、同じき三郎實員、横山惡次、惡五、平山、相原、兒玉に庄太郎、猪股に岡部六彌太、村山に金子十郎家忠、山口六郎、仙波七郎、高家に河越、師岡、秩父武者、上總には介八郎、下總には千葉介常胤、上野には瀬下太郎、物射五郎、岡本介、名波太郎、下野には八田四郎、足利太郎、常陸には中宮三郎、關二郎、甲斐には鹽見五郎、同じき六郎、信濃には海野、望月、諏訪、蒔、桑原、安藤、木曾中太、根井大彌太、根津神平、靜妻小二郎、片桐小八郎大夫、熊坂四郎を始として、三百餘騎とぞ註したる。

語釋　【寅の刻】午前四時頃。【熱田】尾張の熱田神社。【大宮司】神職の長。【奉る】差上ぐる。【家子郎等】家の子は家族の者で、郎等は家臣をいふ。【長井】地名。【兒玉、猪股、村山】地名。【高家】家柄のよきもの。【註したる】到着簿に記入した。

清盛に相從ふ人々には、弟常陸介頼盛、淡路守教盛、大夫經盛、嫡子中務少輔重盛、次男安藝判官基盛、郎等には筑後左衛門家定、其の子左兵衛尉貞能、與三兵衛景安、民部大輔爲長、其の子太郎爲憲、河内の國には草刈部十郎大夫定宣、瀧口家綱、同じき瀧口太郎家次、伊勢の國には古市伊藤武者景綱、同じき伊藤五忠清、伊藤六忠直、伊賀には山田小三郎伊行、備前の國の住人難波三郎經房、備中の國の住人瀨尾太郎兼康を始として、六百騎とぞ註したる。兵庫頭源頼政に相從ふ兵誰々ぞ。先づ渡邊黨に省播磨次郎、授薩摩兵衛、連源太、與右馬允、競瀧口、丁七唱を始として、二百騎ばかりなり。佐渡式部大輔重成百騎、陸奥新判官義康百騎、出羽判官光信百騎、周防判官季實五十騎、隱岐判官惟重七十餘騎、平判官實俊六十餘騎、進藤判官助經五十餘騎、和泉左衛門尉信兼八十餘騎、都合一千七百餘騎とぞ註したる。

語釋　【渡邊黨】攝津の渡邊を本居とする武士の一類。いづれも一字名である。而して普通名前の上に官名な

ど署するのであるが、この渡邊黨に限り、官名等の上に名前を署するのである。【陸奥新判官】陸奥の守で、検非違使の尉をかねてゐるもの。新は新参の者をいふ。

義朝白河殿夜討の事

白河殿には、斯くとも知ろし召さゞりしかば、左大臣殿武者所の親久を召されて「内裏の樣見て參れ。」と仰せければ、親久卽ち馳せ歸り、「官軍既に寄せ候」と申しもはてねば、先陣既に馳せ來る。其の時鎭西八郎申しけるは、「為朝が千たび申しつるは、爰候々々」と怒りけれども、力及ばず。為朝を勇ませんためにや、俄に除目行はれて、藏人たるべき由仰せけり。八郎「是れは何といふ事ぞ。敵既に寄せ來るに、方々の手分をこそせられんずれ、只今の除目物騷なり。人々は何にも成り給へ。為朝は今日の藏人とよばれても何かせん。只元の鎭西八郎にて候はん」とぞ申しける。

【註釋】【白河殿】崇德上皇の御所。【左大臣殿】賴長。【武者所】院の御所を守護する武士の伺候する所。【轉じて下北面の武士をいふ。【申しもはてねば】申しもはてぬにといふに同じい。【爰候】此の事である。【物騷】ものさわがしい。【今日の藏人】今日なつた藏人。

〔通釋〕白河殿に於ては、かういふ事が有らうとは御存じがなかつたので、左大臣賴長は武者所の親久を召されて、「内裏の樣子を見て來い。」と命ぜられたから、親久は往つて直に馳せ歸り、「官軍は既に押し寄せました。」と言ひも終らぬ中に、先鋒は既に馳せて來た。其の時鎭西八郎は「私が度々言つたのはここです〳〵。」と言つて怒つたけれども、仕方がない。爲朝に元氣をつけようとの爲だらうか。俄に任官式を行はれて、爲朝を藏人にするといふ事を仰せられた。爲朝は「これはどうした事です。敵が既に押し寄せて來たので、方々の手分をせられる筈だのに、只今除目を行はれるなどとはもの騷しい事だ。諸君は何にでもお成りなさい。爲朝は今日なつた藏人と呼ばれたとて何にしませう。只元の鎭西八郎でよいのです。」と言つた。

去る程に下野守義朝は、二條を東へ發向す。安藝守淸盛も、同じく續きて寄せけるが、明くれば十一日東塞りなるうへ、朝日に向ひて弓引かん事恐ありとて、三條へ打ち下り、河原を馳せ渡して、東の堤をのぼりに北へ向ひてぞ歩ませける。下野守は大炊御門河原に、前に馬の駈場を殘して、河より西に東がしらにひかへりたり。新院の御所にも、敵既に西南の河原に鯢波を作りて攻め來れば、爲義以下の武士各固めたる門々より懸け出でけり。判官が手には、四郎左衞門賴賢と、八郎爲朝と、先陣を爭ひて、既に

珍事に及ばんとす。頼賢思ひけるは、「今子供の中には、我こそ兄なれば、今日の先陣をば、誰かは懸けん」といふ。爲朝は又「恐らくは弓矢取りても打物取りても我こそあらめ。其の上判官も軍の奉行を仕らせらるる上は、我こそあらめ」と論じけるが、暫く思案して、兄達をも蔑にするえせ者とて、親に不孝せられしが、適々勘當赦されたる身の、父の前にて兄と先を論ぜん事、惡しかりなんと思ひければ、「所詮誰々も懸けさせ給へ。強からん所をば、幾度も承りて支へ奉らん」とぞ申しける。

語釋 【東塞り】陰陽家の説によると、大將軍、金神、天一神等が日の干支に隨つて四方を遊行するといふ。其の在る方角をふさがりといつて、其の方に向つて事をするのを忌みた。【大炊御門河原】大炊御門通の方角にある河原。【懸場】馬のかけ廻る餘地。【東頭】東方を上とすること。【鯢波】鬨。合戰をする會圖に發する聲。【判官】爲義。【珍事に及ばんとす】大事に及ばうとした。同士打を始めたのである。【誰かは驅けん】自分をおいて誰が先驅をするだらう。【打物】太刀長刀などをいふ。【我こそあらめ】我輩こそ殊に勝れてゐるだらう。【奉行を仕らせらるる】總支配を申付けられる。【我こそあらめ】こゝは自分こそ先驅するのが當然であるの意。【えせ者】不都合な奴。【所詮】つまり。【誰にも懸けさせ給へ】誰でも先驅けをしなさい。

通釋 その中に下野守義朝は、二條を東へ向つて進んで來る。安藝守清盛も、同じく續いて押寄せたが、明日は十日で東が塞つてゐる上に、朝日に向つて弓を引く事は、恐多い事だといつて、

三條へ下り、賀茂河を渡つて、東の堤を上つて北に向つて馬を歩ませた。義朝は大炊御門河原に陣をとり、前に馬のかけ廻る餘地を殘して、賀茂河より西に東を上にして控へた。新院の御所に於ても、敵が既に西と南の河原に鯢波の聲をあげて攻めて來たので、爲義以下の武士が各守つてゐた門から馳け出した。爲義の方には、四郎左衛門賴賢と、八郎爲朝と先陣を爭つて、すんでの事大事に及ばうとする。賴賢が思ふのには「今ここに居る子供の中では、自分が一番兄であるから、今日の先陣は、自分をおいて誰が先驅をするのだらう」といふ。爲朝は又、おそらく弓矢を取つても、打物を取つても、我輩こそ殊に勝れてゐるだらう。其の上父判官が總支配を申付けられてゐる上は、我輩こそ先陣を承るのが當然だ。」と論爭したが、暫く考へて、自分は兄達をも尊敬しない不都合な奴だといふので、親に勘當せられたが、たま／＼勘當をゆるされた身で、父の前に於て兄と先陣を爭ふのは、よくない事だらうと思つたから「つまり、誰でも先驅をしなさい。私は敵の強い所を、幾度でも引受けて防ぎませう。」といつた。

四郎左衛門之を聞きも咎めず、則ち西の川原へ出で向ひ、紺村濃の直垂に、月數といふ鎧の、朽葉色の唐綾にて縅したを著、二十四差したる大中黑の矢、頭高に負ひなし、重籐の弓眞中取りて、月毛なる馬に、鏡鞍置きてぞ乘りたりける。大炊御門を西へ向ひて防ぎけるが「爰を寄するは源氏か平家か、名乘れ聞かん。かく申すは六條判官爲義が四男

前左衛門尉賴賢」とぞ名乘りける。河向に答へて曰く、「下野守殿の郎等、相模國の住人首藤刑部丞俊通が子息瀧口俊綱、前陣を承りて候」と申せば、「偖は一家の郎黨でござんなれ。汝を射るにあらず、大將軍を射るなり。」とて、川越に矢二つ放つ。夜中なれば誰とは知らず、矢面に進みたる者二騎射落されぬ。四郎左衛門も、内兜を射させて引き退く。下野守は矢合に郎等を射させて、安からず思はれければ、既に懸けんとし給へば、鎌田次郎正清轡に取り附きて、「爰は大將軍の懸けさせ給ふ所にて候はず。千騎が百騎、百騎が十騎になりてこそ打ちも出でさせ給はめ」と申しけれども、猶懸けんとし給ふ間、歩立の兵八十餘人ありけるを招き寄せて、此の由をいひ含め、大將軍を守護せさせ、正清馬に打乘りて、眞先にこそ進みけれ。

【語釋】【聞きも咎めず】聞いて何とも思はず。【紺村濃】白地を所々濃い紺色で斑に染めたもの。【月數】源家重代の鎧の一。【朽葉色】淡い藍氣を帶びた黄色。【大中黑の矢】鷹の羽の上下白く、中が大きく黑いものを以てはいだ矢。【頭高】矢の頭を高くあげてさす。【重籐の弓】籐でしげく卷いた弓。【月毛】赤白色。【鏡鞍】金銀赤銅などの薄い延金で鞍を包み、山形の端に覆輪をとつたのをいふ。【河向】河の向側。【一家の郎等】我が家の家來。【ござんなれ】こそあるなれの略。だな。【矢面】矢の來る正面。【内兜】兜の内部。【矢合せに】軍の手初にの意。戰を始める時敵身方兩軍から、開戰の通知の矢を射出すのを矢合せといふ。多くは鏑矢を射る。【射させて】射

られてである。此時代の武士は敵より射られたといふのを嫌つて、敵に射させたといふたのである。【打ちも出でさせ給はめ】打ち出られてもよいのでせう。今は其の時でない。【此の由をいひ含め】大將軍を引き留めて居れといふ事をいひ聞かせて。

通釋　四郎左衞門は之を聞いても何とも思はず、直に西の川原に出て行つて、紺村濃の直垂に、朽葉色の唐綾で縅した月數といふ鎧を着、二十四差した大中黒の矢を頭高に負ひ、重藤の弓の眞中をにぎつて、月毛の馬に鏡鞍を置いて乘つてゐた。大炊御門を西へ向つて防いだが、「ここへ攻め寄せたのは、源氏か平家か名乘りなさい。承りませう。かういふ私は六條判官爲義が四男、前左衞門尉賴賢です。」と名乘つた。河の向側から答へて「下野守殿の家來で、相模國の住人、首藤刑部丞俊通が子息瀧口俊綱ですが、前陣を承つて居ります。」といふと、「さては我か家の家來だな。汝を射るのでない。大將軍を射るのだ。」といつて、川越に矢を二つ放す。夜中であるから誰だかわからないが、矢面に進んだ者が二騎射落された。四郎左衞門も内兜を射られて引き退く。下野守は軍の手初に家來を射られて、殘念に思つたから、直に驅け入らうとせられると、鎌田次郎正淸が轡に取り附いて、「ここは大將軍の驅け入られる場合でありません。千騎が百騎、百騎が十騎になつた時こそ打出られてもよいのでせう。今は其の時でありません。」といつたけれども、猶驅け入らうとせられたから、歩立の兵の八十餘人ゐたのを招き寄せ、大將軍を引き留めて居れと言ひ聞かせて、守護せさ

せ、正清は馬に乘つて、眞先に進んだ。

安藝守は二條川原の東堤の西に向ひて控へたり。其の勢の中より五十騎ばかり、先陣に進みて押し寄せたり。「爰を固め給ふは誰人ぞ、名乘らせ給へ。かく申すは安藝守殿の郎等に、伊勢の國の住人、古市の伊藤景綱、同しき伊藤五、伊藤六」とぞ名乘りける。八郎之を聞き、「汝が主の清盛をだに、あはぬ敵と思ふなり。平家は柏原天皇の御末なれども、時代久しくなり下れり。源氏は誰かは知らぬ。清和天皇より爲朝までは九代なり。六孫王より七代、八幡殿の孫、六條判官爲義が八男、鎭西八郎爲朝ぞ。景綱ならば引退け。」とぞ宣ひける。景綱、「昔より源平兩家天下の武將として、違勅の輩を射つに、兩家の郎等大將を射る事互に是あり。同じ郎等ながら、公家にも知られ進らせたる身なり。其の故は伊勢の國鈴鹿山の强盜の張本、小野七郎を搦めて、副將軍の宣旨を蒙りし景綱ぞかし。下﨟の射る矢、立つか立たぬか御覽ぜよ」とて、能く引いて射たれども、爲朝之を事ともせず、「あはぬ敵と思へども、汝が詞のやさしさに、矢一つ賜はらん、受けて見よ。且は今生の面目、又は後生の思出にもせよ」とて、三年竹の節近なるを少し押し磨きて、山鳥の尾を以てはぎたるに、七寸五分の丸根の、箆中過ぎて箆代のあるを

うちくはせ、暫し保つてひやうと射る。眞先に進みたる伊藤六が、胸板かけず射徹し、餘る矢が伊藤五が射向の袖に、裏返してぞ立ちたりける。六郎は矢場に落ちて死にけり。

伊藤五此の矢を折りかけて、大將軍の前に參りて「八郎御曹司の矢御覽候へ。凡夫の所爲とも覺え候はず。六郎既に死に候ひぬ」と申せば、安藝守を始めて、此矢を見る兵共、皆舌を振いてぞ恐れける。景綱申しけるは「彼の先祖八幡殿、後三年の合戰の時、出羽の國金澤の城にて武則が申しけるは、君の御矢に中る者、鎧兜を射徹されずといふ事なし。抑も君の御弓勢を、たしかに拜み奉らばやと望みければ、義家革能き鎧三領重ね、木の枝に懸けて、六重を射徹し給ひければ、鬼神の變化とぞ恐れける。是れより彌兵共歸服しけりと、申し傳へて聞くばかりなり。眼前にかかる弓勢も侍るにや。あな怖し」とおぢあへる。

語釋 【安藝守】清盛。【東堤の西に】東側なる堤の西方に。【あはぬ敵】敵として不足である。【柏原天皇】桓武天皇。【時代久しくなり下れり】時代が久しくなつて、血統もうすくなり卑しくなつた。【違勅】勅令にそむく。【互に是あり】平家の郎等で源氏の大將を射ることもあれば、又源氏の郎等で平家の大將を射ることもある。【公

家】朝廷。【張本】首謀者。【下﨟】身分の賤しい者。【能っ引いて】弓を一ぱいに引いて。【今生の面目】此の世に於ては汝の名譽である。【後生の思出】死んで後に思ひ出す種。【三年竹の節近】生えてから三年目の、節の繁い竹。【少し押し磨きて】念を入れて磨かないのをいふ。【丸根】中の角をたてないで、少し丸みをつけた鏃。【箆中過きで】矢竹の半分以上もはいつてゐるのをいふ。【箆代】鏃の矢竹の中に入つて居る部分。【うちくはせ】矢筈を弦に當てはめる。【胸板】鎧の前の第一の板。【かけず】留らず。矢の留まらず射ぬいたのである。【射向の袖】鎧の左の袖。【裏返してぞ】鎧の裏まで矢が通るのである。【折かけて】ぬかずに折る。【後三年の合戰】清原武則家衡が亂を起したのを義家が征討した時の戰。【武則】清原姓。出羽の俘囚の長。前九年の役に賴義を助けて貞任を討ち、功によつて從五位下鎭守府將軍に任ぜられた。以下出羽國金澤の城で武則がいつたといふことは恐らくは誤であらう。【弓勢】弓を射る力。【六重】鎧は一領で前後二重あり、六重なれば三領である。【鬼神の變化】鬼神が化して人間となつたもの。【聞くばかりなり】聞いて居るばかりで、まだ實際に見たことはないの意。【眼前にかかる弓勢も侍るにや】眼前にこんな弓を引くに強い人が居るのであるか。

【通釋】安藝守清盛は二條川原の東側なる堤の西方に向つて控へてゐた。其の勢の中から五十騎ばかり、先陣に進んで押し寄せた。「爰を固めて居られるのは誰ですか、お名乘りなさい。」から申すのは安藝守殿の家來の中で、伊勢國の住人、古市の伊藤景綱及其の子五郎と六郎です。」と名乘つた。爲朝は之を聞いて、「お前の主人の清盛でも、敵としては不足だと思ふ。平家は桓武天皇の御末であ

るけれども、時代が久しくなつて、卑しくなつてゐる。源氏は誰だつて知らぬ人はない。淸和天皇から爲朝までは九代である。六孫王から七代で、八幡殿の孫、六條判官爲義の八男、鎭西八郞爲朝だぞ。景綱なら引退け。」と言はれた。景綱は「しかし昔から源平兩家が天下の武將として、勅命にそむく者どもを討つ場合に、兩家の郞等が大將を射た例は互にあることです。同じ郞等であつても私は朝廷にも知られてゐる者です。其の理由は伊勢の國鈴鹿山の强盜の首謀者小野七郞をしばつて、副將軍の辭令を戴いた景綱ですぞ。下郞の射る矢が立つか立たないか御覽なさい。」といつて、弓を十分引きしぼつて射たけれども、爲朝は之を何とも思はない。「不足な相手と思ふけれども、お前の言ふ事が可愛らしいので、矢を一つやらう。受けてみい。一方では、此の世に於て汝の名譽であるぞ。又死んだ後に思ひ出す種ともせよ。」といつて、三年竹の節近なのを少し磨いて、山鳥の尾をつけて造つたのに、七寸五分の丸根の鏃の、箆代が矢竹の半分以上もはいつてゐるのを番ひ、暫し保つてゐて、ひやうと射る。眞先に進んだ伊藤六の胸板を射とほし、餘る矢が伊藤五の鎧の左の袖に、裏までぬけて立つた。六郞は即座に落馬して死んだ。伊藤五は此の矢をぬかずそのまゝ折つて、大將軍の前に出で、「八郞御曹司の矢を御覽下さいませ。人間わざとも思はれません。六郞は旣に死にました。」と言ふと、淸盛を始め、此の矢を見る兵者は皆舌を振つて恐れた。景綱が言ふには「彼の先祖八幡殿も强弓で、後三年の合戰の時、出羽の國金澤の城で武則が申しますに、君の御

矢にあたる者は、鎧も兜も射徹されないといふ事はありません。いつたい君の弓を射られる力はどれ位だか、確かに拜見したら御座いますと望みましたから、義家は質のよい鎧を三領重ねて、木の枝に懸け、六重を射徹されたので、鬼神の生れ代りだと恐れました。是からいよ〳〵兵共が心服したといひますが、これは言ひ傳へて聞くばかりであります。眼の前にもこんなに弓の强い人が居るのでありますか。まあ恐しい事であります。」とおぢあつた。

　かく口々にいはれて大將宣ひけるは、「必ず清盛が此の門を承りて向ひたるにもあらず、何となく押し寄せたるにてこそあれ。何方へも寄せよかし。さらば東の門か」とあれば、兵皆、「それも此の門近く候へば、若し同じ人や固めて候ふらん。只北の門へ向はせ給へ」といへば、「さもいはれたり。今は程なく夜も明けなんず。然れば、小勢に大勢懸け立てられんも見苦しかりなん」とて引き退く處に、嫡子中務少輔重盛生年十九歳、赤地の錦の直垂に、澤瀉縅の鎧に、白星の兜を著、二十四差したる中黑の矢負ひ、二所籐の弓持ちて、黄河原毛なる馬に乘り、進み出でて、「敕命を蒙りて罷り向ひたる者が、敵陣こはしとて引き返す樣やあるべき。續けや若者共」とて驅け出でられけるを、清盛之を見て、「あるべうもなし、あれ制せよ者ども。爲朝が弓勢は目に見えたる事ぞかし。あ

やまちすな」と宣ひければ、兵ども前に馳せ塞がりければ、力なく京極をのぼりに、春日表の門へぞ寄せられける。

【語釋】「何となく」偶然に。「さもいはれたり」よく氣がついた。【懸け立てられんも】追ひ立てられんも。「中務少輔】中務省の次官。「澤瀉縅】澤瀉の葉の樣に、上狹く下廣く綠の色をかへて縅したもの。【白星の兜】兜の鉢の星を銀でつつんだもの。星は兜の鉢にある凸形の鋲。【二所籐の弓】籐で二箇所づつ一定の間隔を置いて卷いたもの。【黄河原毛】馬の毛色。河原毛の黄ばんだもの。河原毛は白くて黄赤色を帶び、背の黒いのをいふ。【こはし】堅い。【あるべうもなし】すべき筈でない。【目に見えたる事ぞかし】眼前に見て明であるぞ。

【通釋】かう口々に言はれて大將が言つたのには「必ず清盛がこの門へ向へとの命を受けて來たのではない。偶然にこゝへ押し寄せたのである。どちらの門へでも向へ。それなら東の門へ行くか。」といふと、兵共は皆「それも此の門に近いのですから、若し同じ人が守つて居るかも知れません。只北の門へお向ひなさいませ。」といふと、「よく氣がついた。今は程なく夜も明けるだらう。すると小勢に大勢が追ひ立てられるのもみつともない事だらう。」と言つて退却する折柄、嫡子中務少輔重盛、生年十九歲で、赤地の錦の直垂に、澤瀉縅の鎧を著白星の兜をかむり、二十四差した中黑の矢を負ひ、二所籐の弓を持つて、黄河原毛なる馬に乗り、進み出て、「勅命を受けて戰場に向つたものが、敵陣が堅いといつて、引返すといふ事があるものか。ついて來い若者共。」といつて驅け出られるの

を清盛が見て、「そんな事をするでない。家來共あれを止めよ。爲朝の弓勢は眼前に見て明かではないか。けがをするな。」と言はれたから、兵共は前に馳せ塞がつたので、仕方なく京極を上つて、春日表の門へ寄せられた。

爰に安藝守の郎等に、伊賀の國の住人、山田小三郎伊行といふは、叉なき剛の者、かたかはやぶりの猪武者なるが、大將軍の引き給ふを見て「されぱとて矢一筋に恐れて、向ひたる陣を引くことやある。縱令鎭西八郎殿の矢なりとも、伊行が鎧はよも徹らじ。五代傳へて軍に逢ふ事十五箇度、我が手に取りても度々多くの矢どもを受けしかど、いまだ裏をばかかぬものを、人々見給へ。八郎殿の矢一つ受けて物語にせん」とて驅け出づれば、「をこの高名はせぬにしかず。無益なり」と同僚ども制すれども、本よりいひつる言葉をかへさぬ男にて「夜明けて後に傍輩の、八郎のいで矢目見んといはんには、何とか其の時答ふべき。然れば日來の高名も、失せなん事の無念なれば、よし〳〵人は續かずとも、己證人に立つべし」とて、下人一人相具して、黑革縅の鎧に、同じ毛の五枚兜を猪頸に著、十八差したる染羽の矢負ひ、塗籠籐の弓持ち、鹿毛なる馬に黑鞍置きて乘りたりけり。門前に馬を懸け居ゑ、「物そのものにはあらぬども、安藝守の郎等、伊賀

國の住人、山田小三郎伊行生年廿八、堀河院の御宇、嘉承三年正月廿六日、對馬守義親追討の時、故備前守殿の眞先驅けて、公家にも知られ奉りし、山田莊司行末が孫なり。山賊强盜を搦め取る事は數を知らず、合戰の場にも度々に及びて、高名仕りたる者ぞかし。承り及ぶ、八郎御曹司を一目見奉らばや」と申しければ、爲朝「一定きやつは引き儲けてぞいふらん。一の矢をば射させんず、二の矢を番はん所を射落さんず。同じくは矢のたまらん所を、我が弓勢を敵に見ぜん」と宣ひて、白蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍置きて乘りたりけるが、驅け出でて「鎭西八郎此にあり」と名乘り給ふ所を、本より引き儲けたる箭なれば、弦音高く切りて發つ。御曹司の弓手の草摺を縫樣にぞ射切りたる。一の矢を射損じて、二の矢を番ふ所を、爲朝能つ引いてひやうと射る。山田小三郎が鞍の前輪より、鎧の草摺を尻輪懸けて矢先三寸餘ぞ射通したる。暫しは矢にかせがれて、たまる樣にぞ見えし。卽ち弓手の方へ眞倒に落つれば、鏃は鞍に留りて、馬は河原へ馳せ行けば、下人つと馳せ寄り、主を肩に引つ懸けて、御方の陣へぞ歸りける。寄手の兵之を見て、彌此の門へ向ふ者こそなかりけれ。

語釋【かたかはやぶり】どこまでも自己の主張を通さうとする片意地者。【猪武者】進んで、退く事のない荒

者といふ。【されぱとて】それだといつて。卽爲朝の弓勢がどれ程强いといつてもの意。【裏をばかかぬ】裏まで矢は通らぬ。【をこの高名】馬鹿げた手柄。【矢目】矢のあたつたあと。【己】下人を指す。【證人に立つべし】爲朝に立向つた證人になれ。【黑革縅】黑く染めた革で縅した鎧。【同じ毛】鎧と同じ色の革で縅したのをいふ。毛とは札を綴つた絲の並んでゐるさまが、毛を伏せたやうに見えるからつけたのである。【五枚兜】錣の板の五枚ある兜。【猪頸に著】すこし仰向けに着ること。矢も太刀も恐れぬ樣を示したものである。【十八さしたる】矢は四本づつ四列にさし、二本の上差を添へる。【染羽の矢】染めた羽を以て矧いだ矢。【鹿毛】茶褐色で鹿の毛に似た色。【懸け居ゑ】馬を留める事。【物そのものにはあらねども】自分は左程えらい者ではないけれども。【義親】義家の第二子。鎭西に横行して人民を苦しめしたから、隱岐に流されたが、出雲に止つて、官物を掠奪し、暴行が多かつたので、淸盛の祖父正盛に命じて追討せしめられた。【山田莊司】山田は伊賀の地名。莊司は莊の長。莊は大なるものは數村を合せていひ、小なるものは一村をもいつた。【一定】必ず。【引き設けて云ふらん】弓を引き、待ち構へて云ふのだらう。【一の矢】最初の矢。【射させんず】射させよう。【矢のたまらん所を】矢の當り留る所を。【白蘆毛】馬の蘆毛白みがちなもの。蘆毛は白毛に黑毛又は他の色のさしげあるもの。【金覆輪】金で緣をとつたもの。【草摺】鎧の胴に付いて、前後左右にたれて居る裾をいふ。【縫ひざまにぞ射切つたる】針で物を縫つた樣に矢がささつて、草摺を射切つた。【前輪】鞍の前面の山形になつた所。【尻輪】鞍の後方の山形になつた所。【矢にかせがれて】矢に支へられて。【たまる樣にぞ見えし】鞍の上に留つて居るやうに見えた。

通釋 爰に安藝守淸盛の郎等に、伊賀の國の住人で、山田小三郎伊行といふ者があつたが、比類

のない剛の者で、どこ迄も自分の意を通さうとする片意地な猪武者であるが、大將軍の退かれるのを見て、「それだといつて、矢一筋に恐れて向つた陣を退却するといふ事があるものか、縱令鎭西八郎殿の矢であつても、伊行の鎧はとても徹るまい。この鎧は五代傳へて軍に逢ふ事が十五度、自分が受取つてからも、度々多くの矢どもを受けたけれども、まだ裏まで通つた事は無いんだもの。諸君見給へ。八郎殿の矢を一つ受けて、話の種にしよう。」と言つて驅け出ると、馬鹿げた手柄はせんのがよい。無益な事だ。」と仲間の者共がとめるけれども、元來言ひ出した言葉をかへさない男で「夜が明けて後に仲間の者等が、さあ八郎の矢の當つたあとを見せてくれいと言つた場合、何と共の時答へる事が出來よう。さうなると日頃の勳功も無駄になるので殘念であるから、よし〳〵人は續かずとも、お前が證人に立て。」といつて、下部一人を引連れ、黑革縅の鎧に、同じ色の革で縅した五枚錣の兜を仰向に着、十八差した染羽の矢を負ひ、塗籠籐の弓を持ち、鹿毛の馬に黑鞍を置いて乘つてゐた。門前に馬を留め、「自分は左程えらい者ではありませんが、安藝守の郎等で、伊賀國の住人、山田小三郎伊行といつて、生年廿八であります。堀河天皇の御代、嘉承三年正月廿六日、對馬守義親を追討の時、故備前守殿の眞先を驅けまして、朝廷にも名を知られ奉つた、山田莊司行末の孫であります。山賊や强盜を搦め取る事は數がわかりません。戰場にも度々出て、功を立てた者であります。音に名高い八郎御曹司に一目おあひ申し度うございます。」と言ふと、爲朝は「必ず

あいつは、弓を引き構へて云ふのだらう。一の矢は射させてやらう。二の矢を番ふ所を射落してやらう。同じことなら、矢の當り留る所を射て、己の弓勢を敵に見せてやらう。」と言つて、白蘆毛の馬に、金覆輪の鞍を置いて乘つてゐたが、驅出でて、「鎭西八郎はここに居るぞ。」と名乘られる所を、伊行はもとより引き構へてゐた箭であるから、弦音高く切つてはなす。御曹司の左の草摺を縫うて射切つた。一の矢を射損つて、二の矢を番ふ所を、爲朝は十分に引きしぼつてひやうと射る。山田小三郎の鞍の前輪から、鎧の草摺を鞍の尻輪へかけて、矢先三寸餘出して射通した。暫くは矢に支へられて、鞍の上に留つて居るやうに見えたが、忽ち左の方へ眞倒に落ちたので、鏃は鞍に留つて、馬は河原へ驅け出したので、下部がつと走り寄つて、主人を肩に引つかけ、味方の陣へ歸つて來た。寄手の兵は之を見て、いよ／＼此の門へ向ふ者はなかつた。

白河殿を攻め落す事

一

さる程に夜も漸く明け行くに、主もなきはなれ馬、源氏の陣へ驅け入りたり。鎌田次郎之を取らせて見るに、鞍壺(くらつぼ)に血たまり、前輪は破れて、尻輪(しりわ)に鑿(のみ)の如くなる鏃(やじり)留まれり。之を大將軍に見せ奉りて、「今夜筑紫の御曹司の遊ばされてありげに候。あないかめ

しの御弓勢や」と申しければ、義朝「八郎は、今年十八九の者にてこそあれ、未だ力もかたまらじ。それは敵を嚇さんとて、作りてこそ放ちけめ。それには臆すべからず。汝向ひて一當あて丶見よ」と宣へば、「さ承り候」とて、正清百騎ばかりにて押し寄せて、「下野守の郎等に、相模の國の住人鎌田次郎正清」と名乘りければ、「さては一家の郎從ござんなれ。大將軍の矢面をば引き退け」と宣へば、「本は一家の主君なれども、今は八逆の凶徒なり。違勅の人々討ち取りて、高名せよや者共」といひも果てず、能つ引いて發つ矢が、御曹司の半頭にからりと中りて、兜のしころに射附けたり。

語釋　【はなれ馬】綱をはなれた馬。【鞍壺】鞍の中央部で人の跨り乘る所。【大將軍】義朝。【遊ばされてありげに候】なれたかの樣に思はれます。【いかめし】恐ろし。【一當あてゝみよ】一戰やつてみよ。【さ承り候】さ樣に仰せられる處、承知致しましたの意。【ござんなれ】こそあるなれの略。であるなあの意。【八逆】逆は虐の誤だらう。八虐は謀反、謀大逆、謀叛、惡虐、不道、大不敬、不孝、不義をいふ。【半頭】鐵で作つて、頭の半分と額とをおほふもの。【しころ】錏。兜の後方に垂れたもの。

通釋　その中に夜もだん〳〵と明けていつたが、主人のない放れ馬が源氏の陣へ驅け入つた。鎌田次郎が之をつかまへさせて見ると、鞍壺に血がたまり、前輪は破れて、尻輪に鑿のやうな鏃が留つてゐた。之を大將軍に御覽に入れて、「今夜筑紫の御曹司がなされたかの樣に思はれます。まあ

恐ろしい御弓勢ですねえ。」と言ふと、義朝「八郎は今年十八九の者である。まだ力も固るまい。それは敵をおどさうとして、こしらへ事をして馬を放つたのだらう。それにおぢてはいけない。お前が行つて一戰やつてみよ。」と言はれるので「承知しました。」といつて、正淸は百騎ばかりで押し寄せ、「下野守の郎等で、相模國の住人鎌田次郎正淸です。」と名乘ると、「さては一家の郎從だなあ。大將軍の矢面を引退け。」と仰しやるので「本は一家の主君であるけれども、今は八逆の凶徒である。違勅の人々を討ち取つて、高名せよや、皆の者。」と言ひも終らず、十分引いて放つた矢が、御曹司の半頭にかちと中つて、兜の錏に射つけた。

爲朝餘りに腹を立て、此の矢をかいかなぐりて投げ捨て「己程の者をば矢たふなに、手取にせん」とて驅け給へば、須藤九郎家末、惡七別當以下、例の二十八騎ぞ續きたる。正淸叶はじとや思ひけん、百騎の勢を引き具して、川原を下りに五町ばかり、ふるひ〳〵逃げたりけり。御曹司は弓をば脇に搔挾み、大手をひろげて、何處まで〳〵と追はれけるが、「さのみ長追はせそ。判官殿は心こそ猛くおはしませども、年老い給ひぬ。殘りの人々は口はきゝ給へども、さのみ心にくからず。小勢にて門破らるな。かへせや」とて引き返す。

【語釋】【矢たふな】矢答なで、返しの矢を射ぬ事をいふ。【口はきき給へども】口先だけでは强さうな事をいふけれども。【心にくからず】强くはない。

【通釋】爲朝は非常に腹を立て、此の矢をひき折つて投げ捨て、「貴樣等に返しの矢を射るものか。手取りにしてやらう。」といつて驅け出されると、須藤九郎家末、惡七別當以下、例の二十八騎が續いた。正淸は叶はないと思つたのだらう。百騎の勢を引きつれて、川原を下へ五町程、ふるひ〳〵逃げていつた。爲朝は弓を脇に挾み、大手をひろげて、何處までも追つかけられたが、「そんなに長追をすな。判官殿は心はたけくあらせられるけれども、年をとられたのである。殘りの人々は口先では强さうな事をいふけれども、左程强くはない。小勢になつた爲に、門を破られな。ひきかへせ。」と言つて引き返す。

鎌田は河原を西へ引かば、大將軍の前、敵の追ひ駈けんも惡しかりなんと思ひて、眞下に逃げたりけるが、敵引き返すと見てければ、川を直違に馳せ渡して、「遁れ參りて候。坂東にて多くの軍に逢ひて候へども、是れ程軍立はげしき敵にいまだあはず候。雷電などの落ち懸らんは、非の數にも候はじ」と申しければ、義朝「それは聞ゆる者と思ひて、おづればこそあらめ。八郎は筑紫生立にて、船の中にて遠矢を射、徒立などは知ら

ず、馬の上の業は坂東武者にはいかで及ばん。馳せ雙べて組めや者ども」と下知せられければ、相摸の國の住人須藤刑部丞俊通、其の子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野次郎延景等を始として、二百餘騎にて追ひ懸けたり。爲朝寶莊嚴院の西うらにて返し合せて、火出づる程ぞ戰ひたる。大將は赤地の錦の直垂に、黒絲縅の鎧に、鍬形打ちたる兜を着、黒馬に黒鞍置きて乘りたりけり。鐙踏ん張り突立ち上り、大音揚げて「清和天皇九代の後胤下野守源義朝、大將軍の勅命を蒙りて罷り向ふ。若し一家の氏族たらば、速に陣を開きて退散すべし。」とぞ宣ひける。爲朝聞きもあへず、「嚴親判官殿院宣を蒙り給ひて、御方の大將軍たる、其の代官として、鎭西八郞爲朝、一陣を承りて固めたり」とぞ答へける。

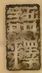
語釋 【眞下に】眞直に下の方へ。【坂東】足柄の坂から東。【軍立はげし】軍の仕方が烈しい。【事の數にも候はじ】それ程の事はあるまいの意。【聞ゆる者】名高い勇者。【徒立などは知らず】徒歩で戰ふ事ならどうか知らない。【寶莊嚴院】吉田の西方にあつた寺の名。【鍬形】兜の眉庇の上に左右に角の如く立つてゐるもの。【嚴親】親のこと。【代官】代理。

通釋 鎌田は河原を西へ退いたなら、大將軍の陣の前になるから、敵に追ひ駈けられるのを見ら

れても面白くないと思つて、眞直に下の方へ逃げて行つたが、敵が引き返すやうに見えたから、川をすぢかいに馳せ渡して、義朝の陣に行き、「逃げて來ました。坂東で多くの軍に出逢ひましたけれども、これ程軍の仕方の烈しい敵にまだあつた事はありません。雷電などの落ちかゝるとても、これ程のことはありますまい。」と言ふと、義朝は「それは八郎を名高い勇者と思つて、おぢるからだらう。八郎は筑紫で成長したので、船の中で遠矢を射るか、又徒歩で戰ふ事なら、どうだか知らないが、馬上の戰は坂東武者にはどうしてかなふものか。馳せならべて組めや者ども。」と下知をせられたから、相模國の住人須藤刑部丞俊通、其の子の瀧口俊綱、海老名源八季定、泰野次郎延景等を始として、二百餘騎で追つかけた。爲朝は實莊嚴院の西裏で引き返して、火の出る程戰つた。大將義朝は赤地の錦の直垂に、黑絲縅の鎧に、鍬形を打つた兜を着て、黑馬に黑鞍を置いて乘つてゐた。鐙を蹈ん張り突立ち上り、大音を揚げて、「淸和天皇九代の後胤下野守義朝、大將軍たる勅命を蒙つて向つてきたのである。汝等若し一家の者共ならば速に陣を解いて引退け。」と言はれた。爲朝はそれを聞きも終らず、「御父判官殿が院宣を蒙つて、此方の大將軍となつてゐられる。其の代理として、鎭西八郎爲朝が先陣を引きうけて固めて居ります。」と答へた。

義朝重ねて、「さては遙の弟ござんなれ。汝兄に向ひて弓引かん事、冥加なきにあらずや。且は宣旨の御使なり。禮儀を存ぜば、弓をふせて降參仕れ」とぞ申されける。爲朝

又、「兄に向つて弓引かんが冥加なしとは理なり。まさしく院宣を蒙つたる父に向つて、弓引き給ふは如何に」と申されければ、義朝道理にや詰められけん、其の後は音もせず。武藏相模のはやり男の者共が、驀地に擊つて懸かるを、爲朝暫し支へて防ぎけるが、敵は大勢なり、驅け隔てられては、判官の爲惡しかりなんと思ひて、門の中へ引き退く。敵これを見て防ぎ兼て引くやと思ひけん、勝に乘つて、門の際まで攻め附けて、入れ替へ入れ替へ揉うだりけり。爰に爲朝敵の勢越に見れば、大將義朝大の男の大きなる馬には乘つたり。人に勝れて軍の下知せんとて、突立ち擧りたる内冑、誠に射好げに見えければ、願ふ所の幸得たりと悅んで、伴の大矢を打ち番ひ、只一矢に射落さんと打ち擧げけるが、待て暫し、弓矢取る身の謀「汝は内の御方へ參れ、我は院方へ參らん。汝負けば憑め、助けん。我負けば、汝を憑まん」など約束して、父子立ち別れてかおはすらんと思案して、番ひたる矢を差し脫す、遠慮の程こそ神妙なれ。すべて八郎の矢に中る者助かる者ぞなかりける。されば罪作りとや思ひけん、名のつて出づる者ならでは、左右なく射給はざりけり。


【遙の弟】餘程末の弟。【冥加なきにあらずや】神佛の加護を失ひはせぬか。【宣旨の御使】勅命を蒙つて

來た御使。【まさしく】正しく。【はやり男】氣早の武者。【隔け隔てられては】父判官と自分との間を隔てられては。【揉うだり】もみ合ふことで、烈しく戰ふこと。【勢越に見れば】軍勢の上を越して見れば。【件の大矢】例の大矢。【打ち擧げ】矢を放たうとする時は、目より上に弓を持ちあげるのである。【內の御方】天皇の御方。【遠慮】深き志。【神妙なれ】感心である。【左右なく】容易に。

【通釋】義朝は重ねて、「それでは餘程末の弟だな。お前は兄に向つて弓を引くなら、神佛の加護を失ひはせぬか。それに兄さんは勅命を蒙つて來た御使である。禮儀を知つてゐるなら、弓を伏せて降參せい。」と言つた。爲朝は又、「兄に向つて弓を引けば神佛の加護を受け得ないとは尤もな事であります。しかし正しく院宣を蒙つてゐる父に向つて弓を引くのはどうしたことですか。」と言つたので、義朝は道理につまつたのだらう、其の後は何とも言はない。武藏相模の氣早の武者共がわき目もふらず攻めかけるのを、爲朝は暫く支へて防いでゐたが、敵は大勢であるし、父判官との間を斷たれては、判官の爲に惡いだらうと思つて、門の內へ引き退く。敵はこれを見て、防ぎ兼ねて退却するだらうと思つただらう。勝に乘つて、門の際まで攻めつけて、入れかへ入れかへ烈しく戰つた。この時爲朝は敵の軍勢の上から見越すと、大將義朝は大きな男で、大い馬に乘つてゐるし、人にすぐれて軍の指圖をしようと、つつ立ち上つた內冑は、誠に射よげに見えたので、この上もないさいはひだと悅んで、例の大矢を打ち番へて、只一矢に射落さうと、あげてはみたが、まあまて。弓矢取る

身の謀、「お前は内裏へ参れ、わしは院の方へ行かう。お前が負けたら、頼んで來い。助けてやらう。わしが負けたら、お前を頼まう。」など約束して、親子が兩方に別れて居られるかも知れないと考へ直して、矜つた矢をはづしてしまつた深い志は感心である。すべて爲朝の矢にあつたものは助かるものは無かつた。それで罪作りだと思つたのだらう。名乘つて出てくる者でなくては、容易に射られなかつた。

長井齋藤別當實盛、弟の三郎實員、片桐小八郎大夫景重、須藤瀧口以下、宗徒の兵攻め入り攻め入り戰ひければ、惡七別當、手取の與次、高間三郎、同じき四郎、吉田太郎以下、爰を前途と防ぎけり。片桐小八郎大夫に手取の與次ぞ驅け合ひける。與次は若武者なり。景重は老武者なる上、戰ひ疲れて、既に危く見えける所を秩父行成馳せ合ひて、能つ引いて放つ矢に、與次が馬手の草摺の端を射させて引き退けば、景重勝に乘つてぞ驅け入りける。御曹司、須藤九郎を召して「敵は大勢なり。若し矢種盡きて打ち物にならば、一騎が百騎に向ふとも終には叶ふまじ。阪東武者の習、大將軍の前にては、親死に子討たるゝとも顧ず、彌が上に死に重つて戰ふとぞ聞く。いざさらば大將に矢風負はせて、引き退けんと思ふは如何に。」と宣へば家末「然るべく候ふ。但御誤り候はん」と

申しければ、「何でふさる事あるべき。爲朝が手本は覺ゆるものを」とて、例の大矢を打ち番ひ、堅めてひようと射る。思ふ矢壺を誤らず、下野守の胄の星を射削りて、餘る矢が寶莊嚴院の方立に、篦中責めてぞ立つたりける。その時義朝手綱搔い繰り打向ひ、「汝は聞き及ぶにも似ず、無下に手こそ荒けれ」と宣へば、爲朝「兄にて渡らせ給ふ上、存ずる旨ありて、かくは仕り候へども、誠に御許を蒙らば、二の矢を仕らん。眞向内冑は恐れも候ふ。障子の板か、栴檀、弦走か胸板の眞中か、草摺ならば、一の板とも二の板とも、矢壺を慥に承つて仕らん」とて、既に矢取つて番はれる所に、上野國の住人深巣七郎淸國つと驅せ寄せければ、爲朝これを弓手に相請けて、はたと射る。淸國が胄の三の板より直違に、左の小耳の根へ篦中計射込んだれば、暫しもたまらず死にけり。須藤九郎落ち合ひて、深巣が首をば取つてけり。

【語釋】【宗徒の兵】重なる兵士。【前途】最も大切な場合。【草摺のはづれ】草摺の下の邊。【矢種】矢の種で、用意して居る矢の事。【打ち物】太刀、長刀などの武器。【彌が上に死に重つて】いよ〳〵其の上に死に重なる。【矢風負はせて】風を立てて過ぎる矢の勢に恐れしめて。【何でふ】どうして。【手本は覺ゆるものを】腕前は確かなものだと思つてゐるのだ。【矢壺】ねらひの場所。【方立】門柱の兩側にある木で、扉をつけるところ。【篦中責め

て立つ】矢竹の中程まで通つて立つのをいふ。【無下に】大變。【手こそ荒けれ】下手である。【眞向】額の眞中。【障子の板】鎧の胸板の上につゞいて、半月形を爲して喉に當る所。【栴檀】鎧の右肩から胸にかけてつける具。【弦走】鎧の腹部の革で包んだ所。弦のかからないやうに作つてあるのでこの名がある。【弓手に相請けて】左手にひきうけて。【冑の三の板】錏の三枚目の板。【落ち合ひて】下り重なつて。

【通釋】、長井の齋藤別當實盛、弟の三郎實員、片桐小八郎大夫景重、須藤瀧口以下重なる兵士が、攻め入り攻め入り戰つたから、惡七別當、手取の與次、高間三郎、同四郎、吉田太郎以下ここが最も大切な場合ぞと防ぎ戰つた。片桐小八郎大夫に手取の與次が出會つて鬪つた。與次は若武者である。景重は老武者である上に、戰ひ疲れて、既に危く見えた所を、秩父行成が助けようと馳せよつて、十分引きしぼつて放す矢に、與次は右の草摺の端を射られて、退却すると、景重は勝に乘つてかけ入つた。爲朝は須藤九郎をよんで「敵は大勢だ。若し矢種が盡きて打ち物になつたなら、一騎で百騎の相手をしても終には敗けてしまふだらう。坂東武者の習として、大將軍の前では、親が死に子が討たれてもびくともしない。いよ／＼其の上に死に重つて戰ふといふことだ。それだから大將に矢風を負はせて、退却させようと思ふがどうだ。」といはれたので、家末「それは結構な事であります。しかししくじられるかも知れませんよ。」といふと、「どうしてそんな事があるものか。己れの腕前は確かなものと思つてゐるのだ。」と言つて、例の大矢を番つて、ねらひを定めてひようと射

る。思つたねらひの場所を誤らず、下野守義朝の冑の星を射削つて、餘る矢が寶莊嚴院の方立に、中程まで通つて立つた。其の時義朝は手綱をくつて打ち向ひ、「お前は話に聞いてゐたとは違つて、大變下手だなあ。」と仰しやると、爲朝「兄上ではあられるし、少し考へる所があつて、かうしましたけれども、誠に御許し下さるならば、第二の矢を射ませう。眞向内冑は矢禮ですからやめまして、障子の板か、栴檀か、弦走か胸板の眞中か、草摺なら一の板でも二の板でも、矢つぼを慥に承つておいて射ませう。」といつて、既に矢を取つて番はれる時に、上野國の住人で深巣七郎清國といふ者がつと驅け寄つて來たから、爲朝はこれを右側に引きうけて、ぱつと射た。淸國が冑の三の板からすぢかひに、左の小耳の根へ、矢竹の半分も射込んだから、暫しも馬上にたまらず落ちて死んでしまつた。須藤九郎は下り重まつて、深巣の首を取つた。

是をも事ともせず、われ先にと驅けける中に、相模國の住人大庭平太景義、同じき三郎景親、眞前に進んで申しけるは、「八幡殿後三年の合戰に、出羽國金澤の城を攻め給ひし時、十六歳にして軍の眞前驅け、鳥海三郎に左の眼を冑の鉢附の板に射附けられながら、答の矢を射返して、その敵を取りし鎌倉權五郎景政が末葉大庭平太景義、同じき三郎景親」とぞ名のつたる。御曹司これを聞き給ひ、西國の者共には皆手なみのほどを見

せたれども、東國の兵には今日始の軍なり。征矢をば度々射たりしが、鏑矢にて射ばやと思ひて、目九つ差したる鏑の目柱には角を立て、風返し厚くくらせて、鏃卷に朱さしたるが、普通の蟇目ほどなるに、手先六寸鏑を立てて、前一寸には峯にも刃をぞ附けたりける。鏑より上十五束ありけるを取つて番ひ、ぐさと引いて放されたれば、御所中に響いて長鳴し、五六段計に控へたる大庭平太が左の膝を、片手切にふつと射切り、馬の太腹かけず通れば、鏑は碎けて散りにけり。馬は屏風を倒す如く、がばと倒るれば、主は前へぞ餘されける。敵に首を取られじと、弟の三郎馬より飛び下り、兄を肩に引つ懸けて、四五町許ぞ引いたりける。

語釋 【鉢附の板】錏の第一の板。【答の矢】射返す矢。【鎌倉權五郎景正】相模の國の人。後三年の役に高名をした。【末葉】後胤。【手なみの程】伎倆のほど。【征矢】普通の戰に用ふる矢。【鏑矢】矢の先へ朴の木で作つた楕圓形の中空で、孔の三つあるものを附け、雁股の鏃をつけたもの。射ると空氣を通して響を生ずる。その形が蕪に似てゐるから、この名がある。爲朝のは孔が九つあつた。【目九つ差したる】穴を九つあけたのをいふ。【目柱】穴と穴との間の木。【風返し厚くくらせて】風返しは穴の周圍をそぎ取つて、風をよく受ける樣にした所。これを低くくらせて、一層よく風を受けるやうにしたのである。【鏃卷】鏃の矢竹に接した所を卷き固めた絲。【朱さしたる】赤漆を塗る。【蟇目】木で製し、鏑に似て長さ四寸位あり、まはりは五寸ある。犬追物笠懸など

で、射る物に疵をつけぬための用とする。又空氣が孔に入つて響くと能く妖魔を伏するといふ。【手先六寸鏑を立て】雁股の鏃の先の方兩岐なる所が六寸あるのに、鏑をつけ。鏑は双物の背の方の高く角立つた所。【前一寸には峯にも云々】前方一寸は背にも刃をつけたのである。【十五束】手で十五握の長さ。普通は十三束である。【五六段】一段は古尺六十間であるけれども、軍記には六間位を一段と書いてあるやうである。【片手切】片よつて射切る。【馬の太腹】馬の腹のふくれた所。【かけず通す】射通す。【餘されける】なげだされる。

【通釋】 義朝の方はこれを何とも思はず、我先にと驅けこんだ中に、相模の國の人で大庭平太景義、同三郎景親が眞前に進んで言つたのには、「八幡太郎殿が後三年の合戰に、出羽國金澤の城をお攻めになつた時、十六歳で軍の眞前をかけ、鳥海三郎に左の眼を冑の鉢附の板に射附けられながら、返しの矢を射かへして、その敵をうち取つた鎌倉權五郎景政の後胤、大庭平太景義、同三郎景親であります。」と名のつた。爲朝はこれを聞いて、西國の者共には皆伎倆の程を見せたけれども、東國の兵には今日が始めての軍である。征矢をば度々射たのであるが、今度は鏑矢で射てやらうと思つて、穴の九つある鏑で、目柱には角を立て、風返しを厚くくらせて、鏃巻には赤漆をぬつたので、普通の蟇目ほどあるのに、鏃の先六寸には鏑を立て、前方一寸は背にも刃をつけてあつたが、鏑から上は十五束もあるのを取つて番ひ、ぐつと引いて放されたから、御所中に響いて長鳴し、五六段位の所に居た大庭平太の左の膝を、片よつてふつと射きり、馬の太腹を射通したので、鏑は碎けて

散つてしまつた。馬は屏風を倒すやうに、だばと倒れたので、主人は前方へ投げだされた。敵に首を取られまいと、弟の三郎は馬から飛び下り、兄を肩に引懸けて、四五町程退いた。

武藏國の住人豐島四郎も、須藤九郎に弓手の太股を射させ、安房國の住人丸太郎も鬼田與三に脇立射させて引き退く。中條新五新六、成田太郎、箱田次郎、奈良三郎、岩上太郎、別府次郎、玉井三郎以下、入れ替へ〳〵攻め戰ふ。各分捕し、皆手負ひて引き退く處に、黑革縅の鎧高角打つたる冑を著、糟毛なる馬に乘り、惡七別當と名のつて馳け出でたり。海老名源八馳せ合ひて戰ひけるが、草摺の端を射させてひるむ所を、齋藤別當透間もなく驅せ寄せたれば、惡七別當太刀を拔いて、齋藤が冑の鉢をちやうと打つ。打たれながら實盛內冑へ切先上りに打ち込みければ、誤たず惡七別當が首は前にぞ落ちたりける。實盛この首を取つて、太刀の先に貫き指し擧げて「利仁將軍九代の後胤武藏國の住人、齋藤別當實盛生年三十一、軍をばかくこそすれ、われと思はん人々は寄り合へや寄り合へや」とぞ呼ばはりける。

【語釋】【脇立】鎧の一部で、胴の右脇の隙に當てるもの。【高角打つたる冑】鹿の角を前立にした兜。【糟毛】灰色の毛に白い毛の雜つたもの。【透間もなく】猶豫もなく。【切先上り】刀の先を切先といふので、下から突き上

げるやうにして、切りつけるのである。【利仁將軍】藤原時長の子で、醍醐天皇の朝鎭守府將軍に任ぜられた人。【軍をばかくこそすれ】軍はこのやうにするものだ。【われと思はん人】自分こそ相手になつてやらうと思ふ人。

【通釋】武藏國の住人豐島四郎も、須藤九郎に左の太股を射られ、安房國の住人丸太郎も鬼田與三に脇立を射られて引き退く。爲朝方は中條新五新六、成田太郎、箱田次郎、奈良三郎、岩上太郎、別府次郎、玉井三郎以下、いづれも入れ替へ／＼攻め戰ふ。各分捕して、皆負傷し、退却する折柄、黑革縅の鎧に高角を打つた冑を著、糟毛の馬に乘り、惡七別當と名のつて驅け出す者がある。海老名源八が出向つて戰つたが、草摺の端を射られてひるむ所へ、齋藤別當がすかさず驅け寄つたので、惡七別當は太刀を拔いて、齋藤の冑の鉢をぱつと打つ。打たれながら實盛は彼の內冑へ突き上げるやうにして切り込んだから、誤らず惡七別當の首は前に落ちた。實盛はこの首を取つて、太刀の先に貫いて指し擧げ、「利仁將軍九代の子孫、武藏の國の住人、齋藤別當實盛、生年三十一歲、軍はこのやうにするものだ。自分こそ相手にならうと思ふ人は出て來なさい出て來なさい。」と呼ばはつた。

金子十郎は滋目結の直衣に、招繩目の鎧著て、鹿毛なる馬に黑鞍置いて乘つたるが、矢種は皆射盡して、太刀を拔いて眞向に當て、「武藏國の住人金子十郎家忠十九歲、軍は

今日ぞ始めなる。御曹司の御内に我と思はん兵は、出で合へや」とぞ名のつたる。八郎宣ひけるは、「惡い剛の者かな。わが矢比に寄せて控へたり。只一矢に射落さんと思へども、餘に優しければ、誰かある、彼提げて參れ、一目見ん」とありしかば、木蘭地の直衣に紫革の腹卷著、栗毛なる馬に乘り、高間四郎と名のつて、押し雙べて組んで落つ。高間は兄弟共に聞ゆる大力なるを家忠上に成つて押へて、首をかかんとする處に、高間三郎落ち重りて弟を討たせじと、金子が冑を引き仰け、首をかかんとしけるを、下なる敵の左右の手を膝にて敷き詰め、上なる敵の弓手の草摺引き擧げ、寄り返して、柄も拳も徹れ〳〵と三刀刺してひるむ處に、下なる敵の首を取り、太刀の先にさしあげて、「頃者鬼神と聞え給ふ筑紫の御曹司の御前にて、高間四郎兄弟をば家忠討ち取つたり」とぞ呼ばはりける。家末これを見て安からず思ひければ、射落さんとて追ひ懸ける處を、八郎「如何に須藤、あたら兵を助けて置け、今度の軍にうち勝ちなば、爲朝が郎等にせんずるぞ」とこそ宣ひけれ。金子餘に剛なれば、軍神にや守られけん。又なき高名仕り、極めて不思議の命助りて、大將までぞ譽められける。

「滋目結」染模樣の名。絞り目を繁くして、染めたもので、鹿の子絞である。「摺纐目の鎧」摺纐目の染

革を細く截て緘した鎧をいふ。搯繩目とは、染革の一種で、白と淺葱と紺との三色をならべて、九折に一面に染めたものをいふ。この革を細く截つと、ないまぜの繩のやうに見えるのでいふ。【今日ぞ始めなる】初陣の意。【御內】將軍の下に從屬する士の稱。【矢頃に寄せて】矢を射るによい程合のところまで進み出て。【餘に優し】其の勇氣ある擧動があまりに愛らしい。【提げて參れ】生捕にして來い。【木蘭地】染色の名。赤くて黄を帶びた色。【腹卷】鎧の一種で、胴を腹に卷いて、背で引合すやうに作つたもの。袖のないのを本式とする、故に綿かみに袖付の緒がない。それで鎧の代用とする場合は直に綿かみの革に袖を結びつけるのである。もとは鎧の下に重ねて著るべきものであるが、これだけを著た時には杏葉といふ金具で高紐の上を掩ふのである。草摺は前三枚、後四枚である。【栗毛なる馬】赤褐色をした毛の馬。【首をかかんとする】首を斬らうとする。【下なる敵】高間四郎。【上なる敵】高間三郎。【寄り返し】これまでは避けるやうな態度でゐたのが、急に寄りついたのをいふ。【家末】須藤九郎。【あたら】惜しい。

【通釋】金子十郎は滋目結の直衣に、搯繩目の鎧を着て、鹿毛の馬に黑鞍を置いて乘つてゐたが、矢種は皆射盡して、太刀を拔いて眞向にふりかざし、「武藏國の住人金子十郎家忠十九歲、軍は今日が初めてです。御曹司の御內に於て我こそと思ふ人は出て來なさい。」と名のつた。八郎が言はれるには、「氣持よく剛い奴だな。射るによい程合の所まで進み出てゐる。只一矢に射落さうと思ふけれども、餘りに可愛らしいからさし許してやらう。誰か居ないか。生捕にして來い。一目見たい。」と言

はれたから、本蘭地の直衣に紫革の腹卷をつけ、栗毛の馬に乘り、高間四郎と名のつて、雙んで組合つて落ちる。高間は兄弟共に名高い大力であるが、家忠はこれを組みしいて首を切らうとすると、高間三郎は馬より下りて上に乘り、弟を討たせまいと、金子が冑を引き仰けて、首を取らうとするのを、金子は下の敵の左右の手を膝に敷き、上の敵の左の草摺を引き擧げておいて寄り返し、柄や拳も徹れ徹れと三刀刺してひるむ場合に、下の敵の首を取り、太刀の先にさしあげて、「此の頃鬼神と言はれて居る、筑紫の御曹司の御前で、高間四郎兄弟を家忠が討取りました。」と呼ばはつた。家末はこれを見て、殘念に思つたから、射落さうと追ひかける處を、八郎は、「まて須藤、惜しい武士だ、助けて置け。今度の合戰に勝つたなら、爲朝が家來にする積りだ。」と仰しやつた。金子はあまり强かつたから、軍神に守られたのであらう。無二の高名をして、極めて不思議の命を助り、大將までほめられた。

常陸國の住人中宮三郎、同國の住人關二郎、村山黨には山口六郎、仙波七郎、轡を雙べて驅け入れば、三町礫の紀平次大夫、大矢新三郎以下防ぎけるが、新三郎は仙波七郎に弓手の肩を切られ、紀平次大夫は山口六郎に右の肘を打ち落されて引つ返す。美濃國の住人平野平太、同國の住人吉野太郎と名のつて驅け入りける所を、御曹司件の大鏑を以

てひようと射給ふか、高紐に弦や塞かれけん、思ふ矢壺に下りつつ、平野平太が左の臑當を射切られて、馬の太腹彼方へつと射通さるれば、眞倒に倒れたり。甲斐國の住人鹽見五郎も射殺され奉りければ、大將も此等を見給ひて、少し攻めあぐんでぞ思はれける。その時信濃國の住人根井大彌太、藍摺の直衣に卯花縅の鎧に、星白の冑を著、佐目なる馬に乘つたるが、進み出でて申しけるは、「軍に人の討たるるとて敵に息を繼がせんには、何時か勝負を決すべき、その上我等は餌を求むる鷹の如し。凶徒は鷹に恐るゝ雉に非ずや。いざや駆けん殿ばら」とて、眞前に進めば、續く兵誰々ぞ、同國の住人宇野太郎、望月三郎、諏訪平五、進藤武者、桑原安藤次、安藤三、木曾中太、彌中太、根津神平、志妻小次郎、熊坂四郎を始めとして、二十七騎ぞ驅けたりける。門の中へ攻め入つて散々に戰ひければ、手取與次、鬼田與三、松浦小次郎も討たれにけり。


【語釋】【高紐】綿上についてゐて、胴をつるための紐である。鎧の後の肩にある板から付け出して、胸の紐と肩の前で結び合す様にしてある。【塞かれけん】遮られたのであらう。【思ふ矢壺】射ようと狙つたところ。【攻めあぐんでぞ思はれける】攻め疲れて、どうしようと考へて居られる。【藍摺】白地に藍草で模様をすりつけたもの。【卯花縅】白と萌黄とで、段々に色をかへて縅したもの。又上或は下の一方を白に、一方を萌黄に縅したも

の。【星白】兜の星を銀で包んだもの。【佐目なる馬】兩眼の白い馬。【息を繼がせんには】休息させてゐたら。

通釋　常陸國の生れで、中宮三郎、同國の生れ關二郎、村山黨には山口六郎、仙波七郎等が轡をならべて驅け入つたから、三町礫の紀平次大夫や大矢新三郎以下の者が防いだが、新三郎は仙波七郎に左の肩を切られ、紀平次大夫は山口六郎に右の肘を打ち落されて退却する。美濃國の生れ平野平太、同國の生れ吉野太郎と名のつて驅け入つた所を、爲朝は例の大鏑を以てひようと射られたが、高紐に弦が遮られたのだらう、狙つた所が下つて、平野平太が左の臑當を射切られ、馬の太腹を彼方へぐつと射通されたので、眞倒に倒れた。甲斐國の生れ鹽見五郎も射殺されたので、大將義朝もこれ等を見られて、少し攻め疲れ、どうしようと考へて居られた。この時信濃國の生れ根井大彌太は、監摺の直衣に卯花縅の鎧をつけ、星白の冑を着、兩眼の白い馬に乘つてゐたが、進み出て言つたのには、「合戰に人が討たれるといつて、敵に休息させてゐたら、何時勝負がつかう。其の上に我等は餌を求める鷹と同様で、凶徒は鷹を恐れる雉ではないか。さあ攻め込まう、諸君。」といつて、眞前に進むと、續いて行く兵は誰々だらう。同國生れの宇野太郎、望月三郎、諏訪平五、進藤武者、桑原安藤次、安藤三、木曾中太、彌中太、根津神平、志妻小次郎、熊坂四郎を始めとして、二十七騎が驅けこんだ。門の中へ攻め入つて非常に戰つたから、手取與次、鬼田與三、松浦小次郎も討たれた。

すべて爲朝の憑み思はれたる二十八騎の兵、二十三人討たれて、大略手をぞ負ひたりける。寄手も究竟の兵五十三騎討たれて、七十餘人手負ひたり。敵魚鱗に驅け破らんとすれば、御方鶴翼に連つて射しらまかす。御方陽に開いて圍まんとすれども、敵陰に閉ぢてかこまれず、黄石公が傳ふる處、吳子孫子が秘する處、互に知つたる道なれば、敵も散らず御方も引かず。されば千騎が十騎になるまでも、果つべき軍とも見えざりけり。兵庫頭賴政の手にも、渡邊黨に省、授、連源太、競、瀧口を始めとして、東の門へ押し寄せて、揉みに揉うで攻め入れば、平馬助忠正、多田藏人大夫賴憲爰を先途と防ぎ戰ふ。西の門をば六條判官爲義長絹の直垂に、薄金と云ふ緋縅の鎧に鍬形打つたる冑を著、連錢葦毛なる馬に、白覆輪の鞍置いてぞ乘られたる。五人の子供前後に立つて驅け出でたる體、あはれ大將軍やとぞ見えたりける。その外自餘の陣々にも互に入り亂れて追ひつ返しつ戰ひけれども、未だ勝負ぞなかりける。

語釋　【究竟の兵】極めて強い兵。【魚鱗】魚の鱗の並んだやうに兵を列べる陣法。【鶴翼】鶴の翼をひろげたやうに、左右に展開して陣をとる法。【射しらまかす】しらむは辟易することで、射ちらすことをいふ。【陽に開き陰に閉づ】開く方を陽とし、閉づる方を陰とする。【黄石公】支那の隱遁者で、張良に兵書を授けた老人。【吳

子】呉起のことで、周の魏の人である。善く兵を用ひ、魏に仕へたが、後魏を去つて、楚に行つた。楚の悼王はその賢を聞いて相とした。呉子一卷をあらはす。【孫子】孫武のことで、周の齊の人、兵法を以て呉王闔廬に仕へて將となり、西强楚を破り、北齊魯を威して、名を諸候に顯した。孫子一卷をあらはす。【互に知つたる】敵も味方も共に知つて居る。【長絹の直垂】長絹は絹の名である。これは大體直垂と同じであるが、異なる所は袖括があり、胸の紐は左が長く右は短い。そして菊綴の數も多くて總をつけてある。【薄金】源氏重寶の鎧。【緋縅】絲又は革の深紅色なもので縅した鎧。【連錢葦毛】白色に黑い毛の雜つてゐるのを葦毛といひ、それに淡黑い錢のやうな文のある馬を連錢葦毛といふ。【白覆輪】銀でふちをとつたのをいふ。【あはれ】あつぱれの意。【自餘の陣々】其の外の陣所々々。

通釋 すべて爲朝が憑みに思はれてゐた二十八騎の兵が、二十三人討たれて、殘りも大方負傷をしてしまつた。寄手も極めて强い兵が五十三騎討たれて、七十餘人負傷した。敵が魚鱗にかまへて驅け破らうとすると、味方は鶴翼に連つて射ちらす。味方が陽に開いて圍まうとすると、敵は陰に閉ぢてかこまれないやうにする。黃石公が傳へた處も、呉子孫子が秘訣にする所も、共に知つてゐる道であるから、敵も逃げ散らず、味方も退却しない。それで千騎が十騎になつても戰が終りさうに見えなかつた。兵庫頭賴政の部下にも、渡邊黨に省、授、連源太、競瀧口を始めとして、東の門へ押し寄せて、烈しく攻め入ると、平馬助忠正、多田藏人大夫賴憲はここが大事の場合だと防ぎ戰

ふ。西の門には六條判官爲義が長絹の直垂に、薄金といふ緋縅の鎧に鍬形を打つた冑を著け、連錢葦毛なる馬に、白覆輪の鞍を置いて乘つて居られたが、五人の子供が前後に附き隨つて驅け出た有樣は、あつぱれ大將軍だなあと見られた。其の外の陣所々々にも互に入り亂れて追ひつ返しつ戰つたけれども、未だ勝負がつかなかつた。

その時義朝使者を內裏へまゐらせて、「夜中に勝負を決せんと、揉みに揉うで攻め候へども、敵も堅く防いで破り難く候ふ。今は火を懸けざらん外は、利あるべしとも覺え候はず。但し法勝寺なども風下にて候へば、伽藍の滅亡にや及び候はんずらん。その段勅諚に隨ふべし」と申し上げられたりしかば、少納言入道承つて、「義朝誠に神妙なり。但し君の君にて渡らせ給はゞ、法勝寺程の伽藍をば卽時に建立せらるべし。ゆめ〳〵共に恐るべからず。只急速に凶徒誅戮の謀を、廻らすべし」と仰せ下されければ、御所より西なる藤中納言家成卿の宿所に火を懸けしかば、西風烈しき折節にてはあり、卽ち院の御所へ猛火夥しく吹き懸けたれば、院中の上臈、女房、乳母、童は、方角を失つて呼ばはり叫んで迷ひ合へるに、武士も是が足手纏にて、進退更に自在ならず。落ち行く人の有樣は、峯の嵐に誘はるる冬の木葉に異ならず。

【語釋】【法勝寺】承暦年中の創建で、もと白河法皇の御所であつたが、後には寺となつた。【伽藍】梵語。寺。【勅諚】勅命。【君の君にて渡らせ給はば】只今の天皇が今のままで引續き天皇であらせられるならば。【ゆめ〳〵】決して〳〵。【御所】院の御所。白河殿の西にあつた。【上﨟】貴い女官。【足手纏にて】邪魔になつて。

【通釋】その時義朝は使者を內裏へやつて、「夜中に勝負を決しようと烈しく攻めますけれども、敵も堅く防ぎまして破り難う御座います。今になつては火をかけなくては、勝利の見込があるやうに思ひません。しかし法勝寺なども風下にありますから、寺が燒けうせてしまふかも知れません。その段は勅命によつて如何樣にも致しませう。」と申上げたから、少納言入道信西が勅命を承つて、「義朝は誠に感心である。但し今の天皇が引續いて天皇であらせられるならば、法勝寺位の寺は直に建立せられるであらう。決して〳〵其に恐れるに及ばない。只急速に凶徒を討ち亡す謀をせよ。」と仰せ下されたから、院の御所の西にある藤原家成卿の家に火をかけると、西風の烈しい場合ではあり、直に院の御所へ猛火を夥しく吹きつけたので、院中の貴い女官や女房、乳母、童等は逃げ路を失つて、呼び叫び迷ひ廻るので、武士も是が邪魔になつて、進退が全く自由にならない。逃げ行く人の有樣は、峯の嵐に誘はれる冬の木の葉と同樣である。

新院左府御沒落の事

さる程に右衞門大夫家弘、その子中宮侍長光弘馬に乘りながら、春日表の小門より馳せ參り「官軍雲霞の如く攻め來り候ふ上、猛火既に御所に掩ひ候ふ。今は叶はせ給ふべからず、急ぎ何方へも御開き候ふべし」と申せば、只今出で來る事の樣に、上皇は東西を失うて御仰天あれば、左府は前後に迷ひて「只汝今度の命助けよ」とばかりぞ宣ひける。卽ち四位少將を召して御劍を賜はる。成隆朝臣これを賜はつて帶かれたり。上皇も早御馬に召されたりけるが、餘に危く見えさせ給へば、藏人信實御馬の尻に乘つて抱きまゐらす。左大臣殿の御馬の尻には、四位少將乘つて抱き奉りけり。

語釋 【侍長】お付きの侍の長。【御開き候ふべし】お立ちのきなさいませ。開くは、退く、歸るなどいふことを忌みていふ。婚禮の席でも歸ることを開くといふ。【東西を失ふ】方向のわからぬやうになつたのをいふ。【左府】賴長。【汝】家弘、光弘を指す。【四位少將】成隆。

通釋 其の中に右衞門大夫家弘と中宮侍長光弘が馬に乘つたまゝ、春日表の小門から驅せ參つて、「官軍は雲霞の如く攻めて來ました上に、烈しい火が既に御所を掩ひました。今は何とも仕方がありません。早くどちらへでもお立ちのきなさいませ。」と申上げると、突然に起つた事の樣に、上皇は方向もわからぬ程御仰天なされたので、賴長も前後がわからなくなつて、「只お前の力で、

今度の命を助けてくれよ。」とばかり言はれた。直に四位少將成隆を召して御劍を賜はる。成隆朝臣はこれを頂戴してはかれた。上皇も早御馬に召されたが、餘に危く見えられたから、藏人信實が御馬の尻に乘つて落ちないやうにお抱き申上げる。左大臣殿の御馬の尻には、四位少將が乘つて抱き奉つた。

東の門より御出あつて、北白河を指して落ちさせ給ふ處に、何處よりか射たりけん、流矢(ながれや)一筋來つて、左大臣殿の御頸(くび)の骨に立つ。成隆これを拔いて捨てたりけれども、血の走る事水彈きを以て水を彈くに異ならず。然れば鐙(あぶみ)をも踏み得ず、手綱をも取り得給はずして、眞倒(まつさかさま)に落ち給へば、成隆朝臣も落ちてけり。式部大輔(しきぶのたいふ)盛憲、左府の御頸を膝に掻き載せ、袖を御面(かほ)に掩ひて泣き居たり。藏人大夫經憲も馳せ來つて、抱き附き奉りけれどもかひもなし。延賴は松が崎の方へ落ち行きけるが、これを見奉つて甲冑(かつちう)を脫ぎ捨て、經憲と共に小家のありけるに舁(か)き入れまゐらせて、先づ疵(きず)口を灸(きう)し奉りけれども叶はず、次第に弱り給ひけり。矢目(やめ)を見れば、御喉(のど)の下より左の御耳の上へぞ通りける。逆さまに矢の立ちけるこそ不思議なれ。神矢(かみや)なるかとぞ覺えし。血も更に留らずして、白青(しらあを)の御狩衣(かりぎぬ)朱に染まるばかりなり。御目は未だ働けども、物をも更に宣はず。さ

らば暫く休め奉らんと思へども、判官の領圓覺寺(ゑんがくじ)へ、官軍發向する由聞えければ、斯くては如何とて、經憲車取り寄せて舁き載せまゐらせ、嵯峨の方へぞ赴きける。漸く嵯峨に至つて、經憲が墓所の住僧を尋ぬれども無かりければ、荒れたる坊に入れ奉りて、この夜は爰にぞ明しける。

語釋　【北白河】今の白河村で、志賀山越の口。【流矢】それ矢。【松が崎】下鴨の北十餘町。【疵の口を灸し】疵口に灸をすゑて、出血を留めんとしたのである。【矢目】矢傷。【神矢】神の射られた矢。【白青】水色。【判官の領】爲義の領地。【圓覺寺】今の岡崎町の南に圓覺寺といふ字がある、寺はこゝにあつたのであらう。【斯くては如何】こんなにしてゐては危險でないかの意。【坊】僧の居所。

通釋　東の門から御出ましになつて、北白河を指して落ちて行かれる折柄、何處から射たのだらう、それ矢が一筋來て、左大臣殿の御頸の骨に立つ。成隆はこれを拔いて捨てたけれども、血の流出する事は水彈きで水を彈き出すやうである。だから鐙をも踏む事が出來ず、手綱も取られる事が出來ないで、眞倒に落ちられると、成隆朝臣も一緒に落ちた。式部大輔盛憲は左府の御頸を膝に載せて、袖を御面に掩うて泣いて居た。藏人大夫經憲も馳せ來つて、抱き附いたけれども仕方がない。延賴は松か崎の方へ落ちて行つてゐたが、これを見て甲冑を脫ぎ捨て、經憲と共に小家があつたのでそれへ舁き入れて、先づ疵口に灸をすゑ奉り出血を留めようとしたけれども駄目で、次第に

弱つて行かれた。矢傷を見ると、御喉の下から、左の御耳の上へ通つてゐた。逆さまに矢の立つてゐたのは不思議な事だ。神の射られた矢かとも思はれた。血も少しも止まらずして、水色の御狩衣は朱に染まる程である。御目は未だ動いて居るけれども、一言も發せられない。それで暫くお休め申さうと思ふけれども、爲義の領地の圓覺寺へ官軍が向ふと聞えたから、こんなにしてゐてはどうだらうと思つて、經憲は車を取り寄せて舁き載せ奉り、嵯峨の方へ行つた。漸く嵯峨に到つて、經憲の墓所の住僧を尋ねたけれども居なかつたから、荒れた坊に入れて、この夜はここで明した。

新院御出家の事

さる程に新院は爲義を始として家弘、光弘、武者所季能等を御供にて、如意山へ入らせ給ふ。山路嶮しくして難所多ければ、御馬を止めて御歩行にてぞ登られ給ひける。御供の人々、御手を引き御腰を押し奉りけれども、何時ならはしの御事なれば、御足より血流れて歩み煩ひ給ひけり。只夢路を辿る御心地して、即ち絶え入らせ給ひける。人々並み居て守り奉りけるに、早御目昏れけるにや「人やある。」と召されければ、皆聲々に名のりけり。「水やある。」と召されければ、われもわれもと求むれども無かりけり。然る

に法師の水瓶（みづがめ）を持ちて寺の方へ通りけるを、家弘乞ひ請（う）けてまゐらせけり。これに少し御氣色直りて見えさせ給へば、各「官軍定めて追ひ來り候はん。如何にも急がせ給へ」と申せば「武士共は皆何地へも落ち行くべし、麻呂（まろ）は如何にも叶はねば、先爰（こゝ）にて休むべし。」と仰せなりけれども、判官を始めとして、各「命を君にまゐらせぬる上は、何方へか罷り候ふべき、東國などへ御開き候はば、何處までも御伴仕り、御行末を見果てまゐらせん」と申しければ「われもさこそは思ひしかども、今は何とも叶ひ難し。汝等は疾（と）く／＼退散して命を助るべし。各斯くて侍らば、御命をも敵に奪はれなん」と、再三强ひて仰せければ、この上は却つて恐ありとて、諸將皆鎧の袖をば濡（ぬら）しける。

【語釋】【武者所】院の御所を警衞する武士の伺候する所。又その武士をいふ。【如意山】比叡山の支峰で、洛東淨土寺町邊の東に聳えてゐる。此の山と比叡の大嶽との間を志賀越といつて、近江の大津に通ずる道である。【何時ならはしの御事なれば】何時こんな事を習はれたか、今まで全くなかつたことであるから。【夢路を辿る】夢の中に路を迷つて行く。【絶え入らせ給ひける】息が絶え入らせられた。【御目昏れけるにや】御目も見えなくなつたのであらう。【乞ひ請け】もらひうけ。【如何にも急がせ給へ】どの樣にかしてお急ぎなさいませ。【麻呂】自稱の代名詞。【見果て】見届け。【御命】上皇の御命。高貴の方は御自身に敬語を用ひられたのである。

さて新院は爲義を始として、家弘、光弘や、武者所の季能等を御供につれられ、如意山へ入らせられる。山路はけはしくて、難所が多いので、御馬を止めて御徒歩で登らせられた。御供の人々は御手を引き御腰を押し奉つたけれども、今まで全く習はれた事はないから、御足からは血が流れて、御歩行は困難であつた。只夢の中に路を迷つて行く樣な御心地がして、即ち息か絶え入らせられた。人々がお側に並んで見守り奉てゐると、早御目も見えなくなつたのであらう。「誰か居るか。」と呼はれたので、皆聲々に自分の名を申上げた。「水があるか。」と召されたので、銘々に探したけれども無かつた。ところで或法師が水瓶を持つて寺の方へ通つてゐたのを、家弘が貰ひうけて奉つた。これによつて少し御元氣がつかれた樣だつたから、各が「官軍がきつと追つかけて來ませう。どの樣にかしてお急ぎなさいませ。」といふと、「武士共は皆どこへでも逃げて行くがよい。自分はどうしても歩けないから、まあここで休まう。」と仰せられたけれども、爲義を始めとして一同が「命を君に差上げてあります上は、何方へもまゐりは致しません。東國などへお出でになりますなれば、何處までも御伴を仕り、御行末を御見屆け致しませう。」と申上げると、「自分もさう思つてゐたけれども、今はどうしても出來ない。お前等は早く退散して命を助かるがよい。皆がかうして居ては、朕の命も敵にとられるだらう。」と再三强ひて仰せられたから、この上は留るのも却つて恐多いといつて、諸將は皆鎧の袖を濡らした。

斯くて叶ふべきならねば。皆散り〴〵になりにけり。爲義、忠正は三井寺の方へぞ落ち行きける。家弘光弘ばかり殘り留つて、谷の方へ引き下しまゐらせて、御上に柴折り懸け奉り、日の暮るるをぞ相待ちける。御出家ありたき由仰なりけれども、この山中にては叶ひ難き由申し上ぐれば、御涙に咽せばせ給ふぞ忝き。日暮れければ、家弘父子して肩に引き懸けまゐらせて、法勝寺の北を過ぎ、東光寺の邊にて、年來知りたる所に行きて、輿を借りて乘せ奉りて「何處へ仕るべき」と申しければ、阿波局の許へと仰せありしかば、家弘習はぬ業に、二條を西へ大宮まで入れ奉れども、門戸を閉ぢて人音もなし。「さらば左京大夫の許へ」と仰せらるれば、大宮を下に三條坊門まで舁き奉れば　教長卿はこの曉白河殿の烟の中を迷ひ出で給ひて後は、その行方を知らざりければ、殘り留る者共も皆逃げ失せて人もなし。


【三井寺】近江國滋賀郡にある。園城寺をいふ。【柴折り懸け】上皇を隱し奉るのである。【忝き】恐多い。【東光寺】今の下岡崎町の内にある。元慶二年藤原高子の建立。【何處へ仕るべき】何處へお供を致しませう。【阿波局】院に奉公してゐる女房であらう。【習はぬ業に】御輿を舁く事に馴れないのをいふ。【左京大夫】藤原教長の事。左京大夫は左京職の長である。【三條坊門】二條と三條との中間にある通で、ここに教長の邸があ

つた。

〔通釋〕かうして居ても仕方がないので、皆散り〳〵になつた。爲義と忠正は三井寺の方へ落ちて行つた。家弘と光弘ばかりは殘り留つて、新院を谷の方へお下し申し上げ、御上に柴を折つて掩にし、日の暮れるのを待つてゐた。御出家遊ばされたいと仰せられたけれども、この山中では出來難い事を申上げると、御涙に咽ばせられたのは恐多い事である。日が暮れたので、家弘父子が肩にお懸け申して、法勝寺の北を過ぎ、東光寺の邊で、年來知つてゐた所に行つて、輿を借つて乘せ奉り「どこへお供を致しませう。」と申しあげると、阿波局のもとへと仰せられたので、家弘は馴れない業ながら、二條を西へ行つて、大宮まで舁いて參つたけれども、門戸を閉ぢて人音もしない。「それなら左京大夫の許へやつてくれ。」と仰せられるから、大宮を下つて三條坊門まで舁き奉ると、敎長卿はこの曉白河殿の烟の中を迷ひ出られて後は、その行方がわからなかつたから、殘り留つてゐた者共も皆逃げ失せて一人も居ない。

「さらば少輔内侍(ないし)が許へ」とて入れまゐらせけれども、それも昨日今日の世間なれば、諸事にむづかしくやありけん。敲(たゝ)けども音もせず、世界廣しと雖立ち入らせ給ふべき所もなし。五畿七道も道狹くて、御身を寄すべき蔭もなく、東西南北塞(ふさが)つて、御幸(ごかう)成るべ

き所もなし。光弘等も習はぬ身に終夜御輿を仕り、明けなば捕らへ搦められて、如何なる憂目をか見んずらんと、心細く思へども、山中にて水聞し召しつるばかりなれば、兎角して知足院の方へ御幸なし奉り、怪しげなる僧坊に入れまゐらせて、重湯などをぞ進め奉りける。上皇これにてやがて御髪下ろさせ給ひければ、光弘も髻切りてけり。「斯くては終に悪しかりなん、何處へか渡御あるべき」と申せば「仁和寺へこそ行かめ。それもよも入れられじ、只押さへて輿を舁き入れよ」とありしかば、御室へこそなし奉る。門主は故院の御佛事の爲に、鳥羽殿へ御出ありけり。家弘はこれより御暇申して、北山の方へ罷りけり。道にて修行者に行き逢ひしかば、これを語らひ戒保ちなどして、出家の形にぞ成りにける。


【少輔内侍】新院に仕へた女房。【昨日今日の世間なれば】昨今のやうな、物騒な世の中だから。【諸事につむかしくやありはん】萬事につけて面倒だつだらう。即かかり合ひが出來て、面倒が起るのを避けたのであらう。【五畿】五畿内で、山城、大和、河内、和泉、攝津の五箇國をいふ。【七道】東海、東山、北陸、山陽、山陰、南海、西海の七道。【御輿を仕り】御輿を舁き奉り。【知足院】舟岡の近傍にあつたであらうが、其跡は詳でない。【怪しげなる】見苦しき。【おもゆ】粥の薄いもの。【髻】たぶさ。【斯くては終に悪しかりなん】このまま此の寺に居らせられては悪いのでありませう。【仁和寺】山城國葛野花園村字御室にある。眞言宗の本山。光孝天

皇の時、大内山の麓に一字を御建立になつたのが始である。宇多天皇が御落飾の後、其の傍に一室を造營せられてから、世に之を御室といふ。【押へて】無理に。【なし奉る】御入れ申す。【門主】門跡の主をいふ。門跡とは法親王の住持せられる寺をいふ。當時の門主は鳥羽天皇第五の皇子覺性法親王である。【故院】鳥羽法皇。【修行者】佛道を修行する爲に諸國を經廻る僧。【戒保ち】佛道の五戒を守るのである。五戒は偸盗、邪婬、妄語、殺生、飮酒。

通釋「それでは少輔内侍が許へ。」といつて、門内へお入れ申したけれども、それも昨今のやうな物騷な世の中だから、萬事につけて面倒だつただらう。敲いたけれども音もしない。世界は廣いといつても、お立ち寄りになるやうな所もない。五畿七道も道が狹くて、御身を寄せらるべき蔭もなく、東西南北は塞つて御幸なるやうな所もない。光弘等もなれない身で、終夜御輿を舁き奉り、夜が明けたならば捕へられてひつくくられ、どんな苦しい目を見る事だらうと、心細く思つたけれども、山中で水をお召しになつたばかりであるから、やつとの事で知足院へ御幸をなし奉り、見苦しげな僧房にお入れ申して、重湯などをお進め申上げた。上皇はここで直に御髮を切られて御出家なされたので、光弘もたぶさを切つた。「このままこの寺に居らせられては惡いのでありませう。何處かへお出でなさいますか。」と申上げると、「仁和寺へ行かう。しかしそこもよもや入れまい。只無理に輿を舁き入れよ。」と仰せられたから、御室へ御入れ申した。門主は故鳥羽法皇の御佛事の爲に、

鳥羽殿へ參つて居られた。家弘はここから御暇申して、北山の方へ行つた。道中で修行者に行き逢つたから、この僧を頼みにして五戒を守り、僧の姿になつた。

朝敵の宿所燒き拂ふ事

さる程に七月十一日寅の刻に合戰始り、辰の時に白河殿破れて、新院も左大臣殿も行方知らず、落ちさせ給ひければ、未の刻に義朝淸盛内裏へ歸り參つて、この由を奏聞す。その體ゆゝしかりけり。藏人右少辨資長を以て、朝敵追討早速にその功を致す由叡感懇なり。卽ち周防判官承つて、三條烏丸新院の御所へ馳せ向つて燒き拂ふ。左府の壬生亭をば助經判官承つて、發向して火を懸けけり。同じき謀叛人の宿所共十二箇所、各檢非違使共行き向つて追捕して燒き拂ふ。南都の方樣未だ鎭らざれば、狼藉もあるとて、申の刻に宇治橋の守護の爲に、周防判官季實を差し遣はさる。今度の御合戰に事故なく打ち勝たせ給ふこと、すべては伊勢太神宮、石淸水八幡大菩薩の御加護とぞ覺えし。殊には日吉社に祈り申させ給ひけり。されば宸筆の御願書を七條座主宮へまゐらせましましければ、座主この御願書を大宮の神殿に籠めて、肝膽を碎きて祈り申させ給ひしか

ば、御門徒の大衆は申すに及ばず、滿山の諸德皆寶祚長久、凶徒退散の由の祈誓をぞ致しける。されば山王七社も、官軍の方に立ち懸らせ給ひけるにや、賴賢、爲朝、忠正、家弘以下の軍兵、こゝを先途と防ぎ戰ひしかども、程なく攻め落されて、朝敵は風の前の塵の如く聖運は月と共にぞ開きける。

語釋　【寅の刻】午前四時頃。【辰の刻】午前八時頃。【未の刻】午後二時頃。【ゆゆしかりけり】勇ましかつた。【愍なり】殊の外である。【周防判官】季實。【檢非違使】嵯峨天皇の時に京都に置かれ、警察の事を取扱ふ。後には諸國にも置かれた。【追捕し】召しとる。【南都の方樣】奈良の方。【申の刻】午後四時頃。【事故なく】造作なく。【日吉社】祭神は大物主神で、比叡山の西谷にある。近江國滋賀郡に屬し、比叡山の守護神である。【宸筆】天皇陛下の御親筆。【七條座主の宮】堀河天皇の皇子、最雲法親王。保元元年三月、天台座主に任せられた。これが皇子の座主となられる初であるといふ。座主は延曆寺の長をいひ、七條はその居られた所である。【大宮】山王廿一社の總司で、三輪の大物主の神を祭る。大日吉社といふのがこれである。【肝膽を碎く】一心を籠める。【門徒】宗門の信徒ども、御弟子などをいふ。【大衆】多數の僧徒。【諸德】諸僧。【山王七社】日吉神、大比叡神に聖眞子、八王子、客人、十禪師、三宮を加へて山王七社といひ、此の外に中七社、下七社があつて、合して廿一社といふ。【立ち懸らせ給ひけるにや】加護せられたのであらうか。【先途】勝負のつく大事の折をいふ。せとぎは。【聖運】天皇の御運。

【通釋】さて七月十一日の午前四時頃に合戰が始つて、午前八時頃に白河殿が破れ、新院も左大臣殿も行方がわからず逃げて行かれたから、午後二時頃に義朝と清盛は內裏へ歸つて來て、この事を申上げる。其の樣子は仲々勇ましかつた。藏人右少辨資長を以て「朝敵を追討して速に其の功をあらはしたさうな感心の至だ。」と、殊の外叡感があつた。そこで周防判官季實が命を受けて、三條烏丸にある新院の御所へ馳せ向つて燒き拂ふ。左府の壬生亭をば助經判官が命をうけて行つて火をかけた。同じき謀叛人の宿所共十二箇所へ各檢非違使共が行つて召捕り、家を燒き拂ふ。奈良の方面はまだ鎭まらないから、騷動が起るかも知れないといつて、午後四時頃に宇治橋の守護の爲に、周防判官季實を差し遣はされる。此度の合戰に造作なく勝利を得られた事は、すべて伊勢太神宮や石清水八幡大菩薩の御加護によると思はれた。殊に日吉社に祈られたのである。それで陛下の御親筆の御願書を七條座主宮へ差上げられたから、座主はこの御願書を大宮の神殿に納めて、一心を籠めて祈られたので、御弟子の大勢の僧は申すまでもなく、全山の諸僧が皆寶祚長久、凶徒退散の事を祈つた。故に山王七社も官軍の方を加護せられたであらうか、賴賢、爲朝、忠正、家弘以下の軍兵共、ここが大事の場合ぞと防ぎ戰つたけれども、程なく攻め落されて、朝敵は風の前の塵の如くに退散し、天皇の御運は霽れたる月の如くに開けて來た。

一　昔朱雀院(すざくゐん)の御宇(ぎよう)承平年中に、平將門八箇國打ち靡(なび)けて、下總國相馬郡に都を建て丶、

わが身を平親王と號して、百官を爲し諸司を召し使ひけるが、剰へ都へ攻め上り、朝家を傾け奉らんとする由聞えければ、防戰に力を盡し、追討に謀を爲し、依つて佛神の擁護を憑んで、諸寺諸社に仰せて、冥感の政をぞ仰がれける。殊に山門その精誠を抽でけり。その時の天臺座主尊意僧正は不動の法を修せられけるに、將門弓箭を帶して壇上に現じけるが、程なく討たれけるなり。權僧正はその勸賞とぞ聞えし。總持院をば鎭護國家の道場と號して、不退に天下の護持を致す。されば今も法驗何ぞ昔に替るべきとぞ覺えける。

語釋 【平將門】將門は平高望の孫で、京都に出て攝政藤原忠平に仕へたが、檢非使にならんとして得ず、東國に歸り、朱雀天皇の承平五年、叔父平國香を殺し、同天慶二年下總の猿島に叛いた。翌三年朝廷から藤原忠文を遣はして、之を討たしめられたが、未だ到著しない前に、國香の子貞盛と藤原秀卿とが攻めて之を滅した。【百官をなし】それ〴〵の役所を設け。【諸司】多くの役人。【擁護】加護に同じい。【冥感の政】神佛が冥々の中に感應せられて、加護し給ふことをいふ。【山門】比叡山延暦寺。【精誠を抽でけり】誠心誠意をつくして祈禱をした。【天台座主】天台とは唐の天台山を移したといふ意で、比叡山をいふ。【尊意】天慶三年二月廿四日入滅、廿六日僧正法印大和尚の位を贈られたといふ。併し將門調伏の法を修したのは、實は沙門淨藏であるといはれてゐる。【不動の法】不動明王の秘法。【權僧正はその勸賞とぞ聞えし】權正僧の僧官を與へられたのは、そ

の功を賞せられたのであるといふ。【總持院】東塔の内にあつて、九院の第一であつた。【道場】佛事を修行する所をいふ。即寺。【不退】始終怠りなく。【護持】守護。【法驗】佛法の效驗。

通釋　昔朱雀天皇の御代承平年中に、平將門が八箇國を討ち從へて、下總國相馬郡に都をつくり自分を平親王と號して、それ〴〵の役所を設け、多くの役人を召使つたのであるが、其の上に都へ攻め上つて、朝廷を亡し奉らうとするとの噂が聞えたから、防戰に盡力し、追討の謀を爲し、そして佛神の加護をたのんで、諸寺諸社に仰せつけて、冥々の中に感應せられて加護を垂れさせられるやうにと祈つた。殊に叡山延暦寺は誠心誠意をつくして祈禱をした。其の時の天台座主尊意僧正が不動明王の秘法を行はれたところ、將門が弓箭を持つて修法壇の上に現れてきたが、程なく討たれたのである。權僧正にせられたのは、その功を賞せられたのであるといふ。總持院を國家鎭護の寺として、始終怠りなく天下を守護するやうにつとめる。故に今に於ても佛法の效驗がどうして昔にかはる事があるものかと思はれた。

關白殿本宮に歸復の事

かゝる處に宇治大相國は、新院うち負け給ふと聞えければ、橋を引かせ左府の公達三

人相具し給ひて、南都へ落ち、禪定院の僧都尋範、東北院の律師千覺、興福寺の上座信實、同じき權寺主玄實、彼等が兄加賀冠者源賴兼に仰せて「寺中の惡僧并に國民等を相語らひて、官軍を防ぐべし。忠あらん者には不次の賞を行ふべし」と披露せらる。剩へ興福寺の權別當惠信法印は、關白殿の御息なりしを、擊ち奉らんなど議せられければ、忍び給ひて都へ逃げ上り給ふ。これは如何なる御企ぞや。この入道殿をば君も重き事に思し召し、世以て心にくく執し奉る處に、年比關白に附けたる內覽、氏長者をば押さへて、末子の左府に附け奉つて、法性寺殿御中違ひ、天下の大亂引き出し給へども、關白殿さておはしまさば、御身に於いては何の御怖畏かあるべきに、君に立て合ひ奉らんと御支度、以の外の御誤なり。その上今度源平兩家の氏族院宣を承つて、身命を捨てゝ勵み戰ふと雖、十善の戒行重きに依つて打ち勝ち給ふ處に、少しも違はぬ二の舞かな、天魔の魅し奉るか、知らず社の御咎を蒙り給ふかと、人脣を反して貶りまゐらせけり。

語釋 【關白殿】忠通。【勸賞】功を賞して官なども與へられること。【宇治大相國】賴長の父忠實。相國は太政大臣の唐名。大は尊稱である。【橋を引かせ】橋の板を引き除く。【左府の公達】賴長の子息。公達は高貴な人の

子息をいふ。【僧都】僧正の次につく僧官。【尋範】藤原師實の子。【律師】僧都の次につく僧官。【千覺】藤原盛實の子で、頼長の母の兄。【上座、寺主】共に僧官。權寺主は寺主の次につく官である。【信實、玄實】信實は源頼安の子で、玄實は信實の子。【源頼兼】信實の弟。【不次の賞】順序によらぬ賞で、特別の賞をいふ。【別當】東大、興福、大安、法隆、仁和等の諸寺の上首で、法務を總括する。特に興福寺にはその下に權別當があつた。【法印】僧正に相當する僧官。【關白殿】忠通。【御息】御子息。【これは如何なる御企ぞや】忠實公が南都の僧徒を語らつて、事をあげんとせられたのは何とした御企ぞ。【この入道】忠實。【心にくく】奥ゆかしく。【執し奉る】心にかけて取扱ふ。仰望をかけ奉る。【内覽】太政官から奏する所の文書を、天皇の御覽を經ない前に内見するのをいひ、この内覽をゆるされるのを内覽宣旨といふ。【氏長者】一族中の長たるもの。【法性寺殿】忠通。法性寺の傍に住んでゐたのでいふ。【御身に於ては】忠實の一身については。【怖畏】おそれ。【立て合ひ奉らんと】御手向ひ申さうと。【院宣】上皇法皇の詔。ここは崇德上皇の詔をいふ。【十善の戒行重きに依つて】十善の戒を十分守られた功德によつて。【二の舞】安摩といふ舞樂の次に演ずるをかしい舞の名で、轉じて人の眞似をするのをいふ。ここは頼長等のやつた失敗の前例を繰り返すのをいふ。【天魔】欲界の第六天の魔王で、名を波旬といひ、多くの眷屬を有して、常に佛道の障碍をなし、人心を惱亂し、智慧を鈍らすといふ。惡魔。【誑し】欺き迷はす。【唇を返して】憎みそしること。

【通釋】かかる折から太政大臣忠實公は新院が戰に負けられたと聞いたから、橋の板を引き除けさせて、頼長の子息三人を引きつれられて、奈良へ落ち、禪定院の僧都尋範、東北院の律師千覺、興

福寺の上座信實、同じく權寺主玄實、彼等が兄の加賀冠者源賴兼に仰せられて、「寺中の强い僧や大和の國の人々等を味方につけて、官軍を防げ。忠義をあらはした者には、特別の賞を與へるであらう。」と仰せられる。尙興福寺の權別當惠信法印は、關白忠通公の御子息であつたから、擊ちとらうなどと相談をせられてゐたので、ひそかに都へにげ上られる。これはどうした事だ。この忠實公をば君も重んぜられ、世間の人も望をかけ奉つてゐたのに、年來關白に附けてあつた內覽や氏の長者を奪つて、末子の賴長卿に與へられて、それより忠通公と御不和となり、天下の大亂を引き起されたけれども、關白殿がきちんとして居られるならば、忠實公の一身に就いては何の恐るべき事もないのに、天皇に御手向ひ申さうとかまへられるのは以ての外の御間違ひである。其の上今度源平兩家の一族が院宣を承つて、身命を捨てて勵み戰つたけれども、天皇は十善の戒を十分守られた功德によつて勝利を得られて居るのに、前の失敗に少しも違はぬ事を繰り返されたものだ。天魔がだましたのか、それとも春日神社の御咎を蒙られたのかと、人々は憎みそしり奉つたのである。

同じき十一日夜に入つて、關白殿、本の如く氏の長者にならせ給ふ。去んぬる久安の頃、富家殿の御計らひとして、左大臣になし給ひしが、今本に復せしぞめでたかりし。子の刻ばかりに及んで、武士の勸賞行はる。安藝守淸盛をば播磨の守に任じ、下野守義朝は左馬權頭になる。陸奧新判官義康は藏人になされて、卽ち昇殿を許さる。義朝申しけ

るは、「この官は先祖多田滿仲法師始めて爲りたりしかば、その跡芳しく候へども、もとは左馬助なり。今權頭に任ずる條、莫大の勳功に更に面目とも覺えず。朝敵を討つ者は半國を賜はるその功世々に絕えずとこそ承れ。その上今度は嚴親を背き兄弟を捨て、一身御方に參つて合戰を致すこと自餘の輩に超えたり。これ勅命の重きに依つて、背き難き父に向つて弓を引き矢を放つ、全く希代の珍事なり。然れども身の不義を忘れ君命に從ふ上は、人に勝るる恩賞何ぞ無からんや」とぞ申しける。この條尤も道理なりとて、中御門藤中納言家成卿の子息隆季朝臣、左馬頭たりしを左京大夫に移されて、義朝を左馬頭にぞ爲されける。

【語釋】 【久安】近衞天皇の御代の年號。【宮家殿】忠實。【子の刻】夜の十二時頃。【左馬權頭】左馬寮の長官を左馬の頭といひ、其の下に權守がある。馬寮は官馬の調習、馬具及び諸國の牧馬の馬を掌る役である。【陸奥新判官】陸奥守で檢非違使尉を兼ねたもの。新は新參の意。【藏人】嵯峨天皇の御代に置かれて、始は宮中の機密の文書を取扱つたが、後には宮中一切の事務を取扱つた。【多田滿仲】多田は攝津にある地名で、其處に住んで居たので多田といふ。源經基の子である。村上、冷泉、圓融、華山の四朝に仕へ、諸國の守となり、後、左馬權頭となり、遂に鎭守府將軍に任ぜられた。【其の跡芳しく候へども】先祖と同じ官に任ぜられるのは、名譽なことではあるけれども。【左馬助】權頭のすぐ下の官。【莫大の勳功云々】極めて大なる勳功に對して、僅か左馬助から

權頭に一段昇進した位では、少しも名譽とは思はない。【その功世々に絶えず】其の功によつて得た地を、孫子に傳へることが出來るといふ意。昔功によつて田地を給せられるに、大上中下の四等があつて、大功は永世に、上功は三世に、中功は子に傳へ、下功は自己一代に限つてあつた。【嚴親】父をさす。【自餘の輩】他の人達。【この條】この申し條。【左京大夫】左京職の長官。管內の戶口、田宅、租稅、商業、道路、橋梁、及司法、警察の事を掌つたのである。

通釋　同じ十一日の夜に入つて關白殿は本の如く氏の長者になられる。去る久安の頃、宮家殿の御計らひで、左大臣にせられたが、今本にかへられたのはめでたかつた。夜の十二時頃に武士に勸賞が行はれる。安藝守淸盛を播磨守に任じ、下野守義朝は左馬權頭になる。陸奧新判官義康は藏人にせられて、昇殿を許される。義朝がいふのに「この官は先祖の多田滿仲法師が始めてなつたので、それに任ぜられるのは名譽なことでありますけれども、私はもと左馬助であります。今權頭に任ぜられた位では、極めて大なる勳功に對して、少しも名譽とは思ひません。朝敵を討つ者には半國を賜り、其の功によつて得た土地は子孫代々に傳へる事が出來ると聞いて居ります。その上今度は父にそむき兄弟を捨て、私一人がお味方に參つて、合戰をしたのは他の人達に超えて居ります。これは勅命の重きが爲に、背き難い父に向つて弓を引き矢を放つたので、全く例のないことでありますけれども自分の義理に背いて居る事を打忘れて君命に從ふ上は、人に勝れた行賞があるべき

ではありませんか。」と言つた。この申し條は尤もな道理であると言つて、中御門藤中納言家成卿の子息隆季朝臣が左馬頭であつたのを左京大夫に移されて、義朝を左馬頭になされた。

在府薨逝并大相國忠實御歎の事

さる程に明くれば十二日、左大臣未だ目の働き給ひければ、富家殿に見せ奉らんとて、奈良へ下しまゐらせんとて、梅津の方へ赴き、小舟を借りて柴木を上に取り掩ひ、桂川を下に落しまゐらす。日暮れければ、その夜は賀茂河尻に留りて、明くる十三日に木津へ入り給ふ。御心地も次第に弱りて、今は限に見え給へば、柞の森の邊より圖書允俊成を以て、興福寺の禪定院におはします入道殿に、この由申したりければ、即ち迎へまゐらせたくは思し召しけれども、餘の御心憂さにやありけん。「何とか入道をも見んと思ふべき。われも見えんとも思はず。やをれ俊成よ。思うても見よ。氏長者たる程の者の、兵仗の先に懸ることやある。左樣に不運の者に對面せんこと由なし。音にも聞かず。況して目にも見ざらん方に行けと云ふべし」と仰せも果てず、御涙に咽ばせ給ひけることこそ御心中推し量られて、誠にさこそ思し召すらめとあはれなれ。俊成歸り參つてこ

の由申しければ、左府うち頷かせ給ひて、やがて御氣色替らせ給ふが、御舌の先を噬み切りて、吐き出させましましけり。如何なる事とも心得難し、斯くては如何し奉らんと覺えければ、玄顯得業の輿に舁き乘せまゐらせて、十四日に奈良へ入れ申しけれども、わが坊は寺中にて人目も愼しとて、近きあたりの小屋に休め奉り、樣々に勞りまゐらせけれども、終にその日の午の刻計に御事切れにけり。その夜やがて般若野の五三昧に納め奉る。

【語釋】【十二日】七月十二日。【目の働き給ひ】まだ息が通つてゐて、體は自由でないけれども、目だけは働いてゐるのをいふ。【梅津】山城國葛野郡。【柴木】たきぎ。【桂川】源を丹波國桑田郡から發し、丹波では保津川といふ。【木津】山城國相樂郡。【柞の森】山城國相樂郡。【圖書允】圖書寮の判官で、上に頭、助、權助がある。圖書寮は國史を撰修し、朝廷の書籍、佛經、佛像等を掌る。【入道殿】忠實。【やをれ】人を呼びかける時の詞。【兵仗】弓箭、太刀等の武器をいふ。【さこそ思し召すらめ】親の身としては左樣に思し召す事であらう。【玄顯得業】玄顯は藤原賴憲の子で、得業は佛道を十八分修めたものをいふ。【人目も愼し】人目を憚らねばならん。【午の刻】午前十二時頃。【般若野】大和國添上郡にあり、奈良の東南に當る。【五三昧】法華三昧堂の略で、墓地の傍にある寺院の稱。

【通釋】その中に明けて十二日となつた。左大臣賴長はまだ目が動いて居られたので、富家殿にお

日にかけようと思つて、奈良へ下し奉らうとして、梅津の方へ赴き、小舟を借つて薪を上に掩ひ、桂川を下へ落しまゐらせる。日が暮れたのでその夜は賀茂河尻に留つて、明くる十三日に木津に入られる。御心地も次第に弱つて、最早最後と見えられたから、柞の森の邊から圖書允俊成をやつて、興福寺の禪定院に居られる忠實公にこの事を申上げたので、忠實公は直ちに迎へたく思はれたけれども、あまり悲しかつたのだらう。「どうして私に會ひたいと思ふのだらう。私も會はうとは思はない。これ俊成よ、忍つても見よ。氏長者たる程の高い身分の者が、武器の先にかかるといふ不吉なことがあるものか。左樣な運の惡い者に面會しても仕方がない。そんな事は聞くもいやだし、まして目で見る事はとても出來ない。見えない方へ行けと言つてくれい。」と仰せも果てず、御涙に咽ばれたのは、御心の中も推量せられて、誠にさうお思ひだらうとお氣の毒である。俊成が歸つて來てこの事を申上げると、左府はうなづかれて、やがて御顏色が變られたが、御舌の先をかみ切つて吐き出された。どうした事だか合點が行かない。かうなつてはどうしてよいかわからないので、玄顯得業の輿にかき乘せて、十四日に奈良へお入れ申したけれども、わが坊は寺の境内にあつて、人目を憚らねばならんからといつて、近所の小屋に休め奉り、いろいろ介抱したけれども、終に其の日の午前十二時頃に息が絶えた。その夜直に般若野の五三昧に納め奉る。

藏人大夫經憲最後の御宮仕懇に仕つて即出家入道し、入道殿の渡らせ給ふ禪定院に

參りて、有りつる御行跡共委しく語り申しければ、北政所公達皆泣き悲しみ給ふこと斜ならず。殿下は御手を顔に押し當てて、やゝ久しく泣き給ひけるが、「さるにても言ひ置きつる事はなかりつるか。」如何にこの世に執心の留る事多かりけん、わが身のはかなくなるに附けても、子供の行く末さこそ覺束なく思ひけめ。攝政關白をも爲させて、今一度天下の事執り行はんを見ばやとこそ思ひつるに、命存へてかゝる事を見るも前世の宿業か。合戰に出でて命を惜しまぬ兵も、必ずしも疵を被ることなし。その上今度は源平兩氏の輩も、然るべき者は一人も討たれずとこそ聞け。その外月卿雲客北面まで參り籠れる者多かりけるに、如何なれば左府一人、流矢に中りて命を失ふらん、如何なる者の放しけん矢にか中るらん。うたてさよ。但漢の高祖は三尺の劍を提げて、天下を治めしかども、淮南の鯨布を討ちし時、流矢に中つて命を失ふ。かれを以てこれを思ふに、定めて今生一世の事に非じ、前世の宿業なるべし。竊に國史を勘ふるに、大臣誅を受くることその例多し。天竺震旦をば暫くおき、日本わが朝には圓大臣より始めてその數あり。圓大臣、雄略天皇に討たれ奉りてより以來、眞鳥大臣、守屋大臣、豐浦大臣、入鹿大臣、長野大臣、金村大臣、惠美大臣に至るまで、既に八人に及べり。されども氏長

者たる者、弓箭の先に懸るためし未だ聞かず。あはれ取りも替る物ならば、忠實が命に替へてまし、悲しきかな。蘇武が胡國に赴きしも二度漢家萬里の月に歸り、阮君が仙洞に入りしも、秦室七世の風に歸りき。賴長一度去つて再會何の時をか待たん。かひなき命だにあらば、縦令不返の流罪に行はるるとも、忽に失はるることはよもあらじ。若し東國に謫居せば、津輕や蝦夷の奥までも遠路を凌ぎて駒に鞭をも打ちてまし。若し西海に左遷せられば、鬼界が島の果までも船に竿をも指すべきに、行きて歸らぬ別程悲しきことはなきぞとよ。計らざりき、是程に老の心を惱すべしとは」とて、御涙せきあへさせ給はぬを見奉るもあはれなり。


【藏人大夫】六位の藏人が五位に任ぜられて退官したもの。【最後の御宮仕へ】宮仕へはもと宮中に奉仕する事をいつたが、轉じて貴人に仕へるのをいふ。ここは死後の葬式佛事の事などを忽にしたのをいふ。【有りつる御行跡】これまでの始末。【北政所】攝政、關白の妻室をいふ。ここは賴長の妻。【さるにても】それにしても。【執心】固く思ひ込んだ心。【はかなくなる】死ぬることをいふ。【さこそ覺束なく思ひけめ】さぞかし心配したのだらう。【天下の事】天下の政治。【前世の宿業】前世からの約束事。【然るべき者】重だつたもの。【月卿】公卿に同じい。位は三位以上で、官は參議以上の者をいふ。【雲客】殿上人に同じい。四位五位で昇殿を許されてゐるもの及六位の藏人をいふ。【北面】上皇の御所を守護する武士。【うたてさよ】なさけない事よ。【漢の高祖】

名は邦、字は季沛の人である。秦を亡し、楚を併せて天下を領有した。【黥布】淮南王で、高祖の功臣である。黥布は高祖が韓信、彭越等を殺したのを見て、自分にも禍が及ぶかも知れないと思つて、十一年終に叛いた。高祖は自ら之を撃ち、十二年破つて還つたが、其の時流矢にあたつたのが本で崩じた。【かれを以て之を思ふ】高祖の事を以て、頼長の事を思ふ。【今生一世の事にあらじ】此の世に於て突然起つた事ではあるまい。【天竺震旦】印度と支那。【圓大臣】眉輪王が安康天皇を弑し奉り、圓大臣の宅に匿れて居られたので、雄略天皇はその家を圍んで討ち、火を放たれたから、大臣は眉輪王とともにやけ死なれた。【眞鳥の大臣】仁賢天皇の時叛いたから、帝は大伴金村の連として之誅をせしめられた。【守屋大臣】用明天皇の御代に穴穂部の皇子を立てて天皇にせんとし、事洩れて皇子は殺され、守屋も亦馬子等の爲に殺された。【豐浦大臣】蝦夷の事で、皇極天皇の御代に殺された。【入鹿】蝦夷の子。【長野大臣、今村大臣】兩大臣の叛跡不明。【惠美大臣】惠美押勝。淳仁天皇の御代、道鏡を除くを名として兵を擧げたが、遂に誅せられた。【蘇武】漢の武帝の臣で、匈奴に使して胡地に抑留せられる事が十九年、昭帝の時に赦されて故國に歸ることが出來た。【阮君】名は肇、漢の明帝の時の人である。一日天台山に入つて一女子に逢ひ、暫く居つて家に歸つてみると已に七代を經て居つたといふ。【仙洞】仙人の住んでゐる洞。【不返の流罪】無期の流罪。【謫居】罪によつて貶けられること。【津輕】陸奥の北岸一帶をいふ。【左遷】官を貶される事で、ここは流罪をいふ。【鬼界が島】薩摩の南海上にある。【なきぞとよ】ないぞよの意。



藏人大夫經憲は最後の御奉仕を懇にして、其の後直に出家して、忠實公のゐられる禪定院

に行つて、これまでの始末を詳細に申上たので、頼長卿の夫人や子供達は皆非常に泣き悲しまれた。忠實公は御手を顔に押し當てて、やや暫く泣かれたが、「それにしても遺言はなかつたか。どんなにかこの世に心殘りが多かつた事だらう。自分が死ぬるにつけても、子供の將來にはさぞかし心配したのだらう。攝政關白をもさせて、今一度天下の政治を執り行ふのを見たいものだと思つてゐたのに、それも叶はず、惜しからぬ命をながらへて、こんな悲しい事を見るのも、前世からの約束事か。合戰に出て命を惜しまぬ兵でも、必ず疵をうけるといふきまりはない。其の上今度は源平兩氏の者共も重だつた者は一人も討たれないといふ事だ。その外公卿、殿上人、北面の武士まで籠城して居たものも多かつたのに、どうして左府一人が流矢に中つて命を落したのだらう。どうした者の放した矢に中つたのだらう、ああなさらなさけない事だ。但漢の高祖は三尺の劍を提げて、天下を治めたけれども、淮南の黥布を討つた時、流矢に中つて命を失つた。かの事を以て頼長の事を思ふに、きつと此の世に於て突然起つた事ではあるまい、前世からの約束事であつたのだらう。竊に國史を考へてみるに、大臣が誅伐せられた事は例が多い。印度と支那はさて置いて、日本に於ては圓大臣から始めて數多ある。圓大臣が雄略天皇に討たれ奉つてから以來。眞鳥大臣、守屋大臣、豐浦大臣、入鹿大臣、長野大臣、金村大臣、惠美大臣に至るまで、既に八人に及んでゐる。けれども氏長者たる者が、矢先にかかつた例は未だ聞かない。ああ取り替る事の出來るものならば、自分の

命にかへてやりたい。悲しい事だ。蘇武は胡國へ行つて捕へられて居たけれども、二度萬里を歸つる漢に歸つて月を眺める事が出來、阮君は仙人の洞窟に入つたけれども、七代を經て、秦に歸ることが出來た。賴長は一度去つて、何時再會する事が出來よう。かひなき命でも、生きて居さへすれば、縱令無期の流罪にあつても、直に殺される事はまさかあるまい。若し東國に流されたならば、津輕や蝦夷の奥まで遠路をいとはず駒に鞭打つて尋ねよう。若し西海に流罪にあつたならば、鬼界が島の果までも船にさをさして行かうものを、行つて歸らぬ別程悲しい事はないぞよ。是程までに老の心を惱さうとは思ひがけが無かつた。」といつて御涙を止められることも出來ないのを見奉るも哀である。

左大臣殿失せ給ひて後は、職事辨官も故實を失ひ、帝闕も仙洞も、朝儀廢れなんとす。世以て惜しみ奉る。誠に累代攝籙の家に生まれて、萬機內覽の宣旨を蒙り、器量人に超え、才藝世に聞え給ひしが、如何なりけん氏長者たりながら、神事疎にして、威勢を募ればわれ伴はざる由、春日大明神の御託宣あり。神慮の末こそ恐しけれ。この左府未だ弱冠の御時、仙洞にて通憲入道と御物語の序に、入道攝家の御身は朝家の御鏡にておはしませば、御學文あるべき由勸め申しけり。これに依つて信西を師として讀書あり

て、螢雪の功をぞ勵み給ひける。その後左府御病氣の由聞えしかば、入道訪の爲に宇治殿へぞ參りたりける。聊御心地宜しくおはしましかば、臥しながら文談し給ひけるに、龜の卜と易の卜との淺深を論じ給ひけり。左府龜の卜深しと宣へば、通憲易の卜深しと申すに依つて、御問答事廣くなりて良久し。互に多くの文を引き、數多の文を開き給へり。入道終に負け奉りて「今は御才學既に朝に餘らせおはします。この上は御學文あるべからず。若し猶爲させ給はば、御身の祟と成るべし」と申して出でにけり。

語釋　【職事】藏人をいふ。【辨官】太政官に屬し、中納言の下にあつて、諸官省及諸國から申し出る庶務を辨理して、納言に上申し、宣旨、官符、官牒を書き、其他の文書を取扱ふ。左右大辨、左右中辨、左右小辨、權左中辨の別がある。【故實】古い儀式、法令、作法等の事例。【帝闕】禁中。【仙洞】院の御所。【朝儀】公の儀式。【攝籙】攝政。【神事疎にして】神事を疎にして。【威勢を募れば】權勢をたのみにして、我儘の振舞をするから。【われ伴はざる由】春日大明神は守護しない由。【御託宣】神のおつげ。【神慮の末】神の思し召しの程。【弱冠】二十歲の男。支那の周の制は、二十歲で元服する。【攝家】攝政關白となることの出來る家筋をいふ。即近衞、九條、一條、二條、鷹司の五家であるから、五攝家ともいふ。【朝家の御鏡】朝廷の模範。【螢雪の功】螢を集めて、其の光で讀書した晋の車胤や、雪の光によつて讀書した孫康の故事で、刻苦勉勵することをいふ。【文談】學問の話。【龜の卜】龜の甲を燒いて其の割れ方によつて、吉凶禍福を判ずるのをいふ。【易の卜】筮竹を數へ

て、吉凶禍福を判ずるのをいふ。【事廣くなりて】議論の範圍が廣くなつて。【朝に餘らせおはします】朝廷に於て、學問がありすぎて入らせられる。

通釋 頼長卿が逝去せられて後は、職事や辨官も故實がわからなくなり、禁中に於いても、院の御所に於ても公の儀式はすたれてしまはうとする。それで世の人々は惜しみ奉る。誠に代々攝政となるべき家に生れて、萬の政に對し、內覽をする勅命を蒙り、智能は人に超えて、才藝は世間に名高かつたが、どうしたことか氏の長者でありながら、神事を疎にして、權勢をたのみ我儘をするから、我は守護してやらないと春日大明神のおつげがあつた。神の思し召しの程は恐しい事である。この左大臣がまだ二十歳位の頃に、仙洞御所で通憲入道とお話の序に、入道が攝家に生れられたあなたは朝廷の模範ともなられる方であるから、御學問をなされるように。とお勸め申した。これによつて信西を師として書を讀み、刻苦勉勵せられた。その後頼長卿が御病氣になられたとの事が聞えたから、信西はお見舞の爲に宇治殿へ參つた。少し御心地がよろしくあられたから、臥しながら學問の話をなされたが、たま〳〵龜卜と易卜との淺い深いについて討論せられた。左府は龜卜が深いと言はれると、通憲は易卜が深いと言つて、御議論の範圍が廣くなり、長い時間を費した。互に多くの本文を引いて、澤山の本を開いて見られた。入道は結局負けて、「今は御學問は朝廷に於てありすぎていらせられます。この上御學問をなされてはいけません。若し此の上なされたならば、御身

に祟りませう。」と申して退出した。

御心にもこの事いみじと思し召しけるにや、自ら御日記に遊ばしたる詞に曰はく、先年於院可學文由誂事。予二十歳也。今病席論二十四歳也。中僅四年中。才智既蒙彼許可。都四年學文間。書巻毎聞彼諾無忘事。今拭感涙記此事。と侍り。誠に信西の中されける詞は、掌を指すが如し。才に誇る御心ましませばこそ御兄法性寺殿を「詩歌は閑中の弄、能書は賢才の好む所に非ず」などとて、直下に思し召されけめ。弟子を見ること師に如かずと、云ふ事誠に明けし。これ御學文を止め申すに非じ、才智を誇り給ふ處をぞ戒めまゐらせけん。先づ御心誠に心ありて、麗しき御心ばせの上の御學文こそ然るべけれ。

語釋　【いみじ】得意。【御日記】臺記のことで二十八巻ある。【毎聞彼諾】彼が其通りであると、承諾するのを聞く毎に。【掌を指すが如し】的確にあたつてゐるのをいふ。【直下】眼下に同じい。【御心誠に心ありて】自分の心に、誠といふ事を心かけられた上で。【心ばせ】心がけ。

通釋　頼長卿の御心にも、この事を得意に思はれたのか、自ら日記を書かれた其の文章に「先年院の御所で信西が學問をせよと誂へたが、予は其の時二十歳であつた。今日病床で議論をしたのは

二十四歳である。中が僅に四年間で、才智に於ては既に彼の許を受けた。すべて四年間學問をしてゐる間に、書物を讀んで彼に尋ね、其の通りであると、承諾するのを聞く毎に一つも忘れる事はない。今はうれし涙を拭つて此の事を記して置く。」とかかれてある。誠に信西の言つた詞は的確にあつてゐる。自分の才に誇る心があられるからこそ、御兄法性寺殿を「詩歌はひまな時にする遊びごとである。書の上手なのは賢い人の好む所でない。」などと、眼下に見られたのであらう。弟子を見る事は師に及ぶものはないと云つてあるのは、まことに其の通りである。信西は御學問を止めたのではあるまい。才智を誇られるのをお戒めしたのであらう。先づ御自分に、誠といふ事を心がけられて、立派な御心がけか出來た上で、御學問をせられるのがよいのである。

何かすべて内外の鑽仰、只一心の爲なり。調達が八萬藏を諳ずる、終に奈落の底に墮す。隋の煬帝の才能人に勝れたりしも、國を滅す基たり。學者の心を用ふること只この處にあるべし。されば孔子の詞にも「古の學者はおのれが爲にす、今の學者は人の爲にす」と宣へり。夏桀殷紂は儒道に惡む輩、文書に貶る所なり。然れども能藝優長にして、才智人に勝れたり。依つてこれを戒しむる言葉に、「智は能く諫を拒ぐに足り、言は則ち非を飾るに足り。人臣に矜るに能を以てし、天下に高ぶるに聲を以てす」と云へ

り。かやうの先言を思ふに、俊才におはしましかども、その御心根(こゝろね)に違ふ所のあればこそ祖神の冥慮にも違ひて身を滅し給ひけれ。



【何かすべて】何事をするにもすべての意。【内外の鑽仰】佛典漢書に深く明かなことをいふ。内は内典のことで、佛書をいひ、外は外典のことで、佛書以外の書をいふ。鑽仰は論語子罕第九に「仰レ之彌高、鑽レ之彌堅。瞻レ之在レ前、忽焉在レ後。」とある文からきたもので、孔子の道の至大なのを嘆じた句である。ここは深く明な意。【調達】提婆達多の一名で、天竺白飯王の子、佛に怨があつて、生々逆害を加へんと誓つた惡人。【八萬藏】佛の設けた八萬四千の法門をいふ。卽佛の說法である。【奈落】梵語。地獄。【隋の煬帝】隋の第二世で、名は廣、文帝の第二子である。位に卽いて後驕奢を極め、或は兵を起して高麗を撃つなど、大に民力を渇盡したので、天下騷動し、遂に隋は滅亡するに至つた。【古の學者は云々】論語憲問の章にある語で、古の學者は學んで知つた道を自分に得て之を實踐躬行せんとしたのに、今の學者は自分の身を修める爲にせずして、徒に其の博識を誇つて、人に知られんことのみを求めるのは誠に淺ましい次第であるといふ意。【夏桀殷紂】夏の桀王、殷の紂王の事で、共に暴虐な君主である。【能藝優長】才能が優れ、藝術に長ずるのをいふ。【これを戒むる言葉】桀紂の如くあるなと戒める詞。【智はよく諫を拒ぐにたり】智慧は遁辭を設けて、人の諫を拒ぐだけある。【言は則非を飾るに足る】其の利巧な言葉は己の惡い所をつくり飾つて、人に知らしめないやうにするに十分である。【聲】名譽。評判。【先言】古人の言。【祖神】みおやの神で、春日明神をさす。【冥慮】神佛のおぼしめしをいふ。

〔通釋〕すべて佛典漢籍に深く明かになるのも、只心を研く爲である。調達が八萬四千の法門を諳誦してゐても、終に地獄の底におちた。隋の煬帝は才能が人に勝れてゐたけれども、國を亡すもととなつた。學者の注意すべきは只この所であらう。故に孔子の言にも「古の學者は自分の魂を磨く爲に勉强し、今の學者は人にみせびらかす爲に勉强する。」と言はれてゐる。夏の桀王や殷の紂王は儒道に於て惡む輩で、書物で貶つてゐる人である。けれども才能が優れ、藝術に長じて、才智が人に勝れてゐた。それでこれを戒める言葉に、「智慧は人の諫を拒ぐだけあり、言は己の惡い所を飾つて人に知らしめないやうにするに十分である。臣下にほこるに能を以てし、天下の人に高ぶるのに評判が高いといふのを以てする。」といつてある。この樣な古人の言を考へてみると、頼長卿は俊才ではあられたけれども、御心が直くなかつたから、みおやの神のおぼしめしにも反して身を滅されたのである。

重成勅を奉じて新院を守護し奉る事

さる程に新院は御室を憑みまゐらせられて、入らせ給ひしかども、門跡には置き申されず、寛遍法務が坊へぞ入れまゐらせられける。御室は五の宮にて渡らせ給へば、主上

にも仙洞にも御弟にておはしましけり。この由五の宮より內裏へ申されたりければ、佐渡式部大輔重成をまゐらせられて、院を守護し奉られけり。餘の御心憂さにや、御心の留る事はましますまじけれども、斯くこそ思し召し續けける。

思ひきや身を浮き雲となし果てて嵐の風に任すべしとは

憂き事のまどろむ程は忘られて覺むれば夢の心地こそすれ

【語釋】【御室】覺性法親王をいふ。【寬遍法務】寬遍は大納言師忠の子。法務は僧官で、寺務を取扱ふ役。【五の宮】五番目の皇子。【御心の留る事はましますまじけれども】御心を留めてお讀みになつたのではあるまいけれども。【思し召し續ける】およみになつた。【思ひきや云々】こんなに自分の身を浮雲の如くにしてしまつて。風にまかせて漂ふやうな有樣にならうとは思ひがけがなかつた。【憂き事の云々】心憂く思ふ事は、一寸睡つてゐる間は忘れられて居て、さて覺めてみると、憂き辛い事が多くて、現實とは思はれず、全く夢の心地がする。

【通釋】さても新院は覺性法親王を賴られて、入らせられたけれども、門跡には置かれず、寬遍法務の坊へお入れ申された。覺性法親王は第五番目の皇子であらせられるから、主上にも上皇にも御弟であらせられた。崇德院が入らせられた事を五の宮から、禁中へ申されたから、佐渡式部大輔重成を遣されて、院を守護させられた。崇德院はあまり御心苦しかつたのか、御心を留めてお讀みになつたのではあるまいけれども、こんなにお詠み遊ばされた。

思ひきや身を浮雲となし果てて、嵐の風に任すべしとは、
憂き事のまどろむ程は忘られて、覺むれば夢の心地こそすれ。

謀叛人各召し捕らるゝ事

新院近習の人々、或は遠國へ落ち行き或は深山に逃げ隠れて、その行き方を知らざれば、謀にや少納言入道信西陣頭に於いて、その人はその國彼の人は彼の國と定めらるる由披露ありければ、さては命計は助らんとや思ひけん、皆出家の形に成りて、此處彼處より出で來る。左京大夫教長卿と近江中將成雅と二人は太秦なる所に出家してありければ、周防判官季實を差し遣して召し捕らる。四位少納言成隆と左馬權頭實淸と二人は、天台山淨土谷にて樣變へて、座主の宮へぞ參りける。此等を始めとして、心も起らぬ僧法師に成り續けて、われ劣らじと出でけるこそはかなけれ。

語釋 【近習】側近く仕へるもの。【陣頭】大臣公卿などが朝廷に出仕して列坐する所。【其の人は其の國】其の人は某國へ流すの意。【太秦】山城國葛野郡太秦村。【天台山】比叡山。【座主の宮】最雲法親王【心も起らぬ】眞實佛道に入る心も起らない。

通釋　新院にお側仕へしてゐた人々は、或は遠國へ落ち行き、或は深山に逃げ隱れて、其の行末がわからないから、計略であつたのか、少納言入道信西は大臣公卿などが出仕してゐる所に於て、其の人は某國へ流し、彼の人は某國へ流すと決定した由を公表せられたので、それでは命計は助かるだらうと思つたのか、皆僧の姿になつて、此處彼處から出て來る。左京大夫教長卿と近江中將成雅と二人は太秦といふ所に出家してゐたから、周防判官季實を遣して召し捕られる。四位少納言成隆と左馬權頭實清と二人は、比叡山の淨土谷で僧の姿になつて、座主の宮の所へ參つた。此等を始めとして、眞實佛道に入る心も起らないのに、續々と僧の姿になつて我れ先にと出て來たのは、なさけない次第である。

皇后宮權大夫師光入道、備後權守俊通入道、能登守家長入道、式部大輔盛憲入道、弟の藏人大夫經憲入道をば東三條にて推問せらる。內裏より藏人右少辨資長、權右少辨惟方、大外記師業三人承つて奉行せり。中にも盛憲兄弟、前瀧口秦佐康等をば、靫負廳にて拷訊せられけり。是等は左大臣の外戚にて、事の起を知りたるらん。又近衞院並に美福門院を呪咀し奉り、徳大寺を燒佛ひたりし故を問はるるに、下部先づ衣裳を剝ぎ取りて頸に繩を附けければ、下部に向つて手を合はせ「こは何事ぞや、我を助けよ」と云

ひければ、座に列る官人共目も當てられず覺えけり。然れども刑法限ある事なれば、七十五度の拷訊を致すに、始は聲を揚げて叫びけれども、後には息絶えて言はず。日こそ多きに七月十五日、今日しも斯かる罪に行はるゝこそ無慚なれ。その上五位以上の者拷器に寄せらるること、先例稀なり。水尾天皇の御時、貞觀八年閏三月十日の夜應天門の燒けたりけるを、大納言伴善男卿造意の嫌疑ありければ、使廳にて拷訊せられける例とぞ聞ゆる。彼の大納言は實犯にて、同じき九月二十二日、終に伊豆國へぞ流されける。それは昔なり、近き世には例なし情なしとぞ申しける。

語釋 【皇后宮權大夫】皇后職の次官。【式部大輔】式部省の次官。【奉行】其の事を取扱ふのをいふ。【靫負廳】檢非違使廳。もと衞門府のことを靫負司といつたが、檢非違使廳の官人は之を兼ねてゐたので、かういふやうになつた。【拷訊】拷問。【刑法限りある事なれば】法律上定まつて居る事であるから、【七月十五日】盆で祖先を祭り、慈悲を施すべき日である。【水尾天皇】淸和天皇。水尾は其の陵の所在地。【應天門】朱雀門の內にある。【伴善男】大臣にならうと望んだけれども、闕がなかつたので、應天門を燒いて之を左大臣源信の所爲であると誣告して、彼を除かんとしたが、事顯れて伊豆に流された。【造意の嫌疑】故意にしたといふ疑。【實犯】實際に犯した罪。

通釋 皇后宮權大夫師光入道、備後權守俊通入道、能登守家長入道、式部大輔盛憲入道、弟の藏

人大夫經憲入道をば東三條で吟味をせられる。朝廷より藏人右少辨資長と權右少辨惟方と、大外記師業との三人が命を受けて其の事を取扱つた。中にも盛憲兄弟と、前瀧口秦佐康等をば、檢非違使廳で拷問せられた。是等は左大臣の外戚であるから、事の起りを知つてゐたのだらう。又近衞院幷に美福門院を咒咀し奉り、德大寺を燒拂つた理由を問はれる場合には、下部が先づ衣裳を剝ぎ取つて頸に繩をかけたので、下部に向つて手を合はせ、「これはどうした事だ。堪忍してくれ。」といつたので、座に列んでゐた役人共は見て居られないやうに思はれた。けれども法律上定まつてゐる事であるから、七十五度の拷問をしたが、始は聲を揚げて叫んだけれども、後には息が絶えて一言も出さなくなつた。日も多いのに七月十五日の今日に於てこんな罪に行はれるのは情ない事である。その上五位以上の者を拷問にかけられるのは先例のあまりない事である。淸和天皇の御代、貞觀八年閏三月十日の夜、應天門が燒けたのだが、大納言伴善男卿が故意にしたとの疑があつたから、檢非違使廳で拷問せられた。その例によつたとの事である。彼の大納言は實際に犯した罪によつて、同九月二十二日、終に伊豆國へ流された。それは昔の事であるが近世には例のない事で、情ない事だと世人は言つてゐた。

重仁親王御出家の事

さる程に新院の一宮重仁親王のおはします所聞えずして、人々承つて彼方此方尋ねまゐらする處に、今日十五日女房車に乘つて、朱雀門の前を西へ過ぎさせ給ふを、平判官實俊見附け奉つて留め申せば、御出家あるべきにて、仁和寺の方樣へ渡らせ給ふとぞ御供の人申しける。依つてこの由奏聞しければ、素懷を遂げさせまゐらすべき由仰せ下されけり。華藏院僧正覺曉參つて申さるゝ仔細あつて、中御門東洞院なる所へぞ遷し奉りける。卽ち實俊承つて守護しまゐらせけり。

語釋 【女房車】網代車のことで、婦人の常用車である。【素懷】かねての望。【花藏院】仁和寺の中にある。

通釋 さて新院の第一の皇子、重仁親王の居られる所がわからないので、人々は命をうけて彼方此方と尋ねてゐる時に、宮は今日十五日に網代車に乘つて、朱雀門の前を西へ通られるのを、平判官實俊が見附け奉つて、お留め申すと、御出家なされるお積りで、仁和寺の方へお出でになるのでありますと、お供の人が言つた。それで其の事を申上げると、かねての望を遂げさせるのがよいとの仰が下つた。華藏院僧正覺曉が內裏へ參つて申された仔細があつて、中御門東洞院に遷し奉つた。そこで實俊が命を受けて守護し奉つたのである。

爲義降參の事

さる程に六條判官弁に子供尋ねまゐらすべき由、播磨守に仰せ附けらる。十六日淸盛三百餘騎にて如意山を越えて、三井寺を求むれども無し。東坂本にある由聞えて、大和莊泉辻と云ふ所を追捕す。これは無動寺領なれば、大衆起つて「寺領を追捕する條無念なり。仔細あらば山門に相觸れてこそ沙汰を致さめ、左右なく亂入の條狼藉なり」とて、軍勢に向つて散々に相戰ふ。官軍神威を恐れて引き退く間、大衆勝つに乘つて、淸盛が郎等兩三人搦め捕る。又大津の東浦を燒き拂ふ。これは山門領たる上、昨日爲義を舟にて東近江へ著けたりとて爲てけれども、跡形なき虛說なりけり。爲義は直河と云ふ所より、木工神主が許に隱れ居たりけるが、官軍向ふと聞きて、三河三郎大夫近末と云ふ者の家に行きて、それより東國へ下らんとしけるが、運や盡きたりけん、忽ち重病を受けて心身苦痛せられければ、氏神八幡大菩薩にも離され給ひけりとて、郎等共も落ち失せて纔に子供の外十八人計ぞ殘りける。兎角して馬に勞り乘せて、簑浦の方へ行きて船に乘りんとする處に、誰とは知らず兵三十騎ばかり追ひ來り、討たんとしければ、賴

賢以下身命を捨てて防ぎ戰うて、追ひ散らしてけり。その時殘る兵も行き方知らずなりにけり。それより彌賴み少になり果てて、心細さのみならず、判官は重病に煩ひ給ふ、その上海道も塞がり、關々も堅く守ると聞えければ、中々東國へ下らんことも叶ひ難しとて、又三郎大夫が家に立ち歸りて、日暮れしかば山上に上り、その夜は中堂に通夜して、殊に重病失除の悲願を憑みて、終夜祈誓せられたり。明くれば十七日、西塔の北谷黑谷と云ふ所に、二十五三昧行ふ所に行きて、出家を遂げ、法名を義法房とぞ附かれける。月輪房の竪者の許より、墨染の衣袈裟を奉りて、沙彌の形に成り給ふ。

【語釋】【六條判官】爲義。【木工】神社の名。【簑浦】近江國坂田郡。【山上】比叡山上。【中堂】根本中堂。【西塔】比叡山三塔の一、西塔院。【二十五三昧】二十五種の執著心を破らんが爲めの三昧法。轉じて專心讀經して祈請することをいふ。【竪者】天台宗の僧職で、沙彌戒を經たものが補せられる。妙彌は梵語で、はじめて佛門に入つた者をいふ。

【通釋】その中に爲義及其の子供等を尋ね出せとの命が清盛に下る。十六日に清盛は三百餘騎で如意嶽を越えて、三井寺を探したけれども居ない。東坂本にゐるとの噂を聞いて、大和莊泉辻といふ所を圍んで、人々を捕縛した。この所は無動寺の領分であつたから、大勢の僧徒が憤起して、寺領

を圍んで捕縛するとは怪しからん事だ。理由があるなら寺に通知をしておいてやるがよい。むやみに亂入するとは不都合千萬だ。」といつて、軍勢に向つて散々に戰ふ。官軍は神威を恐れて退却したので、僧徒は勝に乘つて、淸盛が郎等二三人を搦め捕る。又官軍は大津の東浦を燒き拂ふ。これは叡山の領地である上に、昨日爲義を舟で、東近江へ著けたからといつて燒いたけれども、跡形もない虛說であつた。爲義は直河と云ふ所から、木工の神主のもとに隱れてゐたが、官軍が向ふと聞いて、三河三郎大夫近末と云ふ者の家に行つて、それから東國へ下らうとしたが、運が盡きたか、忽ち重病を受けて、心身ともに惱んだから、氏神八幡大菩薩にも見放されたのだといつて、家來どもも逃げてしまひ、纔に子供の外十八人計が殘つた。とやかうして馬に勞り乘せ、篗浦の方へ行つて船に乘らうとする折柄、誰とも知れず、兵が三十騎程追つかけて來て、討ち取らうとしたから、賴賢以下身命を投げ捨てゝ防戰し、追ひ散らした。其の時に殘る兵も行方が知れずなつてしまつた。それからいよ〳〵賴み少になつてしまつて、心細いばかりでなく、判官は重病で惱れるし、その上路々も自由に通れず、關々も堅く守つてゐるとの事であるから、中々東國へ下ることは出來難いといつて、又三郎大夫が家に立ち歸り、日が暮れたので、比叡山に上つて、其夜は根本中堂で一夜を明し、殊に重病をすつかり治して下さるやうにと悲しんで願をかけて、終夜祈誓をせられた。明くれば十七日、西塔の北の谷なる黑谷と人ふ所の、二十五三昧を行ふ所に行つて出家し、法名を義法

房とつけられた。月輪房の竪者の許から、墨染の衣と袈裟を奉つて、僧の姿になられる。

この爲義は十四歳にて叔父美濃前司義綱、その子美濃三郎義明を討つて、その時の勸賞に左兵衛尉に爲されけり。もとは陸奥四郎とぞ申しける。十八歳永久元年四月、淸水寺別當の事に就きて、南都の大衆朝家を恨み奉りて、國民を催し、春日の神木を先として、栗栖山まで來りたりしを、馳向つて追ひ返しき。その勸賞に左衛門尉になる。二十八歳にて檢非違使五位尉になる。日比中御門中納言家成卿に就きて、陸奥守を望み申しけるに、祖父伊豫入道賴義この受領を任じて、貞任宗任が亂に依つて、前九年の合戰ありき。八幡太郎義家又彼の國の守になりて、武衡家衡を攻むるとて、後三年の兵亂ありき。然れば猶意趣殘る國なれば、今爲義陸奥守に爲りたらましかば、定めて基衡を亡さんと云ふ志あるべきか。旁不吉の例なりとて、御赦されなかりしかば爲義然らば自餘の國守に任じて何かはせんとて、今年六十一まで終に受領もせざりけり。日頃より地下の檢非違使にてありけるが由なき新院の御謀叛に與みし奉り、年來の本望をも達せずして出家入道してけるこそ無念なれ。


【前司】前の國司。【永久】鳥羽天皇の御代の年號。【淸水寺】京都松原通淸水坂の東端にある。坂上田村

麿の創立したもので、奈良興福寺の末寺となつてゐる。【別當】諸寺の長官で一山を統轄してゐる。【國民を催し】大和の國の人民を呼び集め。【春日の神木】春日の神體に擬した木。【栗栖山】山城國久世郡【檢非違使五位尉】五位で、檢非違使尉となつたのをいふ。【受領】國司。【武衡家衡】清原氏で、鎭守府將軍武則の子である。武衡は家衡の異母兄。【意趣殘る國】遺恨の殘つて居る國。【基衡】前九年の役に賴義に誅せられた藤原經淸の孫で、陸奥出羽の押領使である。【秀不吉】何かにつけてよくない。【地下】昇殿を許されないものをいふ。【年來の本望】陸奥守となる望をいふ。

【通釋】この爲義は十四歳で叔父美濃前司義綱と其の子美濃三郎義明を討つて、其の時の恩賞によつて、左兵衛尉に爲された。もとは陸奥四郎といつた。十八歳の永久元年四月、淸水寺の別當の事によつて、奈良の僧徒等が朝廷を恨み奉つて、大和の國の人民を呼び集め、春日の神木を先に立てて、栗栖山まで押し寄せて來たのを、馳せ向つて追ひ返した。その恩賞に左衛門尉になる。二十八歳で檢非違使五位尉になる。平常から中御門中納言家成卿に就いて、陸奥守を望んだが、祖父の伊豫入道賴義がこの國の國司になると、貞任宗任の亂によつて、前九年の合戰があつた。八幡太郎義家が又その國の守となつて、武衡家衡を攻めるとて、後三年の兵亂があつた。それでその國は猶遺恨の殘つて居る國だから、今爲義が陸奥守になつたならば、きつと基衡を亡さうと考へるだらう。何かにつけてよくない事だといふので、陸奥守になるのを許されなかつたから、爲義はそれでは他の

國守になつても何にもならないといつて、今年六十一まで終に國守にならなかつた。日頃から地下の検非違使であつたが、つまらぬ新院の御謀叛に與し奉つて、年來の本望も達する事が出來ないで、出家入道したのは殘念なことである。

義法房(ぎはふばう)子供に向つて宣ひけるは「わが身が合期(がふご)したらばこそ各引き具して山林にも立ち隱れめ。我は只義朝を憑(たの)んで都へ出でんと思ふなり。さても今度の勳功に申し替へても、命ばかりは助けこそせんずらめ。但し恣(ほしいまま)に院方(ゐんがた)の大將軍を承りたれば、勅命重くして助り難からんか、それ又力なき事なり。齡既に七旬に及び、惜しむべき身に非ず。萬一かひなき命助りたらば、如何にもして汝等をも助くべし。面々は先づ如何ならん木の陰岩の間にも隱れ居て、事靜らん程を待つべし」と宣へば、爲朝聞きも敢へず「この儀然るべからず候ふ。縦令下野守殿(しもつけのかみどの)こそ親子の間なれば、助け申さんとし給ふとも、天氣よも御免し候はじ。その故は新院はまさしく主上の御兄にて渡らせ給はずや。左府又關白殿の御弟ぞかし。豈親とて罪科なからんや。義朝如何に申さるるとも、立ち難くこそ覺え侍れ。御所勞(しよらう)直りおはしまさば、只何ともして關東に赴き、今度の合戰に上り合はぬ三浦介義明、畠山莊司重能(しやうじしげよし)、小山田別當有重等を相語ひて、東八箇國を管領(くわんりやう)して暫

しもおはしますべし。若し京都より討手下らば、爲朝一方承つて、思ふ儘に合戰して、叶はずばその時死すべし。などか暫く支へざらん」と申しければ、「それは東國へ下著しての事ぞかし。落人となりぬれば、何事も思ふに叶はぬ者なれば、降參せん」と宣ひて、既に山より出で給へば、子供も泣く〳〵供しつつ、西坂本下松を下りしかば、東雲漸明け行きて、鳥の聲々告げ渡り、峯の横雲晴れければ、入道「疾く〳〵何方へも落ち行くべし」と宣ひて、都の方へ赴き給ふを、「暫く御待ち候へ、申すべき事候ふ」と、聲々に申せば、「何事にや」とて立ち歸り給へば、前後左右に立ち圍みて、泣くより外の事ぞなき。誠に只今を限にて、又逢ふべきことならねば、餘波を惜しむも理なり。

【語釋】【義法房】爲義。【合期】思ひ通りになること。【恣に】勝手に。【力なきこと】仕方のないこと【面々】皆々。【天氣】天子の思し召し。【立ち難く】申す事の通らぬをいふ。【所勞】病氣。【義明】平盛繼の子。【莊司】莊園内の雜務を分掌する職員の稱。【重能】平重弘の子。【有重】重能の弟。【管領】支配する。【下松】今の一乘寺村の邊。【東雲】曉の空。【何事にや】何事をいつて居るのだらう。【餘波】別れの意。

【通釋】義法房は子供に向つて言つたのには、「自分の身が思ひ通りになつたならば、皆の者を引きつれて、山や林の中にもかくれようが、今は仕方がない。わしは只義朝をたよつて都へ出ようと思

ふ。それで義朝も今度の功勞に申しかへても、父の命ばかりは助けるだらう。しかし勝手に院方の大將軍をお引受けしたのであるから、勅命が重くて助り難いかも知れない。それも又仕方のない事である。齡が七十にもなつて、惜しむ程の身ではない。萬一かひなき命が助かつたならば、何とかしてお前等をも助けよう。それで皆の者はまづどんな木の蔭岩の間にでも隱れて居て、事の靜になる時を待て。」と言はれると、爲朝は聞くや否や、「それはよくありません。たとへ下野守殿は親子の間であるから、お助け申さうとなさつても、天皇の思し召しでお許しはありますまい。其のわけは、新院は正しき陛下の御兄君であらせられませんか。左大臣は又は關白殿の御弟ですよ。どうして親だとて罪科をゆるす事がありますものか、兄上が如何に仰しやつても、それは通るまいと思ひます。御病氣が直られたならば、只何とかして關東の方に行き、今度の合戰に上つて來て一緒に戰はなかつた三浦介義明、畠山莊司重能、小山田別當有重等と相謀つて、東八箇國を支配して暫くおいでなさい。若し京都から討伐軍が下つたならば、爲朝が一方を引受けて、思ふままに合戰して、叶はなかつた場合にはその時に討死しませう。どうして暫くの間支へる事の出來ない事はありますものか。」といふと、「それは東國へ着いてからの話だ。落人となつたなれば、何事も思ふに任せぬものであるから、降參しよう。」と仰しやつて、旣に山から出て行かれるので、子供も泣く泣くお伴をして、西坂本の下松を下りて行くと、曉の空も明け渡つて、鳥の聲々も聞え、峰の橫雲も晴れたの

で、入道は「早くどこへでも落ちて行け。」と言はれて、都の方へ行かれるのを、暫く御待ち下さいませ。申上げる事があります。」と口々に言ふので、「何事だ。」といつて立ち歸られると、子供等は前後左右に取圍んで泣くより外の事はない。誠に只今を最後として、又逢はれる事もないから、各殘を惜しむのも尤もなことである。

入道「今度老の頭に冑を戴きて合戰を致す事、全くわが身の榮花を期するに非ず、若し打ち勝つて運を開かば、汝等を世に在らせんと思ふ爲なり。今義朝を頼みて出づるもわれ若し安穩ならば、その陰にて各をも助けばやと思ふ故なり。汝等を捨ててわれ一人助らんとや思ふらん、齢既に致仕に餘れば、身の何何の後榮をか期せん。如何ならん所にも深く隱れて侍るべし。疾く〳〵。」とて下られけるが、斯くて心强くは宣ひしかども、さすが餘波や惜しかりけん。又立ち歸りて、「頼賢よ頼仲よ、言ふべき事あり、歸れ」と宣へば、各喚ばれて立ち歸る。誠には異なることなけれども、飽かぬ別の悲しさに、又喚び下し給ひける恩愛の程こそあはれなれ。


語釋　【入道】爲義【わが身の榮花を期するにあらず】自分の榮華上達を望んでの事ではない。【致仕】七十歳の事。禮記に「大夫七十而致レ事」とある。又退隱することにもいふ。【後榮】將來の繁榮。【異る事なけれども】

別に言ふべき事はないけれども。【飽かぬ別の悲さに】思ひ切れぬ別の悲しいので。【恩愛】親子の情愛。

通釋 爲義は「此度年をとつた頭に胄を戴いて合戰をしたのは、全く自分の榮華上達を望んでのことでない。若し戰に勝つて運を開いたならば、お前等を出世させようと思つたからである。今義朝を頼つて京へ出るのも、自分が若し助かつたならば、其の餘力でお前等をも助けたいと思ふからである。お前等を捨てておいて、わし一人が助からうと思つてゐると思ふかも知れないが、齢は既に七十に餘つてゐるので、自分の身がどれ程の後榮を得ることを期待するものか。それでどこへでも深く隱れて居れ。はやう〳〵。」と言つて下られたが、こんなに心強く言はれたけれども、さすが名殘は惜しかつたのであらう。又立ち歸つて、「頼賢よ、頼仲よ。言ふことがある。歸れ」と言ふと又喚ばれて立ち歸る。實は別に言ふべき事はないけれども、思ひ切れぬ別の悲しさに、又喚び下された親子の情愛こそはあはれである。

斯くの如く互に別れを慕へども、さてあるべきにも非ざれば、面々は散り〳〵にこそ別れ行く、落つる涙に道昏れて、行く先更に冥々なり。悲しきかな、人界に生を受けながら、鳥にあらねども四鳥の別を致し、あはれなるかな、廣劫の契空しくして、魚にはなけれども釣魚の恨を含む。涙欄干として魂飛揚すと見えて、あはれなりし有樣な

り。子供は小原、靜原、芹生の里、鞍馬の奥貴舟の方樣へ、思ひ〳〵に落ち行けば、深山隱の秋の空、露も時雨も爭ひて、わが袖の涙も更に眞柴取る、山路の奥を辿りつゝ、人里遠く分け入れば、峯の巴猿一度叫び、行人の裳を濕せば、谷の牡鹿の妻戀に、旅客の夢も覺めぬべし。さて入道は賀茂河を渡り、糺の森より雜色花澤を義朝の許へ遣はして、これまで遁れ來れる由を申されければ、左馬頭夜に入つて輿を奉り、竊に判官殿を迎へ取り給ひけり。


【道昏れて】道が見えなくなる。【冥々】暗いこと。【人界】人間界。【四鳥の別】親子の悲しい別をいふ。孔子家語に「桓山之鳥生二四子一焉。羽翼既成、將レ分二手四海一、其母悲鳴而送レ之。哀聲有レ似レ於レ此」とある故事。【廣劫】多くの年月。劫は梵語で、非常に長い時期をいふ。【釣魚の恨】魚が親子兄弟一所に集つてゐたのに、人に釣り上げられて各別々になるやうな恨。【欄干】涙の盛に落ちる有樣。【小原】山城國愛宕郡にある。大原ともかく。【靜原】大原村の西にある。【芹生の里】小原と靜原との間。【鞍馬】京都の北、鞍馬村。【貴船】僧正が谷より北へ二十五町許の處に貴船村がある。【深山隱】深山の奥深い所。【露も時雨も爭ひて】露も時雨も爭ひ落ちて袖をぬらし。【眞柴取る】眞柴は柴と同じい。增すといふ語にかけてある。【巴猿】猿のこと。支那の巴蜀の地には非常に猿が多いから巴猿といふ。和漢朗詠集に「胡雁一聲秋破二商客之夢一、巴猿三叫曉霑二行人之裳一」とある。【糺の森】京都下鴨にある。

【通釋】こんなにして互に別を惜しんだけれども、いつまでもかうしてゐられないから、面々は散り〳〵になつて別れて行くのである。落ちる涙に道も見えなくなり、行く先も暗くて全く見えない。悲しいかな。人間界に生れながら、鳥でなくて四鳥の別を爲し、あはれなるかな、長い間の親子の契も何のかひなく、魚でないけれども、釣魚の恨を抱くのである。涙ははら〳〵と止みなく流れ、魂もとびちるかと見えて、哀な有様である。子供は小原、靜原、芹生の里や、鞍馬の奥貴舟の方向へ、思ひ〳〵に落ちて行くと、深山の奥の秋の空よりは、露も時雨も爭ひ落ちて袖をぬらすが、吾が涙はなほもこれにいや增し、眞柴取る山路の奥をたどりながら、人里遠く分け入れば、峯の猿は一聲叫び、草葉の露は旅人の衣の裾を濕し、谷の牡鹿の妻戀ふ聲をきくにつけても、哀愁の念いよ〳〵起つて、落人の夢も結ばれぬことであらう。さて入道は賀茂河を渡つて、糺の森から下部の花澤といふ者を義朝のもとへ遣して、これまで逃げて來た事をいつてやつたから、義朝は夜に入つて輿を奉り、竊に判官殿を迎へ取つたのである。

謀反人誅せらるゝ事

さる程に平馬助（へいまのすけ）忠正は淨土谷（じやうどだに）と云ふ所にて出家して、深く隱れて在りけるが、爲義入

道も降參したりとや聞きてける、子供四人相具して、竊に甥の播磨守を憑みてぞ來りける。左衞門大夫正弘、その子右衞門大夫家弘、その子文章生安弘、次男右兵衞尉賴弘、三男光弘以上五人、藏人判官義康搦め捕りて、即ち大江山にてこれを斬る。家弘が弟大炊助度弘をば、和泉左衞門尉信兼承つて、六條河原にて斬つてけり。平馬助忠正嫡子新院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三男左大臣勾當正綱、四男平九郎通正五人をば、清盛朝臣承つて、申の刻計に六條河原にてこれを斬る。平馬助をば、その時の別當花山院中納言忠雅と同名惡しかりなんとて、忠員と改名せられてけり。この忠員と申すは、桓武天皇十一代の御末、平將軍貞盛が六代の孫讃岐守正盛が次男なり。この人軍散じて後、出家入道して深く隱れて在りけるが、淸盛を憑みて行きたらんに、さりとも命ばかりは助けぬことはよもあらじと思ひて、降參せられたりけり。誠に助けんと思はゞ、さこそあるべきに、叔父甥内々不快なる上、われ忠正を斬りたらば、定めて義朝に父を斬らせらるべし。縱令宥恕の儀ありとも、この旨を以て支へ申さんと、腹黑に思はれけるこそ恐しけれ。


【淨土谷】比叡山にある。【播磨守】清盛。【文章生】大學寮で、大學頭が監督して、史記、漢書の中か

ら、五條と試問し、三條以上答へたものを擬文章生とし、これに式部の大、少輔が問題を出して詩を作らしめて、文章博士と成績を調査して及第せしめたものを文章生といふ。【大江山】山城國乙訓郡にある。【左大臣勾當】左大臣家。【頼長】の侍所の職員で、別當に次いで事務を執るもの。【申の刻】午後四時から五時頃。【別當】檢非違使の別當をいふ。別當は檢非違使廳の長官。【忠雅】權中納言藤原忠宗の子。【さこそあるべきに】命だけは助けられないこともあるまいに。【不快】不和。【宥恕の儀】赦すといふ御沙汰。【その旨】自分が叔父を斬つたといふこと。【腹黒】心のねぢけること。

通釋 さて平馬助忠正は淨土谷といふ所で出家して、深く隱れて居たのであるが、爲義入道も降參をしたと聞いたのか、子供四人を引連れて竊に甥の播磨守を憑んで來た。左衛門大夫正弘、其の子右衛門大夫家弘、その子文章生安弘、次男右兵衛尉頼弘、三男光弘以上五人を藏人判官義康が捕縛して、直に大江山でこれを斬る。家弘の弟大炊助度弘をば、和泉左衛門尉信兼が命を受けて、六條河原で斬つた。平馬助忠正、嫡子新院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三男左大臣勾當正綱、四男平九郎通正、この五人をば、清盛が命を受けて、申の刻頃に六條河原でこれを斬る。平馬助は、その時の別當花山院中納言忠雅と同名で、それを斬つたやうでよくあるまいといつて、忠員と改名せられた。この忠員といふのは、桓武天皇十一代の後胤、平將軍貞盛が六代の孫で、讃岐守正盛の次男である。彼は軍勢が散つて後に、出家入道して深く隱れてゐたが、清盛をたのんで行つたなら

ば、何にしても命ばかりは助けない事はよもやあるまいと思つて、降參して出たのである。誠に助けようと思つたならば、命だけは助けられない事もあるまいのに、叔父甥の間が內々不和であつた上に清盛は自分が忠正を斬つたならば、きつと義朝に父を斬らせられるであらう。縱令赦すといふ御沙汰があつても、この理由を以て抗議しようと、ねぢけ心に思はれたのは恐しい事である。

爲義最期の事

さる程に爲義法師が首を刎ぬべき由、左馬頭に宣下せられければ、宥め置くべき旨樣々に兩度まで奏聞せられけれども、主上逆鱗ありて、清盛既に叔父を誅す、何ぞ緩怠せしめん。甥は猶子の如しと云へり。叔父豈父に異ならんや、速に誅戮すべし。若し猶違背せしめば、清盛以下の武士に仰せ附けらるべき由勅定重かりしかば、力なく淚を抑へて、鎌田次郎に宣ひけるは、「綸言此の如し。これに依つて判官殿を討ち奉らば五逆罪のその一を犯すべし。罪に恐れて宣旨を肯かば、忽ちに違勅の者となりぬべし。如何すべき」とありしかば、正清畏つて申すに、「恐れ候へども愚なる事を御諚候ふものかな。私の合戰に討ち奉らせ給はんこそその罪も候はんずれ。その上觀經には劫初より

以來（このかた）、父を殺す惡王一萬八千人なりと雖、未だ母を殺す者なしと說かれて候。それは諸（もろ〳〵）の惡王國位を奪はんとての爲なり。これは朝敵となり給へば、終には遁るまじき御身なり。縱令御承（うけたまはり）にて候はずとも、時日を廻らすべき御命ならぬに取りては、御方に侍はせ給ひながら、人手に懸けて御覽候はんより、同じくは御手に懸けまゐらさせ給ひて、後の御孝養（けうやう）をこそ能く能くせさせ給はんずれ。何か苦しく候ふべき」と申せば、「さらば汝計へ」とて、泣く泣く內に入り給ふ。

語釋　【宣下】詔の下つたこと。【左馬頭】義朝。【宥め置くべき旨】御赦し下されたい旨。【緩怠】怠つて延引する。【甥は猶子の如し】禮記に「兄弟之子猶ㇾ子」とある。【綸言】天子の詔。【これに依つて】勅命によつて。【五逆罪】父を殺す。母を殺す。阿羅漢。（煩惱をたち、槃涅をさとつたもの）を殺す。和合の僧（衆僧の和合して佛事を修めるもの）。を殺す　佛身から血を出す。この五つをいふ。【觀經】觀無量壽經。【却初】却は時で、世界の初。【時日を廻らすべき御命ならぬに】長く生きて居られる事は出來ない御命。これは義朝が斬らなければ、淸盛などに命じて斬らせようと勅定があつたからである。【御孝養】御供養。

通釋　さて爲義の首を斬れとの勅が左馬頭に下つたから、御赦し下されたい旨を、いろ〳〵と兩度まで奏上したけれども、天皇はお腹立で、淸盛は既に叔父を斬つた。何んでお前だけに怠つて延

引するのを許してよいものか。甥は猶子と同じだと古書にも云つてある。だから叔父だつて父と同様でないか、速に斬れ、若し此上違背さす様だと、清盛以下の武士に言ひつけるとの嚴重な勅命であつたから、義朝も仕方なく涙を抑へて、鎌田次郎に言はれるには「勅命はこの通りだ。この勅命によつて判官殿を討つたならば、五逆の罪のその一を犯す事になるだらう。罪に恐れて勅命に背いたならば、忽ちに違勅の者となるだらう。どうしたらよいか。」とあつたから、正清が畏つて言ふには「恐れ入つた事ではありますが、愚かな事を仰しやるものでありますねえ。私事の合戰に於て討ち奉つたなら、其の罪もありませうが、此度はそれと違ひます。其の上觀無量壽經には世界の初めから今まで、父を殺す惡王は一萬八千人もあるが未だ母を殺す者はないと說かれてあります。それは多くの惡王は國位を奪はんが爲であります。こんなに父殺しの例はあることで、それに御父上は朝敵となられたから、遁れる事の出來ない御體であります。縱令御引受けなされずとも、長く生きて居られる事は出來ますまいから、折角此方にいらつしやるのに、他人の手にかけて斬られるのを御覽になるよりは、同じことなら、御手にかけられて、後の御供養をよくよくして上げるのがよいのでありませう。さうすれば何の惡い事がありますものか。」といふと、「それならお前がよい樣に取計らへ。」と言つて泣く泣く内へ入られる。

郎ち鎌田、入道の方に參り「當時都には平氏の輩権威を執つて、頭殿は石の中の蛛と

やらんの様にておはしませば、東國へ下らせ給ひ候ふなり。判官殿は先立て奉らんとて、御迎にまゐらせられて候ふ。」とて、車差し寄せたれば、「されば今一度八幡へ參りて御暇乞申すべかりしものを。」とて、南の方を伏し拜みて、やがて車に乘り給ふ。七條朱雀に白木の輿を舁き据ゑたり。これは輿より乘り移り給はん處を、討ち奉らん支度なり。その時秦野次郎延景、鎌田に向つて申しけるは、「御邊の計ひ誤れり。人の身には一期の終を以て一大事とせり。それを闇々と殺し奉らんこと情なく侍り。只有の儘に知らせ奉りて、最後の御念佛をも勸め申し、又は仰せ置かるべき御事も、などか無かるべき」と云へば、正清「尤然るべし。物を思はせまゐらせじと存じて、かやうに計ひたれども、誠にわが誤なり」と申しければ、延景參りて、「誠に關東御下向にては候はず、頭殿宣旨を承つて、正清太刀取にて、失ひまゐらすべきにて候ふ。再三歎き御申し候ひしかども、勅定重く候ふ間、力なく申し附けられ候ふ。心閑に御念佛候ふべし」と申したりしかば、「口惜しき事かな、爲義程の者を騙らずとも討たせよかし。縱令綸言重くして、助くることこそ叶はずとも、など有の儘には知らせぬぞ。又誠に助けんと思はば、わが身に替へてもなどか申し宥めざるべき。義朝が入道を憑みて來たらんをば、爲義が

命に替へても助けてん。されば諸佛念衆生、衆生不念佛、父母常念子、子不念父母と說かれたれば、親の樣に子は思はぬ習なれば、義朝一人が罪に非ず。只恨しさは、この事を始よりなど知らせぬぞ」とて、念佛百遍計唱へつゝ、更に命を惜しむ氣色もなく「程經ば定めて爲義が首斬る見んとて、雜人なども立ち込むべし、疾く〳〵斬れ。」と宣へば、鎌田次郎太刀を拔いて後へ廻りけるが、相傳の主の首斬らんこと心憂くて、涙に昏れて太刀の當て所も覺えねば、持ちたる太刀を人を與ふ。その時願諸同法者、臨終正念佛、見彌陀來迎、往生安樂國と唱へて、終に斬られ給ひけり。

語釋　【入道】爲義。【頭殿】左馬頭殿の意で、義朝のこと【石の中の蛛】身の自由にならぬのをいふ。【白木の輿】削つたままで、色をつけない木で造つた輿。【一期】一生。【闇々と】むざ〳〵と。【仰せ置かるべき御事】御遺言。【物を思はせ參らせじ】御心勞をおさせ申すまい。【太刀取り】首斬り役。【再三歎き御申し】二度も三度も罪をゆるされるやう願はれる。【爲義程の者】爲義程の强い者。【騙らず】だまさず。【諸佛念衆生云々】諸佛は衆生を思ふけれども、衆生は諸佛を思はず、親は子を思ふけれども、子は親を思はないといふ意。【雜人】卑しい俗人。【相傳の主】代々の主人。【願諸同法者云々】誰でも佛道を信ずる者は、終に臨んで正しく佛を念ぜよ。然らは阿彌陀如來は來り迎へて、安樂淨土に往生を遂げしめられるであらう。

通釋　そこで鎌田は爲義の所に行つて「只今都に於ては平家の人々が權力を振つて、左馬頭殿は

石の中の蜘蛛ともいふべき有樣でありますから、東國へ下らせられるのであります。あなた樣をお先立て申さうといふので、御迎に私をおつかはしになりました。」といつて車をさし寄せると、「それなら今一度八幡へ參拜して、お暇乞をするのだつたのに。」といつて、南の方を伏し拜み、やがて車に乘られる。七條朱雀に白木の輿を据ゑてあつた。これは輿から乘り移られる處を、討ち奉る爲の支度である。その時秦野次郎延景が鎌田に向つて言ふには、「君のやり方は間違つてゐる。人間は一生の終る時が最大切な場合である。それをむざ〳〵と殺し奉るとは情ない事だ。たゞありのままにお知らせ申し、最後の御念佛もお勸めして、又御遺言もあらうからお聞きしてからにすべきだ。」といふと、正淸は「それはその通りだ。御心勞をおさせ申すまいと思つて、こんな取計をしたけれども、誠に僕の誤だつた。」と言つたから、延景が行つて、「實は關東へ御下向なさるのではありません。頭殿は勅命を蒙つて、正淸が首斬り役でお斬り申す筈であります。再三罪をゆるされるやう願はれましたけれども、勅命が嚴しう御座いますから、仕方なくお引受けしたのであります。心靜に御念佛をなさいませ。」といつたので、爲義は「情ない事だ。爲義程の强い者をだまさずとも討つたがよい。縱令勅命が重くて、助ける事が出來なくても、何故有りのままに言はんのだ。又誠に助けんと思ふならば、自分の命にかへても何故助命を願はないのか。義朝がわしを賴つて來た場合には、わしは、命にかへても助けてやるだらう。それで諸佛は衆生を思ふけれども、衆生は諸佛を思はず

ず、親は常に子を思ふけれども、子は親を思はないと説かれてあるので、親の思ふ程に子は思はないならはしであるから、義朝一人の罪でもない。只恨しいのは、この事を始めから何故知らせないのかといふ事だ。」といつて、念佛を百遍程唱へて、少しも命を惜しむ樣子もなく、「時が立つときつと爲義の首を斬るのを見ようと思つて、卑しい俗人どもが立ち込む事だらう、はやく斬れ。」と言はれるので、鎌田次郎は太刀を拔いて後へ廻つたが、代々の主人の首を斬る事の情なくて、涙に目もくらんで、太刀を當てる所もわからなく、持つた太刀を人に渡す。その時願諸同法者、臨終正念佛、見彌陀來迎。往生安樂國と唱へて終に斬られた。

首實檢の後、義朝に賜りて孝養すべき由仰せ下されければ、正清これを請け取りて、圓覺寺に納め、墓を建て壇を築き、卒都婆などを造立せられて、樣々の孝養をぞ致されける。この爲義は妾多かりければ、腹々に男女の子供二十二人ぞありける。或は熊野別當の婦になし、或は住吉の神主に養はせなどして、此處彼處にぞ置きける。昨日官使能景に仰せて、多田藏人大夫賴憲が正親町富小路の家を追捕せられけるに、賴憲が郎等四五人未だ家に在りしかば、命を惜しまず散々に戰ひける間、能景が兵多く討たれ、疵を被つて引き退く。その間に屋に火をかけ、煙の中にて皆自害してけり。今日二十九

日、源平七十餘人首を斬られけるこそあさましけれ。

語釋 【卒都婆】梵語。高顯の義で、方墳とも譯する。死者の骨を埋めた所のしるしに立てたものであるが、後世は木を削つて法文法名等を書いて墓の側に立てるものをいふ。【官使】朝廷の御使。

通釋 首實檢がすんだ後、義朝に賜つて、後を弔つてやれとの事であつたから、正淸はこれを受取つて圓覺寺に葬り、墓を建て壇を築き、卒都婆などを造つて立て、樣々の弔をせられた。この爲義は妾が多かつたから、それぞれの妾の腹に男女の子供が二十二人あつた。或は熊野別當の妻になし、或は住吉の神主に養はせなどして、此處彼處に置いてあつた。昨日朝廷の御使なる能景に仰付けて、多田藏人大夫賴憲の正親町富小路にある家を追捕させられたが、賴憲の家來が四五人未だ家に居つたので、命も惜しまず散々に戰つたから、能景の兵は多く討たれ、疵を受けて退却する。その間に家に火をかけて、家來どもは煙の中で皆自殺してしまつた。今日二十九日には源平七十餘人が首を斬られたのは氣の毒な事であつた。

中院右大臣雅定入道、大宮大納言伊通卿、東宮大夫宗能卿、左大辨宰相顯時卿など申されけるは、昔嵯峨天皇の御時、右兵衞督仲成を誅せられしより以來、久しく死罪を停めらる。依つて一條院の御宇長德に、內大臣伊周公並に中納言隆家卿、花山院を射奉りしかば、罪既に斬刑に當る由、法家の輩勘へ申ししかども、死罪一等を減じて、遠流の罪

に宥めらる。今改めて死刑を行はるべきに非ず。就中故院御中陰なり、旁宥められば宜しかるべき由各申されけれども、少納言入道信西内々申しけるは、「この儀然るべからず。多くの兇徒を諸國へ分け遣はされば、定めて猶兵亂の基たるべし。その上非常の斷は人主專らにせよと云ふ文あり。世の中に常に有らざる事は、人主の命に從ふと見えたり。若し重ねて曲事出で來りなば、後悔何の益あらん」と申しければ、皆斬らにけり。誠に國に死罪を行へば、海內に謀叛の者絶えずとこそ申すに、多くの人を誅せらるるこそあさましけれ。まさしく弘仁元年に仲成を誅せられてより、帝王二十六代、年紀三百四十七年、絶えたる死刑を申し行ひけるこそうたてけれ。

語釋　【仲成】藤原種繼の子で、平城上皇の重祚を謀られた時、謀主となり遂に誅せられた。これから後死刑は久しく止められてゐた。【內大臣】太政官の官人で、職掌は左右大臣に同じい。兩大臣不參の時は、代つて政務儀式を執行する。【長德】一條天皇の御代の年號。【花山院を射奉りし】太政大臣藤原爲光の女達が、鷹司に住んで居たが、內大臣伊周は其の三の君に通つてゐた。然るに花山院も其の四の君に通つて居られたが、伊周はその事を知らず、必ず三の君に通つて居られるだらうと推量して、弟隆家と謀つて、或夜花山院が鷹司殿より御馬で歸られるのを、おどし奉らうと思つて、途中にまちうけて矢を放つたが、誤つて院の御袖を射たのである。伊周は關白道隆の子である。【法家】法律を司る家で、坂上、中原二氏がその家であつた。【勘へ申し】法律

に當てはめて判斷する。【遠流】流罪に罪の輕重によつて、遠近中の別があつて、これを三流といつた。延喜式によると、遠流は安房、常陸、佐渡、隱岐、土佐で、中流は信濃、伊豫、近流は越前、安藝に配するのをいふ。後には多少變遷があつて、配流の地も必ずしも上の土地に限らなかつた。【宥めらる】減刑せられる。【故院】鳥羽院。【中陰】人が死して未だ未來の生を受けざる四十九日間をいふ。【非常の斷は人主專らにせよ】非常の事が出來た時は、天子は自由に判決せよ。【曲事】よくない事。【うたてけれ】ひどいことである。

通釋　中院右大臣雅定入道、大宮大納言伊通卿、東宮大夫宗能卿、右大辨宰相顯時卿などが申されたのには、昔嵯峨天皇の御時、右兵衞督仲成を誅せられてこの方、久しく死罪を行ふことを停められてゐる。よつて一條天皇の御代、長德年間に、內大臣伊周公及弟の中納言隆家卿が花山天皇を射奉つたので、罪は當然斬刑に處すべきだと、法家の人々が判決を下したけれども、死一等を減じて、遠流の罪に減刑せられた。今改めて死刑を行はるべきでない。殊に故鳥羽院の御中陰であるし、かたぐ\減刑せられるのがよからうと各が申されたけれども、少納言信西が內々奏上して「これはよろしくありません。多くの惡者どもを諸國へ分け遣はされたならば、きつと又兵亂の基をつくりませう。その上非常の事が出來た時には、天子は自由に判決せよといふ本文もありますので、異變の場合には、君の命に從ふことになつてゐるやうであります。若し重ねてよくない事が出來たならば、後悔したとて何の役にもたちません。」と申したから、皆斬られてしまつた。誠に國に死罪

を行ふと、海内に謀叛をする者が絶えないといふのに、多くの人を誅せられたのは情ない事である。丁度弘仁元年に仲成を誅せられてから、天皇は二十六代、年紀三百四十七年間絶えてゐた死刑をお勸めして行つたのはひどいことである。

中にも義朝に父を斬らせられし事、前代未聞の儀に非ずや。且は朝家の御誤、且はその身の不覺なり。背き難き勅命に依つてこれを誅せば、忠とやせん信とやせん。若し忠なりと云はゞ「忠臣は孝子の門に求む」と云へり。若し又信と云はゞ「信をば義に近くせよ」と云へり。義を背いて何ぞ忠信に從はん。さらば本文に曰はく「君は至つて尊けれども、至つて親しからず。母は至つて親しけれども、至つて尊からず。父のみ尊親の義を兼ねたり」と。知りぬ、母よりも尊く君よりも親しきは只父なり、如何ぞこれを殺さんや。孝をば父に資り忠をば君に資る。若し忠を面にして父を殺さんは、不孝の大逆不義の至極なり。されば「百行の中には、孝行を以て先とす」と云ふ。又「三千の刑は不孝より大なるはなし」と云へり。その上大賢の孟、喩を取つて曰はく「虞舜の天子たりし時、その父瞽瞍人を殺害する事あらんに、時の大理なれば皐陶これを捕へて、罪を奏せん時、舜は如何し給ふべき。孝行無雙なるを以て天下を保てり。政道正直なるを舜の

徳と云ふ。然るにまさしく大犯を致せる者を父とて助けば、政道を穢(けが)さん。天下はこれ一人の天下に非ず。若し政道を正しくして刑を行はゞ、又忽ちに孝行の道に背(そむ)かん。明王は孝を以て天下を治む。然れば只父を負(お)ひて位を捨て去らまし」とぞ判じける。況や義朝の身に於てをや。誠に助けんと思はんに、などかその道なかるべき。恩給に申し替ふるとも、縦令わが身を捨つるとも、爭(いか)でかこれを救はざらん。他人に仰せ附けられんには力なき次第なり。誠に義に背けるゆゑにや、無雙の大忠なりしかども、異る勸賞(けんじやう)もなく、結句(けつく)幾程なくして身を亡しけるこそあさましけれ。

【朝家】朝廷。【不覺】過失。【忠臣は孝子の門に求む】忠孝は皆至誠から出るものであるから、忠臣を得んとすれば孝子の門に求めるといふのである。後漢書韋彪傳に、孔子の語として、「求ニ忠臣一、必于ニ孝子之門一。」とある。【信をば義に近くせよ】信をば義に違はないやうにせよといふのである。論語學而篇に「有子曰、信近ニ於義一、言可レ復也」とある。意は約した言が義に違はない場合に始めて之を履行することが出來るといふのである。【本文に曰はく】本文は孝經を言ひ、「子曰、資ニ於事一レ父、以事レ母其愛同、資ニ於事一レ父、以事レ君其敬同、故母取ニ其愛一、而君取ニ其敬一。兼レ之者父也」とある。【尊親の義を兼ぬ】至つて尊いと、至つて親しいとを兼ねる。【孝をば父に資り云々】父に對して孝となつてあらはれるものは、君に對しては忠としてあらはれるといふ意。【百行の中】孝經の句。【三千の刑】孝經の句。【大賢の孟】大賢人の孟子。【虞舜】虞は姓で舜は名。支那古代の

聖天子。【大理】裁判を掌る官。【明王は云々】孝經の語。【位を去らまし】位をすてて逃げ去るだらう。【恩給】恩賞に同じい。【勸賞】功を賞して官など授けること。

通釋　中でも義朝に父を斬らせた事は、昔からまだ聞かない事ではないか。一方朝廷の御誤であり、一方では其の身の過失である。勅命にそむく事が出來ないで父を誅したとするならば、忠とすべきであらうか、信とすべきであらうか。若し忠であるとするならば、「忠臣は孝子の門に求む。」といつてある。又信であるといふならば、「信をば義に違はないやうにせよ。」といつてある。義に背いてどうして忠信に從つてよいものか。故に孝經にも云つてある。「君は至つて尊いけれども、至つて親しくはない。母は至つて親しいけれども、至つて尊くはない。父ばかりは尊と親とを兼ねたものだ。」と。これでもわかる、母よりも尊く君よりも親しいのは只父である。どうしてこれを殺してよいものか。父に對して孝となつてあらはれるものは、君に對しては忠としてあらはれるものだ。それを若し忠といふ假面をかぶつて父を殺すに於ては、大逆不義の極端である。故に「すべての行の中で孝行を以て第一とする」といふ。又「三千もある刑罰の中で、不孝より重い罪はない。」といつてある。その上大賢人孟子が例をあげていつてあるのに、「虞舜が天子であつた時、その父の瞽瞍が人を殺したとする。當時の大理であるから皐陶がこれを捕縛して、其の罪を如何取計らはうかと奏上した時、舜はどうせられるだらう。舜は孝行無雙といふので、其の德に人が服して天下の主とな

つてゐる。又政道の正しいのを以て舜の德とするのである。然るに大犯をやつた者を父だといつて助けたならば、政道を紊す事になるだらう。天下は天下の天下であつて、舜一人の天下ではない。が若し政道を正しくする爲に刑罰を行つたならば、又忽ちに孝行の道にそむくだらう。明王は孝を以て天下を治めるとある。然らば此場合舜は只父を負うて位を捨てて逃げ去るだらう。」と批判してゐる。況んや義朝の身に於ては尙更である。誠に助けようと思つたならば、どうして其の道のない事があらう。恩賞に代へてお願ひしても、縱令我が身を捨ててしまつても、何故父を救はないのか、他人に仰せつけられた場合には仕方のない事である。義朝はげに義に叛いた爲だらうか、無双の忠義をあらはしたけれども、さしたる行賞もなく、結局幾程もなくて身を亡したのはまことにあさましい事である。

義朝弟共誅せらるゝ事

さる程に左馬頭に重ねて宣旨下りけるは、「汝が弟共皆尋ね出しまゐらすべし。殊に爲朝とやらんは、鳳輦に矢を放さんなど申しける奇怪の者なり、搦め捕りて誅すべし」となり。義朝畏つて方々へ兵を差し遣はして尋ねられければ、此所彼所より尋ね出してけ

り。爲朝は敵寄すると見ければ、何地ともなく失せにけり。四郎左衛門頼賢、掃部助頼仲六郎爲宗、七郎爲成、九郎爲仲以上五人の人々、都へは入るべからずと仰せ下されければ、直に船岡山へ率て行きける。五人ながら馬より下りて並み居たり。最後の水を與ふるに、各疊紙にてこれを受けける中に、掃部助頼仲この水を取つて、唇を押し拭ひて申けるは「われ幼少よりして人の首を斬ること數多し。さやうの罪の報にや、今日既にわが身の上になりにけり。兄にておはしませば、左衛門尉殿こそ先立たせ給ひて、御供仕るべけれども、軍門に君の命なく戰場に兄の禮なしと申せば、死を先にする道强いて禮を守らざるにや。その上存ずる仔細候ふ。日比皇后宮の御内に申し通はす女あり、夜前も來つて見參すべき由申し侍りしを、叶ふまじき由心强く申して返し候ひき。定めて只今も尋ね來らんと覺え侍り。最後の有樣を見えても詮なし、又不覺の涙の先立たんも本意なく思ひ侍れば、先立ち申し候ふ。六道の衢にて必ず參會奉るべく候ふ」とて、直垂の紐を解きて、頸を延べてぞ斬られける。その後四人ながら斬られけり。皆能くぞ見えたりける。次の日陣頭へ持たせて參る。左衛門尉信忠これを實檢す。獄門には懸けられず、穀倉院の南なる池の端へぞ捨てられける。これは故院の御中陰たる故とぞ皆人申

しける。

【鳳輦】天子の御乘物。上に鳳凰のかざりがある。【奇怪の者】怪しく不都合な者。【船岡山】愛宕郡。紫野の西。【疊紙】疊んで懷などに入れて居る紙。鼻紙又は歌をかく料紙などに用ゐる。【軍門に君の命なく】戰場に於ては大將の命を重んじて、天子の命をも奉じないことがある。【戰場に兄の禮なし】戰場に於ては兄弟先後の禮を守る必要はない。【死を先にする道】兄より先に死ぬること。【禮を守らざるにや】禮を守らなくてもよいだらうの意。【夜前】昨夜。【見參すべき由】面會したい由。【見えても】見せても。【不覺の涙】思はず知らず流れる涙。【六道の衢】六道は地獄、餓鬼、畜生、阿修羅、人間、天上、の六をいひ、人は生前の業によつて死後この六道中の何れかへ行くといふ佛家の說である。その道の分岐する所を衢といふ。【昔能く】未練の振舞なく立派に。【獄門】獄屋の門前。【穀倉院】諸國の調錢、米穀などを納めおく倉。大内裡内、大學寮の西にある。

　さて義朝に重ねて勅命が下つたのには、「お前の弟等を皆尋ね出して差し出せ。殊に爲朝とかいふのは、天子の御乘物に矢を放たうなどと申した怪しく不都合な奴だ、捕縛して斬つてしまへ。」とある。義朝は畏つて方々へ兵を遣して尋ねたので、此所彼所から尋ね出して來た。爲朝は敵が押し寄せると見たので、何地ともなく逃げ失せた。四郎左衛門賴賢、掃部助賴仲、六郎爲宗、七郎爲成、九郎爲仲、以上五人の人々は穢れたる罪人だ、都へ入れてはならないと仰せられたから、直に船岡山へ引きつれて行つた。五人ながら馬から下りて並んで居た。最後の水を與へる場合に、各

懐紙でこれを受けた其の中で、掃部助賴仲はこの水を取つて、唇を押し拭つて言つたのには「私は幼少の時からして人の首を斬る事は數多度でありました。そんな罪の報でせうか、今は既に自分の身の上に廻つて來ました。兄さんであらせられるから、左衞門尉殿に先を讓つて、後から御供をするのが當然でありますけれども、戰場に於ては大將の命を重んじて、天子の命をも奉じない事があるし、又戰場では兄弟先後の禮を守る必要はないといふ事だから、兄上より先に死する場合、禮を守らなくてもよいでせう。その上少しわけがあります。平常から皇后宮の御内に契つた女がありました。昨夜も來て面會したい由を言つたのを、出來ないと申して無情にも返しました。定めて今にも尋ねて來るだらうと思はれます。最後の有樣を見せてもつまらないし、又不覺の涙の先立つのも殘念に思はれますから、お先へまゐります。」といつて直垂の紐を解いて頸を延べて斬られた。其後四人ながら斬られた。皆立派であつた。次の日に陣頭に持たせ、左衞門尉信忠がこれを實檢する。獄屋の門前に首をさらすことをしないで、穀倉院の南にある池の端へ捨てられた。これは故鳥羽院の御中陰であるからだと皆人が言つた。

義朝幼少の弟悉く誅せらるゝ事

さる程に內裏より卽ち義朝を召され、藏人右少辨資長朝臣を以て仰せ下されけるは、

「汝が弟共の未だ多くあるなるを、縦令幼くとも女子の外は、皆尋ねて失ふべしと」なり。宿所に歸つて秦野次郎を召して宣ひけるは、「餘に不便なれども、勅定なれば力なし。母か乳母か懷きて山林に逃げ隱れたらんは如何せん。六條堀河の宿所に在る當腹の四人をば賺し出して、相構へて道の程わびしめずして、舟岡にて失へ」とぞ聞えける。延景難儀の御使かなと心憂く思へども、主命なれば力なし、涙を袖に收めつゝ、泣く泣く輿を舁かせて彼の宿所へぞ赴きける。母上は折節物詣の間なり。君達は皆おはしけり。兄をば乙若とて十三、次は龜若とて十一、鶴若は九つ、天王は七つなり。この人々延景を見附けて嬉しげにこそありけれ。秦野次郎「入道殿の御使に參つて候ふ。殿は十七日に比叡山にて御樣を替へさせ給ひて、頭殿の御許へ入らせ給ひしを、世間も未だ愼ましとて、北山雲林院と申す所に、忍びて渡らせ給ひ候ふが、君達の御事覺束なく思し召し候ふ間、御見參に入れ奉らん爲に、具し奉つて參らんとて、御迎に參つて候ふ」と申せば出で合ひて、「誠に樣替へておはしますとは聞きたれども、軍の後は未だ御姿を見奉らねば、誰々も皆戀しくこそ思ひ侍れ」とて、我先にと輿に爭ひ乘られけるこそ哀なれ。これは冥途の使とも知らずして、各輿共に向ひつゝ「急げや急げ」と進めける。羊

の歩み近附くを知らざりけるこそはかなけれ。

【語釋】【六條堀河】爲義の宿所。【當腹】今の本妻の腹に生れた人。【相構へて】注意して。【わびしめず】嘆き悲しましめず。【物詣】神社、寺院などへ參詣すること。ここは八幡へ參詣せられたのをいふ。【入道殿】爲義。【殿】爲義。【御樣を替へさせ】出家せられること。【頭殿】義朝。【愼まし】愼しんで居らねばならぬ意。【雲林院】寺名。大德寺の南、船岡の東。【具し奉つて】お連れ申して。【羊の歩】死所に近づくのをいふ。摩耶經の偈に「如二屠所羊就二于屠處一、步々近二死地一、人命亦如レ是」とある。

【通釋】　さて宮中から直に義朝を召されて、藏人右少辨資長朝臣を使として仰せ下されたのには、「汝が弟共の未だ澤山あるのであるが、縱令幼くても女の子以外の者は、皆尋ねて殺してしまへ。」とあつた。義朝は宿所に歸つて秦野次郎を召して言はれたのには「あまりに哀であるけれども、勅命であるから仕方がない。母か乳母かが懷いて山林に逃げ隱れたのは何とも仕樣がないが、六條堀河の宿所にある本妻腹の四人をばだまして連れ出し、注意して道の中で嘆き悲しましめないで、舟岡で殺せ。」とあつた。延景は困つた御使であるわいと情なく思つたけれども、主人の命令であるから仕方がない。涙を袖で拭ひながら、泣く／＼輿をかかせて彼の宿所へ行つた。母上は丁度八幡宮へ參詣に出て留守である。御子息達は皆居られた。兄は乙若といつて十三、次男は龜若といつて十一、鶴若は九歳、天王は七歳である。この子達は延景を見附けて嬉しさうにしてゐた。秦野次郎は

「御父上の御使に參りました。御父上は十七日に比叡山で御出家せられて、頭殿の御許へ御出になりましたが、まだ世間に對して愼しんで居らねばならぬと言はれて、北山の雲林院と申す所に隱れてゐらつしやいますが、あなた樣方の御事を御心配なされて居られますから、お目にかける爲に、お連れ申さうと思つて、御迎ひに參りました。」といふと出て來られて、「誠に御出家なされたとは聞いたけれども、軍の後は未だお姿を見ないので、皆戀しく思つて居るのだ。」といつて、我先にと輿に爭ひ乘られたのは哀である。これは冥途に行く使とも知らないで各輿舁きどもに向つて、「急げ急げ。」と進めた。死所に近づいて行くとも知らなかつたのは情ない事である。

大宮を上に舟岡山へぞ行きたりける。峰より東なる所に輿舁き居ゑて、如何せましと思ふ處に、七つになる天王走り出てゝ、「父は何處におはしますぞ」と問ひ給へば、延景涙を流して、暫しは物も申さざりしが、やゝあつて「今は何をか隱しまゐらすべき。大殿は頭殿の御承にて、昨日の曉斬られさせ給ひ候ひき。御舍兄達も八郎御曹司の外は、四郎左衛門殿より九郎殿まで五人ながら、夜べこの表に見えて候ふ山本にて斬り奉り候ひぬ。君達をも失ひ申すべきにて候ふ。相構へて賺し出しまゐらせて、わびしめ奉らぬ樣にと仰せ附けられ候ふ間、入道殿の御使とは申し侍るなり。思し召す事候はゞ、延

景に仰せ置かせ給ひて、皆御念佛候ふべし」と申せば、四人の人々これを聞き、皆輿より下り給ふ。

【語釋】【承りにて】勅命を蒙られて。【この表に見えて候ふ】この向ひに見えて居ります。【山本】船岡山の麓。【思し召す事候はば】お言ひ遺しになりたい事が御座いますなれば。

【通釋】大宮通りを上つて舟岡山へ行つた。峯の東の方に輿を舁き据ゑて、どうしようかと思案してゐる場合に、七歳になる天王が走り出て、「おとうさんは何處に居らつしやるの。」と問はれたから、延景は涙を流して、暫は言葉も發しなかつたが、暫くして「今になつては何を隱しませう。御父上は左馬頭殿が勅命を蒙られて、昨日の朝お斬られなさいました。御兄様達も八郎御曹司の外は、四郎左衞門殿から九郎殿まで五人なから、昨夜この向ひに見えて居ります山の麓でお斬り申しました。あなた様等もお斬り申さねばなりません。注意してお欺し申し、嘆き悲しまれる事のないやうにとの仰せでありましたから、御父上の御使だと申し上げました。お言ひ遺しになりたい事が御座いますなら、私に仰せ置かせられて皆様御念佛なさいませ。」と申すと四人の人々はこれを聞いて、皆輿から下りられた。

九つになる鶴若殿、「下野殿へ使を遣はして、如何に我等をば失ひ給ふぞ、四人を助け

置き給はゞ郎等百騎にも勝りなんずるものを。この由申さばや」と宣へば、十一歳になる龜若、誠に今一度人を遣して、慥に聞かばやと申されける處に、乙若殿生年十三なるが、「あな心憂の者共の云ひがひなさや。我等が家に生まるゝ者は、幼けれども心は武しとこそ申すに、かく不覺なる事を宣ふものかな。世の理をも辨へ、身の行く末をも思ひ給はゞ、六十に成り給ふ父の病氣に依つて出家遁世して、憑みて來り給ふことだに斬る程の不當人の、況して我々を助け給ふことあらじ。あはれはかなき事し給ふ頭殿かな。これは清盛が和讒にてぞあるらん。多くの弟を失ひ果てて、只一人になして後、事のついでに亡さんとぞ計ふらんを曉らず、只今わが身も失せ給はんこそ悲しけれ。二三年をも過し給はゞ、幼かりしかども乙若が船岡にて能く云ひしものをと、汝等も思ひ合せんずるぞとよ。さても下野殿討たれ給ひて後、忽に源氏の世絶えなんことこそ口惜しけれ」とて、三人の弟達にも、「な歎き給ひそ。父も討たれ給ひぬ。誰か助けおはしまさん。兄達も皆斬られ給ひぬ。情をもかけ給ふべき頭殿は敵なれば、今は定めて一所懸命の領地もよもあらじ。然れば命助りたりとも、乞食流浪の身となりて、此所彼所に迷ひ行かば、あれこそ爲義入道の子供よと、人々に指をさされんは家の爲にも恥辱なり。父戀し

くば只西に向つて南無阿彌佛を唱へて、西方極樂に往生し、父御前と一つ蓮に生まれ合ひ奉らんと思ふべし」と、おとなしやかに宣へば、三人の君達各西に向つて手を合はせ、禮拜しけるぞあはれなる。之を見て五十餘人の兵も皆袖をぞ濡しける。

語釋　【下野殿】義朝。【心憂】心苦しい。なさけない。【世の理をも辨へ】世の中の道理をも辨へ。【不當人】道理にあはんことをする人。【はかなき事】情ない事。【和讒】他人に雷同して讒言すること。【只今】今にも直に。【わが身】義朝の身をさしていふ。【汝等】秦野次郎等【思ひ合せんずるぞとよ】思ひ當るぞよ。【誰か助けおはしまさん】誰か助けてくれる者があらうぞ【一所懸命の領地】ここと頼にして命をつなぐべき領地。【往生】極樂へ行つて永生に入るとと。【一つ蓮】同じ蓮の座。

通釋　九つになる鶴若殿が「下野殿へ使をやつて、何故に私等を斬られるのです。四人を助けて置いたなら、郎等百騎にも勝るでせうにと、この由を言はうではありませんか。」と言はれると、十一歳になる龜若も誠に今一度人を遣して、憐に聞いてみませうと言はれた時に、乙若殿は年は十三であつたが、「まあお前達は情ない者だなあ。我が家に生れた者は、幼くても心は猛いと世間の人が申すのに、そんな弱い事がよく言へたものだなあ。若し下野守殿が世の中の道理をも辨へ、身の將來の事を考へられたなら、六十になられた父上が病氣の爲に僧になられて憑んで來られたのを斬ることはない。それをさへ斬る程の不當人だから、まして我々を助ける事はあるまい。どうも情な

い事をされる頭殿だなあ。これは淸盛が人と一緒に讒言をしてゐるからでせう。多くの弟を失はせ、只一人にしておいて後に、何かのついでに亡ぼさうと計つてゐるでせうが、それもさとらず、今にも、直に自分の身も亡んで行く事は悲しい事である。一二三年もたつたなら、幼かつたけれどもて乙若が船岡でよく言つたが全く其の通りだと、お前等も思ひ當るぞよ。さて下野守殿が討たれて後は忽に源氏の世が絕えてしまふだらうが情ない事である。」と言つて、三人の弟達にも、「歎くな。父上もお斬られになつた。誰も助けてくれる人はない。兄上達も皆お斬られになつた。情をかけて下さる筈の頭殿も今は敵であるから、最早賴にして命をつなぐべき領地もあるまい。だから命が助かつても乞食になつてさまよひ步く身となり、此所彼所にと迷ひ行けば、あれこそ爲義入道の子供だと、人々に指をさされては家の爲にも恥辱である。父上が戀しくば只西に向つて南無阿彌陀佛を唱へ、西方極樂淨土にいつて、父上と同じ蓮の座に生れようと祈るがよい。」とおとなしくいふと、三人の子達も各西に向つて手を合はせ、禮拜したのは哀である。之を見て五十餘人の兵も皆淚に袖を濡らした。

この君達に各一人づつ傅(めのと)共附きたりけり。內記平太(ないきのへいだ)は天王殿の傅(めのと)、吉田次郎は龜若、佐野源八は鶴若、原後藤次(はらのごとうじ)は乙若殿の傅なり。差し寄つて髮結ひ擧げ、汗拭ひなどしけるが、年來日來宮仕へ、且暮(あけくれ)に撫(な)ではだけ奉りて、只今を限りと思ひける心共こそ無し

けれ。されば聲を擧げて叫ぶばかりにありけれども、幼き人々を泣かせじと抑ふる袖の間よりも、餘る涙の色深く包む氣色も顯れて、思ひやるさへあはれなり。乙若延景に向つて、「われこそ先にと思へども、彼等が幼心に懼ぢ恐れんも無慙なり。又言ふべき事も侍れば、彼等を先に立てばや」と宣ひければ、秦野次郎太刀を拔いて後へ廻りければ、傅共「御目を塞がせ給へ」と申して、皆退きにけり。卽ち三人の首前にぞ落ちにける。

【語釋】【傅】もり役。【内記平太】名は政遠。内記大夫行遠の子で、天王等の叔父に當る。【はたげ】髻をくしけづること。【無慙】いたはしい。【彼等を先に立てばや】彼等を先に斬らせたい。

【通釋】この子達に各一人づつもり役が附いてゐた。内記平太は天王殿の守役で、吉田次郎は龜若、佐野源八は鶴若、原後藤次は乙若殿の守役である。近寄つて髪を結ひあげ、汗を拭つたりしてゐたが、多くの年月お仕へして、朝夕御髪を撫でくしけづつてゐたのに、只今が最後だと思ふと悲しかつた。されば聲をあげて叫ぶ程つらかつたけれども、幼い人を泣かすまいと、抑へる袖の間から、涙はもれて流れ落ち、深く隱した悲しみも終には顏に顯れて、思ひやるのも哀な次第である。乙若は延景に向つて、「私こそ先にと思ふけれども、彼等が幼心に恐れるのもいたはしい。又言ひたい事もあるから、彼等を先にしてもらひたい。」と言はれたので、秦野次郎は太刀を拔いて後へ廻ると、守役ども「御目をお塞ぎなさいませ。」といつて皆退いた。そこで三人の首は前に落ちた。

乙若これを見給ひて少しも騒がず「いしう仕りつるものかな。われをもさこそ斬らんずらめ。さて彼は如何に」と宣へば、ほかゐを持たせて參りたり。手づからこの首共の血の附きたるを押し拭ひ、髮掻き撫で「あはれ無慙の者共や。斯程に果報少く生まれけん。只今死ぬる命より、母御前の聞し召し歎き給はんその事を、兼ねて思ふぞ譬なき。乙若は命を惜しみてや、後に斬られけると人言はんずらん。全くその儀にてはなし。斯様の事を云はんに附けても、又わが斬られんを見んに附けても、泣き留りたる幼き者の又泣かんも心苦しくて言はぬなり。母御前の今朝八幡へ詣で給ふに、われも參らんと申せば、皆參らんと云ふ。具せば皆こそ具せめ、具せずば一人も具せじ。片恨にとて、我等が寢たる間に詣で給ひしが、下向にてこそ尋ね給ふらめ。我等斯かるべしとも知らざりしかば、思ふ事をも申し置かず、形見をもまゐらせず、只入道殿の呼び給ふと聞きつる嬉しさに、急ぎ輿に乘りつるばかりなり。さればこれを形見に奉れ」とて、弟共の額髮を切りつゝ、わが髮を具して、若し違もやせんずるとて、別々に包み分けて、各その名を書き附けて、秦野次郎に賜びにけり。


【いしう】よく。【ほかゐ】外居。圓形の桶で、外方にそつた脚がついて居り、食物を入れて持つて行く

器である。首桶に似てゐるから、これを代用したのだらう。【果報】身に受けた幸福。【母御前】御前は女を呼ぶ時の尊稱。【兼て思ふぞ譬なき】今から思ひ奉る心の苦しさは譬へやうがない。【斯様な事】母御前の歎き給はん云々の事。【片恨】片方に恨むこと【下向にてこそ】歸つて來られてから。

【通釋】乙若はこれを見て少しも騒がず、「よく斬つたものだ。私をもそんなに斬るだらう。さてあれは何か。」と言はれたので、外居を持つて來た。乙若は自らこの首共の血の附いたのを拭つて、髪を掻きなで「ああ不憫なものだ。どうしてこんなに不幸に生れたのだらう。今死んで行く命よりも、母上がこの事を聞かれて、嘸お歎になるだらうと、今から思ひ奉る心の苦しさは譬へやうがない。乙若は命が惜しいのか、後に斬られたと人が言ふだらうが、決してさうではない。こんな事を言つても、又私が斬られるのを見ても、泣きやんだ幼い者が又泣き出すだらうと思ひ、心苦しくて言はなかつたのだ。母上が今朝八幡へ參詣せられる時に、私も行き度いと言ふと、弟達も皆行くといひます。母上はつれて行くなら皆つれて行かう、つれて行かないなら一人もつれて行くまい。片方が恨めしく思ふからと言つて、私等が寢てゐる間に參詣られたが、歸つて來られてから、尋ねられる事でせう。私等がこんなにならうとは知らなかつたから、思ふ事を申し上げても置かず、記念の品もさし上げず、只父上がお呼びだと聞いた嬉しさに、急いで輿に乗つただけだ。だからこれを記念に上げてくれ。」と言つて、弟共の額髪を切つて、自分の髪を添へ、若し間違ふかも知れない

と思つて、別々に包み分けて、各其の名を書き附け、秦野次郎に賜つた。

「又詞にて申さんずる樣はよな。今朝御供に參りなば、終には斬られ候ふとも、最後の有樣をば互に見もし見えまゐらせ候はんずれども、なか〳〵互に心苦しき方も侍らん、御留守に別れ奉るも一つの幸にてこそ侍れ。この十年餘の間は、假初に立ち離れまゐらする事も侍らぬに、最後の時しも御見參に入らねば、さこそ御心に懸り侍るらめなれども、且は八幡の御計かと思し召して、痛く歎かせおはしまし候ひそ、親子は一世の契と申せども、來世は必ず一つ蓮に參り逢ふ樣に御念佛候ふべし」とて「今は此等が待ち遠なるらん、疾く〳〵」とて、三人の死骸の中へ分け入つて、西に向ひ念佛三十遍ばかり申されければ、首は前へぞ落ちにける。四人の傅共急ぎ走り寄り、首もなき身を抱きつゝ、天を仰ぎ地に伏して喚き叫ぶも理なり。誠に涙と血と相和して流るるを見る悲しみなり。

【語釋】【詞にて申さんずる樣はよな】言葉で申上げてもらひ度い事はね。よなは感嘆詞で、特に呼びかけて注意せしめ、又は念を入れる爲等にいふ語である。【なか〳〵】却つて。【假初にも】一寸の間も。【是等】先に斬られた弟共。【相和して】相まじつて。

〔通釋〕「又言葉で申上げてもらひ度い事はね。今朝御供をして參りましたならば、終には斬られましても最後の御對面も出來、私の樣子を御覽に入れる事も出來ましたらうが、それも却つてお互に悲しい處もありませう。御留守の時にお別れするのも、一つの幸であります。この十年餘の間は一寸の間もお別れした事はありませんのに、最後の時にお目にかかれませんので、嘸御殘念でありませうが、これも一つは八幡樣の御計ひかと思し召して、ひどくお歎き下さいますな、親子は一世の契とは申しますけれども、來世は必ず一つの蓮の座に生れ合ふやうに御念佛下さいませ。」と言つて、「今は弟等が待ちかねてゐるだらう。はやう斬れ〳〵。」といひ、三人の死骸の中へ分け入つて、西に向つて、念佛を三十遍程唱へられると、首は前へ落ちた。四人の傳共は急いで走り寄り、首もない身を抱いて、天を仰いで地に伏して、泣き叫ぶのも道理である。誠に涙と血と相まじつて流れるといふ悲しみである。

内記平太は直垂の紐を解きて、天王殿の身をわが膚に當てて申しけるは「この君を手馴れ奉りしより後は、一日片時も離れまゐらすることなし。わが身の年の積ることをば思はず、早く人と成らせ給へかしと、旦暮思ひて育みまゐらせ、月日のごとくに仰ぎつるに、只今かかる目を見ることの心憂さよ。常はわが膝の上に居給ひて髭を撫でて、何時

か人と成りて、國をも荘をも設けて知らせんずらんと宣ひしものを、假寢の寢覺にも、內記々々と呼ぶ御聲、耳の底に留り、只今の御姿幻にかげろへば、更に忘るべしとも覺えず。これより歸りて命生きたらば、千年萬年を經べきや。死出の山三途の河をば誰かば介錯申すべき。恐しく思し召さんに附けても、先づわれをこそ尋ね給はめ。生きて思ふも苦しきに、主の御供仕らん」と云ひも果てず、腰の刀を拔く儘に腹掻き切つて失せにける。恪勤の二人ありけるも「幼くおはしまし〻かども、情深くおはしつるものを、今は誰をか主と憑むべき」とて、刺し違へて二人ながら死にけり。此等六人が志類なしとぞ申しける。同じく死する道なれども、合戰の場に出でて、主君と共に討死し腹を切るは常の習なれども、斯かる例に未だなしとて、譽めぬ人こそなかりけれ。この首共渡すに及ばず、餘に父を戀ひしがりければとて、圓覺寺へ送りて、入道の墓の傍にぞ埋めける。

語釋 【手馴れ】手にかけて養育する。【人と成らせ給へ】大きくならせ給へ。【月日の如く仰ぎつるに】月日の如く尊び大切にして育てたのに。【設けて】備へ設けて。【知らせんずらん】汝に司らしめるやうにする であらう。【幻にかげろへば】朧朦として影が眼の前に見える。かげろふは影の見えるのをいふ。【死出の山】もと死の

險難を山に喩へた語であるが、十王經といふ僞經に、「閻魔王國の堺は死天山の南門なり」とあるので、冥土にある山と考へられるやうになつた。【三途の河】三途とは地獄、畜生、餓鬼の三惡道をいふ。これに赴く道をたとへて三途の河といふ。廣く冥途の意に用ふる。【介錯】附添うてゐて世話をすること。【生きて思ふも苦しきに】生きてゐていろ〳〵思ふのも苦しいので。【恪勤】諸家に奉公する賤しい侍。【此等六人】傳四人と恪勤二人。【渡すに及ばす】引廻すことはせず。

【通釋】內記平太は直垂の紐を解いて、天王殿の身をわが膚に當てて言つたのには、「この君を御養育申してからは、一日片時も離れ奉つた事はない。自分の身の老いゆく事を思はず、早く大きくならせ給へと、只そればかり朝夕思つて育てまゐらせ、月日の如く尊び大切にしてゐたのに、只今こんな有樣を見るのは實に情ない事だ。いつも私の膝の上に据はられて髭をなで、何時か大くなつて、國をも莊をも備へ設け、お前に司らしめるやうにするであらう。と仰つてゐたのに、うたたねの寢覺にも、內記々々とお呼びになつた聲が耳の底に殘り留り、只今の御姿がぽつとして眼の前に見えるので、少しも忘れる事は出來ない。これから歸つて生きながらへたとて千年萬年を經るものか。死出の山や三途の河を誰が附添うてお世話を申上げよう。恐しく思はれるにつけても、先づ私をお尋ねになるだらう。生きてゐていろいろ思ふのも苦しいので、主のお供を仕らう。」と云ひも終らず、腰の刀を拔くや否や、腹を切つて死んでしまつた。外に下賤の侍が二人ゐたのも、「幼くあられたけ

ども、情深くゐらつしやつたに、今は誰を主人としてお仕へしよう。」と言つて、刺し違へて二人ながら死んだ。此等六人の志は類がないとほめた。同じく死ぬる道であつても、合戰に出て、主君と共に討死し、腹を切るのは常にある事だけれども、こんな例はまだ無いと言つて、譽めない人はなかつた。この首は京中を引廻すことはせず、餘に父を戀しがつたからといつて、圓覺寺へ送つて、入道の墓の傍に埋めた。

爲義の北方入水の事

さる程に秦野次郎は、即ち六條堀河へ參りたれば、母は未だ下向もなし。依つて八幡の方へ馳せ行くに、赤井河原の邊にて參り逢ひたり。延景馬より飛び下りて、輿の轅に取り附けば、やがて輿をぞ舁き居ゑける。「判官殿は比叡山にて御出家候ひて、十七日の曉頭殿の御許へ渡らせ給ひ候ひしを、隱し置きまゐらせて、樣々に申させ給ひ候ひしかども、天氣終に許させ給はで、昨日の曉七條朱雀にて失ひまゐらせ候ひぬ。五人の御曹司達をも、昨日の暮程に、北山船岡と申す所にて皆斬り奉り候ひぬ。六條殿に渡らせ給ひつる四人の君達をも、船岡山にて只今失ひ申し候ふ。これは乙若御前の最後の御形

をまゐらせられ候ふ」とて、件の髮を取り出し、御有樣を委しく語り申しゝかば、母上これを聞き給ひ、「夢か現か如何せん」とて、卽ち消え入り給ひしが、やや暫くあつて、少し心地出で來て、「今朝八幡へ參りつるも判官や子供の爲ぞかし。氏神にておはしませばと憑みを懸けてぞ參りしに、皆々失せぬらん、神ならぬ身の悲しさよ。斯るべしと思ひなば、何かはものへ參るべき、今朝しも彼等に添はずして、最後の姿を今一目見ざりし事の悔しさよ。夜べ此等が面々にわれも參らんと云ひしを、やう／＼賺して寐入りたる間に賢顏に詣でたれば、定めて下向したらば口々に恨みんを、如何答へましと今までも案じたるに、如何に大菩薩のをかしく思し召しつらん。せめては一人なりとも具したらば、終には失はるゝとも、今迄は身に添へてまし。夢にも斯くと知るならば、何しに八幡へ參るべき。妻子供に打ち連れて船岡とかやへ行き、失せにし一つ所にて兎にも角にもなるならば、斯程にものは思はじ」と、あこがれ給ふぞ痛はしき。

語釋　【六條堀河】爲義の宿所。【赤井河原】桂川に沿うてゐる小高い地。【轅】輿の前後に出て居る棒。【天氣】天皇の御氣色。【消え入り】氣絶する。【心地出で來て】人心地が出來てきて。【ものへ參る】參詣する。【彼等に添はずして】子供等に附添うてゐないで。【賢顏】利口さうな顏。【大菩薩】八幡大菩薩。【身に添へてまし】身につ

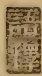
けておかれたであらう。【あこがる】思ひこがるる。

通釋 その中に秦野次郎は直に六條堀河へ行つてみると、乙若等の母はまだ歸つてゐない。それで八幡の方へ馬を馳せて行く中に、赤井河原の邊で母に行き合あつた。延景は馬から飛び下りて、輿の轅をつかまへたから、直に輿を舁き据えた。「判官殿は比叡山で御出家なされて、十七日の早朝頭殿の處へいらつしやいましたので、頭殿はおかくまひ申して、樣々に御願ひなされましたけれども、天皇の御氣色は終に御許しがなく、昨日の早朝七條朱雀で失ひ奉りました。五人の御子樣達も、昨日の夕方北山の船岡と申す所で皆斬り奉りました。これは乙若樣から最後の御形見として差上げられたものであります。」といつて、例の髮を取り出し、斬られた樣子を委しくお話ししたから、母上はこれを聞かれて「「夢か現かどうしよう。」と言つて氣絶せられたが、やや暫くして、少し人心地が出來てきて、「今朝八幡へお詣をしたのも判官や子供の爲でした。氏神であらせられるからと思つて、たのみにして參つたのに、皆斬られたのですか。神ならぬ身の少しも知らず、ほんとに悲しい事よ。こんなにならうと思つたならば、なんで參詣などするものですか。今朝に限つて子供等に附添うてゐないので、最後の姿を今一目見なかつた事の口惜しさよ。昨夜子供等が各私も行きたいと言つたのを、やつとすかして寢入つた間に利口さうな顏をしてお詣をしたのだから、きつと歸つたならば皆が口々に恨みるだらうが、其の時には何と答へようかと、今まで案じてゐたのに、どんな

にか八幡大菩薩はをかしく思はれた事でせう。せめて一人でも連れてゐたならば、終には斬られても、今迄は身につけておかれたでせうに、夢にでもかうと知つたならば、どうして八幡などへ參りませう。私も子供と一緒に連れだつて船岡とかいふ所へ行つて、あれ等が殺された其の場所で、どうとかなつたならば、これ程悲しい思はすまいのに。」と思ひこがるる有樣はお氣の毒な次第である。

その儘旣に絶え入り給ひしが、定業ならぬ命にて、又生き出で給ひけり。「今は館に歸りても、誰を友にか侍らん。只妾をも判官殿の斬られ給ひし所へ具して行き、同じ野原の露とも消え果てさせよ」とかこち給ひ、既に輿より走り出で身を投げんとこそし給ひけれ。延景並に介錯の女房など樣々に申しけるは、「御歎はさる事にて候へども、御身御一人の事ならず、大殿並に君達の御事思し召さんに附けても、御樣など替へさせ給ひて、一筋に無き御跡を弔ひまゐらせらるべきなり。御身をさへ失はせ給ひなば、無き人の御爲、彌罪深かるべき御事なり。されば左大臣殿の北方も御樣を替へさせ給ふ。平馬助殿の女房も、五人の子供に後れて、さこそ心憂く思し召しけめども、樣替へてこそおはしませ、縱令御命を失ふとも、六道四生の間に、入道殿にも君達にも逢ひまゐらせら

るゝこと難かるべし。香の烟に形を見、幻の便に聲を聞きしも、皆身を全くしたりし故なり」など慰めれば、妾もさこそは思へども、今日明日様を替へんには、落入の方様の者と思はぬ人はあらじ。然らば名のらずば左右なく許すまじ。あかさんに附けては、爲義入道の妻の、兎ありて角ありてと云はれんことも耻し。その上人は一日一夜を經るにも、八億四千の思ありと云ふ。異る思なき人も、さ程の罪のあるなるに縦令出家となりたりとも、月日のたつに隨ひて、年老いたる人を見ん時は、入道殿も彼の齢にあらんと思ひ、幼き者を見ん折は、わが子供も是程には成りなんと思はん次の度ごとに、斬らせし人も恨めしく、斬りけん者を情なく思はん事も心憂し。然れば凡夫の習にて我が身のものを思ふ様に、人も歎のあれかしと思はん心も罪深し。斯かる愁に沈みては、念佛も更に申されじ。只同じ道に」と歎き給ふを色々に慰め奉れば、「さらばせめて七條朱雀を見ばや」と宣へば、各悦びて彼處に輿を舁き居ゑたれども、何の餘波も見え分かず。


語釋 【定業ならぬ命】今死ぬべき命と、前世から定まつて居らぬ命。定業は前世から定まつた業報をいふ。【かこち】恨み歎く。【御様など替へさせ給ひて】御出家などなされて。【無き御跡を弔ひ】死なれた人々の後生が安樂であるやうに、佛事を修める。【左大臣殿】頼長。【平馬助殿】平忠正。【四生】胎生、卵生、濕生、化生を

いふ。生物の出生にはこの四種類があるから、生物界といふ程の意に用ゐる。【香の烟に形を見】漢の武帝が寵する所の李夫人を失つて、追慕して止ます、或夜反魂香を焚くとその形が顯れたといふ故事。【幻の便に聲を聞きし】唐の玄宗皇帝が楊貴妃を失つて悲嘆止まず、幻術者卽方士をして之を求めしめた。方士は貴妃の死後の所在地に行つて、帝の詔を傳へ、貴妃からの返事と記念の品を受取つて歸り帝に奉つたといふ故事。これは白樂天の長恨歌に出てゐる。幻は幻術者。【落人の方様】落人の一類。【左右なく】容易に。【思はん次の度ごとに】思ひ出すその度毎に。【斬らせし人】夫と子とを斬らせた人で、義朝をさす。【斬りけん人】命を受けて斬つた人。【人にも歎のあれかし】人にもこのやうな歎があれよ。【七第朱雀】爲義の斬られた所。【何の餘波も見え分かず】何の殘つて居る樣子も見られない。

通釋　そのまま既に氣絶をせられたが、死ぬべき命でなかつたので、又生き還られた。「今は家へ歸つても誰を友として暮して行かう。只私を判官殿の斬られた所へつれて行つて、同じ野原の露と消えさして下さい。」と恨み歎かれて、既に輿から走り出て、身を投げようとせられた。延景並におつきの女中達が、いろ／＼なだめて言ふには、「御歎きは御尤もでありますけれども、あなた樣お一人の事ではありません。大殿並にお子樣達の御事をお考へになつても、御出家などなされて、ひたすら無き御跡を弔つておあげなされるのがよろしう御座います。あなた樣までが死なれては、無き人の御爲に、いよ／＼罪が重くなる事であります。それで左大臣殿の奥樣も御出家なさいました。

平馬助殿の奥方も、五人の子供に先立たれて、どんなにか悲しく思はれたのでせうけれども、御出家なされておいでになります。縦令今御命を失はれても、このままでは六道四生の間に於て、入道殿にもお子様達にも、お逢ひなされる事はむづかしう御座いませう。漢の武帝が反魂香の烟の中に、李夫人の姿を見、唐の玄宗皇帝が幻術者の使によつて、楊貴妃の言傳をきいたのも、皆生きてゐたからであります。」など慰め奉ると、私もさう思ふけれども、今日明日の中に様をかへた場合には、落人の一類と思はぬ人はあるまい。それだといつて名のらなかつたならば、容易に出家することを許してくれまいし、身許を明した場合には、爲義入道の妻がどうだつたからだつたと言はれるのも恥しい。その上人は一日一夜の中に八億四千の思が起るといふ。格別物思ひの無い人でも、それ程の罪があるのに、縦令尼となつても、月日の立つにつれて、老人を見ては、入道殿もあの位の御齢になるだらうと思ひ、幼い者を見る時には、我が子もあれ程になつてゐるだらうにと、思ひ出すその度毎に、斬らせた人も恨めしく、斬つた者を情なく思ふのも心苦しい。されば凡人の習として我が身の物思ひをする様に、他の人々も歎があればよいなどと思ふやうになつては罪の深い事である。こんな悲しい目にあつては、念佛も少しも申されない。只皆と一緒に同じ死の道へ。」と歎かれるのを、色々とお慰めすると、それならせめて七條朱雀を見たい。」と言はれるので、各喜んでそこへ輿を運んで舁き据ゑたけれども、何の殘つて居る様子も見られない。

さらば船岡へとて、桂河を上に北山をさして行く程に、五條が末の程に岸高く水深げなる所にて、輿を立てさせ、石にて塔を組み、入道より始め四人の君達の爲と廻向して、懐袂に石を入れ、さらぬ體にもてなし「入道の失せ給ひし所へ行きたれども、聲することもなく、目に見ゆる物もなし。又船岡へ行きたりとも、同じ事にてこそあらんずれ。妾年來觀音を憑みまゐらせて、毎日普門品三十三巻、彌陀の名號一萬遍唱へ申すが、今日物詣に未だ終らず。館に歸りたれば、幼き者共の弄物を見んに附けても、こゝにてはとありしかくありしなど思はんに、心亂れて勤もせらるまじければ、こゝにて滿じて聖靈たちに廻向せん」とて、猶石塔を組み給ふかとこそ思ひしに、岸より下へ身を投げて、終にはかなく成り給ふ。乳母の女房これを見て、續いて河へぞ入りにける。供の者共これを見てあわて騒ぎ、走り入つて尋ぬれども、石を多く袂に入れ給ひける故にや、やがて沈みて見え給はず。程經て遙の下より取り上げて、二人ながら卽ちその夜鳥部山の烟となし奉りて、遺骨をば圓覺寺にぞ收めける。今朝船岡にて主從十人、朝の露と消え行けば、今夜は桂河にて二人の女房夕の煙と立ち登る、生死無常の理あはれなりし事共なり。

【語釋】【五條が末の程に】五條通りの町端あたりにある桂河。【廻向】死者の冥福を祈る爲に經を讀むこと。又香華を向けること。【さらぬ體】何事もない樣子。【普門品】法華經の第八で、觀音が三十三身を現じて、普く人を道に引入れ給ふ門戸たる經文。【三十三卷】こゝは三十三度くりかへして讀誦するのをいふ。【彌陀の名號】阿彌陀佛の名。【勤め】經をよむつとめ。【濟じて】全く濟して。【聖靈】亡き人の靈。【乳母の女房】御附の女。【やがて】そのまゝ。【鳥部山】埋葬の地で、火葬場がある。東山、西大谷の近傍にある。【生死無常の理】生と死は廻り廻つて止むときはない道理。

【通釋】それでは船岡へとて、桂川を上つて北山をさして行く中に、五條のはての所に岸が高くて水が深さうな所があり、そこに輿を立てさせ、石で塔を組み、入道より以下四人の子達の爲にと手向けをして、そして懷や袂に石を入れ、何事もない樣子をして、「入道が斬られた所へ行つたけれども聲も、聞えず、目に見える物もありません。又船岡へ行つても同じ事でせう。私は年來觀音樣を信心して、毎日普門品を三十三回讀み、阿彌陀佛の御名を一萬遍唱へてゐますが、今日は物詣に行つたので、未だすんでゐません。家へ歸ると、幼き者共の玩具を見るにつけても、ここではかうだつた、ああだつたなど思ふだらうから、心が亂れて、御勤も出來まいと思へば、ここで全く濟して、亡き人の靈に廻向をしませう。」と言つて、猶石塔を組まれるかと思つたが、岸から下へ身を投げて、終に死んでゆかれた。お附の女はこれを見て、續いて河へ飛込んだ。供の者共はこれを見て

あわて騒ぎ、走り入つて尋ねたけれども、石を多く袂に入れられた爲か、そのまま沈んで見えない。暫くして遙の下から死骸を引上げて、二人とも直に其の夜鳥部山で火葬にして、遺骨をば圓覺寺へ葬つた。今朝船岡山で主從十人が朝の露と消えて行つたかと思へば、今夜は桂川で二人の女房が夕の煙と立ち上るし。生死無常の道理を目前に見て哀れなことである。

左府の死骸實檢の事

さる程に二十一日午の刻ばかりに、瀧口三人官使一人南都へ赴き、左府の死骸を實檢す。瀧口は資俊、師光、能盛なり。官使は左史生中原師信なり。その所は大和國添上郡河上村般若野の五三昧なり。道より東へ一町ばかり入りて、實成得業が墓の東に新しき墓ありけるを、掘り起して見れば、骨は未だ相連りて肉少しありけれども、その形とも見え分かず、その儘道の邊に打ち捨てゝ歸りにける。二十二日大臣の君達四人、嫡男右大將兼長、次男中納言師長同年にてともに十九歳なり。三男左中將隆長十八歳、四男範長禪師十五にぞなり給ふ。各心を一つにして祖父富家殿に申されけるは、「大臣もおはしまさず何の憑あつてか斯くて侍らん。今度の罪聊も宥めらるべからずと承る。殊に大臣

も罪深くましませば、その子供皆死罪にこそ行はんずらめ。命のあらんことも何時を限とも知らねども、身の暇を賜りて出家を遂げ、若し露の命消えやらずば、一向に眞の道に入つて、先考の御菩提をも弔ひ奉らん。昨日勅使大臣の御墓に向つて、死骸を掘り起して路頭に捨て置くと云々。心憂しとも申すばかりなし。亡父是程の目を見給ふに、その子として人に二度面を合はすべしとも覺えず」と宣へば、入道殿は「明日の事をば知らねども、只今までも斯くておはしませば、それを憑みてこそ侍るに、皆々左樣に成り給はゞ、何に心を慰めん。世には不思議の事もこそあれ、如何なる有樣にても、今一度朝廷に仕へて、父の跡を繼がんとは思さぬか。斜ならずこの世に執深かりし人なれば、無き跡までもさこそは思はめ。さすが死罪まではよもあらじ。縱令遠國遙の島に遷されたりとも、運命あらば計らざる外の事もありなん。漢の孝宣皇帝は禁獄せられしかども、帝運あれば獄より出でて位に卽きにけり。右大臣豐成、太宰帥に遷されたりけれども、歸京を許されて再丞相の位に至れり。斯かる例もあるぞかし。春日大明神捨てさせ給はずば、などか憑もなからん。」と、仰せられも敢へず泣き給ふこそあはれなれ。然ればこの御心を破らんも不孝とや思しけん、左右なく出家もし給はず。

【語釋】【午の刻】晝の十二時頃。【左史生】太政官の書記。左右史生各十人ある。【五三昧】法華三昧堂の略で、墓地の傍にある寺院をいふ。【得業】佛道を十分修めた者をいふ。【露の命】露の如きはかなき命。【一向に】專ら【眞の道】佛の道をいふ。【先考】亡き父。【菩提】梵語。佛道の意であるが、ここは死後の冥福の意。【世には不思議の事もこそあれ】世の中には不思議な事もあるものだから、將來世の中が變じて、又運の開ける時期が來るかも知れないの意。【執深かりし人】執着心の強かつた人。【無き跡までも云々】死んだ後も矢張り此の世の中の事を思つて居るだらう。【さすが死罪まではよもあらじ】殘らず死罪に行ふといつても、よもやお前達まで死罪に行ひはすまい。【孝宣皇帝】漢の武帝の曾孫。生れて數月して、巫蠱の事に遭ひ、獄に繋がれた。氣を望む者があつて、長安の獄に天子の氣があるといつたので、武帝は惜んで、盡く獄中の人を殺さしめんとした。時に丙吉が獄を司つてゐたが、拒んで入れなかつたので、免るることを得た。長ずるに及んで、孝昭皇帝の後を承けて天子となつた。【右大臣豐成】左大臣武智麿の子で、惠美押勝の讒に遭つて左遷せられたが、後その官位を復せられた。【丞相】左右大臣を支那で丞相といふ。【御心を破らんも】御心に反くのも。

【通釋】　さて廿一日の正午頃、瀧口三人と官使一人が奈良へ行つて、左府の死骸を實檢する。瀧口は資俊、師光、能盛である。官使は左史生中原師信である。其の所は大和國添上郡河上村の般若野の五三昧である。道から東へ一町ばかり入つて、實成得業の墓の東に新しい墓のあつたのを掘り起して見ると、骨は未だばらばらにならず、肉は少しついてゐたけれども、左府であるかどうかわか

らないで、その儘道の側に捨てて置いて歸つた。二十二日に頼長の子息四人、即嫡男右大將兼長、次男中納言師長、これは同年でともに十九歳である。三男左中將隆長は十八歳、四男範長禪師は十五歳になられる。この四人が各心を一つにして祖父富家殿に申されたのには、「父の左大臣も死なれましたので、誰をたのみにして生きて居られませう。今度の罪は少しも輕減せられる事はないときます。殊に父上は罪が重くあられますから、その子供は皆死罪に行はれるのでありませう。何時まである命かわかりませんけれども、官を去つて出家になり、若しはかない命のつづくものならば、專ら佛道に入つて、亡き父上の御冥福を祈りませう。昨日勅使が父左大臣の御墓に對して死骸を掘り起し、路傍に捨てたといふ話であります。悲しいとも何とも言ひやうがありません。亡き父上がこれ程の目にあはれるのに、其の子たる者が人に二度と顏を合す事が出來るとも思はれません。」とあつたから、入道殿は「明日の事はわからないけれども、今まで皆がかうして生きて居られるので、それをたのみにしてゐるのに、皆がそんなに出家したならば、何によつて心を慰めよう。世の中には不思議な事もあるものだから、どんなになつても今一度朝廷に仕へて、父上の跡をつがうと思はないのか。非常にこの世に執着心の强かつた人だから、死んだ後も矢張り此の世の事を思つてゐるだらう。まさかお前達まで死罪に行ひはすまい。たとい遠國や遙の島に流されても、運命があるならば思ひ掛けない事も起つて來るだらう。漢の孝宣皇帝は獄に入れられたけれども、帝王

となる運があつたから獄から出て位に卽いた。右大臣豐成は大宰の帥に遷されたけれども、歸京を許されて再大臣の位に復した。こんな例もあるのだ。春日大明神が御見捨てなさらなかつたならば、どうしてたのみの無い事がなからう。」と仰せ終らず泣かれたのは哀である。故に祖父の御心に反くのも不孝と思はれたのだらう、急に出家もせられない。

新院讃岐遷幸並重仁親王の御事

さる程に今日藏人右少辨資長綸言を承りて仁和寺へ參り、明日二十三日新院を讃岐國へ遷し奉るべき由を奏聞す。院も都を出でさせ給ふべき由をば、内々聞し召しけれども、今日明日とは思し召さざる處に、まさしく勅使參りて事定りしかば、御心細く思し召しける餘に、斯くぞ口ずさみ給ひける

　都には今宵ばかりぞ住の江のきし道下りぬいかで罪見し

新院の一の宮を、父のおはします時、如何にもなし奉れと、華藏院僧正寛曉が坊へ渡し奉る。御供には右衞門大夫章盛、左兵衞尉光重なり。僧正頻りに辭し申されけれども、勅諚背き難くして請け取り奉らる。既に御出家ありしかば、年頃日比東宮にも立ち位に

も即かせ給はんとこそ待ち奉るに、斯く思の外に御飾下す事の悲しさよと、附きまゐらせたる女房達泣き悲むぞあはれなる。此の宮は故刑部卿忠盛朝臣御傅にてありしかば、清盛、頼盛は見放し奉るまじけれども、餘所になるこそあはれなれ。

語釋 【口ずさみ】何となく口に出していふ。【都には今宵ばかりぞ云々】都に住むのも最早今宵一夜となつた。今まで渡つて來た世をすてて、髪をおろしたのに、なほ遠國に流されるとは、さても深い罪をみたものであるよの意。住の江は住むに、きし道は、來しと岸との意をかけ。おりぬは髪をおろす意をかけてある。【一の宮】重仁親王。【御飾】御頭髪。【刑部卿】刑部省の長官。刑部省は爭訟を裁判し、罪人と處刑する役所で、囚獄司を支配する。【忠盛】清盛、頼盛の父。【見放し奉るまじけれども】見放し奉るべき筈ではないけれども。【餘所になる】知らぬふりをしてゐる。

通釋 さて今日藏人右少辨資長は勅命を受けて仁和寺へ行き、明二十三日に新院を讃岐國へお遷し申すといふ事を申しあげる。新院も都の外に遷されるとは、内々聞いて居られたけれども、今日明日とは思はれなかつたのに、正しく勅使が來て事がきまつたので、御心細く思はれた餘に、こんな御歌が御口に出た。

都には今宵ばかりぞ住の江のきし道下りぬいかで罪見し

新院の一の宮を父のおはします時に、どうにか處分し奉れと、華藏院僧正寛曉の坊へお渡しする。

御供は右衛門大夫章盛、左兵衛尉光重である。僧正は頻りに辭退したけれども、勅命背き難くてま受取り申した。既に御出家なされたから、何時もこの宮は東宮にも立ち、天皇の位にもお即き遊ばすであらうと期待し奉つたのにそれも叶はず、こんなに思ひがけもなく御頭髪を下すことの悲しさよと、お附きの女達の泣き悲しむのも哀である。此の宮は故刑部卿忠盛朝臣が御守役でありたから、清盛や頼盛は見放し奉るべき筈ではないけれども、知らぬ振をしてゐるのは情ないことである。

明くれば二十三日、未だ夜深きに仁和寺を出でさせ給ふ。美濃前司保朝臣の車を召さる。佐渡式部大輔重成が郎等共、御車をさし寄せて先づ女房達三人を御車に乘せ奉る。その後仙院召されければ、女房達聲を調へて泣き悲しみ給ふ。誠に日比の御幸には、廂の車を廳官などの寄せしかば、公卿殿上人庭上に下り立ち、御隨身左右に列り、官人番長前後に從ひしに、これは怪しげなる男或は甲冑を鎧うたる兵なれば、目も昏れ心も迷ひて泣き悲むも理なり。夜もほの〴〵と明け行けば、鳥羽殿を過ぎさせ給ふとて、重成を召されて、「田中殿へ參りて故院の御墓所を拜み、今を限の暇をも申さんと思ふは如何」と仰せ下されければ、重成畏つて、「安き御事にて候へども、宣旨の刻限移り候ひな

ば、後勘如何」と恐れ申しければ「誠に汝が痛み申すも理なり。さらば安樂壽院の方へ御車を向けて、懸けはづすべし」と仰せければ、即ち牛をはづし、西の方へ押し向け奉れば、只御涙に咽ばせ給ふよそほひのみぞ聞えける。これを承る警固の武士共も、皆鎧の袖を濡しける。

【語釋】【仙院】上皇。【廂の車】唐廂の車のことで、大きく高く作り、唐樣の搏風に造つたのをいふ。太上天皇、皇后、親王、攝政關白、大臣などの乘用である。【廳官】檢非違使廳の官吏。【御隨身】近衞府の舍人で、弓箭を帶びて供奉する者をいふ。今の護衞兵である。【官人】大政官の役人。【番長】近衞府の舍人の長で、舍人の上首を選んでこれに任ずる。又舍人とともに行幸御幸等の時隨身となる。【鳥羽殿】山城國紀伊郡にある。白河天皇の御創營で、鳥羽法皇增築せられ、城南の離宮とせられた。【田中殿】鳥羽殿の中にある。【故院】鳥羽法皇。【宣旨の刻限】何時に遷し奉れと定まつて居る時間。【後勘】後の御咎め。【痛み申す】心痛する。【安樂壽院】鳥羽離宮内の御佛殿で、鳥羽院を葬り奉つた所。【懸けはづす】車にかけた牛をはづしてわきへやること。こゝでは遙拜をせられんが爲である。

【通釋】翌廿三日、未だ夜深い中に仁和寺を出られる。美濃前司保成朝臣の車に乘らせられる。佐渡式部大輔重成が家來共は、御車をさし寄せて、先づ女房達三人をお乘せ申す。その後で崇德上皇が御乘車になつたので、女房達は聲をそろへて泣き悲しまれる。誠に平常の御幸には唐廂の車を檢

非違使廳の官吏などが差寄せたので、公卿殿上人は庭上に下り立ち、御隨身は左右に列り、官人や番長は前後に從つたのに、此度の御供は怪しげな武士、或は甲冑を鎧つた兵であるから、目もくらみ心も迷つて泣き悲しむのも道理である。夜もだん／＼と明け行く頃、鳥羽殿の傍を通られるので、重成を召されて、「田中殿へ參つて故院の御墓所を拜み、最後の御暇乞をしようと思ふがどうだらう。」と仰せられると、重成は畏つて、「お安い事ではありますけれども、御遷し申すべき定刻に遲れたならば、後の御咎めがどうかと心配であります。」と恐れて申し上げたので、「誠にお前が心痛するのも道理である。それなら安樂壽院の方へ車を向けて、牛をはづしてくれ。」と仰せられたので、直に牛をはづして西の方へ押し向け奉ると、只泣き入られる樣子のみが聞えた。これを聞いた番兵共も皆鎧の袖を濡らした。

暫くあつて鳥羽の南の門へ遣り出す。國司季行朝臣御舟並に武士兩三人を設けて、草津にて御舟に乘せ奉る。重成も讃岐まで御供仕るべかりしを、固く辭し申して罷り歸れば、「汝がこの程情ありつるに、卽ち罷り留れば、今日より彌御心細くこそ思し召せ。光弘法師未だ在らば事の由を申して追つて參るべしと申せ。返す／＼この程の情こそ忘れ難く思し召せ」と御諚ありけるこそ忝なけれ。勅諚なればにや御舟に召されて後、御屋形

の戸には外より鎖差してけり。これを見奉る者は申すに及ばず、怪の賤の女猛き武士までも、袖をしぼらぬはなかりけり。

【語釋】【國司季行】國司は山城守。季行は藤原敦兼の子。【草津】紀伊郡にある。今の下鳥羽村。【この程情ありつるに】此の頃はよく心を盡して世話をしてくれたのに。【屋形】屋形のある船。

【通釋】暫くして鳥羽の南の門へ御車を引き出す。國司季行朝臣が御舟と武士二三人を準備してゐて、草津で御車に乗せ奉る。重成も讃岐まで御供をせねばならんのであつたけれども、固く御辭退をして歸つたので「お前は此の頃よく心を盡して世話をしてくれたのに、これから京都に留つて最早行つてくれないので、今日からはいよ／＼心細く思はれる。光弘法師が未だ生きて居るなら、この事を話して、後から來るやうに言つてくれ。ほんとに此の間中の情に對しては忘れる事は出來ない。」と仰せられたのは忝けない次第である。勅命であつたのか御舟に乗られて後は、御屋形の戸には外から鎖をさした。これを見奉る者は、勿論賤しい女や猛き武士までも泣かない者はなかつた。

道すがらもはか／＼しく御膳も參らず、打ち解けて御寢もならず、御歎きに沈み給へば、御命を保たせ給ふべしとも見えず。月日の光をも御覽ぜず、只烈しき風荒き波の音は

かゝり御耳の底に留りける。爰は須磨の關と申せば、行平中納言近流せられて、藻鹽垂れつゝと詠じけん所にこそと思し召し、彼處は淡路の國と聞し召せば、大炊廢帝の遷されて思に堪へず、幾程もなく失せ給ひけん島こそと、昔は餘所に聞し召しゝかども、今は御身の上に思し召すこそあはれなれ。急がぬ日數の積るにも、都の遠ざかり行く程も思し召し知られて、一の宮の御行方も如何あらんと覺束なく、又合戰の日白河殿の烟の中より迷ひ出でしに、女房達も何處に在るとも聞し召さねば、只生きて生を隔てたりとも、これなるらんとぞ思し召す。異國を聞けば、昌邑王賀は故國に歸り、玄宗皇帝は蜀山に遷さる。わが國を思へば、安康天皇は繼子に殺され、崇峻天皇は逆臣に犯され給ひき。十善の君萬乘の主、先世の宿業をば遁れ給はずと思し召し、慰む端とぞ成りにける。

【語釋】【はかばかしく】はき／＼として十分。【行平中納言】姓在原。阿保親王の子。文德天皇の時、須磨に籠居してゐたことが古今集に見えてゐる。【藻鹽垂れつつ】わくらばにといふ人あらば須磨の浦に藻鹽たれつつわぶと答へよの歌。意は若したまさかにも、問うてくれる人があらば、私は須磨の浦で、海士のする仕事をして、ひどく難儀をしてゐると云うて下さい。藻鹽は海藻を簀の上に積み、潮水を注ぎかけて鹽分を多く含ませ、之を燒いて水に溶かし、其の上澄を釜で煮つめて製した鹽である。【大炊廢帝】淳仁天皇をいふ。天平寶字八年、孝謙上皇が之を廢して淡路公とせられたが、天平神護九年にはかに崩ぜられた。【餘所に聞し召しゝかど

も】餘所事に聞いて居られたけれども。【一の宮】重仁親王。【生きて生を隔てたりとも】同じ世の中に生きてゐながら、全く別の世にでも居るやうであるといつてあることとも。【昌邑王賀】漢の孝武皇帝の孫。孝昭皇帝が崩じて嗣がないので、霍光は之を迎へて位につかしめたが、人柄がよくなかつたので、廢して故國に歸らしめた。【玄宗皇帝】楊貴妃を寵して國政が亂れたに乘じて、安祿山が反した。帝はやむなく長安の都を去つて蜀に幸したが、後亂平いで都に還つた。【安康天皇】帝は大草香皇子を殺して、その妃を納れて皇后とせられたが、後大草香皇子の子眉輪王の爲に弑せられ給うた。【崇峻天皇】蘇我馬子が自分の臣東漢直駒をして天皇を弑せしめ奉つた。

通譯　道中に於ても十分御食事もとられず、寛いで御寢もせられず、御歎に沈んで居られるから、御命がつづかうとも思はれない。月日の光をも御覽にならず、只烈しい風荒い波の音ばかりが御耳の底に殘つてゐた。ここは須磨の關であると申上げると、行平中納言が近流せられて、藻鹽垂れつつと詠んだ所だなと思し召し、彼處は淡路の國だとお聞きになると、淳仁天皇がお遷されになつて、心の苦しみやる方なく、幾程もなく御崩御になつた島だなと思はれる。昔は餘所事に聞いて居られたけれども、今は我が身の上になつたと思はれるのは哀である。急がぬ日數の積るにつけても、都の遠く隔つて行く事を御存知になつて、重仁親王の御行方もどうであらうと御心配であり、又合戰の日に白河殿の烟の中から迷ひ出られたものだから、官女達も何處に居るとも御存じがない

ので、生きて生を隔てたやうであると言つてあるのも、この事だと思はれる。外國の例をきくと、昌邑王賀は故國に歸り、玄宗皇帝は蜀山に遷された。我が國の事を考へてみれば、安康天皇は繼子に殺され、崇峻天皇は逆臣に犯され給うた。帝王君主も先の世から定まつてゐる、約束をお遁れになる事は出來ないものだと思はれ、お慰めの一端にもなつたのである。

讃岐に著かせ給ひしかども、國司未だ御所を造り出さざれば、當國の在廳散位高遠と云ふ者の造りたる一宇の堂、松山と云ふ所に在るにぞ入れまゐらせける。されば事に觸れて都を戀しく思し召しければ斯くなん、

　濱千鳥跡は都に通へども身はまつ山に音をのみぞ啼く

新院仁和寺を出でさせ給ふ御迹に、不思議の事ありけり。淸盛義朝洛中にて合戰すべしとて、源平兩家の郎等白旗赤旗をさして、東西南北へ馳せ違ふ。今度の合戰思ひの外早速に落居して、諸人安堵の思をなして、隱し置きける物ども運び返す處に、又この物騷出で來れば、今日こそ誠に世の失せ果てなんよと、上下あわて騷ぐ。大臣公卿馬車にて內裏へ馳せ參り給へば、主上驚き思し召して、兩方へ勅使を立てられていふ「各存ずる所あらば、奏聞を經て聖斷を仰ぐべき處に、兩人忽に合戰に及ばんずる條天聽に及ぶ。

仔細何事ぞ、早く狼藉を止むべし」と云々。兩人ともに、跡形なきよしをぞ勅答申さる。

語釋 【在廳】在廳官人の略。國司廳にあつて事務をとる者。【散位】位ばかりあつて職のない者をいふ。【松山】讃岐國阿野郡にある。【濱千鳥跡は都に云々】書いた文字は都へ通つて居るけれども、自分は都に行くことは出來ず、この松山に居て忍び泣きに泣いてゐるとの意。濱千鳥の跡は、文字を鳥の跡といふので、文字の意に用ひられたのである。【落居】落着。【存ずる處あらば】意に含んでゐる所があるなら。【聖斷】天子の御裁決。【天聽に及ぶ】天子の御耳に達した。【跡形なき由】事實無根の由。

通釋 讃岐に御到著になつたけれども、國司は未だ御所を造營しなかつたので、當國の在廳官人散位高遠といふ者の造つた一棟の堂が松山といふ所にあつたがそれへお入れ申した。故に何かにつけて都が戀しく思はれたので、かうお詠みになつた。

濱千鳥跡は都に通へども身はまつ山に音をのみぞ啼く

新院が仁和寺を出られた御迹に、不思議の事があつた。淸盛と義朝とが京都の中で合戰をするさうだといつて、源平兩家の家來等が白旗赤旗をさして東西南北へ馳せ違ふ。今度の戰は思ひの外に速く落着して、諸人は安心して隱して置いた物などを運び返して居る場合に、又この騷動が起つたので、今日こそ實際世の中の終りだらうと、上も下もあわてて騷ぐ。大臣も公卿も馬や車で宮中へ馳せ

つけられると、天皇は御驚き遊ばされて、清盛義朝兩人に勅使を立てられて言はれる。「各人意に含んでゐる所があるならば、陛下に申上げて、御裁決を仰ぐべきだのに、兩人が勝手に合戰をするさうなといふ事が、陛下の御耳に達した。どういふわけだ。早く騷ぎを止めよ。」と云々。然るに兩人とも事實無根の由をお答へ申される。

その日新院の中御門、東洞院の御所に建てられたる文庫共を、出納知兼を以て檢知せらる。或る文庫の中に手箱一合あり。御封を附けられて御秘藏と覺えたり。よつて知兼これを持ちて參內す。卽ち叡覽あるに、御夢想の記なり。その中に度々重祚の告あり。その度每に御立願あり。總じて甚深奇異の事共を記し置かせ給へり。然るを今披露あり。如何ばかり口惜しく思し召すらんと覺えたり。重祚の御事は、わが朝には齋明、稱德二代の先蹤あるが、朱雀白河の兩院も終に御素意を遂げ給はず。御意に深く懸けられたればにや、御夢にも常に御覽じけん。朱雀院は母后の御勸に依つて、御弟天曆の帝に讓り奉られしが、御後悔ありて、復り卽かせ給はん由、方々へ御祈どもありけり。伊勢へ公卿勅使など立てられけり。白河院もその志ましまして、御出家はありしかども、法名をば附かせ給はず、浮見原天皇の先蹤などを思し召しけるにや。白河院重祚の御志深かりける

故、院中の御政務は一向この御代より始れり。後三條の御時までは、譲國の後院中にて正しく御政務はなかりしなり。されば院中の古き例に、白河鳥羽を申すなり。脱屣と既に申す上は、古き屣の足に懸りて捨てまほしきを捨つる如くに思し召すべきに、結句新帝に讓り給ひて後、又重祚の御望あり。それ叶はねば院中にて御政務あること、すべて道理にも背き、王者の法にも違へり。斯様に朝儀廢るれば、斯かる亂も出で來るなり。

【語釋】【文庫】文書などを入れて置く庫。【出納】藏人所の役人で、常に校書殿に候して、納殿を守り、御物の出納を掌るもの。【一合】合は宮や櫃などを數へる時に用ゐる。【御夢想の記】御夢の中に神佛の御告のあつたことを記したもの。【重祚】再び天皇になられること。【齋明】舒明天皇の皇后。天皇の崩後卽位せられて皇極天皇となられたが、位を孝德天皇に讓られ、天皇崩じて後重ねて位に卽かれた。齋明天皇はこれである。【稱德】聖武帝の皇女。讓を承けて孝謙天皇と申し上げたが、次に位を大炊親王に讓り、後之を廢して位に復せられた。稱德天皇はこれである。【母后】御名穩子。關白基經の女。【天曆帝】村上天皇。【法名】佛道に入つて後の名。【淨見原天皇】天武天皇。淨見原は御所の所在地である。【院中の御政務】上皇の御政治。卽院政。【院中の古き例】院政の古い例。【脫屣】帝位を捨てることは、やぶれた履を脫ぎ捨てる如く、少しも惜しく思はないのをいふ。孟子に「舜視レ棄二天下一猶レ棄二敝屣一。」とある。【捨てまほし】捨てたいと思ふ。【結句】結局。【朝儀】朝廷の儀式制度。


其の日新院が中御門、東洞院の御所に建てられた文庫共を、出納の知家に命じてしらべさせられた。或る文庫の中に手箱が一つある。御封印がしてあつて御秘藏の品と思はれた。故に知家はこれを持つて參内する。直に御覽になると、御夢想の記である。その中に度々重祚のお告があり、その度毎に御願を立てられてゐる。すべて至極奇怪な事共を記し置かれてあつた。然るに今これをあばかれて、新院はどれ程か口惜しく思し召すであらうと思はれた。重祚の御事は我が國では齋明稱德二代の先例はあるけれども、朱雀、白河の兩院も終にかねての御志を遂げさせられなかつたのだ。崇德院は重祚の事を御心に深く懸けられてゐた爲か、御夢にも常に御覽になつたのだらう。朱雀院は母君の御勸によつて、御弟の村上天皇に御讓位遊ばされたが、御後悔なされて、御重祚の事を方々へ御祈願なされた。伊勢へ公卿や勅使などを立てられた。白河院も重祚の御望があられて、御出家なされたけれども法名をばお附けにならない。天武天皇の先例などをお考へになつてゐたのだらうか。白河院は重祚の御志が深かつたので、上皇の御政治は全くこの御代から始まつた。後三條天皇の御時までは、國を讓られて後院中で政務をとられる事は正しくなかつたのである。故に院政の古い例としては白河鳥羽をいふのである。脱屣と既に言ふ上は讓位をば古い履が足に邪魔になつて捨てたいと思ふのを捨てるやうに思はれる筈だのに、結局新帝に御讓位になつて後に、又重祚の御望があり、それが叶はないならば院中で御政務をおとりになる事は、すべて道理に

背き、王者の道にも違つてゐる。この樣に朝廷の儀式制度が廢れたので、こんな戰亂も起るのである。

すべて今度の合戰は前代未聞と申すにや。主上上皇御連枝なり。關白左府も御兄弟、武士の大將爲義義朝父子なり。この兵亂の源も、只故院、后の御勸に依つて、不義の御受禪共ありし故なり。先づ脫屣の後猶その末まで御計あらんには、當今は誰に讓りましまさん。帝王と申すに附けても、白虎通には、天地に合ふ人をば帝と稱し、仁義に合ふ人をば王と云へり。正法念經には、初め胎中に宿り給ふ時より諸天これを守護す。三十三天その德を別けて與へ給ふ故に、天子と稱すと云へり。かの經には三十七法具足せるを國王とす。常に惠み施しを行ひて惜しまず、柔和にして怒らず、正直に理りて偏頗なし。古き道を正しくして捨てず、能く人の好惡を知り、能く世の理亂を鑑み、貪欲なく邪見なく一切を憐み十善を行ず、この說あり。されば聊も御私なく天下を治め給ふべきに、愛子に溺れて庶を立て、后妃に迷ひて弟を用ふる、國の亂るる基なり。こゝを以て書にいはく「聖人の禮をなす、その嫡を尊みて世を繼がしむるに在り。太子賤しくして庶子を尊ぶは亂の始めなり。必ず危亡に至る」と。又傳に曰はく、「后並んで嫡を等しう

するは國の亂るゝ基」と云々。されば后多くして同年の太子數多おはしまさば、天下必ず亂るべきにや。詩には艶女を貶り、書には哲婦を諫めたり。王者の后を立て給ふ道故あるべきなり。后と申すは位を宮闈に正しくして、體を君王に等しくす。されば三夫人九嬪二十七世婦、八十一女御ありて、內、君を助け奉る。依つて詩に曰く「關々たる雎鳩君子の德を助く」と、聲和かなる雎鳩の、河の洲に在りて樂しめる體、幽深としてその品あるが如し。后妃各關雎の德ありて幽閑貞專なる、君子の好き類なり。こゝを以て天下を化し、夫婦を別ち、父子を親しんじ、君臣に禮ありて朝廷正しとぞ申し傳へける。

【語釋】【御連枝】御兄弟。【后】美福門院をいふ。【不義の御受禪】崇德天皇が未だ御盛んであらせられるのに、强ひて近衞天皇に位を讓らしめ給ひ、次に近衞天皇が崩ぜられると、重仁親王を立てずして後白河天皇を御立てになつた事などをいふ。受禪は君主の位をゆづり受けて御卽位になることをいふ。【當今】今の天子。【白虎通】白虎通義のことで、後漢の肅宗か諸儒に詔して五經の異同を北宮白虎觀で考定せしめ、班固に命じて、その議を撰錄せしめたもの。【諸天】諸の天部に屬する神。【三十三天】忉利天ともいふ。須彌山の頂の四方に八つづつ、合せて三十二天があり、その中央に帝釋の居城があつて、合せて三十三天となる。【三十七法】三十七道品の事で、四念處、四正勤、四如意足、五根、五力、七覺支、八正道をいふ。【正直に理り】正直に理非を判斷し。【理佩】治佩。【庶」庶子。【后妃に迷ひて】美福門院の色に迷はれたのをいふ。【弟を用ふる】後白河天皇を立

てられたのをさす。天皇は崇德上皇の御弟である。【書】書經。虞夏商周四代の政道を記したものを孔子が刪定したものである。もと尙書といつたが、後世に至り書經と稱した。【傳】左氏傳。魯の史官左丘明が、孔子の春秋に就いて解說したものである。【后並んで】后が幾人もあつて。【嫡を等しうする】同年の嫡子があること。【詩】詩經。孔子が殷より春秋時代までの詩を輯めたもの。【艷女を貶り】美しい女が勢力を得て、政事に嘴を入れるのをそしつてゐるのである。「艷妻煽方處」とある。【哲婦】知謀ある女をいふ。書とあるのは詩の誤だらう。詩經の中に「哲夫成レ城哲婦傾レ國」とある。【宮闈】宮中。闈は宮門をいふ。【體を君主に等しくす】后は天皇と同じく尊いのをいふ。【夫人、嬪、世婦、女御】何れも支那同時代の女官の名。【關々たる云々】詩經の中に「關々雎鳩在二河之洲一、窈窕淑女君子好逑」とある。關々は聲のやはらいで居るのをいひ、雎鳩はみさごをいふ。窈窕は女のしとやかで貞淑なるのをいひ、好逑はよきたぐひとよみ、好い配偶をいふ。これは聲の和かな雎鳩が雌雄睦まじく、河の洲に居る如く、しとやかで貞淑な女子は君子のよい配偶であるとの意。この詩は文王と其の妃、太姒の德をほめていつたものである。【幽深】奥ゆかしいこと。【品ある】品格が高い。【幽閑貞專】幽靜閑雅で貞淑なのをいふ。【好き類】よいつれあひ。【天下を化し】天下の風を善に化せしめるのをいふ。

【通釋】一たい今度の樣な戰亂は昔から未だない事だといふべきであらう。主上と上皇は御兄弟である。關白と左府も御兄弟、武士の大將爲義義朝は父子の間である。この兵亂の原因も、ただ故鳥羽院が美福門院の御勸によつて、正義でない御受禪などなされたからである。先づ位を讓られて後、

猶その次次の天子まで立ち入つてお定めになつては、今の天皇は誰に位を讓られるか。帝王といふ事について、白虎通には、天地の道にかなふ人を帝と稱し、仁義の道に合ふ人を王といふと書いてある。又正法念經には、初め母の胎內に宿られた時から、諸の天部の神がこれをお守りし、三十三天が各その長ずる德を分ち與へられるのだから、天子といふといつてゐる。又その經文に三十七の道を悉く具へてゐる者が國王である。國王たるものは常に惠みと施しを行つて惜しむ事なく、柔和であつて怒らず、正直に理非に判斷して不公平な事をしない。古來よりの道を正しくして捨つる事なく、能く人の好む所と惡む所を知つて、世の治亂を鑑み、貪欲なく、邪見なく、一切のものを憐んで、十善を行ふものだとの說がある。されば少しも私心なく天下を治められる筈であるのに、愛子に溺れて庶子を太子に立て、后妃の色に迷つて弟を重用したりするのは國を亂る基である。それだから書經にいつてある。「聖人が禮を造つたのは、その嫡を尊んで、世を繼がせる爲である。太子を賤しくして庶子を尊ぶのは亂を起すもとである。必ず危亡に陷る。」と。又左氏傳にいつてある。「后が幾人もあつて、同年の嫡子が多ければ、必ず國家の亂れる基となる。」云々と。されば后が多くて同年の太子が多くあられたならば、天下は必ず亂れるのであらうか。詩經には美しい女を貶り、書經には知謀ある女を排斥してゐる。王者の后を立てられるに際しては、餘程考へられねばならんところである。后といふものは宮中に於ける最高の位で、天皇と同じく尊い御體である。故に三夫人、

九嬪、二十七世婦、八十一女御があつて、宮中に於て君主をたすけ奉つてゐる。依つて詩にいふ、「關々たる雎鳩君主の德を助く。」と、聲の和かなみさごが河の洲にあつて樂しんで居る樣子は奥ゆかしく品格が高いやうである。后妃たる者は皆このみさごの如き德があつて、幽靜閑雅貞淑であれば君子のよきつれあひとなるのである。それによつて天下の風を善に化せしめ、夫婦別あり、父子親あり、君臣禮あつて、朝廷も正しくなると言ひ傳たのである。

無鹽君の事

爰に齊國に婦人あり、無鹽と號く。形醜くして色黑し。喉結ぼほれ項肥えたり。腰は折れたるが如く、胸は突き出せるが如し。蓬亂の髮は登徒が妻に勝れ、濫褸の上の絹、董威が輩に超えたり。折額と鼻びせに、高匡と眶高に、顩頞と頤細に、隅自と目眇みたり。されば三十になるまで敢へて娶る者なし。或る時宣王の宮へ詣でて申さく、「妾君王の聖德あることを聞きて、后妃の數に連らんことを願うて詣で來れり」宣王卽ち漸臺に酒肴を設てこれを召す。時に左右の見る人、口を掩ひ目を引き笑ふ。王未だ言葉を出し給はず、婦人雎眄と目見張りて、胸を打ちて、「危いかな〳〵」と四度申せば、宣王「何

事を宣べるか願はくはその故を聞かん」女答へて曰はく「大王は今天下に君たれども、西に衞秦の愁あり、南に强楚の敵あり、外には三國の難あり、内には姦臣聚れり。既に今春秋四十七に至るまで、太子立ち給はず、只繼嗣を忘れて婦人をのみ集む、好む處を恣にして憑むべき所を緩くせり。若し一旦に事出で來らば、社稷靜まらじ。これ一つ。五重の漸臺を造りて、金を敷き玉を鏤めて、國中の寶を盡し、萬民悉く疲れたり。これ二つ。賢者は山林に隱れ、佞臣は左右に在り、僞り曲る者のみ進みて、諫め諭す者なし。これ三つ。酒を嗜み女に溺れ、夙夜に思を盪し志を恣にして、前には國家の治を思はず、後には諸侯禮を收めず。これ四つ。危いかな／＼」と申せば、宣王聞き給ひて、「今寡人に云ふ所これ至れる理なり、誠にわれ誤の甚しきなり。身の全からんこと近きにあり」とて、立所に漸臺を壞ち捨て、彫琢を止め、諂へる臣を退け、賢者を招き、女樂を遠け、沈醉を禁じ、終に太子を選び、この無鹽君を拜して后と定めしかば、齊國大に安し。これ醜女の功なりと云へり。

語釋　【無鹽】姓は鍾、名は離春といふ。無鹽はその邑の名。【喉結ぼれ】喉の肉が高くなつて、紐の結び目のやうになつてゐる。【蓬亂の髮】よもぎの如く亂れた髮。【登徒】楚の襄王の臣。其の妻の醜かつた事は文選、宋

王の「登徒子好色賦」に出てゐる。【繿縷の上の絹】繿縷はぼろのこと。卽ぼろの上着をいふ。【董威】支那晋の人で、極めて貧困であつた。殘絮縷帛を以て衣としてゐたといふ。【鼻びせ】鼻の低いこと。【目眇み】やぶにらみのこと。【宣王】齊國の王。【漸臺】池に臨み水が下をひたして居る高樓。漸は浸をいふ。【三國】趙、衞、魏。【春秋】年。【社稷】國家。社は土地の神、稷は五穀の神をいふ。王者は必ずこれを祀るので、轉じて國家の意に用ふるやうになつた。【夙夜】朝早くから、晩おそくまで。【盪す】本心を失はせるのをいふ。【寡人】寡人は德の少い人の意で、王や諸侯などの謙遜していふ詞である。【彫琢】寶石などを みがいて 飾ること。【女樂】女の音樂。【沈醉】醉ひつぶれる。

通釋　さても支那の齊の國に婦人があつて、無鹽といふ。容姿がみにくくて、色が黑い。喉の肉が高くなつて、首は猪首である。腰は折れたやうで胸は鳩胸になつてゐる。よもぎの如く亂れた髮は登徒の妻以上で、ぼろ〳〵の上着は董威の輩も及ばぬ程である。折額といつて鼻が低く、高匡といつて目のふちが高く頷顑といつて顎が細く、隅目といつてやぶにらみである。故に三十になるまで妻に迎へようといふ者がない。或る時宣王の御殿へ參つて言ふには、「妾はあなた樣の聖德のある事をきいて、后妃の數に入れていただき度いと思つて參りました。」と、宣王はそこで池に臨んだ高樓で酒肴をかまへて無鹽を召される。時にお側で見る人は、口を掩ひ目を引いて笑ふ。王が未だ一言も出されんのに、婦人は睢眄といつて目を見張り、胸を打つて、「危い〳〵。」と四度言つたので、

宣王は「何が危いのか、どうか其のわけを聞かしてもらひ度い。」といふと、女は答へて言ふに、「一大王は今天下に君臨して居られますけれども、西に衛秦の恐があり、南に強い楚の敵が居り、外には三國の難があり、内には姦臣が集つて居ります。既に御年も最早四十七に至つて、まだ太子が立たれず、只世繼の事を忘れられて、女ばかりを集められます。好む事ばかり勝手にして、大切な事をゆるかせにせられて居ります。若し一朝事變が起つた場合には、國家は安穩でありますまい。これが一つであります。五階もの池に臨んだ高樓を建て、金を敷き玉を鏤めて、國中の寶をつかひ盡し、萬民は悉く疲れてしまひました。これが二つであります。賢者は山林の中に隱れて、惡臣がお側に居り、僞り曲つた者だけが出世して、諫め諭す者はありません。これが三つであります。酒を好み、女色に溺れ、朝から晩まで本心を失はせる事ばかりして、勝手氣儘なことをやり、内には國家の政治を思はず、外には諸侯が禮を收めません。これが四つであります。危い事であります〳〵。」と言ふと、宣王が聞かれて「今わしに言つた所は至極道理である。誠にわしは甚だしい間違をしてゐた。身を助ける手段は手近にある。」と仰せられて、直に漸臺をこわして捨て、寶石などを飾る事を止め、諂ふ臣を退け、賢者を招き、女樂を遠け、醉ひつぶれる事を禁じ、終に太子を選び立て、この無鹽君を敬して皇后としたから、齊國は大に安泰であつた。これは醜女のお蔭であるといつた。

然るを今は只顔色に耽り、寵愛を前として後宮多き故に、國亂るるなり。されば周の幽王は褒姒を愛して、本の申后並にその腹の太子を捨て、褒姒を后として當腹の伯服を以て太子をせしかば、申后怒をなして、繒綵を西夷大戎に與へて、幽王の都を攻めしかば、烽火を擧ぐれども兵も參らずして、幽王討たれ給ひて、周國亡びてけり。すべて天下の亂政道の違ふこと、後宮より出づるなり。依つて詩に曰はく「婦人長舌ある、これ禍の階なり。天より降すに非ず。婦人より成る」と云へり。長舌とは言ふこと多くして禍をなすなり。これ強ひて君を教へて惡を爲さしむるにも非ず、亂の道を語るにもあらざれども、婦人を近附けその詞を用ふれば、必ず禍亂起るなり。されば婦人は政に交ることなし。政に交れば亂これより成ると云へり。史記には「牝雞朝する時は、その里必す亡ぶ」と云へり。牝雞の時を作るは所の怪異にて、その鄕亡ぶるが如く、婦人政をいろふことあれば、國亂ると云へり。然るを鳥羽院美福門院の御はからひに任せて、御恙もましまさぬ新院を押し下しまゐらせて、近衞院を御位に卽け奉り、嫡孫を擱きて、第四の宮當今御受禪ありし故に、この亂出來せり。嫡々を擱きおはしますは故院の御誤にや。然れども天津日嗣は掛けまくも忝なく天照太神より始めて、今に絕えざる御事なれ

ば、昔よりこの御望ありし君、一人も御本望を遂げられたることなし。されども御はからひ違ふ故にや。これより世亂れ初めて、公家忽に衰へ、朝儀彌廢れたり。洛中の兵亂はこれを始めと申すなり。

【語釋】【後宮】后妃などをいふ。【周の幽王】幽王は褒姒を愛して、子伯服を生み、意に申后及び太子を廢し、褒姒を以て后として、伯服を太子とした。褒姒は笑を好まなかつたから、幽王は何とかして彼を笑はせうとし、いろ／＼の手段をとつたが、遂に笑はなかつた。最後に烽火をあげたところが、諸侯は賊が起つたと思つて、諸方から集まつた。しかし賊はどこにも起つて居なかつたから諸侯呆然としてゐる樣を見て、褒姒は大いに笑つた。幽王は之を悦んで其後屢烽火をあげたので、諸侯は信用せず、最早集らなくなつた。折から、申侯は后と太子との廢せられたのを怒つて、犬戎を共に幽王を攻めた。時に幽王は烽火をあげて兵を徵したが、兵の至る者なく、幽王は遂に驪山の下で殺され、褒姒は虜にせられた。【繒綵】美しい絹帛。【烽火】のろし。兵を集める合圖の火。【婦人長舌ある云々】詩經瞻仰篇に「婦有二長舌一、維厲之階、亂匪レ降レ自レ天、生レ自二婦人一」とある。長舌は多辯なのをいふ。【牝雞朝する云々】めんどりが朝の時を告げた時は其の里は必ず亡ぶといふので、婦人が夫の權利を奪ふことの不可なるを諷していつた言である。これは書經の牧誓篇に「牝雞無レ晨。牝雞之晨惟家之索。」とある。本文史記としてあるのは誤。【いろふ】取扱ふ。【嫡孫】重仁親王。【第四の宮】後白河天皇。【故院】鳥羽法皇。【掛けまくも忝なく】口に出していふのも畏多い。【御はからひ違ふ故にや】鳥羽院の御計ひが道理に違つてゐた故であらうか。

通釋　然るに今は只美人本位で、可愛らしいのを第一とし、后妃などは多數あるので、國が亂れるのである。故に周の幽王は褒姒を愛して、本の后申后及びその腹の太子を捨て、褒姒を后として、その腹の伯服を太子としたから、申后は怒つて、美しい絹帛を西方の夷犬戎に與へて、幽王の都を攻めたので、烽火を擧げたけれども兵も集らず、幽王は討たれて、周は亡びてしまつた。すべて天下が亂れ、政道の間違ふことは後宮から起るのである。それで詩經には「婦人の多辯なのはこれ禍のもとである。禍は天から降るのではなくて、婦人から起る。」といつてある。多辯とは言ふことが多くて禍をまねくのをいふ。これは强ひて君をそそのかして惡事を行はしめるでもなく、亂の起るやうな方法を話すでもないけれども、婦人を近づけ其の詞を採用すると、必ず禍亂が起るのである。故に婦人は政治にくちばしを入れる事をさせない。婦人が政治にくちばしを入れると亂がこれから起るといふ。史記には「めんどりが朝の時を告げた時には、其の里は必ず亡ぶ。」といつてある。めんどりが時を作るのは、其所の怪異で、其の里が亡びるが如く、婦人が政治を取扱ふことがあれば、國が亂れるといふ。然るに鳥羽院は美福門院の御はからひに任せて、御病氣もない新院を押し下して、近衞院を御位に卽け奉り、尙又嫡孫を擱いて、第四の宮を今上天皇にして御讓位なされたから、この亂が起つたのである。嫡孫を擱かれたのは鳥羽院の御誤であらう。けれども天津日嗣は口にいふのも畏多い事ながら天照太神より始まつて、今に至るまで絕えない事であるから、昔

から、天位を望まれた君で、一人として御本望を遂げられた事はない。けれども鳥羽院の御計らひが道理に違つてゐた故であらうか。これより世の中が亂れ初めて、朝廷忽に衰へ、朝廷の儀式制度はいよ／＼すたれてしまつた。京中の兵亂はこれが始めであるといふ。

左府の君達附謀叛人各遠流の事

同じき二十五日、人々遠流の由宣下せらる。左京大夫入道は常陸國、近江中將成雅は越後國、盛憲入道は佐渡國、正弘入道は陸奥國とぞ聞えける。左大臣の二男中納言師長、日數經ば、さりともと思し召しける處に、配流の事一定と聞き給ひて、今を限の由入道殿へ御消息をまゐらせられけり。

一日乍抑別涙。罷出御所之後。不審彌多。雖謝有餘。實如蒙堯向壁。殿下及八旬之暮年。猶留九重之花洛。師長提一面之琵琶。遙去萬里之雲路。近嚴顔事又何日。非晤夢不知其期候。倩毎思此事。落涙空千行。縱椿葉之陰再雖改。戀慕之情難休。手振心迷。不能述懷而已。師長自幼少至于今。携絃歌文筆之藝。是奉仕帝邊為致忠節也。而忽逢此殃。長斷其恩畢。雖知宿運令然。

不レ耐ヘ二愁難キニ一抑ヘ悲哉。更ニ難シレ盡シ二紙上ニ一。只可ク下令メ垂レ二賢察ヲ一給ハル上候。又去ルニ二雲外淵底ニ一之後。早
無キニ二不審一之程可キニ二仰セ給ハル一之由。可下令シメ二言上セ一給ハル上。書狀狼藉。莫レ及ブニ二高覽ニ一。私ニ一見之後。早
破レ早ク破レ。不レ可カラレ及ブニ二外見ニ一。恐惶謹言。

七月晦日　　山寺隱士師長上

進上　藏人大夫殿

とぞ書かれける。

語釋【宣下】天皇のお言葉が下ること。【左京大夫入道】敎長。【日數經ば】今日まで大分日數がたつたことであるから。【さりともと】罪はゆるさないと言ふけれども、萬一ゆるされるかも知れないと思はれたのをいふ。【配流】流刑に處せられること。【入道殿】忠實をいふ。【御消息】御手紙。【御所】忠實の居所をさす。【不審彌多】不審は不明のことで、御安否が不明で、御安じ申してゐるとの意。【有餘】餘る程の鴻恩。【蒙瓮向壁】瓮はかめの類で、これをかぶつて壁に向つて居るとの事で、言葉の通しにくいのにいふ。【八旬の暮年】八十歲の老年。【九重の花洛】京都をいふ。【嚴顏】御顏といふに同じい。【晴夢】夜の夢。【倩】ツラ〳〵。【椿葉之陰再雖改】久しく生存せられてもの意。椿葉は莊子に「上古有二大椿者一、以二八十歲一爲レ春、八千歲爲レ秋」とあつて長壽の意に用ひ、陰再改は二回〇の春秋を經過すること。【去雲外淵底之後】遠く海山を隔てた境に去るの後。淵底は海中のこと。【無不審之程】御安否を御案じ申さぬ樣に。【藏人大夫】攝政 關白の家の 藏人所に候して 雜務を取るも

の。大夫は五位をいふ。

通釋　同廿五日に謀反人共を遠流せよとの勅命が下る。左京大夫入道は常陸國、近江中將成雅は越後國、盛憲入道は佐渡國、正弘入道は陸奥國へ流されるといふことであつた。左大臣の二男中納言師長は今日まで大分日數がたつた事であるから、罪はゆるされないと言ふけれども、萬一ゆるされるかも知れないと思はれてゐる場合に、配流の事が決定したと聞かれて、忠實公に最早これ限りであるとの御手紙を送られた。

先日名殘惜しさの涙を抑へて、御殿から歸りまして後、御安否が不明で御安じ申してゐます。餘る程の御鴻恩を非常に有り難く思つて居りますけれども、かゞめを蒙つて壁に向ふが如く、出していふ言葉がありません。あなた樣は八十歳の御老年で猶京都の中に留まられ、私は一面の琵琶を提げて、遠い配所にまゐります。御顏を拜む事は何時出來ませう。夜の夢でなくては、お目にかかる時はありません。つら〳〵この事を思ふ度毎に、涙が止みなく流れます。縱令如何に久しく生存せられても、おんなつかしさの止む時はありません。手が振ひ心が亂れて、思ふ事を十分述べる事が出來ません。私は幼少の時から今に至るまで、音樂や和歌文筆の藝道にたづさはりました。是は天皇に仕へ奉つて、忠義をつくす爲であります。然るに忽此の災難にあつて、永久に其の志をたつてしまふ事になりました。前世からの運命がさうさすのであると知つてゐますけれども、

悲しくてこらへきれません。ほんとに悲しい事であります。全く書きあらはすことは出來ませんので、どうか御推察下さいませ。又海山遠く去りました後は、御安否を御案じ申さぬ樣に、時々御通信を下さるやう申上げて下さいませ。亂雜な書き方を致しまして、お目にかけられない程であります。ひそかに御覽になつた後は早く破りすてて、他人に見せて下さいますな。　恐惶謹言

七月一日　　山寺隱士師上拜

藏人大夫樣

まゐる

とかかれた。

八月二日左大臣殿の息右大將兼長を始めとして四人、南都を出でて山城國稻八間と云ふ所へ移りて、これより各配所へ赴かる。死罪を宥められて遠流に成りぬるは悅なれども、猶行末も覺束なかりけり。檢非違使惟繁資能二人追立の使にて、兄弟四人各重服の裝束にて、御馬をば下部取りてければ、押取にしたる鞍なれども、うたてげなるにぞ乘り給ひける。見る人目も當てられざりけり。

太政官符　左京職

應追位記事

正二位藤原朝臣兼長　出雲國

從二位藤原朝臣師長　土佐國

正三位藤原朝臣教長　常陸國

右二位行權中納言兼左兵衛督藤原朝臣忠雅宣。奉勅。件等人坐事配流件國。宜仰彼職令追位記者。職宜承知。仍宣行之。符到奉行。

保元元年八月三日

修理左宮城使正五位下行左大史兼算博士

左辨官正五位下藤原朝臣

太政官符　治部省

應令還俗太法師範長事

右正三位行權中納言兼左兵衛督藤原朝臣忠雅宣。奉勅。範長坐事配流安藝國。宜仰彼省先令還俗。省宜承知。依宣行之。符到奉行。

保元元年八月三日

修理左宮城使正五位下行左大史筭博士

左辨官正五位下藤原朝臣

【語釋】【四人】兼長、師長、隆長、教長。【稍八間】山城國相樂郡。【追立の使】罪人を追放する使。【重服の裝束】喪服である。父母の喪を重服といふ。今は父頼長の喪中であるから、喪服をつけてゐたのである。【押取にしたる鞍なれども】一度取り上げた鞍ではあるけれども。四人の所持品は追ひ立ての使に取り上げられたのであるが、其の時鞍もとられてしまつたのである。それで前に取り上げられてゐた鞍の中で粗末なのを貰つて馬に置いたのである。【うたてげなる】甚だ粗末なこと。【太政官符】太政官より下された書面。符は官印を押した書面をいふ。【左京職】この頃京都の中央朱雀大路を界として、東西に別ち、東を左京、西を右京といひ、その兩京を分管して、司法警察以下京中の庶政を掌らしめた。その左京の事を司る職を左京職といふ。【追】取りあげる。【位記】叙位の辭令。【正二位行權中納言】官と位とが相當して居る時は、官を上に位を下に書くべきであるが、位が高く官が卑しい時は、位を上に官を下に書き其の間に行の字を書加へる。又位より官の方が高い時には守の字を加へるのである。【宣】詔を受け傳へること。【符到奉行】この官符が到着したなら、その事をとり行への意。【修理左宮城使】修理宮城使は左右に別れてゐて、宮城の外廓や左右の京の坊門などの修理を掌る職。これは左の方である。【筭博士】大學寮に屬して、筭術を教へることを掌り、又諸國より貢の御調物を勘計する

ことを掌る。【治部省】雅樂、僧尼、山陵及び外交の事も掌つた。【坐事】坐は關係する意で、惡事に關係したのをいふ。【還俗】一度僧籍に入つたものが、元の俗人に還るのをいふ。

【通釋】八月二日に左大臣殿の息右大將兼長を始めとして四人、奈良を出て山城國稻八間といふ所へ移つて、此所から各配所へ行かれる。死罪をゆるされて遠流になつた事は悦ばしい事であるけれども、猶行くさきの地がどうかと考へると、心細い事であつた。檢非違使の惟繁、資能兩人が追放の使で、兄弟四人は各素服をつけて、御馬の口をば下部が取つてお供をしたので、鞍は取上げた鞍の中から取出したのであるけれども。最粗末なのに乘られてゐた。これを見る人は氣の毒で目も當てられなかつた。

太政官符　左京職

敍位の辭令を取り上ぐべき事

正二位藤原朝臣兼長　出雲國
從二位藤原朝臣師長　土佐國
正三位藤原朝臣敎長　常陸國

正二位行權中納言兼左兵衛督藤原朝臣忠雅が勅命によつて傳へる。右の者等は事によつて、右の國々に流されるので左京職に命じて位記を取り上げさるのである。左京職はこれを承知せよ。勅命に

よつてこれをいふ。この官符が到著したならば、其の事をとり行へ。

保元元年八月三日

修理左宮城使正五位下行左大史兼算博士

左辨官正五位下藤原朝臣

太政官符　　　　治部省

大法師範長を俗人に還らすべき事

正三位行權中納言左兵衞督藤原朝臣忠雅が勅命によつて傳へる。範長は事によつて安藝國に流す。治部省に命じて俗人に還らしめるので、治部省に於ては承知せよ。勅命によつてこれをいふ。この官符が到著したら、その事をとり行へ。

保元元年八月三日

修理左宮城使正五位下行左大史兼算博士

左辨官五位下藤原朝臣。

この範長禪師は配所安藝國とぞ聞えし。各故郷をば今日を限と立ち別れ、東西南北へ左遷に赴き給ふ心の中こそあはれなれ。師長は大物と云ふ所に留り給ふに、源惟守と云

ふ者、この程琵琶を習ひ奉りて常に參りけるが、最後の御送とてこれまで參つて、終夜秘曲を調べ「何處の浦までも參るべく候へども、武士許し侍らねば罷り歸り候ふ。御餘波惜しく候ふ」と申せば「汝情ありてこれまで來ることこそ有り難けれ」とて、淸海波の秘曲を授け給ひて、その譜の奧に斯くぞ遊ばされける。

敎へ置くその言の葉を忘るなよ身は青海の波にしづむと

惟守袖を廣げてこれを賜ひつゝ、涙に咽びて立ちにけり。この外國々へ流さるゝ人十四人とぞ聞えし。禪閤は左府の御形見の君達にも皆々別れ給へば、別涙押へ難くて、斯かる物思に消えやらぬ露の命も中々恨めしく「生きて物を思はんよりは、只春日大明神命を召せ」と申させ給ふぞ、せめての御事とあはれなる。

語釋　【大物】攝津國河邊郡にある。今の尼崎市の東。【これまで】大物まで。【秘曲】曲の中で容易に人に傳へられぬ大切な曲。【靑海波】盤涉調の曲名。天竺樂、又は龍宮樂ともいふ。【譜】曲調を書いたもの。【敎へ置くその言の葉を云々】わが身はたとひ靑海の波の底に沈んでも、今敎へたこの秘曲を忘れるなよ。しづむとはしづむともの意。靑海の波は靑海波をよみ入れるためにいつたものである。【禪閤】佛門に入つた太閤をいふ。【中々】却つて。【命を召せ】我が命をお取り下さい。【せめての御事と云々】あまり悲しまれた樣、御心がこゝまで至つたのであらうとあはれである。

通釋　この範長禪師は配所が安藝國だといふ事である。各故郷を今日を限と立ち別れて、東西南北へと流される心の中は哀れなことである。師長は大物といふ所に留つて居られる時に、源惟守といふ者が、近頃琵琶をお習ひして、常に參つてゐたが、最後の御送別だといつてこゝ迄來て、終夜祕曲を調べ、「何處の浦までも參り度いのでありますけれども、武士が許しませんので歸ります。御名殘り惜しう御座います。」といふと、「お前が深情にもこゝまで來てくれたのは有り難い。」といつて、青海波の祕曲を授けられて、その譜の奥にかうお書きになつた。

敎へ置くその言の葉を忘るなよ身は青海の波にしづむと、

惟守は袖を廣げてこれを頂戴し、涙に咽んで立ち去つた。この外諸國へ流される人が十四人あるさうだ。禪閤は左府の御遺子達にも皆別れられたので、別離の涙を止めかね、こんな悲しい思をして、尙消え失せぬはかない命も却つて恨めしく、「生きて苦しい思をするよりは、春日大明神樣只命をお取り下さいませ。」と祈られたのは、あまり悲しまれた極御心がこゝまで至つたのであらうと哀である。

大相國上洛の事

さる程に八月八日、宇治の大相國富家殿に歸り住ませ給ふべき由、內々申させ給へども、天氣ゆりず。剩へ南都にて惡黨を催し給ひけるとて、配所へ遣はさるべき由宣下せられければ、信西、關白殿へこの由申せば、殿下父を配所へ遣はして、その子攝籙を仕らんこと面目なき由仰せければ、信西この由を奏聞す。「關白左樣に申されば、さながらこそあらめ」と仰せなりければ、禪閤この由を聞し召して「關白、入道が事を是程に思ひけるものを、何の故に日比快からず思ひつらん」とて、御後悔ありけり。然れども猶世を恐れさせ給ひて、內裏へ申させ給ひけるは、「若し朝家の御爲野心を存せば、天神地祇の冥罰を蒙り、當來には三世諸佛の利益に洩るべし」とぞ書かせ給ひける。南都に御坐ありては惡しかりなんとて、關白殿より御迎に人をまゐらせければ、御所勞とて出で給はず。猶世を危ませ給ふ故なり。依つて殿下より御子左衞門督基實を御使として、委しく申させ給ひければ、その時入道殿南都を出で給ひて、知足院に住ませ給ふ。御年八十四とぞ聞えける。

【語釋】【大相國】太政大臣の唐名。【內々申させ】內々朝廷へ願はれたのである。【ゆりず】御許しなし。【攝籙】攝政に同じい。【さながらこそあらめ】流さず其のままにしておかう。【猶世を恐れさせ給ひて】何時罪をつけら

れるかも知れんと心配せられるのである。【當來】未來。【三世の諸佛】三世は過去、現在、未來で、すべての佛をいつたものである。【御所勞】御病氣。

通釋 さて八月八日に宇治の太政大臣忠實公は富家殿に歸り度いといふ事を、內々朝廷へ願はれたけれども、天皇の御許しがなく、尙其の上に奈良で惡者どもを集めて、反逆をはかつたとの廉で、流罪にせられるとの勅命があつたから、信西が關白忠通公にこの事を申すと、殿下は父を配所へやつて、其の子が攝政になつてゐる事は面目次第もない事だと言はれたので、信西はこの事を奏上する。「關白がそんなに言ふなら、流さず其のままにしておかう。」と天皇が仰せられたから、禪閤はこの事をお聞きになつて、「關白は私の事を是程に思つてくれてゐるのに、何故に日頃不快に思つたのであらう。」といつて御後悔なされた。然し猶世の中を恐れられて、禁中へ申されたのには、「若し朝廷の御爲に野心を抱いたならば、天神地祇の冥罰を蒙り、未來に於ては諸佛のお蔭を受けますまい。」と書かせられた。奈良に居られては善くありますまいと言つて、關白殿から御迎に人を遣されると、御病氣だとて出られない。矢張り世の中を危險に思はれる故である。で殿下より御子の左衛門督基實を御使として、委しくお話をさせられたので、其の時に入道殿は奈良を出られて、知足院に住ませられる。御年は八十四歲だとの事であつた。

新院御經沈の事附崩御の事

さる程に新院は八月十日に御下着の由、國より御請文到來す。この程は松山に御座ありけるが、國司既に直島と云ふ所に、御所を造り出されければ、それに遷らせおはします。四方の築垣築き、只口一つ開けて、日に三度の供御まゐらする外は、こと問ひ奉る人もなし。さらでだに習はぬ鄙の御住居は悲しきに、秋も漸う闌け行くまゝに、松を拂ふ嵐の音、叢に弱る蟲の聲も心細く夜の雁の遙に海を過ぐるも故郷に言傳せまほしく、曉の千鳥の洲崎に噪ぐも、御心を碎く種となる。わが身の御歎よりは、僅に附き奉り給へる女房達の伏し沈み給ふに、いよ〳〵御心苦しかりけり。

語釋　【御下着】讃岐國に御着きになるのをいふ。【國より】國司より。【御請文】請け取り奉つたとの書面。【直島】讃岐の海上、小豆島の近傍にある。【築垣】板を心にして泥で塗り固めた垣。【供御】御食物の敬語。主として天皇にいひ、武家時代には將軍にもいつた。【こと問ひ奉る】お尋ね申す。【さらでだに】さうでなくてさへ。【故郷に言づてせまほしく】漢の蘇武が匈奴から雁に書を附けて、故郷に送つた故事を引いたので、故郷なる京へ、御音信をなされたく思し召すのである。【洲崎】海濱。

通釋 さても新院は八月十日に讃岐國に御著になつたと、國司から御請文が到著する。この間中は松山に居らせられたが、國司が既に直島といふ所に御所を造營したから、それにお遷りになる。四方に築垣を築いて、只口を一つ開けて、日に三度の御食物を差上げる外は、お尋ね申す人もない。さうでなくてさへ馴れない田舍の御住居は悲しいのに、秋もだん〴〵深くなつて行くにつれて、松にあたる嵐の音、叢に弱る蟲の聲も心細く、夜の雁が遙に海の上を飛び行くにつけても故郷に音信を傳へ度く、曉に千鳥が海濱に噪ぐのを聞かれても、御心を碎く種となる。御自分の御歎よりも僅にお附き申して居る女房達が愁に沈んで居るのを見られて、いよ〳〵御心苦しくあつた。

朕遙に神裔（しんえい）を受けて天子の位を踐（ふ）み、太上天皇の尊號を蒙つて、枌楡の居を占めき。先院御在世の間なりしかば、萬機の政を心に任せずと雖、久しく仙洞（せんとう）の樂（たのしみ）に誇りき、思出なきにあらず、或は金谷（きんこく）に花を弄（もてあそ）び、或は南樓の月に吟じ、既に三十八年を送れり。過ぎにし方を思へば、昨日の夢の如し。如何なる前世の宿業（しゆくごふ）にか斯かる歎に沈むらん。縱令烏の頭白くなるとも、歸京の期（ご）を知らず。定めて望鄕の鬼とぞならんずらん、偏に後世（こせ）の御爲とて、五部の大乘經を三年が程に御自筆に遊ばして、貝鐘（かひかね）の音も聞えぬ所に置き奉らんも不便なり。八幡山か高野山か若し御許（ゆるし）あらば、鳥羽の安樂壽院の御墓に置

き奉りたき由、平治元年の春の比、仁和寺の御室へ申させ給ひしかば、五の宮よりも關白殿へこの由傳へ申させ給ふ。殿下より能き樣に執り申させ給へども、主上終に御許されもなくして、かの御經を卽ち返し遣はさる。

語釋　【神裔】天照大神の御末。【枌楡の居】上皇の御所。仙洞御所。【先院】鳥羽院。【思ひ出なきにあらず】前の事を思ひ出して心を慰める事のないでもない。【金谷】支那晉の石崇の別莊の名。河陽縣金谷澗中にある。【烏の頭白くなるとも】燕の太子丹が秦の虜になつた時、歸らんことを求めた。すると秦王は烏の頭が白くなり、馬に角の生ずるのを待つて、歸してやらうといつた。太子丹は悲痛の極、天を仰いで嘆息すると、烏の頭が白くなり、馬に角が生じたといふ。是によつて秦王は大に驚き、丹を歸らしめた。この故事によつて到底京に歸られる時期のないことをいつたのである。【望鄕の鬼】他國で死んだ者の靈が、其の故鄕を戀しく思つて何時も望んで居るのをいふ。【五部の大乘經】華嚴經、大集經、大品般若經、法華經、大般涅槃經をいふ。【貝鐘の音も聞えぬ所】近傍に寺もない所。寺では貝をふき鐘をならすからいふ。【御室】門主。【五の宮】鳥羽帝第五皇子、仁和寺の門主、覺性法親王。

通釋　朕遙に天照大神の御末に生れ、天子の位を踐み、太上天皇の尊號を蒙つて、仙洞御所に居住してゐた。鳥羽院御在世中であつたから、萬機の政を自由にする事は出來なかつたけれども、久しく仙洞の樂に誇つた。前事を思出して心を慰める事のないでもない。或は金谷の如き別莊に花を

眺め、又は南樓に月を觀て吟詠し、既に三十八年を送つた。過去を顧れば昨日の夢のやうである。如何なる前世からの約束でこんな數に沈むであらう。縦令烏の頭が白くなつても、歸京する時期はわからない。きつと望郷の鬼となるだらう。偏に後の世の御爲にと、五部の大乘經を三年間に御自分で御書きなされて、近傍に寺もない所へ置くのもよろしくない。八幡山か高野山か若し御許しがあるならば、鳥羽の安樂壽院の御墓に置き度い旨を、平治元年の春頃、仁和寺の御室へ申されたから、五の宮からも關白殿へこの事をお傳へなされる。殿下からよい様におとりなしなされたけれども、天皇から終に御許がなくて、かの御經を直に御返しなされる。

御室より「御尤め重くおはします故、御手跡なりとも都近く置かれ難き由承り候間、力に及ばず」と御返事ありければ、法皇この由聞し召して「口惜しき事かな。わが朝にも限らず、天竺震旦にも國を論じ位を諍うて、伯父甥謀叛を起し、兄弟合戰を致す事なきに非ず。われこの事を悔い思ひ、惡心懺悔の爲に、この經を書き奉る所なり。然るに筆跡をだに都に置かざる程の儀に至つては力なし。この經を魔道に廻向して、魔縁と成つて遺恨を散ぜん」と仰せければ、この由都へ聞えて「御有樣見て參れ」とて、康頼を御使に下されけるが、參りて見奉れば、柹の御衣の煤けたるに、長頭巾を卷きて、大

乘經の奥に御誓狀を遊ばして、千尋の底に沈み給ふ。その後は御爪をもはやさず、御髮をも剃らせ給はで、御姿をも窶し、惡念に沈み給ひけるこそ恐しけり。

語釋　【震旦】支那。【國を論し】國を爭ふ【惡心懺悔の爲に】前の惡を悔いて、罪滅しのために。【魔道に廻向して】魔道は惡魔の居る所をいふ。廻向は自分の修めた所の功德を他の人に廻し向けることで、なき人をとむらふことにもいふ。ここは其の功德を惡い方に向けて、惡事のたすけとならしめるのをいふ。【魔緣と成つて】惡魔の群に入つて。【柿の御衣】柿色の御衣。山伏などの着るもの。【長頭巾】長く立つた頭巾。【巻きて】纏うて。【やつし】見苦しくせられる。【惡念】天下を亂さうとする御心をいふ。

通釋　御室から「朝廷からの御とがめが重うございますから、御筆蹟でも都近く置く事は出來ないとの事を承りましたので仕方がありません。」と御返事があつたので、法皇はこの由を聞かれて、「情ない事だ、我が國に限らず、印度支那に於ても國を爭ひ位を奪ひ合うて、伯父甥が謀叛を起し、兄弟が合戰をした事はない事は無い。自分はこの事を悔しく思つて、罪滅しの爲にこの經を書き奉つたのである。然るに筆跡すら都に置かないと云ふに至つては仕方がない。この經を惡魔の居る所に手向けて惡事のたすけとなし、惡魔の群に入つて遺恨を晴らさう。」と仰せられたから、この事が都へ聞えて、御樣子を見て來い。」といつて、康頼を御使として下されたが、行つて見奉ると、柿色の御衣の煤けたのを著け、長頭巾を纏うて、大乘經の終に御誓の言葉を書かれて、千尋の海底

に沈められた。その後は御爪をも切らず、御髪をも剃らせられず、御姿をみにくくして、悪念に沈まれたのは恐しい事である。

かくて九年おはしまして、長寛二年八月廿六日に、御歳四十六にて、志戸と云ふ所にて隠れさせ給ひけるを、白峰と云ふ所にて煙に成し奉る。この君怨念に依つて、生きながら天狗の姿にならせ給ひけるが、その故にや、中二年ありて平治元年十二月九日信頼卿に語らはれて義朝大内に立て籠り、三條殿を焼き拂ひ、院内をも押し籠め奉り、信西入道の一類を滅し、堀り埋まれし信西が死骸を掘り起し、首をば大路を渡しけり。絶えて久しき死罪を申し行ひ、左府の死骸を恥しめなど、餘なる事申し行ひしが果す處なり。去んぬる保元三年八月二十三日に御位春宮に讓り給ふ。二條院これなり。院と申すは先帝後白河の御事なり。信頼も忽ちに滅びぬ。義朝も平氏に打ち負けて落ち行きけるが、尾張國にて相傳の家人長田莊司忠宗に討たれて、子供皆死罪流刑に行はる。誠に乙若宜ひける如くなり。栴檀は二葉より香しく、迦陵頻は卵の中に妙なる音あるが如く、乙若幼けれども、武士の家に生れて、兵の道を知りける事こそあはれなれ。この亂は讃岐院未だ御在世の間に、眼の當り御怨念の致す處と人申しけり。

【語釋】【志戸】讃岐國寒川郡志度村。【白峯】讃岐國阿野郡。【三條殿】東洞院の西、烏丸の東にある。後白河上皇の御所。【院內】上皇と天皇をいふので、後白河上皇と二條天皇である。【堀り埋まれし】平治の亂に信西自ら逃れ難いのを知つて、穴を掘つて身を埋め、竹の筒で息を通じて居たのをいふ。【果す處】致す處。【相傳の家人】代々の家來。【栴檀は二葉より香しく】栴檀は香木である。これは芽の出はじめから香しいといふので、偉人は幼少の時から、優れたところのあるのにいふ。【迦陵頻】迦陵頻伽の略。聲の非常に美しい鳥。

【通釋】かうして九年閑居られて、長寛二年八月廿六日に御歳四十六歳で、志戸と云ふ所で崩ぜられたのを、白峯といふ所で御火葬になし奉る。この君は悲しい思から、生きながら天狗の姿になられたが、其の怨の爲だか中二年置いて、平治元年十二月九日に信賴卿と謀つて義朝が宮中に立て籠り、三條殿を燒き拂ひ、上皇も天皇も押し籠め奉り、信西入道の一類を滅し、埋まつてゐた信西の死骸を掘り出して、首をは大路を引き廻した。久しい間なかつた死罪を君にすすめて行ひ、或は左大臣の死骸を耻しめたりなど、餘りひどい事をおすすめして行つたむくいの致す處である。去る保元三年八月二十三日に御位を春宮に讓られる。二條天皇がこれである。前に院とあつたのは先帝後白河院の御ことである。信賴も忽ちに滅んだ。義朝も平氏に負けて逃げて行つたが、尾張國で代々の家來で長田莊司忠宗といふ者に討たれて、子供は皆死罪や流刑に行はれる。誠に乙若が言つたやうである。栴檀は二葉の中より香しく、迦陵頻伽は卵の中から美妙な音を出す如く、乙若は幼かつ

たけれども、武士の家に生れて、武士たるものの道を知つてゐたのはあはれである。この　は　徳院が未だ御在世中に、直接眼の前で怨に思はれたのがたたつて起つたのだと人々か言つた。

仁安三年冬の比西行法師諸國修行の次に、白峰の御墓に參りて、つく〴〵と見まゐらせ、昔の御事思ひ出し奉りて、斯くぞ詠み侍りける。

よしや君昔の玉の床とても斯からん後は何にかはせん

治承元年七月廿九日追號ありて崇德院とぞ申しける。かやうに宥めまゐらせられけれども、猶御憤散ぜざりけるにや、同じき三年十一月十四日に清盛朝家を恨み奉り、太上天皇を鳥羽の離宮に押し籠め奉り、太政大臣以下四十三人官職を止め、關白殿を太宰權帥に遷しまゐらす。これ直事に非ず、崇德院の御祟ぞと申しける。その後人の夢に、讃岐院を輿に乘せ奉り、爲義判官子供相具して先陣仕り、平馬助忠正後陣にて、法住寺殿へ渡御あるに、西の門より入れ奉らんとするに、爲義申しけるには「門々をば不動明王大威德の固め給ひて入り難し」と申せば「さらば清盛が許へ入れまゐらせよ」と仰せければ、西八條へ成し奉るに左右なく內へ御幸なりぬとぞ見たりける。誠に幾程なくて、清盛公物狂はしくなり給ふ。これ讃岐院の御靈なりとて宥めまゐらせん爲に、昔御

合戰ありし大炊御門が末の御所の跡に社を造りて、崇德院といはひ奉り、並に左大臣贈官贈位行はる。少納言惟基勅使にて、かの御墓所に向ひて太政大臣正一位の位記を讀み懸けり。亡魂もさこそ嬉しと思し召しけめと皆人申し合へり。

【語釋】【仁安】六條天皇の御代の年號。仁安三年の二月に高倉院に御讓位になつた。【西行法師】藤原康清の子で、名を義清といふ。家代々武を以て顯れ、殊に義清は射を善くし、又兵法に通じてゐた。常に和歌を詠み、造詣甚だ深く、鳥羽上皇は非常に其の才を愛せられたが、後出家遁世して、諸國を修行し、建久元年二月十六日河內國弘川寺で寂した。年七十三。【よしや君昔の玉の床とても云々】我が君よたとひ昔の玉座は如何に美しくあつても、このやうになられた後は、最早何のやくにもたたぬものでありますれば、そんなに執念をおもちなさいますなの意。【治承元年】高倉天皇の御代の年號。【追號】諡號を追贈せられるのをいふ。【太上天皇】後白河上皇。【太政大臣】師長。【關白殿】忠通の子、基房。【法住寺殿】後白河法皇の御所。法住寺の北にある。【不動明王大威德】五大尊明王中の不動明王と大威德とである。不動明王は中央、大威德は西方に配してある。不動は一切の鬼魅、煩惱を降伏するといふ。顏色穢惡で、右に降魔の劍を持ち、左に縛の繩を握り、背に火焰あるもの。大威德は六臂で、劍、桙を執り、摧伏の印を結び、大白牛に御してゐるもの。【御所の跡】春日河原。

【通釋】仁安三年冬の頃西行法師が諸國修行の次に、白峰の御墓に參つて、つく／＼と見奉り、昔の御事を思ひ出して、かう詠んだのである。

よしや君昔の玉の床とても斯からん後は何にかはせん

治承元年七月廿九日に諡號を追贈せられて崇德院と申した。此の樣にお宥めなされたけれども、猶御憤が解けなかつたのか。同じき三年十一月十四日に清盛が朝廷をお恨みして後白河上皇を鳥羽の離宮に押し籠め奉り、太政大臣以下四十三人の官職を止め、關白基房公を太宰權帥にお遷し申す。これはただ事でない崇德院の御祟だと言つた。その後或人の夢に、崇德院を輿に乘せ奉り、爲義判官は子供を引きつれて先陣となり、平馬助忠正は後陣となつて、法住寺殿へ渡御せられる時に、西の門からお入れ申さんとすれば、爲義が「門々をば不動明王と大威德が守護して居られ入る事が出來ません。」と申上げると、「それなら清盛の家へ入れよ。」と仰せられたので、西八條へお供して行くと、わけもなく內へおはいりになつたと見たのである。誠に幾日も立たない中に、清盛公は氣違ひの樣になられる。これは崇德院の御祟であるといつて、お宥めする爲に、昔戰のあつた大炊御門の下の御所の跡に社を造つて、崇德院として祀り奉り、並に左大臣賴長卿にも贈官贈位をせられる。少納言惟基は勅使となつて行き、彼の御墓所に向つて太政大臣正一位にするとの辭令を讀んでお告げした。亡き靈も嘸かし嬉しく思はれたのだらうと人々は申し合つた。

爲朝生捕遠流の事

さる程に爲朝を搦めて參りたなん者には、不次の賞あるべしと宣下ありけるに、八郎近江國輪田と云ふ所に隱れ居て、郎等一人法師になして、乞食させて日を送りけり。筑紫へ下るべき支度しけるが、平家の侍筑後守家貞大勢にて上りければ、その程晝は深山に入りて身を隱し、夜は里に出でて食事を營みけるが、有漏の身なれば病み出して灸治など多くして、溫疾大切の間、古き湯屋を借りて、常に下湯をぞしける。爰に佐渡兵衞重貞と云ふ者、宣旨を蒙りて國中を尋ね求めける處に、或る者申しけるは、「このほどこの湯屋に居る者こそ怪しき人なれ。大男の怖しげなるが、さすがに尋常氣なり。歲は二十計なるが額に疵あり、ゆゆしく人に忍ぶと覺えたり」と語れば、九月二日湯屋に下りたる時、三十餘騎にて押し寄せてけり。爲朝眞裸にて、枴を以て數多の者をば打ち伏せたれども、大勢に取り籠められて、いひがひなく搦められてけり。季實判官請け取りて二條を西へ渡す。白き水干袴に赤き帷子を著せ、髻に白櫛をぞ差したりける。北の陣にて叡覽あり。公卿殿上人は申すに及ばす、見物の者市をなしけり。面の疵は合戰の日正淸に射られたりとぞ聞えける。旣に誅せらるべかりしが、以前の事は合戰の時節なれば力なし、事旣に違期せり、未だ御覽ぜられぬ者の體なり。且は末代に有り難き勇士な

り。暫く命を助けて遠流せらるべしと、議定ありしかば、流罪に定りぬ。但し息災にては後惡しかりなんとて、肘を抜き伊豆の大島へ流されけり。斯くて五十餘日して、肩を繕ひて後は少し弱くなりたれども、矢束を引くこと今二つ伏せ引き增したれば、物の切るること昔に劣らず。爲朝宣ひけるは「われ清和天皇の後胤として、八幡太郎の孫なり。爭か先祖をば失ふべき。これこそ公家より賜りたる領なれ」とて、大島を管領するのみならず、すべて五島を打ち從へたり。これは伊豆國の住人狩野介茂光が領なれども、聊も年貢をも出さず、島の代官三郎大夫忠重と云ふ者の婿に成りてけり。茂光は「上﨟婿取りてわれをわれともせず」と恨みければ、隱して運送をなすを爲朝聞き附けて、舅忠重を喚び寄せて、この條奇怪なりと云ふ上、勇士なれば始終わがため惡しかりなんとや思ひけん、左右の指を三つづつ切りて捨てゝけり。その外弓矢を取りて燒き捨て、すべて島中にわが郎等の外弓矢を置かざりけり。昔の兵共尋ね下りて附き從ひしかば、威勢漸盛にして過ぎ行く程に、十年にぞ成りにける。



【不次の賞】特別の賞。【輪田】滋賀郡。【大勢にてよりければ云々】貞家が大勢の兵をつれて九州から、京へ上つたので、其の中には爲朝を知つてゐる者もあるだらうと思つて、深山へ入つてゐたのである。【右漏】

凡夫のこと。本義は煩惱の爲めに、衆生の色界、無色界を脫離することのできないのをいふ。【溫疾】流行病。【下湯】入浴。【さすがに尋常氣なり】何となく田舍氣がなく、都の人らしい。【ゆゆしく】非常に。【拐】物をになふ棒。【いひがひなく】腑甲斐なく。【水干袴】狩衣に似て更に簡便にしたものである。色は一定しないけれども、多くは白色を用ゐる。もと水引にした絹で作つたので其の名がある。其の袴は直垂の袴と同じく貴人は長袴を用ゐた。【北の陣】宮中兵衞府の武士の詰所。【違期】時期の過去つたのをいふ。【いまだ御覽ぜられぬ者の體なり】主上が御覽になりとすれば、斬罪にせねばならんので、未だ主上の御覽にならない體に取扱つたのである。【息災】健康。【肘を拔き】肩と手との關節を拔く。【繕ふ】療治する。【二つ伏せ】指二本伏せた長さ。【切る】矢が中つて切れること。【先祖をば失ふべき】先祖の名譽を落すことが出來よう。【公家】朝廷。【五島】大島、新島、神津島、三宅島。御藏島。【茂光】藤原家次の子。【上蔫婿】貴い婿の意。【隱して運送をなす】爲朝に隱して、年貢を茂光の方へ納めるのをいふ。【この條奇怪なり】我に隱して、年貢を送るなどは、誠に不都合千萬である。【勇士なればわがため】忠重は忠士であるから、爲朝自身のためにの意。

通釋　さて爲朝を生捕つて來た者には、特別の賞を與へるであらうとの勅が下つたが、爲朝は近江國輪田といふ所に隱れて居て、家來一人を僕として、乞食をさせて日を送つてゐた。九州へ下る準備をしてゐた際、平家の侍の筑後守家貞が大勢の兵を引きつれて上京して來たので、其の間晝は深山に入つて身を隱し、夜は人里に出て來て食を求めてゐたが、凡夫の身なれば病氣にかかつたの

で、灸治などを多くし、重い流行病だから、古い湯屋を借つて、常に入浴をしてゐた。ここに佐渡兵衞重貞といふ者が、勅命を蒙つて國中を探してゐた際、或る者が言つたのには、「近頃この湯屋に居る者が怪しい人です。大男でおそろしげでありますが、何となく都の人らしい所があります。歳は二十位ですが額に疵があり、非常に人に隱れてゐる樣に見えます。」と話したので、九月二日湯屋に入つた時に、三十餘騎で押し寄せた。爲朝は眞裸で、拐を以て數多の者を打ち伏せたけれども、大勢の爲に取り籠められて、腑甲斐なくも生捕られた。季實判官が受取つて二條を西へ引廻す。白い水干袴に赤い帷子を著せ、髻に白櫛を差してゐた。天皇は北の陣で御覽になり、公卿殿上人はいふに及ばす、見物する物は市の如く集まつて來た。顏の疵は合戰の日に正淸に射られたのだといふ事である。旣に斬られる筈であつたが、前の事は合戰の場合であるから仕方がない。最早過ぎ去つたあとの事である。未だ陛下の御覽にならない體に取扱つてある。且衰へた世に於ては珍らしい勇士である。暫く命を助けて遠流にせられるのがよからうと評議が一決したので、流罪と定まつた。しかし健康では後難が恐しいとあつて、肩と手との關節を拔いて伊豆の大島へ流された。こんなにして五十日餘して、肩を療治して後は少し弱くなつたけれども、矢を引くに今二つ伏せ程長く引き增すやうになつたので、物を射切ることは昔と少しも變らない。爲朝が言はれるのには「自分は淸和天皇の子孫として、八幡太郎の孫である。どうしてか先祖の名譽を落す事が出來よう。これこそ朝廷か

ら賜つた領地である。」と、大島を我が物として支配するのみならず、すべて五島を打ち從へた。これは伊豆國の住人狩野介茂光が領地であるけれども、少しも年貢を納めず、島の代官なる三郎大夫忠重と云ふ者の婿になつてしまつた。茂光は「貴い婿を取つて自分を尊敬しなくなつた。」と恨んだから、爲朝に隱して年貢を送つてゐると、爲朝がこれを聞きつけて、舅の忠重を喚び寄せて、これは不都合千萬だといつた上に、茂光は勇士であるから結局自分の爲によくあるまいと思つたのだらう、左右の指を三本づゝ切つて捨てた。その外弓矢を取つて燒き捨て、すべて島の中に己の家來のもの以外、弓矢を置かなかつた。昔の家來共が尋ね下つて附き從つたから、威勢は次第に盛になつて、年が立つうちに十年を經過した。

爲朝鬼が島渡幷最後の事

去る程に永萬元年三月に磯に出でゝ遊びけるに、白鷺青鷺二つ連れて沖の方へ飛び行くを見て、「鷲だに一羽に千里を飛ぶといふを聞かず。況や鷺は一二里にはよし過ぎじ。此島の飛ぶ樣は定めて島ぞあらん、追つて見ん」と云ふ儘に、早舟に乘つて馳せ行くに、日も暮れ夜にもなりければ、月を篝に漕ぎ行けば、曙に既に島影見えければ、漕ぎ

寄せたれども、荒磯にて波高く岩嶮しくて、舟を寄すべき樣もなし。押廻らして見給ふに、戌亥の方より小河ぞ流れ出でたりける。御曹司は西國にて舟には能く調練せられたり。舟をも損ぜず押し上りて見給へば、長一丈餘ある大童の、髮は空樣に取り上けたるか、身には毛ひしと生ひて色黑く牛の如くなるが、刀を右にさして多く出でたり。怖しなども云ふ計なし。申す詞も聞き知らざれば、大方推してあひしらふ。「日本の人爰に島ありとは知らねば、態とよも渡らじ、風に放されたるらん。昔より惡風に遇うてこの島に來る者生きて歸ることなし。荒磯なれば自ら來る舟は波に碎かる。この島には舟もなければ、乘りて歸ることなし、食物なければ忽ちに命盡きぬ。若し舟あらば、粮盡きざる前に、早く本國に歸るべし」とぞ申しける。郎等共は皆興を醒して思ひけれども、爲朝は少しも騒がず「磯に船を置きたればこそ波にも碎かるれ。高く引き上げよ」とて、遙の上にぞ引き上げる。

【語釋】【永萬元年】二條天皇の御代の年號。【飛ぶ樣は】とぶ樣子では。【月を篝に】月の光を篝の代として。【荒磯】波の荒い海岸。【押廻らし】島の周圍を漕ぎ廻る【戌亥の方】西北の方。【大童】大男といふに同じい。【ひしと】一面に透間なく。【聞き知らざれば】通ぜないから。【大方推して】大體推量して【あひしらふ】應答する。

【興を醒して】呆きれること。

通釋　さても永萬元年三月に爲朝が磯に出て遊んで居る時、白鷺と青鷺と二羽連れ立つて沖の方へ飛んで行くのを見て、「鷲でさへ一飛びに千里を飛ぶといふ事を聞かない。まして鷺は一二里以上に及ぶことはあるまい。今此の鳥が飛ぶ樣子ではきつと島があるだらう。後から追つかけて見ようと言ふや否や、早舟に乘つて馳て行く中に、日も暮れ夜にもなつたから、月の光を篝にして漕いで行くと、曉方に旣に島影が見えたので、漕ぎ寄せてみたけれども、荒磯で波が高く岩が嶮しくて舟を寄せる事が出來ない。漕ぎ廻つてみられると、西北の方から小河が流れ出てゐた。爲朝は西國で舟によくなれて居られた。舟をもいためないで上陸して見られると、長一丈餘ある大男の髮は上向に結ひ、身には一面に毛が生えて色が黑く牛のやうなのが、刀を右にさして澤山出て來た。その恐しさは口に言へない。言葉が通ぜないので、大體推量して應答する。「日本人はここに島のある事を知らないから、まさかわざわざ渡つて來たのではありますまい。風に吹き流されたのでせう。昔から惡い風に遇うてこの島に來た者で生きて歸つた者はありません。荒磯であるから自然に舟は彼に碎かれます。この島には舟もないので、乘つて歸る事は出來ません。食物がないので直に死んでしまひました。若し舟があるなら、食物が盡きない前に、早く本國へ歸りなさい。」といつた。家來共は皆呆れていやに思つたけれども、爲朝は少しも騷がず、「磯に船を置くから波に碎かれるのだ。高

く引き上げて置け。」と言つて遙上の方へ引き上げた。

さて島を廻りて見給ふに、田もなし畠もなし、菓子もなく絹綿もなし。「汝等何を以て食事とする」と問へば、「魚鳥」と答ふ。網引く體見えず、釣する船もなし。又墳も立てず、黐繩も引かず、「如何にして魚鳥を取るぞ」と問へば、我等が果報にや、魚は自然と打ち寄せらるゝを拾ひ取り、鳥をば穴を掘りて領地別ちてその穴に入り、身を隱し聲を學びて呼べば、その聲に附きて鳥多く飛び入るを、穴の口を塞ぎて掴取にするなり」と云ふ。實にも見れば鳥穴多し。その鳥の勢は鴨程なり。爲朝これを見給ひて、件の大鏑にて木にあるを射落し、空を翔るを射殺しなどし給へば、島の者共舌を振つて怖ぢ恐る。「汝等もわれに從はざれば、斯くの如く射殺すべし」と宣へば、皆平伏して從ひけり。身に著る物は網の如くなる太布なり。この布を面々の家より多く持ち出でて前に積み置きけり。島の名を問ひ給へば「鬼が島」と申す。「然れば汝等は鬼の子孫か」。「さん候」。「扨は聞ゆる寶あらば、取り出せよ、見ん」と宣へば、「昔正しく鬼神なりし時は、隱蓑、隱笠、浮履、劍などいふ寶ありけり。その比は船なけれども他國へも渡りて、日食人の牲をも取りけり。今は果報盡きて寶も失せ形も人に成りて、他國へ行く事も叶

はず」と云ふ。「さらば島の名を改めん」とて、太き葦多く生ひたれば、葦島とぞ名づけける。此の島具して七島知行す。これを八丈島の脇島と定めて、年貢を運送すべき由を申すに、「船なくして如何すべき」と歎く間、毎年一度船を遣はすべき由約束してけり。但し今渡りたる驗にとて、件の大童一人具して歸り給ふ。

【語釋】【擌】木の小枝などにもちをつけて、其の下に囮をおいて、鳥を捕へること。【領地別もて】各自共の持ち場を定めて。【闇取】暗い穴の中で取るのでいふ。【鳥の勢】鳥の樣。【太布】太い麻で織つた布。【聞ゆる寶】名高い寶物。【日食人】何れの國か未詳。【牲】生きた人を贄として供へせしめたことをいふ。【脇島】附屬島といふに同じい。

【通釋】さて島を廻つて見られると、田もなく畠もない。果物もなく絹綿もない。「お前等は何を以て食物にするのだ。」と問ふと、「魚と鳥。」と答へる。網を引く樣子も見えず、釣をする船もない。又擌も立てず、黐縄も引かない。「どうして魚鳥を捕るのだ。」と問ふと、「私等の運がよいのか、魚は自然に打ち寄せらるのを拾ひ取り、鳥をば穴を掘つて、各自共の持ち場を定め、その穴の中に入つて身を隱し聲をまねて呼ぶと、その聲に附いて鳥が多く飛び込びますので、穴の口を塞いで闇取にするのであります。」と云ふ。ほんとに見ると鳥穴が多い。その鳥の樣は鴨程である。爲朝はこれを見られて、例の大鏑で木に居るのを射落し、空を翔るのを射殺しなどせらるると、島の者共は舌を振

つて怖ぢ恐れる「お前等も已れに從はなければ、このやうに射殺すぞと言はれると、皆平伏して從つた。身に著てゐる物は網のやうな太布である。この布を各の家から多く持ち出して來て前に積んだ。島の名を問はれると「鬼が島。」といふ。「それならお前達は鬼の子孫か。」「左樣でございます。」それでは名高い寶物があるなら持ち出して來い。見てやらう。」と言はれると「昔ほんたうの鬼であつた時は、隱蓑、隱笠、浮履、劍などいふ寶がありました。その時分には船はないけれども他國へ渡つて、日食人の牲をも取りました。今は運がつきて寶も失せ形も人の如くなつて、他國へ行く事も出來ません。」といふ。「それなら島の名を改めよう。」といつて、太い葦が多く生えてゐたから、葦島と名づけた。此の島とともに七島を領有した。これを八丈島の脇島と定めて、年貢を送れといふと、「船がなくてどうして送れませう。」と歎くから、毎年一度船を遣はさうといふ事を約束した。但し此度渡つたしるしにといつて、その大童一人をつれて歸られる。

大島の者餘に物荒く擧動ひ給へば、龍神八部に捕られて、失せつらんと悦び思ふ處に、事故なく歸り給ふのみならず、剰へ恐しげなる鬼童を相具して來りたれば、國人彌怖ぢ恐る。この鬼童の氣色を國人に見せんとや、常に伊豆の國府へその事となく遣しけり。然れば國人鬼神の島へ渡つて鬼を捕らへて郎等とし、人を喰ひ殺させらるべし

と、怖ぢ合へること斜ならず。されば爲朝も猶驕る心や出で來けん。然れば國人も「斯くては如何なる謀叛をか起し給はんずらん」など申しけるを、狩野介傳へ聞きて、高倉院の御宇嘉應二年の春の頃、京上してこの由を奏聞し、茂光が領地を悉く押領し、剰へ鬼が島へ渡り、鬼神を奴として召し使ひ、人民を虐ぐる由を訴へ申しければ、御白河院驚き聞し召して、當國並に武藏相模の勢を催し、發向すべき由宣旨をなされければ、茂光に相從ふ兵誰々ぞ、伊東、北條、宇佐美平太、同じき平次、加藤太、同じき加藤次、澤六郎、新田四郎、藤内遠景を始として五百餘騎、兵船二十餘艘にて、嘉應二年四月下旬に大島の舘へ押寄せたり。

語釋　【龍神八部】天、龍、夜叉、乾闥婆、阿修羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅迦の八鬼神。【國人】伊豆の國人。【國府】今の縣廳の如く、一國の政治をする役所のある所で、今の三島にあつた。【其の事となく】夫れとはなしに。【當國】伊豆の國。【伊東北條】伊東祐親と北條時政。【加藤太】光員。藤原景清の子。【加藤次】景廉。光員の弟。【澤六郎】宗家。伊豆の人。【新田四郎】忠常。【藤内遠景】天野景光の子。【嘉應二年】高倉天皇の年號。

通釋　大島の者は爲朝があまり荒々しく振舞はれたから龍神八部にとられて死んだであらうと悦んでゐた際、無事に歸つて來られたばかりでなく、尙恐しげな鬼童をつれて來たので、伊豆の國人

はいよ〳〵おぢ恐れる。この鬼童の様子を國人に見せようといふ考であつたか、常に伊豆の國府へ夫れとはなしに遣した。それで國人は爲朝が鬼神の島へ渡つて鬼を捕へて來て家來とし、人を喰ひ殺させるだらうと非常におぢあつた。故に爲朝も猶驕る心が出來たのだらう。されば國人も「こんな有様ではどんな謀叛を起されるかも知れない。」など話しあつてゐたのを、狩野介が傳へ聞いて、高倉天皇の御代嘉應二年の春の頃、上京してこの事を奏上し、茂光の領地を悉く奪ひ取り、其上鬼が島へ渡つて、鬼神を下部として召し使ひ、人民を虐待する由を訴へたから、後白河上皇は驚いてお聞きになり、伊豆並に武藏相模の軍勢を集め、征伐に向へとの勅を下されたので、茂光に從つて行く兵は誰々ぞといへば、伊東祐親、北條時政、宇佐美平太、弟平次、加藤太、弟加藤次、澤六郎、新田四郎、藤内遠景を始として五百餘騎、兵船二十餘艘で、嘉應二年四月下旬に大島の館へ押寄せた。

御曹司「思も寄らず、沖の方に船の音のしけるは何船ぞ、見て參れ」と宣ふ。「商人船やらん多く連り候ふ」と申せば、「よもさはあらじ、われに討手の向ふやらん」と宣へば、案の如く兵船なり。「さては定めて大勢なるらん、縱令一萬騎なりとも、撃ち破つて落ちんと思はゞ、一先は鬼神が向うたりとも射拂ふべけれども、多く軍兵を損じ人民を

惱さんも不便なり、勅命を背きて終には何の詮かあらん。去んぬる保元に勅勘を蒙つて流罪の身となりしかども、この十餘年は當所の主となつて、心計は樂しめり。その以前も九國を管領しき。思出なきに非ず、筑紫にては菊地、原田を始めとして、西國の者共は皆わが手柄の程は知りぬらん。都にては源平の軍兵、殊に武藏相模の郎等共、わが弓勢をば知りぬらんものを。その外の者共甲冑を鎧ひ、弓箭を帶したる計にてこそあらんずれ。爲朝に向つて弓引かん者はおぼえぬものを。今都よりの大將ならば曲平氏などこそ下るらめ、一々に射殺して海にはめんと思へども、終に叶はぬ身に無益の罪作りて何かせん、今まで命を惜しむも自然世も立て直らば、父の意趣をも遂げ、わが本望をも達せばやと思へばこそあれ。又昔年說法を聞きしに『欲レ知ニ過去因一。見ニ其現在果一。欲レ知ニ未來果一。見ニ其現在因一。』と云へり。されば罪を作らば必ず惡道に落つべし。然れども武士たる者殺業なくしては叶はず。それに取つては武の道非分の者を殺さざるなり。依つて爲朝合戰する事二十餘度、人の命を斷つ事數を知らず。されども　分の敵を討つて、非分の者をた討ず。鹿を殺さず、鱗を漁らず、一心に地藏菩薩を念じ奉る事二十餘年なり。過去の業因に依つて今斯樣の惡身を受け、今生の惡業に依つて來世の苦果思ひ知ら

れたり。されば今この罪態く懺悔しつゝ、偏に佛道と願ひて念佛を申すなり。この上は兵一人も殘るべからず、皆落ち行くべし。物具も皆龍神に奉れ」とて、落ち行く者は各形見を與へ、島の冠者爲頼とて、九歲になりけるを喚び寄せて刺し殺す。

語釋　【よもさはあらじ】よもやさうではあるまい。【何の詮かあらん】何の甲斐もない。【勅勘】天子のおとがめ。【手柄】手なみ。【其の外の者共】武藏相模以外の者共。【弓引かん者は覺えぬものを】弓を引いて討手に向はうとする者があらうとも思はれないがの意。【曲平氏】心の曲つた平氏。【海にはめん】海に沈めん。【立て直らば】世の有樣が變つて、われわれが勢力を得る樣にならば。【父の意趣】父の遺恨。【欲知過去因。見其現在果】前世に於ける因業を知らんと欲せば、現在に於ける結果の善惡を見よ。【欲知未來果。見其現在因】未來に於て、如何なる苦樂をうるか、其の結果を知らんと欲せば、現在に於ける因業の善惡を見よ。【殺業】人を殺す行爲。【分】武器を取つて抵抗するもの。【非分の者】抵抗しないもの。【鱗】魚類。【地藏菩薩】釋迦の滅後、彌勒佛出生の前、無佛の世に於て、救濟攝化の職を盡すために、忉利天で釋迦より付囑を受けた菩薩。【惡身】人を殺すことを主とする武士をいふ。【來世の苦果】未來に於て苦しい結果を受けること。【島の冠者】爲朝が大島に於て設けた子。冠者は元服した若者をいふが、こゝは單に若者の意に用ゐてある。

通釋　御曹司は思ひがけなく、沖の方に船の音がしたのはどうした船だ、見て來い。」と言はれる。「商人船でありませうか澤山ならんで居ります。」といふと、「よもやさうではあるまい。我を討ち

に向つて來たのであらう。」と言はれるので、よく見ると其の通り兵船である。「それではきつと大勢であらう、縱令一萬騎であつても、擊ち破つて逃げようと思へば、一先は鬼神が向つて來ても射拂ふ事が出來るけれども、多くの軍兵をいため、人民を苦しめるのも氣の毒である。勅命に背いては終に何の甲斐もない。去る保元の頃天子のおとがめを蒙つて流罪の身となつたけれども、この十年餘は此所の主となつて、心計は樂しんだ。その以前にも九州を領有してゐた。後の思出になるものが無いではない。九州に於ては菊地、原田を始めとして、西國の者共は皆我が手なみは知つてゐるだらう。都では源平の軍兵、殊に武藏相模の兵共は、我が弓の力を知つて居るだらうから、輕卒には討手に向ふまい。其他の者共も形式に甲冑をつけ、弓箭を持つてゐるばかりであらう。爲朝に向つて弓を引からうとする者があらうとも思はれないが。今都から來た大將とすれば、平氏などが下つて來たのだらう。一々射殺して海に沈めてやらうと思ふけれども、終に叶はぬ身だのに、無益の罪を作つて何の詮もない。今まで命を惜しんだのも、自然に世の有樣が變つて來たならば、父の遺恨をも晴らし、我が望をも達したいと思ふからである。又先年說法を聞いたのに『前世に於ける因業を知らんと欲せば、現在に於ける結果の善惡を見よ。未來に於て如何なる苦樂を得るか其の結果を知らんと欲せば、現在に於ける因業の善惡を見よ。』といつた。されば罪を作つたならば必ず地獄に落ちるであらう。しかし武士である以上人を殺す事をしなくてはならない。それにしても武士の道

に於ては抵抗しない者を殺すことはない。故に爲朝は合戰をする事が二十餘度で、人の命をとる事は數がわからない。けれども武器を取つて抵抗する敵を殺して、抵抗しない者を殺さない。鹿を殺さず、魚を捕へず、一心に地藏菩薩を念じ奉る事が二十餘年である。過去に行つた事の報によつて、今このやうな惡い身となつたのであり、現在に於ける惡い行によつて未來に苦しい結果を受ける事はわかりきつてゐる。されば今この罪は皆惡いと悟つて悔い改めた。徧に佛道を願つて念佛をするのである。この上は兵は一人も殘つてはいけない、皆落ちて行け。武具も皆海中に投げて龍神に奉れ。」といつて、落ち行く者には各に形見を與へ、島の冠者爲賴といつて、九歲になつたのを呼び寄せて刺し殺す。

これを見て五つになる男子、二つになる女子をば、母抱きて失せにければ力なし。「さりながら矢一つ射てこそ腹をも切らめ」とて立ち向ひ給ふが、最期の矢を手淺く射たらんも無念なりと思案し給ふ處に、一陣の船に兵三百餘人、射向の袖を差し翳し、船を乘り傾けて、三町許渚近く押し寄せたり。御曹司矢比少し遠けれども、大鏑を取つて番ひ、小肘の廻る程引き詰めてひようと放つ。水際五寸許置いて、大船の腹を彼方へつと射通せば、兩方の矢目より水入りて、船は底へぞ卷き入りける。水心ある兵は、楯、擢

楯に乗つて漂ふ所を櫓櫂弓の弭に取り附きて、竝の船へ乗り移りてぞ助かりける。爲朝これを見給ひて、「保元の古は矢一筋にて、二人の武者を射殺しき、嘉應の今は一矢に多くの兵を殺し畢んぬ。南無阿彌陀佛」とぞ申されける。今は思ふことなしとて、内に入り家の柱に後を當てて、腹搔き切つてぞ居たりける。

語釋　【手淺く】深く射込まないのをいふ。【一陣の舟】眞先に進んだ舟。【射向の袖】鎧の左の袖【乗り傾け】多人數乗つたので、舟が傾いたのである。【水心ある兵】水練を知つた者。【搔楯】垣や船などに垣の如く立て並べる楯。【弓の弭】弓の上と下との弦をかけるところ。

通釋　これを見て五つになる男子と二つになる女子は母が抱いて逃げ失せたので仕方がない。「それでも矢を一つ射て腹を切らう。」と言つて立ち向はれたが、最後の矢を淺く射るのも殘念だがと思案せられてゐる時に、眞先に進んで來た船に兵が三百餘人乗り、鎧の左の袖をさし向けて、船を乗り傾け、三町許磯近く押し寄せた。爲朝は矢を射る距離が少し遠かつたけれども、大なる鏑矢を取つて番ひ、小肘の廻る程引き詰めてひようと放した。水際から五寸位離れて、大船の腹を彼方へつと射通したので、兩方の矢の穴から水が入つて、船は底へまい込んだ。水練を知つた兵は、楯や搔楯に乗つて漂ふてゐる折、櫓や櫂や弓の弭に取り附いて、隣の船へ乗り移つて助かつた。爲朝はこれを見られて、「保元の昔は矢一筋で二人の武士を射殺した。嘉應の今は一矢で多くの兵を殺して

しまつた。南無阿彌陀佛。」と言はれた。今はもう思ふことはないといつて、內に入り家の柱に背を當てて腹を切つてゐた。

その後は船共遙に漕ぎ戻して申しけるは「八郞殿の弓勢は今に始めぬ事なれども、いかがすべき、我等が鎧を脫ぎて、船にや著する」など、色々の支度にて程經れども、差し出づる敵もなければ、又懼づ〳〵船を漕ぎ寄せけれども、敢へて手向する者もなし。これに附けても謀りて陸に上げてぞ擊たんずらんと、心に鬼を作りて左右なく近づかず。されど波の上に日を送るべきかとて、思ひ切つて馬の足立つ程にもなりしかば、馬共皆追ひ下して、ひた〳〵と打ち乘つて、喚いて驅け入れども、立て合ふ者の樣に見え、無けれども太刀を持つ樣に覺え、眼勢事柄敵打ち入らんを、さし覗く體にぞありける。されば兼ねてわれ眞先驅けて討ち取らんと申せし兵共、これを見て打ち入る者一人もなし。全く官軍の臆病なるにもあらず、只日頃人每に懼ぢ習ひたるいはれなり。斯樣に隨分の勇士共も惡びれて進み得ず、只外廓を取り廻せるばかりなり。爰に加藤次景廉自害したりと見おふせてやありけん、長刀を以て後より狙ひ寄つて、御曹司の首をぞ打ち落しける。依つてその日の高名の一の筆にぞ附きたりける。首をば同じき五月に都へ上せ

ければ、院は二條京極に御車を立てゝ叡覧ある。京中の貴賤道俗群集す。この爲朝は十三にて筑紫へ下り、九國を三年に討ち從へ、六年治めて十八歳にて都へ上り、保元の合戰に名を顯し、二十九歳にて鬼が島へ渡り、鬼神を奴とし、一國の者恐ぢ怖ると雖、勅勘の身なれば、終に本意を遂げず。三十三にして名を一天に廣めけり。古より今に至るまでこの爲朝程の血氣の勇者なしとぞ人申しける。

語釋　【差し出づる】出てくる。【謀りて】だまして。【心に鬼を作り】疑心暗鬼を生ずる事で、爲朝をおそろしく思つて居るから、種々の事を作つて思ふのである。【立て合ふ】出て相手をする。【眼勢事柄】眼つき樣子。【惡びれて】臆して。【見おふせ】見極めて。【一の筆】筆頭。第一番。【院】後白河院。【道俗】僧と俗人。

通釋　その後は船どもを遙に漕ぎ戻して言つたのには、「八郎殿の弓の力は今に始まつた事ではないけれども、どうしたらよいのだらう。我等が鎧を脱いで、船に著せようか。」などと、いろ〳〵の準備をして時が立つたけれども、出てくる敵もないから、又おそれ〳〵船を漕ぎ寄せたけれども、敢へて手向をする者もない。それにしても、だまして陸に上らしておいて撃つ積りだらうと、いろ〳〵の恐ろしい事を想像して容易に近づかない。けれども海上で日を送る事が出來るものかといつて、馬の脚が立つ程になつたので、思ひ切つて馬共を皆追ひ下し、びちや〳〵と海中を打ち乘つて

叫んで驅け入るけれども、爲朝の方で相手をする樣にも見え、太刀を持つて防戰する者はないけれども、其の人があるやうにも思はれ、眼つきと樣子が敵の討ち入るのをさし覗く樣であつた。されば前から我こそ眞先に驅け入つて討ち取らうと言つた兵共もそれを見て、うち入る者は一人もない。これは全く官軍が臆病な爲でもない。只日頃から皆が爲朝を恐れる習慣になつてゐたからである。この樣に隨分すぐれた勇士共も臆してよう進まず、只外廓を取り圍んだばかりである。ここで加藤次景廉は爲朝が自殺したと見極めたか、長刀を以て後から狙ひ寄つて、爲朝の首を打ち落した。依つて其の日の高名の第一番につけられた。首をば同五月に都へ上せたから後白河院は二條京極に御車を停めて御覽になる。京中の貴賤道俗は夥しく集る。この爲朝は十三歲で筑紫に下つて、九州を三年の間に討ち從へ、六年目に始めて十八歲で都へ上つて、保元の合戰に名を顯し、二十九歲で鬼が島へ渡り、鬼神を僕として、伊豆國中の者は恐ぢ怖れたけれども、朝廷のおとがめを受けてゐる身であるから、終に本意を遂げず。三十三で名を天下に轟かした。古から今までこの爲朝程の元氣のある勇士はないと人々は言つた。

保元物語新釋終

昭和貳年貳月十一日印刷
昭和貳年貳月十五日發行
昭和十五年七月十七日再版





保元物語新釋
正價金壹圓八拾錢

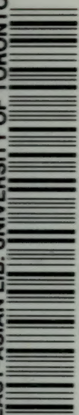
著作者　吉村重德
東京市神田區一ツ橋二丁目三

發行者　阪本眞三
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷者　寺井藤左エ門
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所　大日本印刷株式會社

發行所
東京市神田區一ツ橋貳丁目三
振替貯金口座東京八七貳番
大同館書店


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03033 3017